

平成 26 年 12 月

# 定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【 1 2 月 9 日 】

1 尾崎邦洋（緑風会） 25～30ページ

**議案第79号 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について**

- 1 条例改正に至った経緯について
- 2 条例改正後の効果について
- 3 市長が延滞金額を減額し、又は免除することができる「やむを得ない理由」について
- 4 附則第4項に加える「延滞金の割合の特例」について

2 岡本公秀（新和会） 30～35ページ

**議案第81号 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 分署の管轄地域について
- 2 分署への出動命令について
- 3 分署の稼働状況の把握について
- 4 分署の出動態勢について
- 5 現場到着時間の短縮について
- 6 分署が無人の場合について
- 7 亀山消防署の管轄区域について
- 8 本署と分署の署長の階級について
- 9 消防団との関連について

3 服部孝規（日本共産党） 35～43ページ

**議案第74号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について**

- 1 地方公営企業法の財務規定等を適用した場合、現在の公共下水道事業特別会計とどこが変わってくるのかについて
- 2 独立採算制により一般会計からの繰り入れがどうなるのか、また繰り入れができなくなれば使用料などの値上げが必要になるのではないかについて

**議案第75号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、  
議案第76号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第77号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について及び議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について**

- 1 亀山市特別職報酬等審議会条例では、条例を提出する場合は審議会に諮問するとなっているが、諮問したのかについて
- 2 55歳を超える職員の昇給抑制により問題は出ないのかについて

4 新 秀隆（公明党） 43～49 ページ

議案第82号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、木造住宅補強事業14,531千円の増額について
- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業56,250千円の減額について
- 3 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、6,500千円の増額について

5 豊田恵理（創政クラブ） 49～51 ページ

議案第92号 新市まちづくり計画の変更について

- 1 合併特例債の今後の発行可能額17億2,000万円の使い方について
- 2 活用予定事業について

6 今岡翔平（ぽぷら） 51～57 ページ

議案第75号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、  
議案第76号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第77号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について及び議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 改正の理由について
- 2 亀山市特別職報酬等審議会について
- 3 亀山市特別職の報酬に対する市長の考え方について

議案第90号 工事請負契約の変更について

- 1 契約変更の経緯について
- 2 今後の対応について

7 福沢美由紀（日本共産党） 57～65 ページ

議案第79号 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について

- 1 滞納時の督促の現状について
- 2 延滞金と督促手数料の違いについて

議案第82号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、放課後児童クラブ整備事業13,800千円の増額について

**議案第82号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について**

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、木造住宅補強事業14,531千円の増額について
- 2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費について
  - (1) 第2目 道路維持修繕費5,000千円の減額について
  - (2) 第6目 橋梁維持修繕費13,500千円の減額について
- 3 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第8目 町並み保存費、関宿重伝建選定30周年記念事業4,000千円の増額について
- 4 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業6,500千円の増額について

**議案第75号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、  
議案第76号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について及び議案第77号  
亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について**

- 1 改正する根拠について
- 2 財政健全化の観点から、以前より市長、副市長、教育長の給料及び退職手当を減額してきている中で、このたびの改正の考え方について

**議案第92号 新市まちづくり計画の変更について**

- 1 提案理由の真意について
- 2 平成17年の合併協議に基づく事業計画について、今後の対応も含めてどのような考えかを知りたい
- 3 合併特例債残額17億2,000万円強に対し、このたびの活用事業計画の総額が26億円であり、なおかつそれ以外に亀山市駅前周辺整備計画があるがどうか
- 4 計画変更に伴う今後の市債について

**議案第74号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について**

- 1 条例制定の趣旨について
- 2 なぜ今になって制定するのか
- 3 公共下水道事業に従事する職員の賠償責任の免除に関し、賠償額が10万円以上の場合は、議会の同意が必要とした根拠について
- 4 負担付きの寄附の受領等でその金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が50万円以上のものは、議会の議決を得なければならないとなっているがなぜか
- 5 今後の公共下水道事業と農業集落排水事業の関わりについて

**議案第 8 1 号 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 条例改正の趣旨について
- 2 北東分署を開署することによる効果の予測について
- 3 今回の改正により、1 署 2 分署体制にすることによる業務上の効果の予測について

**議案第 8 2 号 平成 2 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について**

- 1 第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費、一般事業 3 2, 0 7 8 千円の増額について
- 2 第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費、第 1 目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ整備事業 1 3, 8 0 0 千円の増額について
- 3 第 1 0 款 教育費、第 5 項 社会教育費、第 8 目 町並み保存費、関宿重伝建選定 3 0 周年記念事業 4, 0 0 0 千円の増額について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月10日】

1 今岡翔平（ぽぶら） 94～101ページ

### 亀山市の将来像とそれを担う世代について

- 1 市長としての亀山市の将来像の考え方について
- 2 今後激化する地域間競争において、亀山市のセールスポイントは何か
- 3 次世代を担う人づくり、教育について
- 4 若者世代の雇用について
- 5 若い世代の意見を市政に反映する仕組みづくりについて

2 高島 真（緑風会） 102～109ページ

### 政府の学校における方針について

- 1 通学範囲の基準と実態について
- 2 学級数の基準について
- 3 新しい基準について

### 有害駆除について

- 1 経口投与について

### 防犯灯・街路灯について

- 1 設置基準について

3 中崎孝彦（新和会） 109～116ページ

### 子ども・子育て支援新制度について

- 1 認定こども園について
  - （1）幼稚園・保育所への入所、入園手続きは変わるのか
  - （2）認定区分のうち、1号、2号認定において利用先が片寄れば、希望どおりの園に入れな  
い場合が生じると思うが、どのように対応していくのか
  - （3）平成18年に認定こども園制度ができたが、本市において導入されなかったのはなぜか
  - （4）新制度では許可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行が  
しやすくなったということだが、具体的にどう変わったのか
  - （5）認定こども園制度の導入時期はどのように考えているのか
- 2 学童保育について
  - （1）本市の基本方針は民設・民営だが、開設場所について今後市で対応できないか
  - （2）放課後子ども教室と放課後児童クラブ（学童保育）の一体化について、どのように考え  
ているのか

4 服部孝規（日本共産党） 117～130ページ

**来年4月から教育委員会制度が変更になることについて**

- 1 新教育長について
- 2 大綱の作成について
- 3 総合教育会議について

**今年度から始まった土曜授業について**

- 1 今年度の基本方針に「研究の成果と課題を検証」とあるが、検証はされたのかについて
- 2 平成27年度以降の基本方針について
- 3 土曜授業と逆行する「家族の時間づくり」について

**和賀白川線整備事業（国道1号線バイパスから市道亀田小川線まで）について**

- 1 開通した和賀白川線の交通量について
- 2 国道1号線バイパスから市道亀田小川線までがつながることによる需要予測について
- 3 どれぐらいの事業費を見込んでいるのか
- 4 市はことあるごとに「財政が厳しい」、「選択と集中」というが、この事業の優先度について

5 新 秀隆（公明党） 130～138ページ

**関宿の伝統的建造物群の保存について**

- 1 関の山車会館整備について
- 2 隣接する道路整備について
- 3 町並みにおける空き家対策について

**まちづくり観光の推進について**

- 1 広報活動について
- 2 他市との連携について
- 3 新規事業について

**生きがいを持てる福祉の展開について**

- 1 高齢者及び障がい者（児）タクシー料金助成事業について
  - （1）実績の推移について
  - （2）現状について
  - （3）今後の展開について

6 豊田恵理（創政クラブ） 138～147ページ

**認知症の予防について**

- 1 亀山市の認知症の現状について
- 2 取り組みについて
- 3 予防・早期診断について

#### 保育のあり方について

- 1 待機児童について
- 2 ニーズについて
- 3 市長の考え方について

#### 空き家問題について

- 1 空き家対策の特別措置法が先月に可決、成立したが、市として今後どう対応していくのか



## 質 問 内 容 （通告要旨）

【 1 2 月 1 1 日 】

1 西川憲行（ぽぷら） 1 5 0 ～ 1 6 2 ページ

### 亀山市の将来像について

- 1 新市まちづくり計画の変更について
  - （1）計画策定の経緯と計画変更の目的について
  - （2）市民参画による計画づくりがされたのか
  - （3）市街地整備方針について
  - （4）合併特例債の活用について
- 2 事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」について
  - （1）この事業による成果について
  - （2）仕分けの結果の活用について

2 中村嘉孝（新和会） 1 6 2 ～ 1 7 3 ページ

### 平成 2 7 年度予算編成方針について

- 1 予算編成の考え方と目指す方向性について
- 2 中期財政見通しとの整合について
- 3 平成 2 7 年度の税収見込みについて
- 4 「経常収支比率 8 5 % 以下」を目指すことについて
- 5 社会保障と税の一体改革による影響について

3 福沢美由紀（日本共産党） 1 7 3 ～ 1 8 5 ページ

### 米価暴落について

- 1 本市の生産者からの声・現状について
- 2 市独自での対策の必要性はないか

### 介護保険要支援者の訪問介護・通所介護のこれからについて

- 1 新総合事業への転換について
- 2 利用者からみてどのように変わるのか
- 3 サービスの質は保たれるのか

### 認定こども園について

- 1 9 月定例会以降の認定こども園に係る議論の経過について

4 櫻井清蔵（ぽぷら） 1 8 5 ～ 1 9 8 ページ

### 住環境整備について

1 亀山市における上水道の給水状況について

(1) 亀山市の上水道の区域別配水状況を知りたい

(2) 川崎、能褒野地区は、上水道の給水に支障があると聞き及ぶが、配管状況と今後の対策について知りたい

(3) 坂下地区は、上水道の給水に支障があるが、今後の対策について知りたい

**合併特例債について**

1 このたび議会に、新市まちづくり計画の変更の議案が提案されているが、合併協議において最大の事業であった庁舎建設について、今後どのように考えているのか、改めて市長の思いを知りたい

**川崎小学校改築事業について**

1 9月議会にも質問をしたが、普通教室への空調設備の整備について、議会改選後改めて市長の考えを確認したい

**市内道路における安全対策について**

1 市内各所に横断歩道の白線表示の不明瞭な箇所が多々見受けられるが、その認識を知りたい

2 道路状況により、横断歩道の設置が当然必要な箇所があると思うが、市としての対策、認識を知りたい

**公共施設の遊具の管理について**

1 学校・幼稚園・保育所の遊具の点検について

**5 宮崎勝郎 198～211ページ**

**まち・ひと・しごと創生法について**

1 まち・ひと・しごと創生法の目的は何か

2 基本理念の内容について

3 特にこの法案は、地域創生に向けた法案と思われるが、亀山市長としてどのように受けとめているのか

**市の行政（現況報告）について**

1 人事行政方針を定められたが、内容はどのようなものか

2 合併10周年の節目を迎え、新たなステージに向けて自治体経営をどのようにするのか考えを伺う

3 リニア中央新幹線の整備について、東京・大阪間の全線同時開業及び市内停車駅誘致に向けて、今後更なる取り組みをしていくのか伺う

4 生きがいを持てる福祉の展開について、スポーツ振興及び施設の充実について考えを伺う

5 子育て支援の一環である放課後児童クラブの充実について伺う

6 かめやま文化年2014について、「亀山トリエンナーレ ART KAMEYAMA 2014」と「古代浪漫ミュージカル TAKERU」の成果と想いを伺う

7 歴史、文化の継承について、関宿東の追分鳥居の建て替えをどのようにするのか伺う

**教育行政（現況報告）について**

- 1 道徳教育の推進について伺う
- 2 学力向上をどのように行うのか伺う
- 3 幼稚園での防犯訓練について伺う

6 前田耕一 211～224ページ

#### **かめやま文化年事業について**

- 1 事業別の開催の目的とその意義
- 2 実施済み事業の成果と検証について
- 3 実施済み事業の予算執行状況について

#### **市民活動応援制度について**

- 1 制度の概要と登録団体の現況について
- 2 団体登録申請とその審査方法について
- 3 市民活動応援券の発行状況について

#### **スポーツ振興と施設整備の今後について**

- 1 スポーツ振興に対する考え方について
- 2 スポーツ施設の現状と検証について
- 3 第76回国民体育大会の開催に向けての対応について

平成26年11月28日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第１号）

平成２６年１１月２８日（金）午前１０時 開会及び開議

- |   |    |                                             |
|---|----|---------------------------------------------|
| 第 | 1  | 会議録署名議員の指名                                  |
| 第 | 2  | 会期の決定                                       |
| 第 | 3  | 諸報告                                         |
| 第 | 4  | 現況報告                                        |
| 第 | 5  | 議案第７４号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について          |
| 第 | 6  | 議案第７５号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  |
| 第 | 7  | 議案第７６号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について          |
| 第 | 8  | 議案第７７号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について  |
| 第 | 9  | 議案第７８号 亀山市職員給与条例の一部改正について                   |
| 第 | 10 | 議案第７９号 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について |
| 第 | 11 | 議案第８０号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について                 |
| 第 | 12 | 議案第８１号 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について      |
| 第 | 13 | 議案第８２号 平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について           |
| 第 | 14 | 議案第８３号 平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について   |
| 第 | 15 | 議案第８４号 平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について  |
| 第 | 16 | 議案第８５号 平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について   |
| 第 | 17 | 議案第８６号 平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について    |
| 第 | 18 | 議案第８７号 平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第２号）について         |
| 第 | 19 | 議案第８８号 平成２６年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について      |
| 第 | 20 | 議案第８９号 平成２６年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について         |
| 第 | 21 | 議案第９０号 工事請負契約の変更について                        |
| 第 | 22 | 議案第９１号 市道路線の認定について                          |
| 第 | 23 | 議案第９２号 新市まちづくり計画の変更について                     |

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（１８名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 今 岡 翔 平 君 | 2 番 | 西 川 憲 行 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 3 番  | 高 島 真 君   | 4 番  | 新 秀 隆 君   |
| 5 番  | 尾 崎 邦 洋 君 | 6 番  | 中 崎 孝 彦 君 |
| 7 番  | 豊 田 恵 理 君 | 8 番  | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番  | 森 美和子 君   | 10 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 11 番 | 岡 本 公 秀 君 | 12 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 13 番 | 前 田 耕 一 君 | 14 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 15 番 | 前 田 稔 君   | 16 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 17 番 | 小 坂 直 親 君 | 18 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

|                 |             |                          |             |
|-----------------|-------------|--------------------------|-------------|
| 市 長             | 櫻 井 義 之 君   | 副 市 長                    | 広 森 繁 君     |
| 企 画 総 務 部 長     | 山 本 伸 治 君   | 財 務 部 長                  | 上 田 寿 男 君   |
| 財 務 部 参 事       | 神 山 光 弘 君   | 市 民 文 化 部 長              | 石 井 敏 行 君   |
| 健 康 福 祉 部 長     | 伊 藤 誠 一 君   | 環 境 産 業 部 長              | 西 口 昌 利 君   |
| 建 設 部 長         | 稲 垣 勝 也 君   | 医 療 セ ン タ ー<br>事 務 局 長   | 松 井 元 郎 君   |
| 危 機 管 理 局 長     | 井 分 信 次 君   | 文 化 振 興 局 長              | 広 森 洋 子 君   |
| 関 支 所 長         | 坂 口 一 郎 君   | 子 ど も 総 合<br>セ ン タ ー 長   | 若 林 喜 美 代 君 |
| 上 下 水 道 局 長     | 高 士 和 也 君   | 会 計 管 理 者<br>(兼)出 納 室 長  | 西 口 美 由 紀 君 |
| 消 防 長           | 中 根 英 二 君   | 消 防 次 長                  | 服 部 和 也 君   |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 肥 田 岩 男 君   | 教 育 長                    | 伊 藤 ふ じ 子 君 |
| 教 育 次 長         | 佐 久 間 利 夫 君 | 監 査 委 員                  | 渡 部 満 君     |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 栗 田 恵 吾 君   | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 松 村 大 君     |

●事務局職員

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 浦 野 光 雄 | 書 記 | 渡 邊 靖 文 |
| 書 記     | 高 野 利 人 |     |         |

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（前田 稔君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 西川 憲行 議員

11番 岡本 公秀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日から12月19日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、亀山市国民保護計画の変更についてが提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

平成26年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国におきましては、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げを平成29年4月に先送りすることとする増税延期の判断について信を問うため、衆議院の解散、総選挙が行われることとなりました。既に関連法が成立している社会保障と税の一体改革は、消費税増税とともに、社会保障制度の維持と充実を目的としているものであり、平成27年度よりスタートする子ども・子育て支援新制度を初め、年金や医療、介護分野など、国だけでなく地方にも影響を及ぼすものであり、今後の動向を注視し、的確な対応を図ってまいります。

そのような中、本市におきましては、平成27年度の行政経営の重点方針及び予算編成方針を定めるとともに、新たに組織機構や人員配置に関する基本的な方針として人事行政方針を定めましたので、国の動向や社会情勢など、さまざまな変化に対し、柔軟に対応しながら、新年度に向けた取

り組みを進めてまいります。

さて、本市は、来る1月11日に合併10周年を迎える運びとなりました。

合併から10年、本市は都市の一体感が醸成されるとともに、名実ともに5万人都市の仲間入りをするなど、着実に都市成長を遂げてまいりました。また、活発な市民活動の展開、子育て支援施策の充実や景観の保全、歴史文化資源を生かした町並みの整備を進めることで、亀山らしさの形成に広がりが生まれてきたところであります。さらに市民と行政の協働のもと、地域コミュニティを舞台に、市民が主役のまちづくりの活動を基本としたまちづくり協議会の設立への動きなど、本市のまちづくりの基本理念でもある「市民力で地域力を高めるまちづくり」が進められてきたところであります。

なお、同日には、市制施行10周年記念式典を亀山市文化会館において挙行し、市の振興に寄与された方を表彰するとともに、名誉市民である中村晋也氏をお招きし、多くの市民の方々とお祝いをし、市の将来に夢と希望の持てる10周年となるよう取り組んでまいります。

今後、社会経済情勢は一層厳しい局面を迎えることも予測されますが、10周年を節目とし、新たなステージに向けて持続可能な自治体経営を行い、5万市民の愛着と誇りが高まり、幸福実感の向上につながられるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出のうち中小企業支援につきましては、創業支援セミナーの開催や、経営力向上のための専門家による個別指導を実施するなど、亀山商工会議所等関係機関とも連携しながら、中小企業者等の意欲ある取り組みの支援に努めているところであります。

次に、農業の振興については、本年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、認定新規就農者制度の創設及び農地中間管理機構の設置に伴い、県の基本方針が見直されたことから、9月に亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を見直し、先月1日から新規就農者の青年等就農計画を市において認定することになったところであります。今後も、農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関と連携した情報提供や就農相談を行うなど、担い手の育成・確保に努めてまいります。

次いで、上下水道の整備のうち公共下水道事業につきましては、事業の経営健全化や計画性・透明性の向上を図るため、平成27年度より、これまでの特別会計から地方公営企業法の一部適用とした企業会計へ移行いたしますことから、関係条例の制定及び改正を本議会へ提案させていただいております。

次に、新たな国土軸の形成のうち、新名神高速道路の整備につきましては、既に野登トンネル工事の亀山市側からの掘削など、亀山・四日市北ジャンクション間の全線で工事着手されており、予定どおり平成30年度供用開始に向け、順調に進められているところであります。

また、リニア中央新幹線の整備につきましては、先月17日、JR東海によるリニア中央新幹線計画に対する国の認可がなされたことから、現在、沿線地域での住民説明会が開催されるとともに、今月4日には、東京都・名古屋市間における中央新幹線環境影響評価書に基づく事後調査計画書が沿線自治体へ提出されたところであります。市といたしましても、東京・大阪間の全線同時開業及



び市内停車駅誘致に向け、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議への支援を通じ、関係機関と連携しつつ取り組んでまいります。

次いで、道路網の整備のうち、布気小野線の歩道整備及び神辺大橋の橋梁長寿命化工事など、太岡寺畷周辺の一連の道路等の整備につきましては、河川管理者等との協議がおおむね調い、近く工事発注を予定いたしております。しかしながら、協議等に時間を要したことから、繰越明許費の予算補正を本議会に提案させていただいております。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち神辺地区コミュニティセンター改築工事につきましては、先月末日に完了いたし、今月３０日にはふれあい神辺創生委員会によるオープニングセレモニーが予定され、来月１日から供用開始となるところであります。新たな地域の活動拠点施設として、市民の皆様にご活用いただけたところであります。

次に、人権の尊重につきましては、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針の策定に向けて、人権施策審議会や庁内検討組織である審査検討部会において協議を進めております。

また、来月４日からの人権週間に合わせ、同月６日に「ヒューマンフェスタ in 亀山」が関文化交流センターにおいて実行委員会により開催されます。中学生による人権作文の発表や関係団体によるブース展示など、広く人権に対する認識を深めていただく機会としてまいります。

次いで、多文化共生の推進につきましては、今月１０日に開催されました外国人住民の諸問題の解決に向け、国へ提言を行う「外国人集住都市会議」に参加し、地域における雇用の安定と日本語習得について報告や要望を行ってまいりました。今後もこうした活動を通じて、外国人住民との共生に取り組んでまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進のうち、地域における健康活動の展開につきましては、来月から関南部地区において、健康づくり応援隊養成講座の開催を予定しております。昨年度までにスタートした川崎地区及び昼生地区とともに地域の活動を支援し、これらの取り組みを検証しつつ、今後の全市展開に向けた検討を進めてまいります。

次に、防災力の強化のうち地震対策・木造住宅補強事業につきましては、耐震工事等の要望が増加しておりますことから、さらなる木造住宅の耐震化を図るため、耐震補強工事に係る補助金など、関係経費の予算補正を本議会に提案させていただいております。

次いで、消防力の充実・強化のうち、北東分署建設事業につきましては、事務所棟の躯体工事が完了し、内装の下地組み立て工事等に着手したところであり、本年度内の完成に向け、着実に進めてまいります。なお、北東分署開署に当たりましては、新たな施設配置にふさわしい消防の体制とするため、亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正を本議会に提案させていただいております。

また、消防救急デジタル無線活動波等整備事業につきましては、デジタル機器の製作がおおむね完了いたしましたので、来年度からの運用開始に向け、順次既存のアナログ無線機器からの更新作業を進めてまいります。

一方、災害対応力の強化につきましては、県内消防相互応援協定に基づく鈴鹿市との応援・受援

訓練を初め、石川県で開催された緊急消防援助隊中部ブロック訓練への参加により、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくための技術の向上、広域連携体制の強化に努めているほか、市内社会福祉施設において、施設職員及び入所者と消防が一体となった合同訓練を実施し、双方の連携強化を図ったところであります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの振興のうち、西野公園野球場改修事業につきましては、来年度に開催が予定されております天皇賜杯全日本軟式野球大会に向け、本部席、電光掲示板などの改修工事を進めてまいります。

また、来る1月18日に開催されます“江戸の道”シティマラソンでは、市制施行10周年記念事業として2013年度全日本実業団対抗女子駅伝優勝チームからゲストランナーをお招きし、大会に花を添えていただきます。

次に、地域福祉力の向上につきましては、先月19日に総合保健福祉センター及び医療センターにおいて、実行委員会との共催による「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマに「あいあい祭り2014」を開催いたしました。市内外で活躍されるボランティア団体、保健・福祉・医療関係団体、社会福祉協議会など55団体が一堂に会し、健康・医療の相談や日常の活動内容の紹介を初め、福祉活動の体験やステージ発表などが行われ、子供から高齢者までの世代を超えた約2,000人にご来場いただき、地域での支え合いや健康づくりについて意識を高めていただくとともに、各種活動団体の交流の場となったところであります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援のうち、在宅医療の推進につきましては、医療・福祉等の専門職が協力して支援を行う在宅医療連携システムの試行を行っており、これまでに十数名の方に活用いただいております。近く、本格的な実施に移行できるよう、諸準備を進めてまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、社会福祉法人により市内最初の社会的事業所が先月1日に開設されたところであります。当事業所においては、市内在住の障がい者5名が勤務され、障がいの有無にかかわらず、ともに就労するという新しい形態による運営となっており、今後の自立支援に向けた新たな取り組みとして期待するところであります。市といたしましても、創業支援事業として補助金を交付するなど支援してまいります。

次いで、社会保障の充実のうち、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付につきましては、来る1月14日を受け付け期限として、現在その支給事務を進めており、臨時福祉給付金は約5,200名、子育て世帯臨時特例給付金は約3,500名へそれぞれ支給したところであります。引き続き、制度のさらなる周知を図るとともに、適切な支給に努めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち放課後児童クラブの設置につきましては、平成27年度からの入所を希望される児童の増加が見込まれますことから、新たに開所を予定される施設の開設に伴う補助金等、関係経費の予算補正を本議会に提案させていただいております。

また、亀山市子ども・子育て支援事業計画につきましては、亀山市子ども・子育て会議での検討を経て、近くパブリックコメントを予定しており、その諸準備を進めているところであります。

一方、国内において深刻な児童虐待が相次いで発生しているため、本年度、厚生労働省による居

住実態が把握できない児童に関する調査が行われ、1次報告では全国で2,900人以上の児童が居住実態不明となっていることが明らかになったところでありますが、追跡調査の結果、いまだ141人の児童の所在が明らかになっておりません。本市におきましては、全ての児童の所在は確認しておりますが、引き続き各部署が連携して、居住実態の把握など児童虐待の防止に努めてまいります。

次に、文化芸術の振興のうち「かめやま文化年2014」につきましては、文化の秋さながらに、さまざまな事業に取り組んでおります。

リーディング事業につきましては、「亀山トリエンナーレ ART KAMEYAMA 2014」が今月2日から9日にかけて開催されたところであります。続けて、同月30日には文化会館において「古代浪漫ミュージカルTAKERU」の初公演が予定され、来月13日には関宿重伝建選定30周年記念シンポジウムの開催を予定しているところであります。

ほかにも、メイン事業を初め、さまざまな団体等による関連事業も実施されており、これらの活動を通じて、本市の培ってきた歴史や暮らしの中の文化を見つめる機会とし、次回のかめやま文化年へとつなげてまいります。なお、3月14日に開催を予定しております「かめやま文化年2014フィナーレ」に向け、諸準備を進めているところであります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、三重県史跡に指定されている関宿東の追分鳥居について、平成27年5月にその建てかえを計画しているところでありますが、先月3日、その用材として伊勢神宮内宮宇治橋東詰の鳥居の旧材をご寄附いただいたところであります。

これにあわせて住民団体により行われるお木曳き行事など、一連の関係経費について予算補正を本議会に提案させていただいております。

また、屋根のない博物館創出事業につきましては、学校授業などで郷土の歴史学習として活用いただくため、インターネットでの発信を行うウェブ資料集「亀山こども歴史館」の完成に向けて取り組んでまいります。

さらに、歴史博物館開館20周年を記念して、郷土の歴史と郷土ゆかりの人物の歴史を融合させた企画展「～世界に冠たる明治生まれの亀山人～映画監督衣笠貞之助と言語学者服部四郎」を開催しております。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、新市まちづくり計画の変更につきましては、活用期限の延長が可能となった合併特例債の有効活用を図るため、計画期間の変更など一部変更について、本議会に提案させていただいております。

次に、処分や行政指導に関する手続につきましては、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、本年6月に行政手続法の一部を改正する法律が公布されたところであります。これに伴い、亀山市行政手続条例につきましても、その趣旨を踏まえた改正を行う必要がありますことから、近くパブリックコメントを実施すべく諸準備を進めているところであります。

次いで、国の一般職員の給与につきましては、景気回復に伴う民間の賃金水準の改善により官民の給与較差が生じたことから、7年ぶりに月例給を平均0.3%、勤勉手当を0.15カ月引き上げる人事院勧告がなされたところであります。

市の職員給与等につきましては、国家公務員準拠を基本としておりますことから、関係条例の改

正について本議会に提案させていただいているところであります。

一方、あわせて勧告のあった地域の民間給与水準を踏まえた給料表水準の平均２％の引き下げ及び地域手当の見直し等、給与制度の総合的な見直しにつきましては、これまでの考え方を基本としながらも、県内他市の状況を見据えつつ、市職員組合とも協議を進め、検討してまいります。

ところで、林業総合センターの復旧につきましては、年内の全面開館に向け、工事が順調に進んでいるところであります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年８月１６日から１１月１５日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（前田 稔君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

#### ○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成２６年１２月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。中央教育審議会では、先月２１日、小・中学校で道徳の時間を正式な教科に格上げし、数値による評価を行わない「特別の教科 道徳」とすることを答申しました。引き続いて、同月３１日には、市区町村教育委員会の判断で設置できる小中一貫校の制度化について答申が行われています。

また、この小中一貫校制度化に関連した小学校と中学校の両方で教えることのできる教員免許状の創設や、柔軟で特色あるカリキュラムの実施が期待される非営利団体に運営を委託する公設民営学校の創設についての議論が進んでおります。

一方、県では、今年度の全国学力・学習状況調査において、全ての教科で全国平均正答率を３年連続下回るという厳しい結果を受け、これに対応するため、先月には学力向上緊急対策チームが設置されたところであります。緊急対策チームにおいては、学力向上の施策をさまざまな視点から検証し、取り組みの改善に生かすとしています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、市内の子供たちの学力向上に向けた取り組みをより確かなものとするために、今月、亀山市学力向上推進計画を策定し、関係機関に発信いたしました。さらに、学校力・教師力の向上、学習環境が厳しい児童生徒への学習支援、家庭への働きかけの３点を重点的な取り組みと定め、学校及び家庭と連携・協働を図りながら、一丸となって学力向上の取り組みに強い意志と実践力で臨んでまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、子供たちに確かな学びを保障していくために、来月には学校組織マネジメントの観点から、経験の浅い管理職や管理職候補を対象とした研修会を開催いたします。同時に、学校のさまざまな危機管理や防災、教職員の服務規律の徹底等について、より一層組織的に機能する学校づくりに努めてまいります。

次に、学校給食につきましては、先月31日、学校給食検討委員会から第1次意見書が提出されました。教育委員会といたしましては、その意見書を尊重しながら、学校給食における食物アレルギー対策や給食食材費の価格について協議しているところであります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、教職員の研究活動につきましては、先月15日、亀山西小学校において「つながり合って、輝いて～伝え合い学び合う算数の授業づくり～」、また亀山南小学校においては「学ぶ喜びを実感する授業の創造～思いをもち、つながる国語科学習～」を研究主題として、教育研究発表会を開催いたしました。市内小・中学校の教職員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合うとともに、今後も引き続き各学校における研究を深め、授業改善に取り組んでまいります。

また、土曜日の教育活動の推進につきましては、9月から土曜授業に関する検討委員会等を3回開催するとともに、小学校2・4・6年生、中学校1・2年生及びその保護者にアンケート調査を実施いたしました。これらの意見を取りまとめた上で、成果と課題を検証し、今後の土曜授業のあり方に関する基本方針を明確にいたしました。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、白川小学校の耐震改修工事につきましては、現在、最後の工区となります校舎北棟西側部分の工事に入っており、来年3月の完成に向けて、順調に工事を進捗しております。また、この工事につきましては、工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定による変更契約について、本議会に提案させていただいております。

次いで、亀山東小学校整備事業につきましては、本年度は運動場の改修工事を施行しており、来年1月の完成を目指して工事を進めております。

また、川崎小学校改築事業につきましては、設計業務を進める中で、学校運営協議会とのワークショップをこれまでに2回開催し、学校関係者のご意見も取り入れながら、本年度における基本設計の完成に向け取り組んでいるところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、青少年健全育成につきましては、子供の安心・安全の見守り体制の強化を図るため、不審者が幼稚園内に侵入した場合を想定した防犯訓練を青少年総合支援センター、教育研究室、亀山警察署が連携して実施したところであります。また、保育所からの要請に応じて、防犯訓練に青少年総合支援センターの補導員の派遣を行っております。

次に、家庭教育の支援につきましては、基本的な生活習慣や体力などの発達段階に合わせた習得を目指して、市内の保育所・幼稚園の保護者等を対象とした出前講座を実施しております。この講座で学んだことや体験したことを、それぞれのご家庭で取り組んでいただくように強く働きかけてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

本年度の上半期の利用実績であります。昨年度の館内の改修工事の効果もあり、入館者数とし

ては約5万1,000人、図書の貸出人数は約2万7,000人、図書の貸出冊数は約11万4,000冊となり、昨年度と比較しますと、入館者数や貸出人数とともに貸出冊数も増加している現状であります。

引き続き、図書館が利用者にとって、求めていることのヒントが見つかる、やわらかい場所となるよう、図書館サービスの充実を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（前田 稔君）**

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時38分 休憩）

---

（午前10時48分 再開）

**○議長（前田 稔君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第74号から日程第23、議案第92号までの19件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございますが、市民に必要なサービスである下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が不可欠であり、複式簿記に基づく収益費用の把握が必要となってまいります。

総務省は、地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用範囲を拡大する方針を従来から示しており、公共下水道事業については、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップにおいて、平成31年度までに公営企業会計へ移行すべきであるとしております。

このことから、健全かつ持続可能な下水道経営を目的として、平成24年11月に策定いたしました亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書に基づき、下水道事業のうち公共下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目としまして、地方公営企業法の規定に基づき、公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることといたします。

2つ目としまして、汚水を排除し、処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため公共下水道事業を設置し、公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することといたします。

3つ目としまして、公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないことといたします。また、公共下水道事業の処理区域面積

及び処理人口について定めることといたします。

4つ目といたしまして、予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めます。

5つ目として、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が10万円以上である場合は、議会の同意を得なければならないことといたします。

6つ目として、負担つきの寄附の受領等でその金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が50万円以上のものは、議会の議決を得なければならないことといたします。

7つ目として、公共下水道事業に関して作成しなければならない業務の状況を説明する書類について、記載すべき事項等を定めるものであります。

8つ目としまして、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、附則において亀山市特別会計条例の一部を改正し、亀山市公共下水道事業特別会計を廃止いたします。

次に、議案第75号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市議会の議員の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、平成26年度12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

2つ目としまして、平成27年度以降の6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、平成27年度以降の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成27年4月1日といたします。また、平成26年度の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成26年12月1日から適用することといたします。

次に、議案第76号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市長及び副市長の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、平成26年度12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

2つ目としまして、平成27年度以降の6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、平成27年度以降の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成27年4月1日といたします。また、平成26年度の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成26年12月1日から適用することといたします。

次に、議案第77号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、教育長の勤勉手当の支給割合について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、平成26年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げます。

2つ目としまして、平成27年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、平成27年度以降の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成27年4月1日といたします。また、平成26年度の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成26年12月1日から適用することといたします。

次に、議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行います。また、国の一般職に属する職員の給与において実施している55歳を超える職員の昇給抑制について、市の一般職の職員の給与においても国に準じた取り扱いとするため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係の1つ目としまして、55歳を超える職員の昇給について、規則で定める基準により、勤務成績が「極めて良好」及び「特に良好」の場合における昇給の号給を抑制いたします。また、勤務成績が「良好」及び「やや良好でない」の場合は昇給を行わないことといたします。

2つ目としまして、交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げます。

3つ目としまして、一般職の職員について、平成26年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げ、再任用職員について、平成26年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

4つ目として、全ての給料表において、若年層に重点を置きながら、特定の号給の給料月額を平均0.3%引き上げます。

次に、第2条関係の1つ目としまして、一般職の職員について、平成27年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き下げます。

2つ目としまして、再任用職員について、平成27年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、第1条関係の55歳を超える職員の昇給抑制につきましては、平成27年1月1日とし、第2条関係の平成27年度以降の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成27年4月1日といたします。

また、第1条関係の通勤手当の改正及び給料表の改定につきましては、平成26年4月1日から適用し、平成26年度の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成26年12月1日から適用することといたします。

続きまして、議案第79号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正についてでございますが、現在、市の債権を納期限後に納付する場合、延滞金等の取り扱いがそれぞれの債権で異なっておりまして、市税等は亀山市税条例等に基づき延滞金を課しておりますが、税外収入金は本条例に基づき督促手数料を課することとなっております。



督促手数料は、督促状を発送する際に手数料として一定額を加算するものであることに対し、延滞金は、納付が出来るほど加算する金額が大きくなるものであるため、納期内の納付だけでなく、納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果がございます。

このことから、納付義務者間の公平性を確保するとともに、市税等との整合性を図ることにより債権事務の合理化・効率化を進めるために、税外収入金について督促手数料にかえて延滞金を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目として、題名を「亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例」に改めることといたします。

2つ目といたしまして、督促手数料を徴収することにかえ、今後は納付義務者が納期限後に税外収入金を納付する場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならないことといたします。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金額を減額し、または免除することができることといたします。

3つ目として、当分の間、延滞金の割合に特例を設けることといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、この条例の施行の日前に納期限を過ぎた税外収入金に対する延滞金額の計算については、「その納期限の翌日」からではなく、「平成27年4月1日」からとする経過措置を定めます。

次に、議案第80号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険の被保険者が出産したときは、条例に定めるところにより出産育児一時金を支給いたしますが、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合は、その掛金を加算した額を支給しております。

産科医療補償制度における掛金の額が見直されることに伴い、出産育児一時金に加算する額が見直されますが、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合の支給額の総額を維持することから、出産育児一時金の支給額を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、出産育児一時金の支給額を「39万円」から「40万4,000円」に改正いたします。

なお、施行日は平成27年1月1日とし、改正後の出産育児一時金の支給は、施行日以降の出産から適用し、施行日前の出産については、なお従前のとおりとする経過措置を定めます。

次に、議案第81号亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、第1次亀山市総合計画後期基本計画において、防災力の強化を具現化するための施策として位置づけている市北東部地域の消防力の強化のため、亀山消防署北東分署を建設し、平成27年4月に開署する予定であります。

北東分署の開署による効果を確実なものとし、市全体の消防力を強化するため、市の消防署を現在の2署体制から1署2分署体制に改めることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目としまして、市の消防署を亀山消防署の1署とし、亀山消防署の管轄区域を亀山市全域といたします。

2つ目としまして、新たに亀山消防署関分署及び亀山消防署北東分署の2分署を設置いたします。なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

続きまして、議案第82号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてございま

すが、補正額は歳入歳出それぞれ１億６,６６２万４,０００円を追加し、補正後の予算総額を２１億１,４３４万９,０００円といたします。

最初に、繰越明許費の補正につきましては、市単道路整備事業を初め関係機関との調整などにより、年度内に完成が見込めない８事業について、やむを得ず繰り越しをいたすものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、東の追分鳥居建替事業など２事業を追加いたしました。

続いて、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

歳出予算全般にわたりまして、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員人件費について補正を行っております。

総務費につきましては、国・県補助金等の決定により、木造住宅補強事業を増額するほか、退職者の増加により退職手当の増額をいたしました。

民生費では、平成２７年度の待機児童解消のため、放課後児童クラブ整備事業を計上するほか、介護給付費の増加に伴い、障がい者自立支援事業の増額をいたしました。

土木費では、国補助金の決定により、道路舗装事業や橋梁維持修繕費を減額するほか、公共下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金を減額いたしました。

消防費では、退職者の増加により退職手当を増額いたし、教育費では、関宿重伝建選定３０周年記念事業の増額をいたしております。

一方、歳入でございますが、地方交付税におきましては、普通交付税の交付決定額により減額をいたしました。

国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、木造住宅補強事業に係る社会資本整備総合交付金を増額いたしました。

県支出金につきましても、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、木造住宅補強事業に係る耐震化補強事業補助金などを増額いたしました。

繰入金では、伝統的建造物群保存基金からの繰り入れを増額いたし、繰越金は、補正財源として前年度繰越金を増額いたしました。

市債では、防火水槽整備に係る防災対策事業債を計上いたしております。

次に、議案第８３号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ１億４,９８５万９,０００円を追加し、補正後の予算総額を４８億８,８４９万６,０００円といたしております。

主な補正内容は、医療費の伸びに伴い、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費を増額するほか、過年度負担金返還金について確定額により計上いたしました。

次に、議案第８４号平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ６０６万７,０００円を追加し、補正後の予算総額を８億６,６９６万７,０００円といたしております。

主な補正内容は、平成２５年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

次に、議案第８５号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ５８０万５,０００円を追加し、補正後の予算総額を８億６,２６０万５,０００円といたしております。

主な補正内容は、処理施設維持管理費を増額いたしました。

次に、議案第86号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,323万9,000円を減額し、補正後の予算総額を14億3,258万8,000円といたしております。

主な補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費の減額及び利子償還金の減額をいたしました。

次に、議案第87号平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的支出を16万2,000円増額し、補正後の予定額を12億6,436万2,000円といたしております。

主な補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費に係る補正をいたしました。

次に、議案第88号平成26年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出を7万9,000円増額し、補正後の予定額を7,057万9,000円といたしております。

主な補正内容は、人事院勧告に伴う職員人件費に係る補正をいたしました。

次に、議案第89号平成26年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、債務負担行為として給食業務委託料を追加いたしました。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算、並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第90号工事請負契約の変更についてでございますが、白川小学校耐震工事につきまして、平成26年11月17日付で契約の変更について仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

元契約でございますが、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は1億8,900万円、契約の相手方は、亀山市田村町1995番地の31、白川建設株式会社、代表取締役 服部 清でございます。変更の内容は契約金額の変更で、変更後は2億137万3,560円とするものでございます。

なお、契約金額の変更につきましては、工期内における労務費や資材の価格の急激な変動による増額でございます。

次に、議案第91号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線であるみずほ台68号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第92号新市まちづくり計画の変更についてでございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債の活用期限が5年間延長されることとなり、市といたしましても、有利な財源である合併特例債を有効に活用するため、同計画の期間を5年間延長するとともに、新たに活用を想定できる事業を追加する変更を行うものでございまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、具体的な活用事業につきましては、現在策定を進めております後期基本計画第2次実施計画や、現在の総合計画の後継計画において明らかにしてまいりたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成26年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計の補正予算（第4号）でございますが、補正予算書4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表の繰越明許費でございますが、第8款土木費の市単道路整備事業1,110万円及び布気小野線、これは太岡寺畷の整備事業1,176万円につきましては、道路・河川の管理者など関係者との協議に時間を要しまして、年度内に完成が見込めないこと、また橋梁維持、こちらは神辺大橋の修繕費2,093万4,000円及び橋梁耐震化、こちらは光於堂橋の補強事業2,129万4,000円につきましては、工事に伴い支障となる電気通信設備の移設や材料調達に日数を要し、年度内完成が見込めないことなどから、やむを得ず翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次の第11款災害復旧費につきましては、農業用施設、林業施設、道路及び河川の災害復旧事業につきまして、国の災害査定や地元調整などに時間を要し、年度内完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、東の迫分鳥居建替事業500万円につきましては、平成27年5月の建てかえに向けまして、本年度中に事業着手するため計上をいたしましたものでございます。また、高齢者等介護用品集配業務委託料2,100万円につきましては、平成27年度の委託事業者選定のため、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第4表 地方債補正でございますが、防火水槽整備に防災対策事業債を活用するため340万円を追加いたしました。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら、順次ご説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算におきましては、人件費の補正を歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略をさせていただきまして、給与費明細書においてご説明を申し上げます。

少し飛びますが、66、67ページをお開きいただきたいと存じます。

下段のほうに一般職の総括欄でございますが、給料1,276万円の減額、職員手当1億2,327万3,000円の増額、共済費840万円の減額によりまして、合計では1億2,111万3,000円の増額といたしております。

67ページをごらんいただきますと、給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、給料につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による増額540万円、育児休業者の増加等による減額1,816万円によりまして、合計1,276万円の減額をいたしております。

次に、職員手当につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による増額が2,800万円、勧奨退職者等の増加、当初11人を見込んでおりましたが、19人の退職が見込まれますので、その退職手当9,740万5,000円の増額などにより、合計1億2,327万3,000円の増額をいたしました。

次に、歳出でございますが、戻りまして20、21ページをお開き願います。

第2款総務費の21ページ中段の地区コミュニティセンター充実事業504万5,000円の減額につきましては、関南部地区コミュニティセンター用地について、契約額の確定に伴い減額を行うものでございます。

下段の木造住宅補強事業1,453万1,000円につきましては、耐震診断、耐震補強、耐震補強計画、除却事業について、より多くの助成要望に応えるため、事業費の増額を行うものでございます。

次に28、29ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款民生費、29ページの中ほどに一般事業3,207万8,000円でございますが、平成25年度の国・県の障害者自立支援給付費等負担金の確定に伴う返還金などを計上いたしました。

次に、臨時福祉給付金給付事業5,625万円の減額及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業650万円の増額につきましては、交付見込み額により計上をいたしました。なお、歳入予算におきまして、国からの補助金を同額で計上いたしております。

次に、30、31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページ上段の障がい者の自立支援事業7,730万円につきましては、利用者の増加により介護給付費等を増額するものでございます。

次に、32、33ページでございます。

33ページ中ほどに、放課後児童クラブ整備事業1,380万円につきましては、亀山西小学校、井田川小学校、川崎小学校の3つの小学校区において予定されます新たな放課後児童クラブの開設に伴う補助金を計上いたしました。

次に、34、35ページでございます。

35ページの中ごろに、心身障がい児の自立支援事業1,660万円がございますが、これにつきましては、利用者の増加により介護給付費等を増額するものでございます。

次に、36、37ページでございます。

37ページ上段の一般管理費5,463万2,000円につきましては、平成25年度の国の生活保護費負担金の確定に伴う返還金を計上いたしました。

次に中段の扶助費3,680万円の減額につきましては、生活扶助費や医療扶助費など、年間の決算見込み額により減額をいたしております。

次に、40、41ページをごらんいただきたいと存じます。

第4款衛生費の上段、斎場の施設管理費730万円の減額につきましては、契約額の確定により減額を行うものでございます。

次に、46、47ページをごらんいただきたいと存じます。

第8款土木費の47ページの中段でございます。道路維持修繕費500万円の減額でございますが、排水管清掃等委託料200万円を増額する一方で、照明灯だとか標識等の各種点検業務委託料

を事業費の確定により700万円減額するものでございます。

次に、48、49ページをごらんいただきたいと存じます。

49ページ上段の道路舗装事業3,500万円の減額及び橋梁維持修繕費1,350万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額により事業費調整を行い、減額計上をしたものであります。

次に、50、51ページでございます。

51ページの上段の公共下水道事業2,374万2,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金の減額を行うものでございます。

次に、54、55ページでございます。

55ページの上段で、第9款消防費の防火水槽整備事業410万円の減額につきましては、3カ所計画をいたしておりましたうち1カ所で、工事の日程調整ができなかったことによりまして減額を行うものでございます。

次に、下段の第10款教育費の私立学校等助成事業410万円につきましては、補助対象者数の増加に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金を増額いたしました。

次に、62、63ページでございます。

63ページ上段の関宿重伝建選定30周年記念事業400万円につきましては、東の追分鳥居建てかえに伴います伝統行事お木曳きの実施に向けて、実行委員会に対する補助金を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りますが、8、9ページをお願いいたします。

第10款の地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定しましたので、3,972万6,000円を減額いたしました。

次に、第12款分担金及び負担金につきましては、養護老人ホームへの入所者の増により、老人福祉費負担金170万円を増額いたしております。

次に、第14款国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金4,695万円を初めとして、それぞれ補助対象となる事業費の決定などにより補正を行うものでございます。

次に、10、11ページでございます。

下段の第15款県支出金につきましても、それぞれ補助対象となる事業費の決定などによりまして、国庫負担金に準じて補正を行うものでございます。

次に、12、13ページでございます。

下段の第18款繰入金の伝統的建造物群保存基金繰入金270万円につきましては、関宿重伝建選定30周年記念事業に充当するため増額をいたし、土地開発基金繰入金504万5,000円の減額につきましては、関南部地区コミュニティセンター用地購入費の確定により減額をするものでございます。

次に、14、15ページをお開きいただきたいと存じます。

中段の第19款繰越金2億1,664万7,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金の未計上額全額を計上いたしました。

次に、下段の第20款諸収入でございますが、総務費雑入のその他雑入511万6,000円に

つきましては、源泉所得税の徴収漏れに係る個人事業主からの返還金を計上いたしました。

また、芸術文化振興基金助成金１３０万円につきましては、関宿重伝建選定３０周年記念シンポジウム開催に対する日本芸術文化振興会の助成決定額を計上いたしました。

次に、１６、１７ページでございますが、第２１款市債につきましては、防火水槽整備事業に対して国庫補助金が配分されなかったことから、防災対策事業債３４０万円を活用するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

７８、７９ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、７９ページ下段の第２款保険給付費の一般被保険者療養給付費７，９１２万６，０００円と、めくっていただきまして、次の８１ページ上段の一般被保険者高額療養費３，０４９万円につきましては、それぞれ医療費の決算見込みにより増額をいたしました。

次に、中段の第３款後期高齢者支援金等４３４万１，０００円は、額の確定による増額でございます。下段の第８款保健事業費の特定健康診査等事業費４６１万１，０００円は、特定保健指導未利用者対策などを実施するため、一般会計への繰出金を増額いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算において国からの補助金を同額計上しております。

次に、８２、８３ページでございます。

下段の第９款諸支出金では、平成２５年度の療養給付金等国庫負担金の確定による償還金を３，０９１万６，０００円計上いたしております。

戻っていただきまして、歳入でございますが、７６、７７ページでございます。

上段の第３款国庫支出金では、特定保健指導未利用者対策等に係る財政調整交付金４６１万１，０００円を計上いたしました。

次の下段の第１１款繰越金につきましては、前年度繰越金の未計上額１億４，５２６万２，０００円を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

９２、９３ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第１款総務費で人件費を増額するほか、第３款諸支出金で、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金５６１万６，０００円を計上いたしました。

戻っていただきまして、歳入でございますが、９０、９１ページでございます。

第５款の繰越金につきましては、前年度繰越金の未計上額６０６万７，０００円を計上いたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１０２、１０３ページでございます。

歳出でございますが、第１款事業費では、人件費を増額するほか、機器類の修繕料など処理施設維持管理費を４８５万円増額いたしました。

戻っていただきまして、１００、１０１ページでございます。

歳入では、第５款繰入金で、一般会計繰入金２２万８，０００円の減額のほか、第８款繰越金として、前年度繰越金の未計上額６０３万３，０００円を計上いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、１１２、１１３ページでございます。

歳出でございますが、第１款事業費では、人事異動に伴う人件費の減額などを行いまして、めくっていただきまして１１４、１１５ページでは、第２款公債費におきまして、長期市債利子償還金の確定によりまして、利子償還金９３７万７、０００円を減額いたしております。

戻っていただきまして、歳入でございます。

１１０、１１１ページでございますが、第５款繰入金の一般会計繰入金及び下水道事業基金繰入金、合わせまして４、７４８万４、０００円の減額につきましては、次の第８款、前年度繰越金３、４２４万５、０００円の計上及び歳出補正額との調整によりまして、それぞれ減額を行うものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

１１７ページでございます。

収益的支出の第１款水道事業費用におきまして、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費１６万２、０００円の補正をいたしております。

次に、工業用水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、１２７ページでございます。

収益的支出の第１款工業用水道事業費用におきまして、人事院勧告に伴います人件費７万９、０００円の補正をいたしております。

最後に、病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、１３７ページをお開きいただきたいと存じます。

第２条の債務負担行為、給食業務委託料につきましては、平成２７年度から２９年度におけます委託事業者の選定を進めるため、１億４、８５０万円を限度額として債務負担行為を定めようとするものでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（前田 稔君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いて、お諮りします。

あす２９日から１２月８日までの１０日間は、議案精査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

あす２９日から１２月８日までの１０日間は、休会することに決定しました。

次の会議は１２月９日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前１１時３４分 散会）

平成 2 6 年 1 2 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第２号）

平成２６年１２月９日（火）午前１０時 開議

第 １ 諸報告

第 ２ 上程各案に対する質疑

議案第７４号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第７５号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第７６号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第７７号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第７８号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第７９号 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について

議案第８０号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第８１号 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

議案第８２号 平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について

議案第８３号 平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８４号 平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第８５号 平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８６号 平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８７号 平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第２号）について

議案第８８号 平成２６年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第８９号 平成２６年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第９０号 工事請負契約の変更について

議案第９１号 市道路線の認定について

議案第９２号 新市まちづくり計画の変更について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（１８名）

１番 今岡翔平君

２番

西川憲行君

３番 高島真君

４番

新秀隆君

５番 尾崎邦洋君

６番

中崎孝彦君

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 7 番   | 豊 田 恵 理 君 | 8 番   | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番   | 森 美和子 君   | 1 0 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 1 1 番 | 岡 本 公 秀 君 | 1 2 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 1 3 番 | 前 田 耕 一 君 | 1 4 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 1 5 番 | 前 田 稔 君   | 1 6 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 1 7 番 | 小 坂 直 親 君 | 1 8 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

|                 |             |                            |             |
|-----------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 市 長             | 櫻 井 義 之 君   | 副 市 長                      | 広 森 繁 君     |
| 企 画 総 務 部 長     | 山 本 伸 治 君   | 財 務 部 長                    | 上 田 寿 男 君   |
| 財 務 部 参 事       | 神 山 光 弘 君   | 市 民 文 化 部 長                | 石 井 敏 行 君   |
| 健 康 福 祉 部 長     | 伊 藤 誠 一 君   | 環 境 産 業 部 長                | 西 口 昌 利 君   |
| 建 設 部 長         | 稲 垣 勝 也 君   | 医 療 セ ン タ ー<br>事 務 局 長     | 松 井 元 郎 君   |
| 危 機 管 理 局 長     | 井 分 信 次 君   | 文 化 振 興 局 長                | 広 森 洋 子 君   |
| 関 支 所 長         | 坂 口 一 郎 君   | 子 ど も 総 合<br>セ ン タ ー 長     | 若 林 喜 美 代 君 |
| 上 下 水 道 局 長     | 高 士 和 也 君   | 会 計 管 理 者<br>( 兼 ) 出 納 室 長 | 西 口 美 由 紀 君 |
| 消 防 長           | 中 根 英 二 君   | 消 防 次 長                    | 服 部 和 也 君   |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 肥 田 岩 男 君   | 教 育 長                      | 伊 藤 ふ じ 子 君 |
| 教 育 次 長         | 佐 久 間 利 夫 君 | 監 査 委 員                    | 渡 部 満 君     |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 栗 田 恵 吾 君   | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 松 村 大 君     |

●事務局職員

|         |           |     |         |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 浦 野 光 雄   | 書 記 | 渡 邊 靖 文 |
| 書 記     | 村 主 健 太 郎 |     |         |

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

5番 尾崎邦洋議員。

**○5番（尾崎邦洋君登壇）**

皆さん、おはようございます。

初日のトップバッターというのは初めての経験です。

それでは、通告に従い、議案第79号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

それでは、まず最初、条例改正に至った経緯については、条例制定・改廃の背景及び趣旨によって記載されてはおりますが、再度、この経緯について、まずお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（前田 稔君）**

5番 尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

**○財務部長（上田寿男君登壇）**

皆さん、おはようございます。

それでは、この条例の改正に至った経緯について、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、亀山市におきましては、厳しい財政状況が続く中、歳入確保と市民負担の公平性を維持するためには、市税を初めとした市の保有する債権の管理を適正に行い、未収金の圧縮を図ることが重要となっているところでございます。このことから、平成25年度から、亀山市行財政改革大綱の歳入確保の考えから、市の債権について調査・検討を行い、平成26年9月に法的区分に従って整理を行い、債権一覧表を作成いたしましたところでございます。

そのような中で、市税、国保税、また水道料金、市営住宅使用料などの市債権につきましては、既に庁内で一元化による債権管理を行ってまいったところでございます。しかし、保育所保護者負担金、公共下水道使用料など、税外収入金につきましては、担当室において未収債権の管理を行っており、督促手数料及び延滞金の取り扱いが市税等と異なっている状況でございました。このことから、取り扱いを一元化するために条例を改正するものでございます。

また、今回の条例改正により、納税義務者間の公平性を確保するとともに、市税等との整合性を図ることで、債権管理の一元化と未収金の圧縮を推進し、さらには債権事務の合理化・効率化を図り、これまで以上に市の歳入確保に努めてまいりたいと存じておるところでございます。

**○議長（前田 稔君）**

尾崎議員。

**○5番（尾崎邦洋君登壇）**

それではお聞きしたいのですが、市税外収入金の未納付金が、突然今になって発生したわけでも

ないと思うんですけども、なぜこの時期にあえて条例の改正を行わなければならなかったのかを再度お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたが、税については、旧亀山市では平成15年6月に督促手数料の廃止をいたしておるところでございます。また、旧関町は、督促手数料を取っていなかったところでございます。また、14市、県内各市の状況を見ますと、10市が延滞金を取る規定になっております。亀山市を含めた4市が延滞金を取る規定にはなっていないところでもございます。

行財政改革を進める観点から、債権管理を進める上で、この税外収入金についても延滞金を取っていくというような方向で全国的には進められているところございまして、亀山市におきましても、1つは税や国保税との統一を図っていきたい。1点は、次にマイナンバー制度等も導入をされますことから、債権管理の一元化のためには督促手数料を廃止して、延滞金に一元化していったほうが債権管理がやりやすいんだらうということもございまして、今回、この改正を上げさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、この条例を改正した後の効果をどのように踏んでいるのか、お聞きしたいと思います。

提案理由説明書を見ますと、延滞金は納付がおくれるほど加算する金額が大きくなるものであるため、納期内の納付だけでなく、納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果があるというふうに記載されておりますし、そのようなことをお聞きしましたが、それでは、市税外収入金の未納付金が現在、下水道とか、そういったところでもいろいろ出ていると思うんですけども、これがどれぐらい改善できると踏んでおられるのか。率とか金額でも構わないので、大体つかんでおれば、それをお示し願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

条例改正後の効果でございますが、督促手数料は、督促状を発送する際に手数料として一定額を加算するもので、現条例では1通50円となっております。それに対し、延滞金は、納期限後に納付する場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて加算されるもので、納付がおくれるほど金額が多くなるものであることから、納期内の納付だけでなく、納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果があり、歳入確保並びに収納率の向上が期待できます。

また、市の債権を管理する上で、庁内が一元的な取り扱いを行うことで、先ほど申し上げましたとおり、やがて導入されますマイナンバー制度の対応もスムーズにいくんだらうというふうに考えておるところでございます。

具体的に、どれぐらい、この条例を改正して納付につながるんだということでございますが、金額は申し上げられませんが、これを導入して債権管理をやっている各市の状況を見ますと、

これを行うことで、納期内納付がふえて歳入確保につながっていることを聞いておりますので、本市としてもそのような取り扱いをいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

大体一般の家庭で下水道というのは、うちの家なんかは3,000円ぐらいの支払いなんですけれども、上下水道を合わせて水道料金が5,000円ぐらいというふうに踏んでいるんですが、これを延滞金を取るとしても、一般の家庭では下水道の使用料が2,500円から5,000円ぐらいと踏んで、じゃあこれが1カ月で幾らになるのかですね。大体、一般家庭では、恐らく1カ月何十円ぐらいでおさまると思うんですけれども、1,000円未満でしたか、何か切り捨てるようなことが書いてありましたけど、これでいくと、狙いというのが大口の事業家か何かでないと、1,000円以上の金額に延滞金でなってくるということはないと思うんですけれども、その辺についての状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

おはようございます。

延滞金の発生の金額でございますが、対象となる使用料金額は2,000円以上のものであることや、延滞金計算後の金額が1,000円未満がある場合は全額切り捨てるということになっておりますことから、公共下水道使用料、農業集落排水使用料とも、1カ月当たりの使用料金そのものが安いこともあり、相当の期間滞納していない限り発生はしないものと見込んでおります。

例えば、公共下水道使用料の例で見ますと、一般家庭で1カ月当たりの使用水量が17立米以下の場合は使用料金が2,000円未満であり、延滞金はかかりません。また、一般家庭の平均的な使用水量は、世帯人数が4人で約32立米使用いたしますと、使用料金は1カ月4,400円でございます。この場合、計算をいたしますと、924日以降にならないと延滞金は発生をいたしません。

このように、一般家庭については、滞納しても滞納期間がよほど長くない限り発生しないものと考えておりますし、公共下水の場合は、水道の使用料と一緒に徴収をしておりますことから、水道の停止といったところもございまして、一般家庭ではほとんど発生をしないんだらうというふうには踏んでおります。ただ、大口の事業所につきましては、当然使用水量が多いといったことから、延滞金が発生する可能性はあるというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

支払いできる方が納めていないとは言えないということで、支払えない方に多額の延滞金を課すというのはちょっと納得がいかないところがあるんですけど、お聞きするように、早期の納付を促す効果があるといえども、なかなか924日たたないとという話になると、もう約3年ぐらい滞納しているということになると思いますが、この効果というのを、実際に動き出した時点でまた一度

見ていきたいというふうに考えまして、次の質問に移りたいと思います。

この条例の中に、市長が延滞金額を減額し、または免除することができるやむを得ない理由というのはどのような理由なのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

延滞金を減免することができるやむを得ない理由につきましては、災害などにより、著しく資力を喪失した場合や生活保護を受けた場合、またそれに準じた状態である場合などを想定しておりまして、税外収入金の減免規定とも沿った形で、的確な判断を行っていくものと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

憲法9条の解釈の問題もありましたように、市長が、やむを得ない理由があれば減額したり、免除することができるというふうに記載されておりますが、できれば、大体具体的な例を書いております、まず間違いはないのではないかと思いますけど、先ほどのような理由であれば、これはそれとして伺っておきます。

次に、附則第4項に加える延滞金の割合の特例についての質問ですが、特例はどのような理由でやるようにしたのか。これについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の条例改正による延滞金につきましては、現在の地方税法の延滞金の規定及び特例を用いておりまして、本則によります延滞金の年利率が、納期限の翌日から1カ月間は7.3%、それ以降は14.6%であります。当分の間は特例の適用があり、平成26年中は、当初1カ月間は2.9%、それ以降は9.2%となっております。このことから、延滞金の規定を市税と統一することで整合性を図ろうとするものでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、当分の間という表現がされておりますけれども、当分の間というのはどれぐらいの期間なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

当分の間とはどれぐらいなのかということでございますが、延滞金の割合の特例が適用される当分の間につきましては、平成25年度の地方税法の延滞金に関する改正が、現在の低金利の状況を踏まえ、実施された国税の延滞金の見直しにあわせて実施されていることから、景気回復による金



利の上昇により、再び国税の延滞金の見直しがあるまでと考えているところでございます。

少し細かく申し上げますと、平成25年の地方税の改正がございまして、特例基準割合というのが決められて、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で割って得た割合として、各年、前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した率というふうになっておりまして、要するに市中金利が変わりますと、この延滞金の特例の率も変わるんだらうというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

じゃあ、これは、市の独自で当分の間というのを決めるんでなくて、市中金利とか、そういったものを見てやるということによろしいんですか。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の特例の改正は、国の税や地方税との整合性を図るものでございまして、うちが決めるんじゃないくて、国が全国的に決めたものを今回の税外収入金にしても適用いたしたいとするものでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

非常に短時間で終わりますけれども、最後の質問なんですけれども、今回の改正によって債権事務の合理化・効率化を進めるということもこれには記載されているんですけれども、実際に、今まで下水道の延滞金の計算とか、余りやられたことがないことが始まると思うんですけれども、このことによって、人がふえるとかいうようなことは考えられるのかどうなのかというのを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

債権管理の効率化の問題でございしますが、人をふやしてというふうな考えはございませんが、今まで各部門で税外収入についてやっておって、困難な事案については、お支払いをいただけない人は、税とか国保、下水道なんかも割かしよく似た人が起こっておるということもございますので、大変な人の管理については、一元化の管理の中で整理をしていったほうがうまくいくんだらうと。個々についてはやっていただきますが、そういうことも見据えて取り組んでいきたいと。それについては、各部門よりはうちの納税室のほうがスペシャリストが多いですから、どのような形をしていけば債権管理がうまくいくのかということも含めて、効率化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

人がふえないということによろしいんですね。

じゃあ、以上で質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

次に、11番 岡本公秀議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀でございます。

それでは、ただいまから、議案第81号亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてに関して質疑を行います。

まず最初に、亀山消防署のもとに分署が2つできるというふうに規定されておるんですが、まず一報が入ったときは、どの地域のどの署から出動をまず最初に行うのか、その地域分け、今度変わったはずですから、それに関してお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

おはようございます。

それぞれの管轄地域のご質問でございます。

第1次亀山市総合計画後期基本計画において、消防力の充実強化を施策として位置づけた市北東部地域の消防力の強化のため、平成27年4月の亀山消防署北東分署開署に向けた準備を進めているところでございます。本議案で、2署体制を1署2分署体制に改める提案をさせていただいておりますとおり、亀山市全域が亀山消防署の管轄区域となります。その中で、両分署の初動地域を明確にするために、管轄区域の一部を担当地域として分担をすることといたしております。

なお、両分署の担当地域は、亀山市消防署組織を定める規程で定める準備をしており、北東分署の担当地域は川崎・野登地区の全域、井田川地区の大半及び亀山地区のアイリス町、椿世町といたします。一方、関分署の担当地域は、一部、亀山消防署と入れかえを考えておりますが、おおむね現在と同様でございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

それでは、火事にせよ、救急にせよ、第一報は亀山消防署へ入ると思われませんが、第一報を受けてからの出動命令は、2つの分署へ遅滞なく伝達できるのか、その体制についてお伺いします。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防本部の情報指令室へ119番通報が入りますと、高機能出動指令システムが自動的にその地

域を担当する署を選択して、出動場所、災害種別、出動車両等を音声で指令いたします。したがって、災害発生場所が北東分署エリアであれば、同様に北東分署へ音声にて指令される仕組みとなっております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

分署が2つあるわけですが、この2つの分署の消防車、救急車及び乗務員の稼働状況というのが問題になるわけですが、この稼働状況について、本部のほうで正確に把握して、適切な出動命令が下せるのかというのは、以前、名古屋のほうでありましたが、出動できる車両がないにもかかわらず出動命令を出して、それで何分かおくれたとか、そういうこともよそではあったわけですが、そういう分署の稼働状況を正確に把握して、適切な出動命令を必ず出せるのかということに関して伺います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

それぞれの署の人と車両等の稼働状況の把握についてということのご質問でございます。

消防署員の勤務状況、出動車両の運用状況は、消防本部の情報指令室内にある職員出退表示板や車両運用表示板で把握をしております。なお、高機能出動指令システムにより、署外で活動中の消防車両の位置情報も把握することができるようになっております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

すると、分署に駐在しておる車両、人員と、出動しておるんやったらば、それがどこに存在するかということもきちっと把握できるそうですので、こういうミスはないと思います。

次に、分署は当然のことながら、人員とか車両も少なく、そういった面では余裕がないと考えられるんですけれども、火災と救急が同時に起きてくるということもあるわけであって、その規模も大小あります。そういった場合の出動態勢をお尋ねしたいと。同時に幾つもの通報があった場合ですね。それと同時に、職員が分署へ行くとまるっきり休みがとれんと、1年365日仕事やと、そういう羽目に陥ることはないのかと。これに関してもお尋ねします。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

北東分署を中心としましたお尋ねだと存じます。

北東分署の配置人員は、分署長を含め13人、配置車両は救急車1台、ポンプ車1台、山林火災用軽積載車1台の合計3台を予定しております。なお、山林火災用軽積載車は、消防団女性分団用車両を兼ねております。

担当地域内で出動が重複した場合は、他の署から適応した車両を出動させます。また、勤務人員のみでは対応できない災害が発生した場合には、非番職員や週休職員の招集で対応しておりますが、

できる限り、翌日が勤務でない職員を優先して招集するなどの配慮をしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

余り職員に過大な負担がかかるということはやはり長続きしないから、そういうことは十分考えてやっていただきたいと思います。

次に、火災にせよ、救急にせよ、待っている時間というのは当然長く感じるものでございますが、この2つの分署体制となる今、現場到着時間は、その地域地域によりどのぐらい短縮できるものであるのか。特に北東分署関係について、短縮見込み時間といいますか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

平成23年度に実施しました常備消防力適正配置調査報告書によれば、野登・川崎地区などの亀山市北部に関しましては、火災、救急とも現場への到着時間が平均約9分ですが、北東分署が開署されますと、懸案でありました北東部地域の現場到着時間が平均約5分となり、4分短縮されるという調査結果となっております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

北東分署ができる結果、4分間到着時間が短縮できるというのは、なかなか野村の本署から走っておったら、とてもとてもそれだけの時間を稼ぐことはできないわけですから、非常に市民にとっても安心することではないかと思います。

そこで、いろいろ火災の通報、救急の通報なんかも、ほとんどが電話と思いますが、駆け込み通報というのもありまして、市民の方が直接来られる通報というのもあるんですよね。そういった駆け込み通報、市民の方が2つの分署へ直接やってきて一報を持ってきた場合、このときに、特に分署なんかでは、全員出払っておることが当然想定できるわけですよ。

そういう状況で、よく昔問題になりましたが、例えばちょっとした事件があつて、交番へ行ったら、交番にお巡りさんが誰もおらんで困ったとか、そんな話も多々あったわけですが、駆け込み通報によって、分署の方が誰もいないと、当然対応もできんわけですね。そういう場合も当然考えられますので、そういった場合にはどういうふうになされるのか、きちっと対応策を考えてあるか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

駆け込み通報時の対応についてのお尋ねでございます。

現在、亀山消防署及び関消防署の玄関には、駆けつけ通報用電話が設置されており、署員が不在である場合、この電話の受話器を握れば、消防本部の指令システムと直接通話ができ、119番受

信時と同様の対応ができるものとなっております。また、建設中の北東分署にも、駆けつけ通報用電話を設置するということで、現在進めておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

玄関にそういう専用電話が設置してあるそうですが、そこで一つお願いしたいことは、駆け込み通報とか、そういうふうな人は、自分自身も動転しておる場合も多々ありますので、説明文とか注意書きに関しては、できるだけ大きく書いて、よく目につくようにしていただく必要があると思います。やはり目の前で事故が起きて、慌てて駆け込んできた人も、そんな冷静ではなかなかないかと思うので、そういうことに関しては、わかりやすく表示をしていただきたいと思います。

本条例では、亀山消防署の管轄区域は亀山市全域と規定してあるわけですが、亀山消防は、高速道路も当然、火災にせよ、救急にせよ、出動を請け負っておるわけですね。高速道路というのは、当然亀山市内から外れるところが多々あるわけですが、こういった場合は、管轄を一応亀山市と規定はしてあるんですが、どういうふうな扱いになって、どういう協定があって、それと矛盾しないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防組織法第6条により、市町村が消防責任を有するのは、原則として当該市町村の区域内ですが、高速道路においては、同法第39条第2項に基づき、災害による被害の軽減を目的として、高速道路が存する市町村及び消防組合で消防相互応援協定を締結しております。この協定により、例えば例で申し上げますと、東名阪自動車道は上り線で鈴鹿インターチェンジまで、伊勢自動車道は下り線で芸濃インターチェンジまで、新名神高速道路は下り線で甲賀土山インターチェンジまでそれぞれ担当区域として出動しております。逆に、これらの反対車線につきましては、隣接する消防本部から出動していただいております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

そういう応援協定があるということで、特に亀山消防の管轄区域を亀山市全域と規定はしてあっても、別個にそういう協定が機能しておるということで捉えていいわけですね。

次に、以前は、亀山消防署、関消防署というように条例では規定してあったのですが、今回は亀山消防署長と関と北東は分署の署長となるわけですね。そういうふうな呼び方が変わっただけなのかもしれませんが、本署の署長の階級と分署の署長の階級というものはどのように変わるのか。また、関消防署の署長が、以前は関消防署長と言われておったわけですが、今度は関分署の署長になるわけですから、例えば階級が下がるとか、そういうことが関連するのか、それに関してお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

亀山消防署長を含めた新しい新体制での階級の取り扱いについてのご質問でございます。

現在、それぞれの所属長は、消防司令長という階級をつけさせていただいております。今回の条例の改正に伴いまして、議員申されますように、関消防署は関分署にということになるわけですが、北東分署も含めまして、それぞれ所属長の階級は現在と変わらず消防司令長といたします。ただし、1署2分署体制とすることで、指揮命令系統が一元化され、亀山消防署長が統括的に指揮命令をすることとなりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

すると、同じ消防司令長で、片方が統括すると。ほかは統括を受ける立場になるわけですが、同じ階級でこういうふうなのは何か紛らわしいような気がするんですけども、それに関して、内部的にはきちっとした差がつくわけですか。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

ご承知だと思いますが、消防署長には、消防組織法の中で大切な任務が付与されております。消防長、消防署長だけでしかできない任務が法律の中で命じられております大変重要な職務でございます。その中で、階級が同じな場合、取り扱いはどうなるのかということでございますが、現在、それぞれ亀山消防署長の職について、人事と合わせまして検討を進めさせていただいております。ございまして、それなりの対応をさせていただくように考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

昔の旧日本帝国陸軍では、こういう言葉がありましたね。星の数より飯の数とかいってね。やはり星の数が多くても、学校を出たばかりの若い中尉さん、少尉さんじゃあ、やはり軍隊で20年も飯を食ってきた曹とか、曹というのは軍曹とか、曹長とか、それよりも頭が上がらんというような言葉も旧日本帝国陸軍の軍隊にはあったわけですが、一応階級は同じでも、やはりそういったキャリアの差とかいうのも当然あるわけですから、そこら辺はきちっと正確に、混乱のないようにやっていただきたいと思います。

最後の質問ですが、消防団との関係ですね。今度、北東分署が新設されて、新しい建物とか、そういうのがふえたわけですが、北東分署が設置されたことにより、消防団とのことで何か変わったことがあるのかなのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防団関連施設といたしまして、まず消防団の行う代表的な訓練である小型ポンプ操法の訓練場を敷地内に常設いたします。また、これまで専用の活動拠点及び車両を有していなかった消防団女

性分団の詰所を設けるとともに、広報活動等に使用する車両を配置することにより、消防団の充実強化を図ってまいります。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

今回の北東分署設置により、初めて女性分団に車両が渡してもらえるんやけれども、これもちょっと遅いんではなかろうかと思うんですけども、きちっと車両を女性分団当てに出してもらおうということは非常に喜ばしいことだと思います。

最後ですけども、市民の安心・安全のため、これからいろんな災害というのがまた考えられますから、本体制を効率的にきちっと運用して、市民の安心・安全のことに資するように進んでいただくことを期待して、私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時44分 休憩）

---

（午前10時53分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

説明によれば、市民に必要なサービスである下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が不可欠であり、複式簿記に基づく収益費用の把握が必要であるために、現在の特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した企業会計に来年度から移行しようというものであります。

そこでまず、地方公営企業法の財務規定等を適用した場合、現在の公共下水道事業特別会計とどこが変わってくるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

公共下水道事業におきまして、地方公営企業法の財務規定を適用する背景といたしましては、総務省から地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性確保のため、公共下水道事業について平成27年度から平成31年度の間に、これまでの特別会計から公営企業会計に移行するとの通達があったことによるものでありまして、健全かつ持続可能な下水道事業を目指し、地方公営企業法の財務規定等を適用するものであります。

特別会計との違いでございますが、これまでの官公庁会計で採用されている単式簿記とは違い、複式簿記を採用することにより、将来の下水道経営をさまざまな角度から、時間軸も見ながら立体的に把握することができるようになるものと考えております。

また、資産の減価償却という概念があることにより、損益計算を適正に把握することが可能となり、経営の問題点や事業のトータルコストを含め、将来を見据えた経営健全化対策を計画することができるものと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おいおい今から聞いていきますけれども、25年度の決算で歳入を見てみました。多い順にいくと、まず一番多いのは繰入金で3億7,000万円、この内訳として、一般会計からの繰り入れが3億6,000万で、下水道事業基金からの繰り入れが1,000万、これは大体概数ですけども、それから2番目に多いのが、いわゆる使用料及び手数料3億6,000万円、これはいわゆる下水道使用料ということになります。

それから、3番目に多いのが市債2億7,000万円、これは事業をするためのいわゆる借金であります。それから、4番目に多いのは国庫支出金2億5,000万円。この4つで、歳入決算総額14億円ですけども、この9割を占めるということですね。1番目の繰り入れと2番目の使用料、この2つで約5割、半分を占めているということで、そういう意味では、この2つが非常に大きなウェートを占めているということがわかります。

そこで、先ほどいろいろ企業会計にすることによるメリットのようなことを言われましたけれども、私が危惧するところがあるんですけども、独立採算制ということになれば、当然その会計内で収入を賄って歳出に充てなさいよと、こういうことになっていくわけですから、例えば一般会計からの繰り入れがどうなっていくのかという問題があります。こういうこととか、それから繰り入れができなくなるということになれば、先ほど言いましたように、どこかで歳入を膨らませなければならない。どこで膨らませるかという、もう使用料しかなくなってくるわけですね。

そうすると、一般会計からの繰り入れが制限されてくると、使用料を上げていかざるを得ないということが起こってくるように思うんですが、その点について、使用料の値上げが必要になるんじゃないかということをお聞きしたい。一般会計からの繰り入れがどうなるかというのが1点と、それからその繰り入れが制限されたときには、使用料の値上げが必要になるんじゃないのかという点、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

下水道事業の会計方式が企業会計になりましても、これまでのように一般会計からの繰入金がないと事業としては成り立ちません。繰入金には、一般会計が負担することとされている基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金があり、現在の特別会計におきましては、基準外繰入金も含めた繰入金を一般会計から繰り入れております。企業会計へ移行する平成27年度以降の繰出金につきましては、一般会計が負担することとされている基準内繰入金については、繰り入れていただくこと



を基本として現在庁内で検討しております。企業会計になりましても、下水道事業そのものは何ら変わることはございませんので、事業を行っていくため、歳入はこれまでどおり必要であります。したがいまして、将来の経営の分析も行い、基準外繰入金の部分につきましても、引き続き庁内で検討しております。

しかしながら、将来にわたり、下水道事業を安定的に運営していくためには、使用料収入も不可欠なものであります。今後、少しでも収益が伸びるように、供用開始地区内の接続率の向上に努めるとともに、無駄を省いた効率的な事業を進め、適正な料金となるよう経営計画を立てていきたいと考えておるところでございます。

それで、繰入金が入らない場合はどうするんだといったご意見でございますが、やはり持続可能な下水道経営を安定的に供給するためには、使用料の見直しといったことも最終的には判断をする時期が来るものというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、いみじくも言われましたように、一般会計からの繰り入れについては、はっきり言われませんでした。庁内で検討だと、いわゆる基準外のほうについてはそういうふうに言われた。使用料についても、将来的には検討せざるを得ないという、いわゆる値上げをせざるを得ないような話になってくるんだろうというふうに思います。

そこで、私は、この下水道事業というのはどういう事業かということで考えてみたんですけども、当初特別会計でやってきたというのは、やはりこれは最初に財源があってやる事業ではなくして、いわゆる借金をして工事をするという先行投資型の事業、これは市の説明にも書いていますけれども、いわゆる公共下水道のどんどん整備をしていく時期にはどうしてもお金が要るんで、市債を借りるか、もしくは一般会計からの繰り入れをしなければ財源が確保できないという事情があって、特別会計でずうっとやってきておるわけですね。

今現在、公共下水道の普及率は、ようやく50%に近づいてきた状態だというふうにも説明に書いてありますけれども、私は、この総務省が出した地方公営企業法の適用に関する研究会報告書という、これはことしの3月に出しておりますけれども、この中で、総務省が言っているのは、この総務省というのは研究会ですけども、財務規定等を適用する必要性ということで書いておるのは、施設の大量更新の時代を迎え、これは亀山とちょっと違うと思うんですね。地方公営企業施設の維持管理、更新に多額の費用を要する状況下であると。こういう状況も亀山市とはちょっと違うんですね。

更新投資のための費用把握、財源を確保するなど、経営基盤を整備し、地方公営企業の提供する住民サービスを安定的に供給するためには、経営状況の的確な把握、機動的な経営が求められ、そのためには、地方公営企業法の財務規定等の適用が必要と考えられる。つまり、もうほぼ整備拡張は終わったと、これからは維持管理が中心になってくる、そういう時代になってきているということを前提にして、その時代に入ってきたら、やっぱりその費用、コストをきちっと把握をする。それに見合う使用料にするというような方向性だろうと思うんですね。

ところが、私がお聞きしたいのは、亀山市の普及率というのは50%になるかならないかぐらい

のところですね。まだまだ半分の地域については、事業拡大をしなきゃならんという。だから、国のこの報告書とは随分状況が違うんだろうというふうに思います。そういう中で、特にこの国の報告書が言うような、これからはもう整備拡張の時代ではなしに、施設の維持管理に大きなお金がかかるんだというのでもないというふうに思いますね。

そういう中で、なぜ今、特別会計をやめて、地方公営企業の財務規定の適用をしなければならないのか。私は、まだまだこういう状況下であれば、特別会計でいってもいいんじゃないかなという思いがあるんですけども、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

議員申されますように、事業開始から約22年かけて、ようやく50%に近づいた状況でございます。施設の維持管理費の状況を申し上げますと、平成17年度でございますが、約750万円程度、平成20年度では2,250万円に、昨年度、平成25年には5,500万円と大きく伸びている状況でございます。これは、本市特有の地形で、マンホールポンプ等が他市に比べ多く配置されていることが要因と考えております。污水管の耐用年数は50年とされておりますが、ポンプ等におきましては20年と短く、初期に設置されたポンプも耐用年数に近づいてきており、今後の修繕等への費用も平準化していくことも重要と判断いたしております。

また、企業会計への移行時期でございますが、平成24年度に地方公営企業化を行いました鈴鹿市も50.5%の時点で、また本市と同じく、来年度から津市も地方公営企業化に取り組むと伺っておりますが、おおむね人口普及率は50%程度でございますので、時期的には今であるのかなというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ほぼ9割以上、下水道が普及したような地域については、こういう考え方もあるんだろうと思うんですけども、私が言っているのは、亀山のような半分終わって、半分残っているという事情の中でやると、どういう問題が起こってくるかということを考えてみたんですけども、例えば、既に終わった地域については特別会計をもって、特に使用料を原価計算するわけでもなく、一般会計からの繰り入れもやられていた。こういう中でやられてきたわけですね。

ところが、あと残りの50%、これからやられる事業については、公営企業法の財務規定が適用されていくと、先ほど言いましたように、おのずと污水处理の費用の計算ができるわけですね。そうすると、污水处理の費用がこれだけかかっていますよというのが出てきます。それに対して、使用料はこれだけしか取っていませんというふうな数字が出てくると思うんですよ。そうすると、その分だけ値上げをしなきゃならないよという話がどうしても、この財務規定を適用すれば数字として出てくるんですよ。

そうすると、今まで、下水がまだ引かれていなかった残りの50%の地域については、いわゆる先行投資型のような今のようなやり方ではなくして、きちっと污水の処理費用のコストを計算した形で使用料をいただきますよという話になってくると、今まで先行してやっていた半分の地域と、

後からやる半分の地域では随分負担が違ってくるのではないかと。そういう意味での負担の公平感というところで問題が出てくるのではないかと思うんですけども、その点について、そういう問題は生じないのかどうか見解をお聞きしたい。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

地方公営企業法の財務規定を適用いたしますと、特別会計ではわからなかったことがいろいろ分析できるものと考えております。例を申し上げますと、施設の効率性や経営の効率性、労働の生産性、財政状況の健全性が分析できるものと考えております。経営の効率性の中では、先ほど議員申されましたように、汚水処理原価や使用料単価、また使用料回収率等が考えられます。特に、汚水処理に要した費用を使用料でどの程度回収していくかを示す指標があり、使用料金の改正時には重要な指標となるものと考えております。

一方では、地方公営企業法第21条第2項では、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公正妥当なものでなければならないとも示されていることから、まずは接続率の向上や未収金の課題を解決することが先決であるものと考えておりまして、能率的な業務を職員一同で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やはり私が危惧したとおり、市民間の公平感が損なわれるのではないかということはあるんだろうと思います。特に、おくれて、これからやられる地域については、下水道自体が後回しにされたという感覚がある中で、それが始まったと思ったら使用料が上がってくるのやというような話になってくるんで、この辺は、本当に普及率がどの程度まで行った時点で、こういうふうな切りかえをするのかということとは、やっぱり考える必要があるのではないかというふうに思います。

もう時間がないので、次へ進んでいきますけれども、条例の第2条に、汚水を排除し、処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するために下水道事業を行うという下水道事業の目的が書かれております。あくまでも、下水道事業というのは、汚水を処理して、環境への負荷を少なくして、公共の福祉の増進を図るんだというのが目的であり、どうしても企業の経済性の発揮という問題は、これを前提にした上での最大限の発揮だというふうに思うわけですよ。

だから、そういう意味でいくと、独立採算制とはいえども、利潤を生む事業ではないですね。頑張ったら利潤が生み出せるという事業ではない。それから、採算のとりにくいところでもやらなきゃならない。つまり公共用水域の環境をよくしなきゃならない。だから、そういう意味でいくと、採算のとりにくいところはやりませんというようなことはできないんですね。だから、そういう意味で、なかなか経営の物差しに合わないような事業ではないのかなというふうに思います。

私は、この問題を考える場合にぜひやっていただきたいのは、今回、会計制度の見直しということを出てきていますけれども、私はそれ以前に、まず事業自体の計画の見直しをしなきゃならないか。つまり採算がとりにくい事業であれば、採算のとりにくいところについてはどういう下

水道でいくのか。

例えば、今、下水道には公共下水道、農業集落排水事業、それから浄化槽と、この3つがあるわけです。例えば、採算がとりにくいというんなら、もっと浄化槽の地域をふやすというようなことも考えて、効率的にといろいろ言われましたけれども、それ以前に、計画自体がもう採算が合わない計画をつくっている。合わない地域で下水道をやっていくような計画をしておいて、会計上、効率的にやらないかんのやということではやっぱり無理だろうと。

だから、やっぱり事業自体のそういう3つの形があるんですから、それをどういうふうに配分するんかという、この事業全体の見直しをやらないと、やっぱり採算の合いにくいところは浄化槽でいくとかいうようなことも考えないと、採算が合わなくても公共下水道だ、農業集落排水事業だと、こういうやり方をしている限り、これはどうしたって採算は合いませんし、使用料は上がってくるということにしかならないんだと思うんです。

計画自体をもっと大きなスパンでもって見直していく。そのことのほうが、会計制度を見直すことよりも先にやるべきではないか。そこをきちっと効率的にしておいて、会計制度を見直すということが、私は順序が逆ではないかと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

三重県では、生活排水処理アクションプログラムにより、先ほど議員申されました公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽の3つの手法により市内の生活排水を処理する計画となっており、本市においては、この3つを合わせますとおおむね80%となっております。本市における公共下水道の全体区域面積は1,923ヘクタールで、うち事業認可区域は982.7ヘクタールと広い範囲を区域としております。

事業開始時には、旧国道1号に埋設されている県との接続点を中心に事業を開始してきたことから、市内でも人口密度が割合と高いところを整備してまいりました。今後、まだ半分の区域を整備するわけですが、人口密度が低いところを整備することになるわけですので、収益的な議論も当然あるというふうには考えております。

また、このアクションプログラムの見直しが、三重県において、10月に作業マニュアルが示されました。これによりますと、污水处理施設間の経済比較を基本とし、10年程度をめどに污水处理の概成を目指すとなっております。県下の整備率については、平成37年度、10年度先の目標でございますが、95%を目標とされております。本市も、その作業マニュアルに沿って、整備区域の検討を来年度に策定いたします。

そのようなことから、著しく経済性が落ちる区域は、事業の見直しも必要になってくるものと考えておるところでございます。しかしながら、事業指標の見直しについては、住民の方々のご理解やご意見も伺う必要がありますことから、ある一定程度時間がかかるものと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

時間がありませんので、あとは委員会でやりたいと思いますけれども、やはり基本的に下水道事業は、いわゆる採算の合わないところでもやらなきゃならない、環境をよくするための事業だということと、それから公営企業会計を適用することによって、市民への負担がどう変わっていくのかということ、今の現在の事業の手法がこのままでいいのかどうか、そういうことも全部含めて議論した上で、この会計制度を考えていくということにならないと、会計制度だけいざれば、結局しわ寄せは使用料にいきますよ。だから、そういうことのないようにやっていかなきゃならないというふうに申し上げて、次に進みます。

残りありませんので、ちょっとはしりますけれども、議案第75号から議案第78号までの人事院勧告に基づく報酬や給与を改正する4議案、これは関連がありますので、一括で質疑をさせていただきます。

まず、市長、副市長の給与と議員報酬の条例の問題であります。

聞きたかったのは、1つは、なぜ特別職報酬等審議会を開かなかったのかということを知りたい。聞きたかったんですけども、これについては、審議会の条例に、議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議をするために設置するということになっているんで、手当は含まれていないという話でしたんで、これはもう省かせてもらいます。

私が思うのは、期末・勤勉手当、教育長の場合は勤勉手当はつきますけれども、これについては、いわゆるほかの手当、負担した費用を補填するという性格の通勤手当とか住居手当、こういったものとはやっぱり違うというふうに思うんですね。ずうっと歴史をたどっていきますと、1年のうちで一番お金が要するというお盆の時期やとか、年末年始の時期に一時的にお金を出そうということで始まったのがこの一時金、ボーナスというものだろうというふうに思うんですね。

そういうものでいくと、やはりこれは報酬や給料の補填をするような性格の手当だというふうに考えるべきだと思います。だから、そういう意味では、ほかの手当とは違うという、給料とか報酬の一部だというふうに考えるべきだと思うんですが、そう考えると、やっぱりこういうのは審議会へ諮問するという必要があると思います。そういう意味で、条例改正が必要なら条例改正の必要もあるし、そういうような方向での考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につきましては、さまざまな手当、期末・勤勉手当を含めて年間収入額で比較するという視点も大変重要だというふうには認識しております。今後、市長及び副市長の給料額を改正しようという案件が生じた場合には、特別職報酬等審議会に諮問し、議員ご提案の手当を含めた年間収入額、こういったものも参考にしただ上でご審議をいただくことも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

次に、私が腑に落ちないのは、議員を初め、市長、副市長、教育長の期末手当、勤勉手当を改正する理由に、職員の人事院勧告が持ち出されておるわけですね。人事院勧告に準じてやるというこ

とが書いてあるんですけれども、そもそも人事院勧告って何かといたら、いわゆる職員の公務員労働者の労働基本権が制約をされている。そのために、代償措置として、人事院が毎年民間の給与を調査して、差があれば改正して勧告をするというのが人事院勧告なんですよ。

だから、つまり人事院勧告制度というのは、私たち含めて特別職とか、そういうものには全然関係のないもんですね。そういうものをあえて人事院勧告に準じてやるというのは、私は理屈が通らないんじゃないかと、独自に決めていいんだろというふうに思います。

まだまだ聞きたいことがあるんですけれども、時間が限られていますので、最後の職員給与の条例の問題に入りたいと思います。

まず、55歳を超える職員の昇給について、規則で定める基準により、次のように抑制するということがうたわれております。昇給抑制の内容というのは、勤務成績が極めて良好な職員が4号給以上の昇給だったのが2号給以上に2号給の引き下げ、勤務成績が特に良好な職員が3号給以上が1号給以上に2号の引き下げ、そして勤務成績が良好や、やや良好でない職員は、1から2号給の昇給が昇給停止、昇給がなしになると、こういう改正になります。

55歳を超える職員が今回昇給の抑制を受けるわけですが、55歳までの職員で、昇給停止とか、こういう昇給抑制を受けるというのはどういう場合があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

55歳未満で昇給が延伸する場合でございますが、病気等で休職している場合や懲戒処分等を受けた場合などが考えられるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、55歳を超える職員は、普通に仕事をしていたという場合でも昇給の延伸、抑制を受けるわけですが、それは55歳までの職員の病気休暇や懲戒処分を受けた職員と一緒にやと、こういう扱いになるんですよ。非常にこれはおかしいやり方だと私は思います。例えば、勤務成績が良好でないということについて、昇給抑制というならまだわかりますけれども、良好であるとかいう人が昇給しないんですよ。これは、やっぱりおかしい制度だと思います。

市長にお聞きしたいんですけれども、こういう措置をとることで、55歳以上、よく聞きますけど、私、ここで、職員のモチベーション、勤務意欲というのが大きくそがれると思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の昇給抑制によりまして、職員のモチベーション低下につながるのかというご趣旨であろうと思いますが、今回の抑制は、ご案内のとおり、例えば再任用職員の雇用を行っていく、この原資にもなり得るものでございまして、その意味からも、高年齢層の職員のモチベーション低下に

はつながらないものというふうに考えてございます。

また、言うまでもありませんが、高年齢層の職員がこれまで培ってきた行政職員としてのスキルや知識をやりがいを持って発揮いただくことは、市の組織にとりまして大変有益であると。これはもう間違いないことございまして、その意味からも、給与制度とか職場環境の充実につきまして、職員が高いモチベーションを維持していく上で、特に重要な要素であろうというふうに考えておりますことから、今回の55歳を超える職員の昇給抑制につきましては、こうした職員のモチベーション低下につながらないような、勤務成績を適正に判断をし、成績によって昇給が可能なような、これはある意味、非常に活力のある制度運用を本市としては検討をしてみたいと考えておるものでございます。

今後も、地方分権改革が進んでまいります中で、職員のモチベーションを高めて、風通しがいい、また職員の力が発揮できるような環境をしっかりと提供していくように努めてまいりたいと考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

はっきり言って、モチベーションが下がりますよ、これ。だから、モチベーションが下がるのに、モチベーションを上げるようなことを考えるというんで、全く矛盾した答弁だと思います。

最後に、私は、今度のこういう賃金の問題ですね、安倍さんはずっと景気の好循環をつくり出すために賃金の引き上げを経済界に要請してきているわけですよ、今ね。賃金を上げなきゃならないということを再三言っているわけですが、そのことと、こういう抑制をするということは逆行するんじゃないかと思います。

今、こうしたことをやると、たとえ55歳を超える職員だけだといえども、やはり働く人の所得を減らしますし、地域経済はやっぱ冷え込ませることになりますし、やるべきことではないんじゃないかということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

4番、公明党、新 秀隆でございます。

それでは通告に従いまして、議案質疑に入らせていただきます。

今回は、議案第82号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

この中のまず第2款総務費、第1項総務管理費、第13目災害対策費、木造住宅補強事業についてでございますが、今回の補正の中で1,453万1,000円の増額が出てきております。こちらについての質疑をさせていただきます。

今回の当初予算のところでは5,997万2,000円という予算が上がっておりました。これにつきましては、住宅耐震についての診断委託料が600万ほど、そして補強事業補助金が4,100万ほど、そして補強計画事業補助金といたしまして600万、そして最後に除却事業補助金として690万ほど、こちらのほうが当初の予算で上がっておりました。それぞれに対する件数等も伺

っております。今回の補正につきまして背景、そして経緯をお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

木造住宅補強事業の増額補正につきましては、今日、その発生が危惧されております南海トラフ巨大地震などの対応をするため、また亀山市耐震化促進計画を早期に進め、本年度の戦略プロジェクトでもございますまち守りでも減災に向けた取組を行う中で、耐震に対する市民ニーズにお応えするものでございまして、市民の安心・安全につながるものと思っております。

先ほど議員おっしゃいましたように、当初予算で5,997万2,000円をお認めいただく中で、今回の内訳でございますけれども、耐震診断で40件をふやしまして185万3,000円を、また補強計画では5件分を増額120万円、補強事業といたしまして3件分の337万8,000円、除却につきましては27件増分の810万円としております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

大半が国庫支出金という形にはなっておると思うんですけど、こちらにつきましても、過去の実況を見ますと、過去5年ぐらいでございますけれども、5,000万、5,000万、7,000万、1億1,000万、8,000万、そして26年度が当初6,000万ほどということにつきまして、今回合計で7,000万ほどになってくると。

確かに、先ほど局長が申されましたように、今、南海トラフという形で非常に昨今騒がれてはおりますが、ご存じのように、亀山市というのは山間部でございますので、やはり今回の補正で木造住宅の補強事業については、非常に関心度が高くなってきております。

以前の耐震化の促進計画の中でも、平成19年、23年、27年という形で100%を目指す。これは本来、亀山市においての昭和56年以前の耐震が施されていない住宅についてのことでございますが、こちらについて、今回の補正の増額につきまして、当然それぞれの耐震事業についての件数も、先ほどおっしゃられたようにふえてきて、数値もあらわしていただきましたが、これは、亀山市の受け付けといいますか、市民の応募について平均的な形で推移してきているものかという点につきましてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいますように、今回の補正の考え方というか、情報収集のことだと思いますが、まず今回補正を上げさせていただく前に、市民要望であったり、耐震関係業者等からの情報を収集する一方、また歳入のほうでの視点も設けまして、国の交付金であったり、県の補助金であるということの裏打ちと申しまししょうか、そういったことも鑑みましての取り扱いとなっております。

それから、先ほど議員おっしゃいましたように、亀山市の耐震化促進計画を現在進めておるわけでございますけれども、来年度までということでございますので、合わせて100%を目指せばよ



ろしいわけですがけれども、なかなか施主さんのお考え方であったりとか、我々の予算措置等もござい  
ますので、それらを鑑みまして、できるだけ早期にこういった対象物件であります昭和56年5  
月31日までに建てられました木造住宅に着目いたしまして、まちづくりを進めていけたらなと、  
かように考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

耐震化の計画についてでございますが、先ほど市民の応募等についてでございますが、実際のと  
ころ、もう残すところ本年度も少なくなってきたわけでございますが、こちらについて、かな  
り耐震には時間がかかることも伺っております。そういう点につきまして、応募のリミットといいま  
すか、もしくはまた応募に対する予算を超えた場合、この辺について、最後にお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど補正案を提案させていただく考え方を申し上げましたが、そういった中で、例えば当該事  
業におけます工程の一例を挙げさせていただきますと、耐震診断を受けていただきましてから、通  
常、建築物の結果が出るまでに2カ月ほど要しております。となりますと、年度内に工事までとい  
うのは、日程的に甚だ難しい面もあるというようなことで、今回の補正をもちまして、おおよそ要  
望に立ていけるのではなかろうかと思っております。

ただ、議員ご懸念のそういった事例が発生しました場合には、丁寧にご説明させていただく中で、  
当該制度の利用を今後も考えていくことを踏まえてのお話を、申請をされる方にできればなとい  
うような考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

丁寧にご説明ということで、実際にもう近々の、2カ月かかるというところでいきますと、非常  
にタイムリミットがもうぎりぎりのところかなと思います。何せこれは完成しなくちゃいけないと  
いうふうな前提もございします。

今後につきまして、最後に、ここの部分で市長にお伺いいたしますけど、一応今年度は終わります  
けど、最終的に亀山市の耐震化計画、今後の市長としてのお考えだけ最後にお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新議員のご質問にお答えをいたします。

今後の展開でございますが、今、今後の後期計画の第2次実施計画を策定しております。予算編  
成もその中で検討させていただくことが大いにあるかと思いますが、少し議員触れていただきま  
した、今日、南海トラフの巨大地震、あるいは内陸部の直下型の地震等々の発生が危惧されておる  
わけございまして、現在の亀山市の耐震化促進計画にのっとりまして、現在進めております事業

をさらに可能な限り、市民の安心・安全を担保できるような状況をつくっていききたいと、このように基本的に考えておるものでございます。

当該事業につきましては、総合計画後期基本計画でうたっております。そして、戦略プロジェクトとしてもしっかり位置づけて、今日まで展開をしております。今後につきましても、防災力の強化に正しくつながっていくというふうに確信をいたしておりますので、災害に強いまちづくりの推進の中で、しっかりと検討して生かしていきたいと現時点で考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

安心・安全なまちづくりにしっかり期待させていただくものでございます。

それでは、第2番目のところに移らせていただきます。

第3款の民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、こちらの中で臨時福祉給付金の交付金額の、今回は5,625万円の減額という点についてでございますが、当初、全体的な金額につきましては2億1,460万でございました。こちらにつきまして、今回の減額ということでございますが、今回のこちらの事業については、言わずと知れた、本年4月からの5%から8%に上がった消費増税の率でございますが、それにつきまして、やはり消費税が上がることににつきまして、低所得者の方についての厳しい状況、俗に逆進性が当たるといふところにつきまして、その負担を緩和するために実施された臨時福祉給付金、そして3番目でも申させていただきます子育て世帯臨時特例給付金のことでございます。

今回の当初のところでは申しますと、金額的に5,625万円の減額というのは、本来、初めから発送させていただくという段の以前に、大体対象者というのが抽出されてきているわけではございますが、そんなに大きく差が出るということは、その点につきまして、どのような問題点、また背景、こちらについて伺いたいします。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

当初予算計上の際の積算でございますが、これにつきましては、国から示された考え方に基づきまして、基本分の対象者、これは1万円を給付される方でございますが、基本分の対象者を1万5,000人、また加算分の対象者、これは5,000円を加算される方でございますが、7,500人としたしまして1億8,750万円を当初予算で計上いたしました。

ただいま申し上げました支給対象者1万5,000人、この中には、16歳未満の年少扶養者を含んでおりまして、実際には、この年少扶養者のほとんどの方が市民税課税者の扶養親族であり、支給の対象にならない方と考えられますことを考慮した上で、先般、県より、当初予算額の7割に当たる交付決定がございましたので、今回この額まで減額する補正を計上させていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

当初予算の予定では7,500名というふうな答弁をいただきましたが、先だっの所管説明の中にもございましたんですけど、7月14日から1月14日を対象という形でご報告いただきました9月時点の内容でいきますと、申請の送付枚数が6,904名、そして申請者の受け付けされたのが4,970名、そして支給が決定されたというのが3,622名、先ほど部長のほうからもご説明がありました、審査していく段階で、ちょっと外れてくる方も見えます。そういう方で、9月時点で1,348名という方が対象から外れていったと。

それにつきましても、7,000人ほど発送された中で4,970名、5,000名ほどの通知が返ってきたと。残り1,934人といいますか、2,000人ほどの方に対してのアプローチは、行政としてどのようにされておるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員申されますように、当初から、さまざまな手法を通じて広報してまいりまして、さらには市内のコミュニティを巡回して相談を受け付けたりしながら、今日に至っておるところでございますが、今後につきましては、再度、広報12月1日号にも申請時期が迫っておりますよということで掲載させていただいたとともに、今月中には個別通知、勸奨通知を再度送付する予定で準備しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

個別通知を再送付というのは、今回、今まで伺った中ではなかなかなかったんですけど、そのような手厚い対応をとっていくということは、非常に評価したいもんだと思います。

では、最後の質問に移らせていただきますが、子育て世帯臨時特例給付金のところでございますが、こちらにおきましても金額の変動がございました。こちらにつきましては、650万円の増額という形になっております。こちらも、先ほどと同じように、子育ての臨時給付金につきましては、26年度の1月時点で児童手当を給付されている世帯、中学校3年生以下の子供のいる世帯が対象ということではございますが、こちらにつきましても、給付金額は子供1人につき1万円という設定でございます。

全国的には、1,270万人の対象者ということでございますが、亀山市におきましても、当然、対象者がお見えになるわけでございます。今回のところにつきましても、児童手当の額が月5,000円となるのは、所得がちょっと家庭的に960万以上の高額の所得をされている家庭のことではございますが、こちらにつきましても、このような方の世帯の子育て臨時給付特例給付金の支援から対象が外れる方も中には見えることも承知しておる次第でございます。

今回、650万円ということは、人数に換算すると、単純に1万円でございますと650名分、こんなに急に人がふえたのかという懸念もされるわけですが、その辺の背景をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

増額補正となった要因でございますが、当初予算におけます子育て世帯の臨時特例給付金給付事業の対象者につきましては、国が示す算出基準式というのがございまして、それから基準日となる26年1月1日において、亀山市の住基台帳に記録されており、本年1月分の児童手当及び特例給付の支給対象となる児童数7,581人というのをまず決めまして、そこから平成25年中の所得が児童手当の所得制限額を超える世帯及び臨時福祉給付金の対象見込み児童数になる数1,783人を差し引いたわけでございます。さらに、同様の基準におきまして、公務員の世帯の児童数は不明でございましたんですが、基準算出式から580人を加算し、6,378人として、6,378万円を当初予算計上したところでございます。

今回の補正では、その臨時福祉給付金へ移行とならなかった児童数が607人増加いたしまして、市として把握できない公務員の世帯の児童数が43人増加が見込まれるというところから、当初見込みの6,378人に650人を追加し、本事業の対象児童数を7,028人と見込みまして、不足となる650人分、650万円の給付金について増額補正するものでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに、人数的に増加したというのはあると思うんですけど、これは10分の10の事業でございまして、その辺をしっかりと漏れないような形で。

先ほどの給付金と同じように日が迫っておりますが、申請のなかった方に対する行政的なアプローチといいますか、支援策をお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

未提出者に対する対応というところでございます。

まず臨時特例給付金の支払い状況ですが、12月2日時点で児童数6,366人分を支払いまして、対象見込み数7,028人からの支給率は90.58%となっております。申告書の未提出者に対する対応といたしましては、10月に勧奨通知を送付しています。また、臨時福祉給付金とあわせて、広報12月1日号にも申告書提出の案内を掲載したところでございます。

なお、2つの給付金事業の申告書の受け付け期間が平成27年1月14日までとなっておりますので、臨時特例給付金の対象世帯には、さらに先ほどの福祉のほうもご答弁いたしましたが、12月中旬に再度勧奨通知を送付する予定でございまして、現在準備をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

双方ともにフォローをしっかりといただいておりますという形で、それに漏れるのはなかなか個人的な問題もあると思うんですけど、そういうことをお伺いして少し安心させていただきましたが、やっぱり漏れがあつては、本当にこれは国の10分の10の事業を大切に持っていきたいなと願うものでございます。

以上で、私の質疑のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時52分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

創政クラブの豊田恵理でございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第92号新市まちづくり計画の変更について。

通告では、合併特例債の今後の発行可能額17億2,000万円の使い方についてとございます。

まず、この新市まちづくり計画ですが、この計画は、平成17年に旧亀山、関町との合併時に、合併後に新市を建設していくためのまちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、住民参画を得て、その実現を図ることによって両市町の住民の一体感の醸成や、さらなる住民福祉の向上を図って、新しい時代に相応しい分権社会の形成を目指すために作成されたものとあります。しかしながら、平成18年度に、その考え方を引き継いだ第1次亀山市総合計画が策定されたことで、その当初の役割を終え、現在では合併特例債の活用の根拠としての役割を残しております。

そして、この12月定例会にて計画の変更についての議案が出たのですが、なぜこの新市まちづくり計画の変更をするのか、その経緯についてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新市まちづくり計画の変更の経緯ということでございます。

先ほど豊田議員から、合併後の合併協議会による策定から第1次総合計画への継続へつなげてまいったということにつきましては、議員のほうからご説明がございましたが、まず変更の経緯でございますが、平成24年の法改正によりまして、合併特例債の活用期限を5年間延長することが可能となりましたことから、計画期間を延長させるため、計画変更を行うものでございます。

また、計画期間を5年延長することから、平成26年度までには実施を見込めなかった事業につきましても、平成31年度までであれば、具体的な実施が想定できる事業もございます。そうした事業につきまして、読み込みに必要な施策等を追加いたし、合併特例債の活用可能な条件を整えるため、変更を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

平成24年度の法改正により、5年間合併特例債の期限が延長されたということで先ほどご答弁いただきました。

この新市まちづくり計画として資料をいただきまして、計画、上がっている事業のうち、もちろん合併特例債を使っていく可能性があるものが上がっていると思いますけれども、中には補助金等の、ほかにも活用する場合もあると思いますが、こういった事業が合併特例債を使うというふうに考えておられるのか、その合併特例債を使う理由についてもお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の変更により、新たに活用を想定する事業につきましては、計画期間の延長により、平成31年度まで合併特例債が活用できることとなった場合に、実施を想定できる事業を中心に合併特例債の趣旨に合致するものを上げさせていただいたところでございます。

具体的にどのような事業かということでございますが、事業費が1億円以上というもので31年度までに完成が見込めるもの、こういったものを中心に想定させていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今回提出された活用予定事業ですが、亀山市では総額が約96億円の合併特例債の発行枠がありまして、そのうち現在79億が活用予定されており、新たに27年度から31年度までに17億2,000万円の活用可能額があるということで資料のほうはいただいております。

先ほどの答弁のほうで、1億以上、そして完成の見込みがあるものということで選ばれたというご答弁をいただきました。

この選定した事業について、7つございますけれども、これらの新たに出された事業ですが、こういったものに優先順位がまずあるのかなのか、これは以前から上げられている事業もさまざまございますけれども、それらと比較をして新旧どちらを優先的に進めていくのかなど、お考えがあるのなら教えていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

具体的な活用事業の決定につきましては、現在、第2次実施計画の策定において検討中でありまして、平成27年度予算審議以降、段階的にお示しをさせていただきたいと思います。そのため、現時点では優先順位は持っておらず、従来から計画に掲載されております事業も、今回、駅前を入れますと8事業になりますが、新たに計画する事業につきましても優先順位についてはないものと認識しております。

○議長（前田 稔君）

豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど答弁いただきました中に、亀山駅周辺再生整備事業についてちょっとありましたけれども、この資料でいただいたものに対しても「熟度が高まった場合に優先的に充当」と活用予定事業の枠外に書いてございます。これはどういうことなのか、どういう意図でこのような書き方になったのかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山駅周辺再生整備事業につきましては、現在の新市まちづくり計画におきまして、整備に向けた検討と整備計画の策定を位置づけ、地域住民の方々との協議や検討を進め、本年5月には亀山駅周辺市街地総合再生基本計画を策定いたしました。さらに、5年間の計画延長を行うに当たり、実際の駅周辺の整備も想定できる状況へと進んでいけるものと考えておりますことから、今回の計画変更において整備事業の部分も追加したものでございます。この事業につきましては、地域住民の方々との協議が大変重要でありますとともに、多額の一般財源を要しますことから、ほかの財源についても十分検討を行いつつ、必要な事業規模等を見きわめ、有効な活用にしてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

詳細といたしますか、お考えについては聞かせていただきました。

あと、今後の活用予定事業ということで7点上げていただいております。それプラス亀山駅周辺再生整備事業ということで上げていただきましたが、具体的な方向性については27年度以降ということですので、答えていただける範囲内のことは聞かせていただきました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今岡です。当選させていただいて、初めての質疑です。

議会に臨む思いというのは、あしたの一般質問のほうで述べさせていただきますので、早速、通告に従って質疑に入らせていただきます。

まず、議案第75号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正など、75号、76号、77号、78号についてお伺いをいたします。

先ほどの服部議員の質問と重複する部分がありますが、1番、改正の理由について、改めてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市におけます一般職の給与改定につきましては、これまでより人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準拠することを基本としているところでございます。したがって、今回もその取り扱いに準じ、一般職の給与条例の改正を今議会に提案させていただいたところでございます。

一方で、議員並びに市長・副市長の期末手当の支給月数の引き上げにつきましては、これまでより人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準拠した一般職との均衡を図り、民間の給与水準を上回る場合だけでなく、民間の給与水準を下回る場合も同様に一般職の給与改定の取り扱いに準じ改正を行ってきたところでございます。今回の議員並びに市長・副市長の期末手当の支給月数の引き上げにつきましては、このような経緯を踏まえ、一般職の勤勉手当の支給月数の引き上げに準じ、改正を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

人事院勧告に基づいて改正が行われたと、そして特別職についてもこれに準じて均衡を図るために引き上げられたと、もちろん私個人の話なんですけど、自分のもらうお金がふえると。単純にありがたいお話ではあるんですけども、我々市民の代表としてここに立たせていただいているので、単純に喜んでいいわけにはいかないと思ひまして、続いて質疑をさせていただきます。

この特別職の報酬に関しては特別職報酬等審議会条例という条例がありまして、審議会を開くことが必要であると決まっております。しかし今回は、先ほどの服部議員の質疑の中で、開かれなかったと。開かれなかったことについては理解したんですが、そもそもこの審議会が開かれるか開かれないかという検討の余地というのはあったのかなのかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職報酬等審議会を今回開催せずに議案を提案させていただいたところでございますが、先ほど申し上げましたように、これにつきましては、議員並びに市長・副市長の期末手当の変更については、特別職報酬等審議会の審議対象ではないというふうに判断をいたしました。こういったことにつきましては、事前に市長・副市長と相談の上、決定をさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ここでお答えになっていることというのは、この報酬審議会にかけられることというのは月額報酬であって、今回議論になっている期末手当、ボーナスというのは報酬ではない。だから、審議会にかけられなかったというような答弁をいただいているんですが、そもそも期末手当の算出というのはどのようにされていますか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）



特別職の期末手当の算出方法につきましては、給料月額に100分の120を乗じて得た額、つまり特別職の給料の額を1.2倍した額に支給月数を乗じて算出をいたします。また、議員も同様に、報酬の月額に1.2倍を乗じて得た額に現在の支給月数を乗じて算出したものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

公務員、それからほとんどの民間企業の人たちが同じようにこの期末手当、いわゆるボーナスというのは月額の報酬が基準になって算出をされていると。手当と報酬というふうに分けておっしゃられているんですが、はっきり言って市民にとっては同じ税金から捻出をされて同じお金ですので、期末手当も特別職報酬等審議会に、やっぱり報酬に関連することなので、個人的にはかける検討をいただけたらなというふうに思いました。

それからもう1点、こういったことを決めるときに、そもそも市民の目というものが気になったかどうかということなんですけれども、平成26年7月に、ことしの7月、亀山市議会に関する市民意識調査というのを議会事務局が行っていただいています、議員報酬、これは議員に限ったことなんです、議員の報酬が多いと思うと言っている人が44.7%、ちょっとこれはわかりづらい数字なんで、議員の報酬が適正であると思う人が21.7%、少ないと思う人が3.1%、4分の1ぐらいの人が議員の給料を適正である、あるいは少ないと思っているだけで、それ以外の人は、総括にもあるように、詳しい報酬というのは幾らもらっているかわからんけれども、何となく高いんじゃないかというような総括がついています。

もちろん私は、市民アンケートの例を挙げたんですけど、普通に考えて、世の中の市民感情として、市長だったり議員がもらうお金の額を引き上げる話というのは余りよく思われないんじゃないかなあというふうに思うんですよ。特に議員に関しては今ニュースでも問題になっているので、こういった市民目線の考えというのは、期末手当を引き上げたら市民の人は怒るかなあみたいな観点はあったのかなかったのかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、議員報酬の引き上げについてということでご答弁をさせていただきたいと思います。

地方議員の報酬の考え方というのは、以前からさまざまな議論があったところだというふうに認識をしております。議員ご指摘のとおり、報酬というものが生活給というものと切り離して考える、これは一般的な言われた方をしてきたというふうに考えております。しかしながら、近年、地方分権改革や地域主権が唱えられる中で、地方議員の報酬の考え方というものも大きく変化してきているというふうに考えております。

優秀な地方議員を輩出するに当たっては、しっかりとした報酬をお支払いするということは当然のことだと思いますので、こういった部分につきましては、市の判断として今回引き上げをさせていただいたということでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

わかりました。

それでは、3 番目なんですけれども、亀山市特別職の報酬に対する市長の考え方についてというところなんです、市長と副市長は任期中は報酬を 5 %カットしますよと、これを独自の条例で定めていただいているんですけれども、今回、市長と副市長は期末手当の引き上げに該当していました、簡単なことと言うと、ふだんもらう月額報酬をカットしているのにボーナスを引き上げに来たというような、一見相反することをやっているように見えるんですけれども、私が例えば市長の給料が高いよとか、もらい過ぎやよとか、逆に全然足りませんよという判断は今の時点では下せないと思いますので、市長がご自分の給与に対してどういうふうに考えていらっしゃるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、特別職であります市長、そして副市長並びに教育長の給料月額につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から給料月額の 5 %を、ご指摘のように減額措置をいたしてまいりました。これは、今日もその状況でございます。それは、少し前段で議員が触れられました社会情勢、あるいは官民の比率とか、国と地方の公務員に関します給与は人事院勧告の諸制度の中で運用がなされておるわけですが、それらとあわせて市民目線といいますか、行財政改革とあわせて、これは私自身の考え方によりまして、この独自の減額措置を進めてきたということでご理解いただきたいと思います。

しかしながら、このたびの特別職の期末手当の支給月数の改定につきましては、先ほども部長から答弁させていただきましたように、これまでから人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準拠した一般職の職員との均衡を基本とした上で、一般職の職員と同様に改定の実施を今日まで、これは長い時間の経過がございますけれども、進めてきたということの仕組み上のことでございます。過去にさかのぼりますと、平成 16 年度の期末手当の支給月数は 4.4 月分でしたが、平成 25 年度には 3.95 月分と、10 年間で 0.45 月分の削減を職員と同様に行っている状況でございます。これも、議会の議員の皆さんも同様であろうかというふうに思っております。

私自身も、初めて市議会議員に就任させていただいた平成 3 年の議員報酬額というのは月額 28 万円でしたが、現在 39 万円であろうかと。これは、ここに至ります 20 年という時間軸の中で、期末手当も含めて、人事院勧告、職員の給与と連動して、そしてこの議会の場でさまざまな手続を経て決定をされて現在の数字に至っておるという経過があることをぜひご理解いただきたいと思います。

このように、期末手当の支給月数の改定は、特別職と一般職との給与の均衡を維持するために実施いたしているものでございまして、私自身、みずからの判断の上で任期中に期間を限定して独自で実施しております減額とは分けて考えるべきであるというふうに考えてございます。

なお、現在行っております特別職であります市長並びに副市長、そして教育長の給料月額の 5 %減額措置につきましては、今後も任期期間中、継続してまいりたいと、このような基本方針で臨ま

せていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただきましたが、やっぱり市民にとっては報酬だとか手当、そういうふうに見ても、やっぱりお金はお金、税金の中から生まれるお金であるというふうに見えるもんなんです。今回のように、特に給与が上がるというような議案が提出されたときは、これから多分亀山市議会は、いつもこれはどうなんやということで質問を必ずすると思います。なので、今回は審議会も行われずに議案が提出されたということなんですけれども、今後は慎重に検討をいただけるようお願いをしたいと思います。

続いて、議案第90号工事請負契約の変更についてお伺いをいたします。

1番、契約変更の経緯について。

これは、議会で既に承認をされたということではあるんですが、もう一度経緯についてご説明をお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今回の工事請負契約の変更につきましては、工事請負契約書に定める「予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または請負者は、請負代金額の変更を請求することができる」との規定に基づき実施するものでございます。

白川小学校の耐震工事のように工期が長期間にわたる工事の場合、工事施工中に資材や労務単価が急激に上昇すると資材の調達や技能労働者の確保は困難となり、工事の品質確保等に支障が出かねないことから、これに適切に対応しようとするものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今ご答弁をいただきましたように、工事の内容は大きく変わっていないんだけど、材料費であるとか労務費がインフレが起きたことによって上がってしまったと、それで契約額に変更が出てきてしまって増額という話が出てきたと。

この契約変更がなぜ認められたかということについて、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

この経緯を申し上げますと、今回の仮契約に至るまでの具体的な手続につきましては、本年4月に、市から請負者に対しましてインフレスライドの運用について説明を行いました。その後、具体的な請負代金額の変更額について協議を行いました。この請負者との協議の結果、請負者からの請求により、請負代金額の増額変更が必要になりましたことから、9月議会におきまして予算の増額

補正をお願いし、これを認めていただいたところでございます。その後、変更契約の事務手続を経て、11月17日付で工事請負契約の一部変更仮契約を締結いたしましたので、今議会で議案提案となったものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今ご答弁いただきましたように、亀山市側から業者さんに対して提案をいただいて、それで申請をしてもらって、妥当であったということで議会に承認がされて今に至っているということなんですけれども、2番の今後の対応というところに入っていくんですが、逆に考えると、今回白川小学校の耐震工事は総工事費が1億5,000万円以上のものであると。なので、言ってしまえばたまたま議会で見ることができたんですけれども、同じくこういった1億5,000万以下のもので人件費、材料費の高騰による工事があったのかなのかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

神山財務部参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

今回、白川小学校と同様のような変更契約があったかということに対してですが、今回同様な変更をした工事は、本年度におきましては神辺地区コミュニティセンターの改築工事です。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

こちらの先ほど答えていただいた案件なんですけど、先ほどの白川小学校に関しては市のほうから申請しますかというような説明が行われたと聞いたんですけれども、こちらの神辺コミュニティの件については、市のほうからそういう提案はあったかなかったか、質問いたします。

○議長（前田 稔君）

神山参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

今回のインフレスライドにつきましては、平成26年1月31日付で三重県県土整備部長より技能労働者への適切な賃金水準の確保についての文書が送付され、公共工事標準請負約款第25条第6項に基づくインフレスライド条項を運用する旨の通知がありました。市としましても、この通知に基づき、該当施工業者に通知し、変更契約の申し出があった案件に対し、提出された書類を審査した上で契約変更を締結したものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

特に建設工事となると予算の規模が大きくて、特に市内の業者であったり、関連業者さんが適正な予算で工事を行うということが健全経営につながるというふうに私は思っております。今回のインフレというのは不測の事態だと思うんですけれども、これを市のほうから丁寧に業者さんに対してフォローをしていただいたということがわかりました。

今後も、こういった市のほうから丁寧にフォローがしてもらえることを祈念いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

1 番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、8 番 福沢美由紀議員。

○8 番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い、質疑を始めます。

まず1 点目です。

議案第79号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について、お伺いします。

1 番として、滞納時の督促の現状についてと書きましたが、その前に、市に入ってくる収入として、税と税外収入というのがあるようなんですけれども、ここにある税外収入というのは一体何なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

8 番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市の債権は、大きく分類いたしますと市税、国保税、水道料金などの私債権、そして税外収入金がございます。その税外収入金の主なものは、保育所保護者負担金、公共下水道使用料、幼稚園保育料、農業集落排水施設使用料がございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8 番（福沢美由紀君登壇）

たくさんある中から、特に4つの主な税外収入を上げていただきました。

こうやって出されたということは、これらについて滞納があつて、督促をしなければならないということが地方自治法でうたわれていますんで、督促をしてもなかなか回収できないからということで、こういう滞納に対するペナルティーを重くするというような内容の条例改正だと思うんで、これを出してきたと思うんですけれども、実際の滞納時の督促の現状について、今お話しされたそれぞれについて、どのように督促をしてもらっているのかという現状を伺いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

まず保育所保護者負担金、保育料についてでございますが、平成25年度の全保育所入所世帯に対する未納世帯の割合は現年分で3.02%、過年度分を合わせますと6.84%となっております。現年分については大多数の世帯が納付をいただいているところでございます。

○議長（前田 稔君）

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

下水道につきましては、先ほどのとおり、公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を徴収しております。このうち、公共下水道使用料の滞納状況については、平成25年度決算におきまして未収金の現年度分が585万7,504円であり、過年度分が893万638円となっております。滞納者の全体に占めます割合は、使用者7,600人中、約680人で約9%となっております。

農業集落排水施設使用料の滞納状況については、平成25年度決算におきまして、未収金が現年度分が31万5,080円であり、過年度分が62万4,900円となっております。滞納者の全体に占めます割合は、使用者2,066人中16人で約1%となっておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

幼稚園保育料につきまして申し上げます。

幼稚園保育料につきましては、毎月口座振替により納付いただいておりますが、口座の残高不足などにより振りかえ不能になった場合、速やかにその旨を保護者の方へ連絡し、早期の徴収に努めておりますので、長期にわたる未納はもうほとんどなく、滞納につきましては平成19年度における1名のみで、率にしますと0.24%となっております。19年度の園児数411名中1名ということでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

いつも決算で出てくる滞納のデータが件数で出てきますもんで、お人がどうしても重なってくるので、一体全体の中の世帯としたらどれぐらいなのかなということをお聞きしたので、今数を言うていただいたんだと思います。

私、実は、ちょっとお聞きしたかったのは、どうやって督促しているのかということをお聞きしたかったんですけれども、督促状は送っていただくんだと思うんですけど、その後どのように、例えばお声をかけていただいておりますのかとか、電話をかけてもらっておりますのかとか、保育園や幼稚園やと、例えば園の方がやっておりますのかとか、いろんな多分督促の仕方がそれぞれあるんだと思うんですね。

今、ちょっと伺っていると、ちょっと下水は9%と大分多いのかなと思いますけれども、ほかについては3%、1%とか、幼稚園はほとんどないということですので、ごくわずかな方に対する収納対策になってくるんだと思うんですけれども、どのように督促しているのかということを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所の保育料につきましては、園長を中心に関係者等から保護者に向けて支払っていただきますようお願いをさせていただいているところですが、特に保育料の納付が困難な場合につきましては、保護者の申し出によりまして、児童手当を保育料に充当することが児童手当法により可能と

なっておりますことから、条例が改正されましても、これについては大きな影響がないものと考えておりますし、今後も丁寧な対応に努めまして働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

公共下水はかなりパーセントが多いということでございますが、公共下水につきましては、まず督促をいたします。これは最初に断っておきますけど、水道と一緒に徴収をさせていただきますので、督促をさせていただいて、そしてまた一月後に催告をさせていただきます。それでも納めていただけない場合は、水道停水という最終的な問題がございますので、その間、停水を行いますよというような文書も含めて発送をさせていただいておるといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほどのお話と少し重複しますが、口座振替ができなかった場合、園からその旨を保護者さんに通知いたしますので、その場合、ほとんどすぐに納付いただいております状況でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

状況を伺いましたが、それで大分、個人的に丁寧に当たってはいただいているのかなという感はしました。

その当たっていただいた結果として、その数%の方々がどういう方なのかということも把握しておられると思うんですけれども、払えるのに払わない人なのか、それとも生活困窮などで払えない人なのかということの見分け方なんですけれども、その内容というか、内訳というか、そういう払わない人が多いのかどうかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

詳しい内容のもの、内訳についてはちょっと持ち合わせておりませんが、保育料につきましては、それぞれの世帯の所得に応じて保育料が定められておりますので、払えないということではなく、やはり適切な保育料であるということをお願いをしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

公共下水に限って申し上げますと、公共下水の場合、集合住宅といったところでお住まいの方がたくさんお見えになりまして、その方々について、住所を移していただいて住まれている方と、そうでない方がお見えになります。そのときに、停水まで3カ月から4カ月間ございますけれども、その間に居所不明と申しますか、居場所がわからなくなったといった例が一番多くございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

そのわずかな方のうち、故意に払わない人がいるという言い方ではなかったんですけども、そういう状況ということがわかりました。

それでは、その次にちょっとお伺いしたいんですけども、この条例の内容ですけども、延滞金が督促手数料になるということは市民から見るとどうということになるのかということ、ちょっと例を挙げてお示しいただきたいんですけども、どうですかね。

どのケース、水道でもいいですし保育料でもいいんですけども、どなたか持っておられないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

延滞金の発生ということでございますが、例えば、保育料が月額2万5,000円の場合でございますが、納期限後180日、およそ6カ月までは延滞金が発生しないこととなります。その6カ月後には延滞金が発生すると、逆にそういうことでございますが、保育料につきましてはほとんどの世帯が納付していただいておりますものですので、大きな影響はないというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

公共下水道使用料の例で見ますと、尾崎議員にもお答えをさせていただきましたけれども、一般家庭で1カ月当たりの使用水量が17立米以下の場合は使用料金が2,000円未満であり、延滞金はかかりません。また、一般家庭の平均的な使用水量、世帯人数が4人の方につきましては、約32立米使用いたしますと使用料金は1カ月4,400円でございます。この場合、924日、2年と194日以降にならないと延滞金は発生しません。このように、一般家庭については、滞納しても滞納期間がよほど長くならないとかからないといったところになると思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

幼稚園保育料の場合ですと、月額6,000円でございますので、実際に延滞金が発生するのは計算上は約1年10カ月後となります。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

何日後に延滞金がかかるかということは今お聞きしましたが、私が聞きたかったのは、督促手数料だと幾らなものが、これが延滞金になると同じだけ滞納していて幾らになりますよと、ちょっと



数字でわかりやすくお示しいただきたかったですけれども、それが出ている例はないですか。ないようなら、次に移りたいんですけれども。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育料の督促につきましては、はがき代ということで50円の督促ということになるかと思えます。あるいは、個々の対応によって支払われることもあるかと思えます。

平成25年度の保育料の滞納繰り越し分の件数が224件ございましたが、これらを想定ということで計算をいたしますと、6カ月を過ぎて、それから1年後に滞納があった場合、1件当たり月額で254円の延滞金がかかるということになります。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

督促手数料だと1通につき50円というところが、1年だと一月につき254円掛けることの12ということですね、それだけがかかってくるというお答えでした。

ペナルティーとしては随分と開きがあるというか、大変厳しいものになってくると思うんですが、これは地方自治法上も税外収入というのは分けて考えられておるわけですが、これをあえてどうしてもここで一緒にしないといけない必要性が、私、今まで聞いてきて、本当に少ない割合の方々で丁寧に当たっていけば、何か違う工夫で乗り越えられるものではないのだろうか。

今、こうやって消費税も高くなったり、いろんな物価が高くなったりして、一番市民生活が大変なときに、どうしても今やるべきなんだろうかという疑問を今感じましたんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今なぜ延滞金にかえるんだということでございますが、延滞金と督促手数料の違いは、尾崎議員にも申し上げましたが、一般的に税や税外収入金において、納付義務者が定められた納期限までに納付していただくことになっていますが、この納期限までに納付されない場合に行う滞納処分の一つに延滞金とか督促手数料がございます。督促手数料は、督促状を発送する際に手数料として一定額を加算するもので、現条例では1件50円となっております。それに対し延滞金は、納期限後に納付する場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じて加算されるもので、納付がおくれるほど金額が大きくなるものであることから、納期内の納付だけでなく、納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果があるものだと感じております。

税や国保税については、所得とか、それに応じて課税をされていますが、そのときは納期限が延びれば延滞金が増加をされています。下水道使用料なんかで期限が延びた場合、そうしたら延びてもいいのかという問題もございますし、やはり同じような債権を管理していく上で、この債権は督促手数料なんだと、この債権は延滞金なんだということよりも、納めていただけない場合、そうい

う人たちはいろんな税とか国保税とか、ほかのものも割かし滞納が行われる場合が多い状況にございます。そのことから、同じような形で対応したほうがいいんだろうという中で同じような条例にすべきなんだろうと。

尾崎議員にも申し上げましたが、14市中10市がこのような延滞金を取れるようになっておると、そのようなことも考えて今回延滞金にかえて対応していこうというものでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

るる申されましたが、これを一緒にしないと管理ができないというわけではないんですね。一緒にすると見える化ができるというか、そちらのご都合としてはきっとすっきりとわかりやすいんだらうなあとと思うんですけれども、私が先ほどから丁寧にいろいろ聞いてみると、そんなやり方をしなくても、きっと今そこを回避するという選択肢もあるのかなと感じたところです。

時間もありませんので、次の議案に移りたいと思います。

議案第82号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、第3款の民生費、第2項児童福祉費、放課後児童クラブ整備事業1,380万円の増額についてお伺いします。

9月の定例会で、子供たちを見ている3つの学童保育から、待機を出さなくてはならないぐらい子供たちがいっぱいだから新しい学童保育を整備してほしいということが請願で出された結果、こうやって整備の補正がされたということで、次のときにすぐ出されたということについては評価したいと思うんですけれども、この内容についてお伺いをしていきたいと思います。

これら3つの学童保育ということで出されているんですけれども、ちょっと教育民生委員会の資料を拝見すると、3つの学童保育ではありますが、待機児童の発生見込みとしては4つの学童保育が出されているんですね。内訳としては3つの学童保育になっているんですが、その予算の考え方として、とちの木の待機の分も含めたものなのかどうなのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本年5月に、保護者を対象に行いました調査の結果、平成27年度当初におきまして、市内の4小学校区について待機児童が発生する見込みとなりました。

市としましては、この状況を解消するため、当初の予定を前倒しし、平成26年度中に新たな施設の開設準備を行う必要があると判断をいたしまして、今議会に補正予算として計上をさせていただいております。これらの施設につきましては、亀山西・亀山東小学校区、井田川小学校区、川崎小学校区というふうに対象を考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ということは、このおひさま、西小学校区の学童保育を整備することによって、東小学校区の待機児童をも解決する見込みであるというふうに考えていいわけですか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童ということで考え合わせますと、亀山東小学校区も若干の待機児童が出るということが予想されますことから、27年度の状況を踏まえ、その後のことについては考えていきたいと、検討していきたいとは思っておりますが、今回の補正の中では亀山西・亀山東小学校区を一つの施設で対象とするというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今のところは1小学校1学童保育で整備をするということなんですね。

9月議会で学童保育についても条例が定められたわけなんですけれども、5年以内に、学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例というのが定められて、ここにあるような最低基準や一般原則がクリアされるということが大事なんですけれども、今あるものについては5年間の猶予があるということなんですけれども、こうやって新しく整備するものについては今回の整備で一応クリアできるということでしょうか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本年9月に、議員ご指摘のように関係条例を整備させていただきました。

新たに開設を予定しております施設、亀山西・亀山東小学校区で1つ、井田川小学校区で1つ、川崎小学校区で1つのこれらの施設の規模は、児童1人当たり1.65平方メートルのスペースを確保した上で、おおむね40名が入所可能なものとなるよう条例の規定を満たすものということで予定をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

1.65というのは「以上」と書いてありますんで、1.65というのは本当に最低なんです、丁寧に整備をしていただきたい。知っている方は知っていますが、遊友クラブという昼生小学校区の学童保育、中に入った方はわかるんですけど、あれも1.65を掛けると14人は入れるそうです。禅寺のようにちゃんと座っておったら14人でも広いんですけども、やっぱり動き出すととても狭いので、これは「以上」と書いてありますんで、新しいところを整備するんだったら、ゆとりを持って整備をしていただきたいと思います。

それから、遊びや生活の場という基本原則があるわけなんですけれども、これらの場所をちょっと見ておきますと、子供たちが外で遊ぶ場所があるのかどうかということが1つ心配なんですけど、そこについてはどのような考え方で整備をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

まだ予定ということでございますので、明確なご回答は申し上げることはできませんが、近隣、近くにある公園、空き地、それからもちろん学校の運動場等を利用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

それから、資料を見ますと社会福祉法人が、亀山では新たにしてもらう初めての社会福祉法人だと思うんですけれども、資料をいただきましたら、社会福祉法人日の本福祉会というのがありましたけれども、私も学童保育の、市や県や全国のいろんなところへ出ていますけれども、余りお会いしたことがない社会福祉法人なんですね。実績がどうなのかというのをお聞かせ聞きたいし、どういうふうに保育料のこととか運営とかしてみえるのかということもお聞かせ聞きたいし。

私、きのうちょっと実際確認しようと思ってお電話をしたんですけれども、午後でもお電話がかからなかったんですね。学童保育で午後にお電話がかからないというのはどうなのかなというちょっと不安も感じましたので、どう準備をされているのかしらとか、こちら辺の実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

井田川小学校区及び川崎小学校区において、新たな放課後児童クラブの運営を予定しております社会福祉法人は、平成24年4月に四日市市内において認可保育所を1カ所開設しているほか、放課後児童クラブを四日市に1カ所、桑名市に5カ所、朝日町に1カ所、計7カ所を各市町からの委託により開設・運営をしています。それぞれの行政担当からは、運営状況等についておおむね良好であるという評価を聞いているところでございます。

また、この社会福祉法人は、平成27年度には四日市市、桑名市、朝日町において放課後児童クラブをさらにもう1カ所ずつ開設する計画となっており、実績、経験ともに豊富な法人であるということで認識しております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

わかりました。

そして、この学童保育なんですけれども、いつもだったらもう既に申し込みも終わって、もう次の入所の受け入れの準備をしている学童保育なんですけれども、こういう事情ですので、この3つの学童保育は、申し込みも仮の申し込みであったりということで待っているわけですね、この状況が出るまで。多分親御さんから見ると、今は本当に待機もたくさんあるので、絶対に今のままでは入り切れなくて、この新しいところにも入らなくちゃいけないんですけれども、親御さんにどちらに入るかを選んでもらうということがこれから起こってくるのかなと思うんですけれども。

そういう資料ですとか、説明会ですとか、そういう今までにはない、ちょっと急いでやってもら

わなくちゃいけないことがあると思うんですけども、その計画はどうか、今ずうっと待ってみえると思うんですけど。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新規開設予定の放課後児童クラブについて、できる限り早期の入所説明会を行っていくべきであると考えておりますが、今議会において、放課後児童クラブ整備事業費1,380万円の予算措置を承認していただいた後、速やかに平成27年度新規入所についての説明会を行っていただけるよう、各運営団体にご準備をお願いしているところでございます。

今後は、それぞれの施設が、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を守っていただき、それぞれの施設の特色を出していただくことにより、利用する保護者、児童がよりよい選択を行っていただけるものと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

じゃあ19日にこの議会が終わりますんで、年内にもう説明会を行ってもらおうということでもいいですね。年内にしないと、やっぱり皆さんすぐには決められない、下の子がおるか、上の子が、兄弟はどうするんかとか、地域とかいろんなことと、あとは内容ですね。保育理念ということもやっぱりお聞きしないとわからないし、やっぱり丁寧にしてほしいという声をたくさん聞いておりますので、そこは事業者任せではなく、市もちゃんとなされるかどうかの確認はしていただきたいと思います。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時09分 休憩）

---

（午後 2時18分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。

それでは、議案質疑を通告に従いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第82号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、まず第2款総務費、第1項総務管理費、第13目の災害対策費、木造住宅補強事業1,453万1,000円の増額についての質疑をさせていただきます。

午前中に新議員のほうからもさせていただいておりましたので、重ねての質問にならないように

気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、この事業ですけれども、当初予算と補正予算と比べますと、かなり補正予算が多くなっている事業もございます。その中で、新議員も確認をされておりましたけれども、件数がふえて、それで増額補正をされたということでございます。

この補正予算については、若干予算書ではわかりにくいので、確認の意味も含めまして、国・県の補助金が各事業についてそれぞれに分けて交付されているのか、また交付割合について確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田 稔君）

2 番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

木造住宅の補強事業につきましては、国庫支出金といたしまして、社会資本整備総合交付金 6 0 2 万 2, 0 0 0 円及び県支出金としての耐震化促進事業補助金、これは計画に関するものでございますが、6 6 万 3, 0 0 0 円、それと耐震化補強事業補助金、これは工事に係るものでございまして 1 5 0 万円と 3 つ今回はございますが、それぞれ耐震診断・計画・工事・除却の 4 つに分けて、それぞれ補助率が決まっております、これら 4 つをまとめて国・県それぞれ交付されてまいります。

一例を申し上げますと、耐震診断においては補助金単価が 4 万 6, 3 2 0 円でございます、そのうち国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 でございます。また、除却につきましては最高 3 0 万円でございます、市と国がそれぞれ 2 分の 1 負担をすることとなっております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2 番（西川憲行君登壇）

ただいま確認させていただきました。耐震診断委託とか耐震補強事業ということで補助金の割合が変わっているということで、市の予算としては 4 分の 1 のものと 2 分の 1 のものがあるということでお伺いいたしました。

それで、この社会資本整備総合交付金制度については、昭和 5 6 年という答弁が先ほど出ておりましたけれども、ということは、この昭和 5 6 年以前に建てられた家の件数を市のほうとしては把握されているのか、それから今現在、これを何年間に分けてこの事業をやってきた中で、その件数に対してどれだけの耐震診断、あるいは補強工事ができてきたのか。これは、亀山市のまち守りプロジェクトの中にある耐震化計画という一連の流れの中で行われると思うんですけれども、その達成率をわかる範囲でお答えいただけたらなあと思うんですけれども、お願いします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

木造住宅補強事業に関しましては、新議員の折にも答弁させていただきましたように、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前、旧の建築基準法でもって建てられた木造住宅に着目した事業でございます。こちらに関しましては、平成 2 0 年から主要事業というような扱いをしてまいりまして、およそ単費

ではございますけれども3,000万円ほどの単費を使って補強をしてきたという経緯がございます。ここにお示しましたように、亀山市の耐震化促進計画というのが平成20年5月につくられております。こちらは、住宅土地統計調査という国の調査物があるんですけども、それらを根拠づけられまして、およそ最初は90%を目標にしようじゃないかということで始められた事業でございます。

前年度の実績でございますけれども、この数値を追い求めてまいりまして、およそ亀山市としましては、耐震化率を88.3%まで上げてまいりました。今後、対象となる家屋がおよそ2,000件ほどと推定されておりますので、来年度に向けて新たな計画づくりも進めてまいりましてでございますけれども、そういった母数をいかに早く耐震化に持っていけるかというのがこの事業の目的でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今伺いました、この耐震化に向けて、昭和56年の建築基準法以前に建てられたものが約2,000件残っていると、そして達成率としては90%を目標に88.3%まで今来ているんだと。約1,800件ぐらいができてきて、残り200件ぐらいになってくるのかなあというふうに考えております。今回、当初の予定では耐震診断の130件が補正予算で170件、40件増加したということで、年間170件近くやるとなると、もうあと1年か2年かかるかかからないかで耐震診断は終わっていくのかなあ。

これの終期については、先ほどの答弁の中でありましたけど、27年度以降についてはどうされるのかなあということが非常に気にかかるわけでありましてけれども、これは20年のときからは3,000万円ほどつぎ込んできて単費でやってきたという答弁でしたけれども、国の補助金の兼ね合いもありますので、今後、国の補助金が続いていくのか、また続かない場合は市単事業として目標の90%を狙っていくのかということをお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

来年度以降の木造住宅補強事業に関しましては、議員ご承知のように来年度と再来年度、2次の事業展開になってくるということで、2カ年の主要事業のヒアリング等が今後ございます。そちらのほうで検討をしてみたいと思っておりますが、冒頭申し上げましたように、この計画自体が来年度までかかっておりますので、早期に木造住宅の耐震化を図ってまいりたいという思いは同様に、事業を進めてまいりたいと考えております。

（「国の補助金は続くのか」の声あり）

○危機管理局長（井分信次君登壇）

国の補助金でございますけれども、今の情報ですと、おおむね同じようにつけられるのではなかろうかとは推測はしておるわけなんですけれども、ただ国の財政上の問題もございまして、また県のほうからも事業費の見直しということも情報を得ておりますので、やはり今後、先ほどの繰り返しになりますが、27年度以降の計画立案の折にはそういった情報を得て、事業を展開してまいり

たいと考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

27年度以降については、予算の関係と国の方針等を鑑みて続けていくという答弁でございましたので、やはりこれは市の大きなプロジェクトの一つでありますまち守りということで計画されておりますので、第2次の計画の中でも続けていっていただければというふうに思います。

それで、今回の補正予算については、この中で除却事業の補助金というのが、耐震の中でも当初予算が690万円に対して補正予算のほうで810万円ということで、非常に補正予算のほうが大きくなっています。この辺の理由についてはなぜなのか、お伺いします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

こちらの住宅除却事業補助金810万円の増額としておりますのは、当初、先ほども申し上げましたように23棟、今回27棟で合計50棟でございます。新議員のご質問にもご答弁させていただく中で申し上げましたが、市民要望でありますとか耐震関係業者等からの情報収集をする一方、国の交付金の確保の状況に鑑みまして提案をさせていただいております。

手前勝手な言い方になりますけれども、平素からの取り組みといたしまして、危機管理室といたしまして、行政出前講座や行政情報番組などを通じまして、地震対策について市民の皆様方に広く周知する中で、耐震性の低い木造住宅の早期の撤去、またさらには耐震性のある住宅の新築をお考えいただけたものと推測をしております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ちょっとわかりにくかったんで、再度聞かせていただきたいんですけど、23件を50件にふやしたということで27件ふやされたと。これは、もう市民要望が既に来て申請が50件あるというところで予算要望をされたのか、予算要望をしてから、今から申請を受け付けるのかというところが1点。

それから、12月補正というのは、ほかの予算を見ていると大体減額補正が多いんですよね。なぜかという、結局3月末までに使い切れない部分、あるいは翌年に繰り越す部分というもので減額補正が多くなっている中で、今この23件に対して27件ふやすということは、残り3カ月ぐらいの今年度の中で全額が使い切れるということなのか、それだけ要望が来ていて、これでもまだ足りないぐらいなんだよというのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、この50件の積算につきましては、今までの市民要望であったり、耐震関係業者等からの情報収集で割り出した数値でございます。当然、補正後



に受け付けをいたしまして執行してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

わかりました。

これだけの予算をつければ、これだけの要望が来て、それだけ耐震化も早くできて市民の安全につながるということで確認をさせていただきましたので、次の第2点のほうへ行かせていただきたいと思います。

次は、第8款の土木費の道路橋梁費、それから道路維持修繕費と橋梁維持修繕費、こちらのほうについてお伺いしたいと思います。

こちらのほうが、先ほどあった減額で500万円と1,350万円減額になっているわけですが、この減額というとやっぱり期末までに使えないから減額なんだろうというふうに想像するわけですが、この減額の理由については何らかの理由があると思うんですが、実際に道路維持ができないのか、橋梁維持の修繕ができないということは大きな問題になると思うんですが、こちらのほうの減額の内訳、理由についてご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

道路橋梁費減額の内訳と理由ということについてご答弁させていただきます。

第2目道路維持修繕費500万円の減額につきましてでございますが、道路維持修繕費の配水管清掃委託料200万円の増額については、配水管、側溝などの閉塞箇所が例年に比べて多く、汚泥、土砂の除去を行うため増額するものでございます。また、各種点検業務委託の700万円の減額につきましては、標識などの道路附属物点検並びに道路のり面などの道路防災点検業務委託の入札差金による減額でございます。以上のことから、業務委託費が500万円の減額となったところでございます。

次に、第6目橋梁維持修繕費1,350万円の減額についてでございますが、社会資本整備総合交付金を財源とする設計業務委託1,350万円の減額につきましては、高速道路跨道橋、JR跨線橋を含む橋梁点検及び橋梁補修工事設計業務委託の入札差金による減額でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

配水管については、雨が多かったということで増額して修繕をしていくと。それから、減額については、どちらも入札の差金が生じたものだったことを確認しました。私が心配していたのは、計画されていた道路や橋梁の維持修繕ができなかったのかどうかということだったんですが、一応目標とされるところを達したと。そして、そのときに委託をするときの入札が安くできたということを確認させていただきましたので、その点についてはわかりましたけれども。

あと、この社会資本整備総合交付金についてお伺いしたいんですが、この交付金の決定というのはどのような要件があって、どの程度いただけるのかということをお伺いしたいと思います。

す。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

交付金の決定は、どのような要件があるのかということでございますけれども、社会資本整備総合交付金は、命と暮らしを守る道路インフラの再構築による安全・安心なまちづくりの観点から、道路施設の老朽化対策や防災・減災対策に関連するインフラ整備など、安心して暮らせる生活環境を構築する事業であります。

しかしながら、東北地方への重点配分がなされていることから、それ以外の自治体配分は、現在としては少し抑えられているということも考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

現在、なかなかもらえないかもしれないお金なので、有効に使っていただきたいなあと思うんですけれども、これは歳入の部分で見ますと、この社会資本整備総合交付金は3,052万5,000円減額となっておりますので、橋梁維持費のほうでは約1,800万程度のお金になると思うんですよね。

ほかにも減額したところがあるかと思うんですけれども、どのようなところを減額されたのか、お伺いしたいんですけれど。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

国からの社会資本整備総合交付金3,052万5,000円の減額ということでございますが、議員ご指摘の3,052万5,000円は歳入の減額でございます。これは、事業費の55%に当たる交付金が歳入となっており、歳出予算ベースにいたしますと5,550万円の歳出減額となります。その内訳といたしましては、先ほどの道路維持修繕費700万円と橋梁維持修繕費の1,350万円、ほかに道路舗装事業としての3,500万円が減額対象となっている事業でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今の中で、ほかにも道路舗装事業もあるよということだったんですけれども、これは交付金が年々もらいにくくなってくるというところの中で、せっかくいただいたものが使い切らずに返さなあかんということになってまいりますと、今後、亀山市の道路の整備、あるいは橋梁や道路の維持修繕というものに対する計画への影響というものについてはどのようにしてくるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

交付金の減額による亀山市の整備計画の影響ということでございますけれども、この社会資本整備総合交付金事業は継続事業として取り組んでいるところでございます。国からの交付金配分が私どもが要望する額よりも下回る場合、その事業進捗におくれなどが生じ、影響が出てまいります。しかし、国の、例えば補正予算並びに次年度要望での予算確保などに努めて、事業進捗を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

当然お金がいただけないので事業が進まない、おくれが生じるということになると思います。

1 個目は安心・安全にかかわる部分で耐震補強と、これも国のお金を半分ぐらいいただいてやっていると。やっぱり大きな事業をしていくには国のお金も必要になってくる。そうすると、交付金配分もしっかりと取れるところから取ってきて、やるべきことをやっていただいて、来年度以降も引き続き、この事業も継続事業ということですので、終わりが無いということですので、しっかりとやっていただきたいということを要望いたしまして、次の第3項目に行きたいと思います。

3 つ目の質疑は10 款の教育費であります。

社会教育費の町並み保存費で重伝建の選定30 周年記念事業400 万円についての質疑をさせていただきたいと思うんですけれども、こちらのほうは教育民生委員会の資料に上がっておりまして、12 月から、今月からいろいろな移送とかを行うような計画になっております。ただ、この重伝建事業の400 万円は補助金ということでしたので、この補助金の中にこれが含まれているのか、あるいは現在のところ支出が発生しないのかについて確認をさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関宿の東の追分の鳥居の建てかえに関しましては、鳥居の建てかえの建築工事は、市が直接事業として、建てかえに伴うお木曳き行事は実行委員会が実施することとして、それぞれ関連する予算を本議会に補正予算として計上させていただいたところでございます。400 万円につきましては、実行委員会への補助金でございます。

建てかえ工事につきましては、平成27 年5 月末から6 月初旬に行う予定でございますので、これに用いる用材は、既に伊勢神宮に交付いただいたところでございまして、今後は用材の運搬、補修、現鳥居の解体、建設を行うこととしております。このため、工事が平成27 年度にわたることから、債務負担行為補正としたところでございまして、工事完了後の平成27 年度予算での支払いを予定しております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

実際には、来年の5 月、6 月にこの事業が行われるということで、それが終わってから支出が発生すると。それで、そのために今補正予算の中で債務負担行為として500 万円のお金を準備してあるということでございますので、実際に500 万円の工事費、それからお祭りというのか、建て

かえの行事をするための補助金として実行委員会に４００万円、計９００万円がこの重伝建３０周年記念事業の一つ、鳥居の建てかえということで予定されているということだと思います。

このお木曳きというのは２０年に１度あるということで、２０年前にも関町で行われていると思うんですけども、その際、費用が幾らあったのか、またその費用負担はどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

前回の鳥居建てかえでございますが、平成７年５月に行われており、建てかえ工事は関町の直接事業として、お木曳き行事は関一の鳥居お木曳き行事实行委員会に補助金を交付して実施しております。事業費は、鳥居建てかえ工事が伊勢神宮からの旧材運搬費用を除いて約３５０万円、お木曳き行事が約５３０万円でございます。

なお、先ほど補正の中で説明させていただきました補助金４００万円につきましては、今年度必要な経費という形で考えておりますので、例えば実際の行事の設営費用については、また次年度発生が予定するものと思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○２番（西川憲行君登壇）

２０年前は３５０万円がかかったと、それから関町が全額負担しているということをお伺いしました。

それと、今、ちょっととんでもないことを聞いたんですけども、来年にも費用が発生するということで、総額費用は９００万ではないということですよ。そうすると、この事業が今補正予算で出てきたことに私は非常に疑問を感じるんですけども、いつもいつも補正予算が出てくると、これは緊急性があるのかなんかという話をされると思うんですけど、これは関宿の重伝建３０周年記念事業として出てきているわけですから、もう来年行われることがわかっていて、これは急遽予算が発生したのか、その点について非常に考えるところなんですけど。

それから、総額予算が示されていない中で、今現在９００万円だけが上がっているというのは、これも疑問に感じる場所なんですけど、この点についてはどうなんですかね。総額でこれだけの事業にかかるよ、それから来年度はこれだけやるよということで、来年の当初予算では間に合わないにしても、今年度のもっと早いうちから予算として我々に説明する必要があったのではないかなあというふうには考えるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

予算の補正になぜ上げたかということでございますけれども、当初は、時期的にはもう少し後でというふうな形で考えておりましたので、２７年度の予算で計上させていただくという予定をしておりましたけれども、桑名市のほうが５月３１日に実施されるということで、同じ北勢地域の観光についてＰＲ効果も狙って、私どもとしても続く５月３０日ぐらいに実行委員会のほうで日を決定

されましたので、それまでに行う、例えばPR費用であったりとか、27年度になってからでは間に合わないの、それまでにかかる費用について、まず補助金として計上させていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、確認させていただきましたところ、当初は来年度予算に上程する予定だったんだけど、桑名との兼ね合いということでございますね。

そうすると、この事業の目的というものが出てくると思うんですけども、やっぱりこれは亀山市のPR効果というのも大になると思いますし、それから伊勢神宮から続く歴史的なものであって、亀山市と桑名しか鳥居の建てかえができるところは全国的にないわけですので、非常に貴重な亀山の文化であるのかなあと 생각합니다。

この点については、文化については市長がいつも造詣が深く、思い入れもあられると思いますので、この事業の目的について市長はどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

事業の目的のお尋ねでございますが、以前にもここで考え方を申し上げたかもしれませんが、重複いたしますが申し上げたいと思います。

この関宿の東の追分の鳥居は、ご案内の三重県史跡に指定をされており、東の追分、西の追分の構成要素の一つとなっております。ちょうど選定30周年を迎えます関宿伝統的建造物群保存地区内の非常にシンボリックな伝統的建造物でございます。このことから、文化財の保存として建てかえを今回行うわけでございます。また、お木曳き行事につきましても、20年前も本当に鮮烈な記憶を持たせていただいています。関宿独特の伝統行事として今日まで継承されてきたものでございまして、未来へぜひこれを継承していきたいというふうに考えてございます。

そもそも東の追分の鳥居は、少し触れていただきました伊勢神宮へ向かう参宮街道、これは伊勢別街道が分岐をするところで示すわけでございまして、伊勢神宮との関係という意味では大変大きな意味合いを持っておるということで認識をいたしております。

したがって、このお伊勢さんとの関係を持ちます今回この関宿、そして東の追分の建てかえとかお木曳き行事を通して、ぜひ今回文化年の中でもリーディング事業として伝建30周年を位置づけて、さまざまな事業を展開いたしてまいりました。この12日にはシンポジウムをいたすわけでございますが、これらとあわせて一連の中でこの鳥居の建てかえ、お木曳き行事を全国に発信していく、そして市民の皆さんの愛着や誇りを見詰めるいい機会になるものというふうに認識を……。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

済みません、訂正させていただきます。シンポジウムは13日に開催をさせていただきます。申しわけございません。

そういう思いで、今回行政としてやるべきもの、あるいは実行委員会さんとして頑張っていただくもの、それぞれ役割を分担しながら、ぜひこれを見詰めるいい機会にできたらなあと考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の思い、しっかりと伺いました。全国発信をしていくんだと、それから伝統的行事として、市民にとって愛着と誇りを生み出す文化的事業なんだということで、大切なものだということも伺いました。

私からのあれなんですけれども、これはやっぱりしっかりと全国発信していく上ではPR効果というのが非常に大切だと思います。文化的事業とはいえ、やっぱりこれは観光や産業への経済効果、波及効果というのを利用していただきたいなあというのが非常に思うところであります。

それから、先ほど市長が言われましたように、愛着や誇りというのは、これはやっぱり市民全体ということで、子供たちにも非常にいい歴史的な勉強になるんじゃないかなあと、亀山の地域の歴史を学ぶ機会という意味では非常にいいのかなあと思います。

それで、先ほど5月30、31日、亀山・桑名が連動してこの事業を北勢地区としてやっていくんだという話も出ています。今、教育委員会では土曜授業をやっていますけれども、その土曜授業の一環の中にこれを組み入れて、亀山市中の小学生・中学生の子供たちに興味を引いてもらうようなそういう取り組みができないかなあと。

あるいはまた、PRの一環として亀山市全体で盛り上げていくんだというような思いで、もっと計画の中に市としてできるもの、それから市でなければできないもの、土曜授業とリンクしてやるなんてことは実行委員会のほうではできないわけですから、市がイニシアチブをとってできることについてはしっかりとやっていただけたら、亀山市全体として盛り上がって、またそれが全国発信となって亀山の観光になり、経済効果も生まれてくるのではないかなあというふうに思うんですけれども、その点について、もしよければ市長のご答弁をいただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、こういう機会を、本当にさまざまな本市としてできるもの、今、学校の授業との連動ということでご提案いただきましたけれども、どのようにつなげていくのかにつきましては今後のテーマにしたいと思います。

同時に、先ほど局長が申し上げたように、本当に今回桑名市さんと連携してやっていくことで、東海道としてさらに相乗効果を高めていこうと、最終的にはそういう方向のすり合わせができたところでございます。三重県さんにも参画をいただいて、東海道の東と西を結んでいくという広域の体制というのが、今その方向で準備をいたしておりますので、そういう意味で、ここの広域連携につきましても今後のテーマであろうと思いますので、しっかりと成果を出していきたいというふうに考えてございます。

さらに、この効果が一過性に終わらないように、これをどうしていくのかということが大変重要であろうというふうに考えておりまして、さっきの三重県さん、あるいは桑名市さんとの関係の中でも、ぜひこのお木曳き実施後の今後の連携につきまして協議は進めておるんですが、例えば伊勢・亀山・桑名を結ぶようなスタンプラリーなどにつきましても、その手法について検討してまいりたいと思っております。

それから、亀山市民、広く、関宿に限らず、全体としてそれを見詰めることの重要性のご指摘を賜ったと思いますけれども、そういう点につきましても最大限の努力をする必要があろうかと思っておりますので、議会の皆様方にも引き続きましての格別のご協力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

## ○2番（西川憲行君登壇）

市長の思いはわかりましたので、よろしくお願いします。

では、質問を終わります。

## ○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

## ○18番（櫻井清蔵君登壇）

改選、ほんまに、やっところへまた戻らせてもらいまして、質疑をさせていただきます。本当に機会を与えていただいた市民の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

通告をさせていただきました、まず議案第92号新市まちづくり計画の変更について。

変更の提案理由の真意についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

## ○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

## ○企画総務部長（山本伸治君登壇）

さきに豊田議員にご答弁申し上げましたとおり、変更をご提案しております新市まちづくり計画につきましては、亀山市・関町合併協議会により、平成17年1月の合併による新市建設を進める基本方針として策定されたものでございます。この計画は、新市施行後、行政運営上の最上位計画となります第1次亀山市総合計画の策定に際し、社会経済状況等の変化なども踏まえつつ、その考え方を発展させる形で引き継ぎ、現在の後期基本計画へとつなげてまいったところでございます。このように、新市建設の基本方針としての役割につきましては、市政運営上の最上位計画となる第1次総合計画に譲り、合併特例債の活用根拠としての役割が中心となる計画でございます。

こうした中、平成24年の法改正により、合併特例債の活用期限を5年間延長することが可能となりましたことから、計画期間を延長させるため、計画変更を行うものでございます。また、計画期間を5年延長することで、平成26年度までには実施を見込めなかった事業につきましても、平成31年度までであれば具体的な実施が想定できる事業もございます。そうした事業につきまして、読み込みに必要な施策等を追加いたし、合併特例債の活用可能な条件を整えるため、変更するものでございます。

## ○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も長いこと議員をさせてもらっていますもんで、平成17年の合併協議会の新市まちづくり計画の素案をつくらせてもらうとときに、そのまちづくり計画の委員の一員として参画させていただいておりました。執行部のほうもたくさんお見えになるんですけれども、その協議会で議論をされたことは、いかに亀山市・関町が合併して、その相互の総合計画に基づいた中でのすり合わせの中での新市まちづくり計画やと私は思っておりました。その中で、19年に第1次総合計画が出されて、27年、28年という最終年度になっておるんですけれども。

このぺら紙1枚をもらっておるんですけれども、平成26年11月28日亀山市議会12月定例会資料、企画総務部企画政策室、これの内容から見せてもらいますと、まず計画の概要の中で、合併特例債の活用根拠となる計画として運用していると。計画変更の背景の中で、下段のほうにいろいろ額のことであんちく書いてあります。「そのため、今後も有利な財源である合併特例債の有効活用に向け、活用条件の一つである新市まちづくり計画について、計画期間の延長を初めとした一部変更を行うものである」こういうふうに書いてある。計画の変更の基本的な考え方の中で、現状の新市まちづくり計画が合併特例債の活用根拠にとどまっている点を踏まえ、今回の新市まちづくり計画の変更についての基本的な考え方は次のとおりとすると。それで基本的な方針の中に、抜本的な見直しを行うのではなく、必要最小限の変更にとどめると。施策項目の中に、「合併特例債の活用のため不足する施策・事業についてのみ変更」というふうに記述されています。

基本的に、今日まで合併特例債の中での活用の5事業、斎場建設22億4,600万円、和賀白川線19億1,600万円、27年以降に4億3,400万まだ残っていると。関中学校は完成しておりまして8億6,800万、白川小学校は追加分です、8,300万。北東分署も読み込みによる追加分です、5億8,700万。その中で庁舎建設20億、これは市長の方針で凍結しております。それから野村布気線整備計画、事業計画の総額17億6,700万、平成26年以前に執行したのが5億1,300万、まだ執行していないのが12億5,400万というような状況です。いろんな形で変更計画の中に、あらゆる項目がこの変更計画の資料に載っています。

私が思うに、今まで議会でいろいろ質問させてもらってきた中で、庁舎建設の折に、もっとほかのメニューを読み込んですればどうかというようなことを市長にお尋ねしました。そのときに市長の答えは、あれもこれもやないと、選択と集中にして財源の有効活用をやっていききたいというようなことを言われましたわな。その中でも1つ、平成23年10月17日に、意見書を鈴木達夫君の名前で、私らそのときのぼぷらからパブリックコメントに対する意見書として出してあります。この中に、庁舎をやめたんやったらどうやと。そうやけど市長の考え方に、合併特例債は基本的に借金であり、次世代に負担を残さない、使い切るべき性格のものでないという見解が23年度にもそういうふうに言われておるんですな。

そうすると、今回この変更計画と使い切る残額17億2,000万の中で、わずかここに7項目で26億2,000万、特例債以上の、残金以上の計画をあれもこれもと出してきておると。その変更をするのには、このまちづくり計画を変更せんならんもんで、議会の承認を得やなあかと。

おまけに、「なお、本表のほか、亀山駅周辺再生整備事業への活用を想定し、事業の熟度が高まった場合、優先的に充当」と書いてある。あなたは一体何ぼの金を想定しておるのかな、これは全



部で。それがこの変更計画ですか。それで、以前にも改選前の議会において、唐突と総務委員会にこの資料が出され、いみじくも全員協議会でその説明をやられるということで、全員協議会でその説明は好ましくないということで中止されたんです。それで、この12月にこういうような形の変更で議会の議決を求める議案の提出をされておる。市長は一体どない思うとんのやな、議会を。パブリックコメントの結果を聞きましたら、市民からのパブリックコメントの回答はゼロ件であったということを確認しております。

私らは、市民の皆さん方から負託を受けて、再度この壇上へ上がらせてもらう機会を得た議員です。この議会に対する説明責任を、ただこのぺら紙1枚で、またはこういうような理解しがたい資料で議決を求めるという姿勢を一遍市長にお聞きしたい。いみじくも、市民に対する説明責任はどのように考えてみえるのか、一遍聞かせてください、市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

きょうも豊田議員初め、先ほど答弁をさせていただきました今回の新市まちづくり計画の変更議案につきましては、東日本大震災によります法改正とか、それらを含めました今後さまざまな必要な事業を展開していくに当たりまして、合併特例債を活用した活用可能な条件を整えるために変更をお願いするものでございまして、そこのところはご理解を頂戴いただかななくてはならないと思っております。

また、この件につきましては、昨年度来より、この議会でのご議論も含めまして、県との絡み、調整の話、それから議会の改選期もあります関係上、このオープンの場で幾度となり議論をいたして今日に至っておるところでございまして、本年度に入りましても、3月議会でのいろんなご意見もいただきながら、本当に改選期がございしますものですから、6月、それから9月の全員協議会、そして今回の12月の議案の提出ということで、ここのところは特段議会軽視であるとか、そういうことではなくて、逆に議会並びに市民の皆様の情報共有をしていただくという考え方のもとに進めさせていただいてきたものでございます。その点も深いご理解をいただきたいというふうに考えておるものでございます。

ただ、12月議会での提案の理由につきまして、再度申し上げておきたいというふうに思いますが、この議案自体は、先ほどの答弁のように合併特例債の活用条件を整えることが中心でございしますので、計画期間が終了します年度末までに変更する必要が、従来の特例債の活用期限が平成26年度まででございましたので、これを平成31年度までの計画期間、5年間延長するということによりまして、10月の市議会議員の選挙後にさせていただくのが適切であるという判断をさせていただいたことと、関連いたします平成27年度の当初予算への反映ということもございしますので、これらの理由から、この12月議会での変更の提案とさせていただいたということにつきましては、深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長さん、何を眠たいことを言うておるのやな。

あなたは、平成21年に亀山市の市長になったと。そのときにいろいろなことを言ったら、庁舎建設が大きな争点やということで私と議論がかみ合わなかったんですけども、庁舎建設に20億、これを凍結した段階において、この議場において私は再三言ってきた。まちづくり計画の変更をやって、平成26年、いみじくも3年半、もう4年近くになるんですけども、東北の大震災があったと。その以前から、この庁舎建設の凍結を行ったことで、その建設の資金20億の使途を考えるべきやないかということを言い続けたんですよ。それやのにあなたは、今の答弁では、平成26年度の末に近づいたで、この12月に上げたんやという答弁はおかしいですやんか。

以前にもですな、平成23年10月、さっき読ませてもらうた中で、このときに我が会派の鈴木達夫君とともに溶融炉の長寿命化事業、衛生公苑長寿命化事業の2事業に対して合併特例債を活用するという議案が出てきた、特例債活用に。これは、ほかのメニューの債務行為でやるべきではないかということで、その長寿命化は別途16億何千万の3カ年計画で今やりました、それで衛生公苑もそれは取り上げました。その取り上げた事業がここに入っておるじゃないですか、また。どういう意味ですか、これは、この中に。ほんなら、あんたが言うておる平成26年末までにこれを変えんならんから、延長するためには、手続が要るから今出したんやと、それは理由にならん。今まで、かねてから凍結をした段階でほかのメニューに変えるべきじゃないかと。

いみじくも、先般の総務委員会の所管事務説明の折にこういうような記述がありましたな。市債発行については、普通交付税の算定に値する市債を発行していると。私もその一覧表をもらいました、三百十何億の市債発行の。その中には、普通交付税対象外のペケのあるものが十何項目ありました。特に下水道関係は大方地方交付税関係に、上水道の場合だとほとんど地方交付税に算入しない市債を発行していますよ。

もっと違うことに、まちづくりというのは、市民の安心・安全のための施策やと思う。あなたが今ここへ出しておるこれが、順番に私読むのも、けったくそ悪いでよう読まんけど、こんなもの目に見えたことではないんやないか。今せんなんことではないですよ。今せんなん市債、普通交付税に算入できやんいろんな事業があるでしょう。あなたのいみじくもちよぼちよぼとためておる庁舎、どうするんですか。今回変更するんやったら庁舎建設を削るのやな、なしにするやわな。合併特例債を使うにも、これだけの事業をメニューにしたら庁舎建設にまで金が及びませんよ、これは。

あなたの言っている、あれもこれもあかんというのは、あなたこそ、あれもこれもというメニューを今回提案しておるのと違うかな。県との協議をせんなん、国との調整を図らんなん、その前に、議会に対してあなたは説明せんなん仕事がよくあるはずや。それをしていないのに深いご理解って、私はそのような、私の能力が悪いかもわからんけれども、どういうふうに理解せよというんですか、この提案で。

この間確認したら、市債発行は普通交付税に算入するのに限るということを委員会でやっておるね、山本君、そういうような資料を出したよな。私が言うたまちづくりのためには、上水なり、庁舎なり、本来ならこの中に記述が、変更するんやったら、この項目を庁舎でも削るやわな。

それから野村布気線、これは事業費17億6,700万、執行額が5億1,300万、まだ12億5,400万、県が施工900メートルをやった、残り900メートルは亀山市でやると、これは

合併特例債を利用すると、県は既にもうできていますよ。私、この間市内を回っておったら、いい道できたなあと思ったら、それが野村布気線ですよ。それで、そこから先はまだ何も手つかず。それが毎年毎年、繰越明許繰越明許と、送って送って、交渉中交渉中って。この野村布気線ですらも、もう削ったらよろしいやん、そうするとここを削ったら12億の金が浮いてきますよ。それでほかのメニューができますよ。そういうのが本来の変更ではないかと私は思うけれども。

いかがかな、市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

随分誤解をお持ちであろうかというふうに思いますので、今回、資料にご提示をさせていただきました活用の想定事業につきましては、今回の新市まちづくり計画の変更によって新たな活用を可能とする事業の可能性ということでございまして、今回の計画変更によって合併特例債の活用を決定するものではございません。さらに、先ほど豊田議員のご質問にもお答えをいたしました。従来、新市まちづくり計画に掲げておりますさまざまな事業が5つの事業以外にもございますが、これと今回ご提示をさせていただいております7本の事業につきましては、優先順位を決定しておるものではございません。これらは、今後の具体的な活用につきましては、現在策定を進めております第2次実施計画及び次期総合計画の中で十分に検討して、段階的にお示しをさせていただきたいと考えておるということでご理解いただきたいと思います。

それから、もう1点、議員のご趣旨は庁舎建設を、当時ここにうたいながら、これを凍結しておるということについてどうだということに触れておられるわけでございまして、この点につきましても、随分この公の議論の場で考え方をお示しさせていただいてまいりました。従来の方針を堅持させていただくということでございます。同時に、当時の計画のまさにあの局面で、21年度から庁舎の建設事業が動いておりましたけれども、もう去年とことしで建設にかかり、あのまま行っておりましたら、今、きょうのこの時点で新しい庁舎が市内のどこかにもう完成間近という局面であったというふうに思います。

しかし、当時、庁舎建設よりも市民生活に直結する優先すべき課題があると。そこらにやっぱり限られた予算なり、合併特例債を有効に活用することを、当時、政策の優先度を私は優先すべきということで、庁舎建設につきましては一時凍結を基本方針として今日まで展開いたしてまいりました。この方針につきましては、本当に随分この場でも多くの議論を、時間を費やしながら、議員と考え方が多分違うんであらうと思いますけれども、説明責任ということにつきましても、それは一定の合意のもとに展開をさせていただいてきたというふうに理解をいたしておるものでございます。

いずれにいたしましても、今回の新市まちづくり計画の変更でございますが、先ほど申し上げました、これによりまして、ここに計上しました事業が合併特例債の活用をこの時点で決定するというものでないことにつきましてはご理解を頂戴し、今後のさまざまな中・長期の計画の中で有効な財源が何なのか、どのように組み合わせるべきかを最適に判断をして決定をいたしてまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、考え方が違うと言われたら、私もここに立つ瀬がないわな、ここに立っておる必要がないというところやわ。やっぱりここは議論をする場であって、ある程度まちの行く末を語る場所でしょう、ここは、この議会というところは。市長が考えておることに対して、これはどうやと、詰める場所ですよ、ここは。あなたと私の考え方が違うと言われたら、どうやって私は質問していったらいいんやな。あんたは右に行く、私は左へ行くでと、お互いすれ違っておるのやで、考え方の相違やと、そんなもんじゃないですよ、議案というのは。一般質問のやり方と議案の提出の仕方、それは御存じでしょう。市議会議員を平成3年にやって、県議会を14年やってさ、首長は5年目やがな。議会と執行部とのやりとりの、議案の取り扱いのやり方というのは十分御存じでしょう、議案というのはどんなもんかと。議会とすれ違ったら、それでよろしいわと、多数決で決まったら、それでよろしいわと、数さえおればよろしいわというもんですか、そうするとあなたの考えは。

それで、私は庁舎をせよとは。庁舎をせんのやったら、有効な合併特例債をほかのものに回したらどうやと。また、一般質問のときに、こういうようなものに使うたらどうやという提案はしますけれども、今この場で言うわけにはいかんもんで。だけど、今残金17億2,000万しかないメニューにしては、26億及び駅前周辺整備。恐らく私が思うに、駅前周辺整備をしたら安う見積もっても25億から30億かかりますよ、そんな認識はござらんかな、市長。それを覚悟でこの変更の議案を提出しておるのかな。ここに上げた事業の優先度はわからんと、熟度が決まったらで。優先度がわからんて、ある程度順位はつけておるでしょう、この優先度は。つけていませんか。その気持ちがないな、こんな議案というものは出せやんでしょう。

ある程度これをしたい、これもしたい、あれもしたいと、あれもこれもというたら怒るかわからんけれども、あなたのところには選択と集中した中で、この事業だけはしたいというものがあるでしょう。それはやっぱり後々のことを考えておるんやったら、これは10億程度にとどめとかなあかん。ここに書いてあるでしょう、抜本的な見直しを行うものではなく、この言葉はそれならうそですか。抜本的な見直しを行うものではないってどういう意味ですか、それなら、市長。

最小限の変更にとどめると、これはどういう意味ですか。今回の計画変更については、既に実質的な役割を終えている新市まちづくり計画における合併特例債の活用に向けた環境整備として抜本的な見直しを行うものではなく、必要最小限の変更にとどめるとという言葉、私に理解できるようにちょっと説明してください、市長、提案者として。どういう意味ですか、これは。この26億もの事業を並べて、まだ亀山市の駅前周辺整備もやるという、庁舎のことはもう話してもらわんでもよろしいよ、野村布気線の12億を考えた中で最小限の変更って、これはどこが最小限なんですか。

一遍、最小限のところを指摘してください、市長。

### ○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

### ○市長（櫻井義之君登壇）

議案質疑でございますので、そもそも今回の議案としてご提案させていただいておるのは、個々の事業の何を決定して、何をどうだと……。

（「個々のことは言うてへんわ、最小限を聞いておる」の声あり）

### ○市長（櫻井義之君登壇）

ですから、最小限の今回7つを事業として、新たに5カ年延長にあわせて、それが適用できるようにまずは変更しましょうということでございます。また、どれを事業として合併特例債を活用するのか、それこそ先ほどの何を優先すべきかということなんですが、その議論はまた今後、次期の実施計画の策定中でございますので、そういう中で議員の皆さんとの議論が生じてくるものというふうに考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、今回は、26年で期限が来ております特例債の事業を5年間延長させると、それによりまして政策推進として可能性のある事業を網羅させていただいて、どれを選択するかというのは、今後の政策判断であるということをご理解いただきたいと思います。そういう意味で最小限の変更というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の考え方というのは、時間が人をつくっていく、時間がまちをつくっていくと思っておるの。階段は1つずつ上がっていかなあかんと思うの。

これは、私が思うには、にわか勉強や、駆け込みや、駆け込み変更をしようとしておるわけ。今までこの議論をする段階は、時間は何時間もあったと思う。定例会も何回もあったと思う。23年度以降、23年、24年、25年、26年、この4年間、この議論をできる時間は何ぼでもあった。それを間際になって駆け込みやないか。駆け込みでこれを変更せんことには使えませんか、そんなもんやないよ、これは。以前のこれを変更せんでも、これは何ぼでも読み取れる抽象的な言葉で書いてある。まちづくり計画は。あえてこんな傍線をして、事業名をこんな傍線で引いて、山車会館とか、認定こども園とか、衛生公苑とか、わけのわからん新規路線、何も具体的な事例を上げやんと、北東分署は明記はなかったですよ。

北東分署は、この新市まちづくり計画を何とか読みかえて、それで北東分署を5億八千何百万の活用に充てたのと違いますか、北東分署は。北東分署の北東のほも書いてなかったよ、このまちづくり計画には。確かに、第1次総合計画には北東分署は書いてありました。だけど、新市まちづくり計画には北東分署のことは書いていなかったよ。これは、地域消防力の強化という文面で、そのときにそれを読みかえて、北東分署の合併特例債活用をやったと思う。

それで、白川小学校の8,300万も、子供たちの学校行事にゆとりある教育をつくるためという読み込みの中で、白川小学校の耐震工事に8,300万の金を、合併特例債を活用したと。そんなもん、十分こんな変更をせんでも読み込むことはできると思うけどな、私は。

いかがかな、あなたがおっしゃることはおかしいやないか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新市まちづくり計画の書き込みの関係ですもので、ちょっと県との協議を行ってございましたもので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

北東分署につきましては、確かに議員おっしゃられるように、具体的な書き込みはございません。ただし、今回7つの事業及び駅前周辺再生整備事業を入れる際に県と協議をいたしまして、そう

いった書き込みが必要やという指摘がございましたもので、今回下線を引いた部分につきましては、追加で施策を上げさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

駅前整備の書き込みは知っておるよ、これは11ページにあるがな、駅前周辺整備計画の策定って、改正前、変更前に。だから、それを周辺整備に直しただけやがな。これで十分読み取れますよ。何にもあらへんでしょう、そうでしょう。私もそれを見たよ、中身を。だから、そういうような中で、県との協議って、県は通過点なんや。

前、私が最初に市長にお会いしたときは、ここでにお会いしたときの話を聞くと、「あくまでも合併特例債は次世代に残す借金でございますので、あなたのおっしゃっておることは無理でございます」と私は言われたんや。そういうような答弁でしたな。私は、そういうふうに思っているんやったらしゃあないなと。だけど、あなたは主な事業をやったと。去年、25年度は11億のお金を残して、何もせんだら金が残る。事業をせんだら金が残るのは当たり前なんや。

それで、何をしたんやな、この5年間。一応、合併特例債を活用して市営斎場ができました。関中学校ができました。和賀白川線もできました。野村布気線はまだ用地買収すらもできていない。庁舎は別やけれども。何がしたいの、ほかに。一遍したやつ上げてみて、5年間に。何をしたんですかね、一体。

もう時間ないでね、もう一言言いたいで、簡潔にちょっと市長言うてくれ。

あなたに聞いておるんや。何をしたんや5年間に、マイナンバーか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご質問のご趣旨がよくわかりませんが、何をしたのかということではありますが、やっぱり私どもは後期基本計画、あるいはそれぞれ明確に各種計画はございますが、着実な推進を前へ進めてきたということでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

財調を含めて基金が101億になった、県の基金が69億かな、金持ちになったと。それで借金は370億から301億に減らしたと。それだけのことやと思う。

終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時31分 休憩）

---

（午後 3時41分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

久方ぶりに、この席に立たせていただきましたことに対して、市民の皆さん方に感謝を申し上げ、質疑に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、私ほうからは3つの議案に対して通告してございます。通告に基づき質疑を行います。まず議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございますが、きょうも午前中に服部議員がこの議案についての質疑をされております。かぶらんようにしていきたいなとは思っておりますが、まず議案の説明の中では、るる8つぐらいのことが出されて、今回制定でございますので、新たなものやというふうには私は受けとめております。

その中での、この条例の制定の趣旨について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

条例の制定の趣旨でございますが、総務省は、地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用範囲を拡大する方針を従来から示してきており、公共下水道事業については、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップにおいて、平成31年度までに公営企業会計へ移行すべきであるとしております。このことから、健全かつ持続可能な下水道経営を目的として、平成24年11月に策定しました亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画に基づき、下水道事業のうち、公共下水道事業について地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

先ほど来、聞かせてもろうておる中では、やはり財政状況の透明性という理由がございまして、これを31年までに制定しなければならんという総務省の方針でございまして、それで亀山市としても基本計画をつくっておったという流れの中で今になったんだろーと思っておりますが、なぜ今になって制定するのかというのを2項目めに上げてございましたが、先ほど聞かせていただいた中では、そのようでも今かなというふうにも理解しています。

ただ、服部議員が午前中に質疑の中で言われた今50%弱の普及率の中でこれをしていくのか。年は31年と切られております、今回亀山市はこういう提案がされておりますので、50%か何十%か、もともとの目的は何%であったのか、再度そこだけお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

目標の数値は何%かというご議論でございますが、基本的にこの普及率が上がってきますと収益

は当然上がっていくと。しかしながら、維持管理費等もふえてくるといったところでございまして、本市の地形の状況、また先ほど申し上げました24年度に策定をいたしました亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書に基づきますと、区域をだんだん拡大していったら収益は上がるものの、維持管理費も要ってくることから、そう大きく収支の均衡が図っていけるかといったらそうでもないことではございますので、津市、または鈴鹿市さんも50%前後でやっておりますので、本市も今後の健全な経営を目指して50%の段階でやるといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体理解いたしました。

それでは、個々にちょっと入らせていただきますが、この中身の条文の中の説明の中で、公共下水道事業に従事する職員の賠償責任の免除に関し、賠償額が10万円以上の場合は議会の同意が必要とした根拠についてはどうなのかということを、まずお聞かせ願いたいなど。

○議長（前田 稔君）

高土局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

公共下水道事業に従事する職員の賠償責任に関する規定に関する質問でございますが、議会の同意を要する職員の賠償責任の免除につきまして、亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例第5条で掲げております。地方公営企業の職員の賠償責任に関する規定は、地方公営企業法第34条に定められておまして、地方自治法第243条の2第8項の規定を準用しております。職員の賠償責任の制度については、一般会計の職員も地方公営企業の職員も同様であり、議会の同意を得なければならないと規定されております。

ただし、地方公営企業においては、企業活動に弾力性を持たせるために、一定額以上の金額に限り議会の同意が必要と規定するものでありまして、この金額につきまして10万円と定めるものでございます。例えば、職員が故意または重大な過失により現金を亡失し、監査委員が賠償責任があると決定した場合においても、普通地方公共団体の長または管理者がやむを得ない事情と認め、その賠償責任を免除する場合、一般会計では金額の大小にかかわらず議会の同意を必要としますが、公共下水道事業会計では10万円以上のものに限り、議会の同意を必要とすると定めるものでありまして、それだけ企業活動に弾力性を持たせているものであります。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうことを議会にも報告し同意をと、これが同意がなければどうなるのか。これは下水道部長に尋ねるのもちょっと大変かなと、法制を担当しておる部長のほうから。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回は、職員の故意または重大な過失で監査委員の賠償責任等が決定した場合においても、地方



公共団体の長または管理者がやむを得ないと認める場合は、その賠償責任を免除するということがございますが、これは、議会の同意を得られなければ、その職員については免除にはならないというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりましたが、職員の賠償についても国賠法等々いろいろ絡んでおりますので、十分そこらもう一度やはり精査していただいて、余り職員の負担にかからんように、そこらもやはり人事担当のほうとしては今後ちょっと研究していただきたいなと思っております。

続いて、次に、負担つきの寄附の受領等で、その金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定で、その金額が50万円以上のものは議会の議決を得なければならない、これはなぜなのかということをお尋ねします。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

下水道事業を進めていく上での負担つきの寄附または贈与の受領、法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定についてのご質問でございますが、負担つきの寄附または贈与とは、寄附または贈与を受ける地方公共団体に一定の給付を求める寄附または贈与をいまして、寄附または贈与の性格に加えて、双務契約の性格も有するものであります。一般会計におきましては、地方自治法の第96条第1項第9号に規定されておりますように、負担つきの寄附または贈与を受領するには、金額の大小にかかわらず、議会の議決を得なければならないとなっております。

また一方、地方公営企業においては、一般会計よりも弾力的に処理し、企業の能率的運営を確保しようとする趣旨から、地方公営企業法第40条第2項によりまして、当該企業の財政に特に相当の負担となるものとして、条例で定められるものを除いては議会の議決を得る必要はないものと規定されております。

本条例で定めますのは、100万円以上の負担つきの寄附または贈与の受領及び50万円以上の損害賠償の額の決定に限り、議会の議決を得なければならないというものでございます。例を申しますと、100万円未満の負担つきの寄附または贈与を受領する場合、一般会計では議会の議決を得なければならないものでありますが、下水道事業会計ではその必要はないと規定するものでございます。損害賠償の額の決定につきましても、同様のことは言えると存じます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

次に、この公共下水道事業が今50%弱に進んできたわけですが、この企業会計を今回設けるときに、農業集落排水事業も大方もうできておると私は思っておりますが、まだ昼生が少し残っておりますのかなと思っておりますが、この一本化ということはここで検討しておったのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

農業集落排水事業につきましても、平成24年度に実施しました亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画において同様に検討をまいりました。農業集落排水事業に係る経費回収率は30%と公共下水道に比べ非常に低く、独立採算を図ることがほとんど望めないことから、今回の法適用から除外したところでございますが、農業集落排水事業につきましても将来に係る経費等のことも勘案しながら、平成31年度ぐらいをめどにさらに検討をまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の答弁の中でいきますと、平成31年を目途に考えていくと、検討していくという答弁でございました。私もこの件については過去からも思っておったんですが、いずれは一本化しなければならんだろうというふうに思っております。それぞれの会計でやっておくのも一つかもあると思うんですが、やはり同じ性格の事業を切り離してすることはないだろうと私は思っておりますし、今後一本化に向けての調整を図っていただきたいと提案しておきます。

それでは、次に、議案第81号亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の条例改正の趣旨はどんなものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

今回の条例改正の趣旨についてのお尋ねでございます。

第1次亀山市総合計画後期基本計画において、消防力の充実・強化の施策として位置づけた市北東部地域の消防力の強化のため、平成27年4月の亀山消防署北東分署開署に向けた準備を進めているところでございます。この北東分署開署によります効果を確実なものとし、市全体の消防力を強化するため、現在の2署体制から1署2分署体制に改めるため、所要の改正を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正の趣旨等についてはよくわかりました。

先ほども櫻井議員の中で北東分署の件も少し出ておったんですが、私は今回のこの条例改正については、岡本議員も午前中に質疑されましたが、この北東分署については、私、消防本部に勤務しておりまして、その当時に本部の建設に携わった人間でございまして、その当時から、あの位置的にはちょっと西に行くので、北東のほうへ人口も集中しているので分署を建ててほしいということを訴えてきておったんですが、やっと今、日の目を見まして、私もうれしく思ってここに立たせて

いただいております。

北東分署を開署することによっての効果の予測もされておると思います。今まで田村の公民館をお借りしての実験等もやられておりますし、この計画が今までのずっと引き継ぎの中での計画だろうなと思っておりますが、今後の効果はどのように予測しておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

常備消防力適正配置調査では、北東分署が開署されますと、懸案でありました北東部地区の現場到着時間が平均約5分となり、4分短縮されるという調査結果でありました。

議員ご質問の中にもございましたように、北東分署開署までの対応といたしまして、田村町公民館においてポンプ車1台と医療センターにおいて救急車1台を毎週水曜日に駐留させ、警戒に当たっております。この警戒中にこれらの場所から出動した場合と、現存の消防署から出動した場合との現場到着時間の差は約4分30秒となっております。以上のことから、北東分署開署による効果としては、現場到着時間が短縮され、より迅速な消防活動が期待できるとともに救命率の向上にもつながるものと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

効果の予測ということだったんですが、先ほど実験の結果も報告いただきました。なるほどなというふうに思っております。

いずれにしても、私らの消防時代には火事の場合、7分消防ということをおっしゃってましたが、今はエリアが広がったり、複雑な社会環境の中で無理はあるかなと思っておりますが、分署を設置することによって機能が働いて、やはり市民の皆さんの身体・生命を守るという本来の目的が達成できるものというふうに私は思っております。

皆さん方には、従事している職員の方々にも感謝申し上げたいと思っておりますし、3番目へ入りますが、今回の改正によりまして、1署2分署体制にするということの業務上の効果が予測されます。これも、やはり指揮体制とかいろんな問題があったんだろうと私は予測しております。指揮支援隊もつくり、消防救急室とか組織の中ではつくっておりますが、やはり指揮体制の中では一本化が私はベターかなという自分なりに判断はしておりますが、新しくこの春に見えた中根消防長の考えがこれに結びついてきたのかなというふうに私も理解しておりますので、思いがありましたらお話をいただきたいなと思います。

○議長（前田 稔君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

宮崎議員さんは消防の大先輩でありますので、釈迦に説法になるようなところがありましたらお許しを願いたいと思います。

まず、今回は1署になったということで、指揮が一元化されたということが大きなところであります。

まず、消防は、その施設と人員を活用して人々の身体及び財産を守るとはもとより、たった一つしかないという命を救うという崇高な責務を有する、誰にでも誇れる仕事であります。この仕事を遂行していくに当たっては、十分に訓練を積み重ね、高い士気と連帯感を持った職員が必要です。まず今回、この組織改正等によって、努力をすれば、亀山市全域を管轄する消防署の署長になれる。そしてまた、消防のトップである消防長にもなれるという道が開かれることにより、職員一人一人の士気が今以上に高くなって、安全で安心して暮らせる亀山市づくりへ貢献していけることにつながるものと思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

消防長の熱い思いを聞かせていただきました。今後もよろしく願いをいたします。

それでは、次に、議案第82号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、一般事業の3,207万8,000円の増額についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

一般事業3,207万8,000円の増額の内訳につきましては、そのほとんど3,135万5,000円が障害福祉に係る国庫及び県負担金の過年度返還金でございます。

当該事業につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担で事業を進めておるものでございまして、前年度、平成25年度に歳入いたしました国・県からの負担金を実際の事業に要した額との精算を行った結果、負担金、歳入の大きかった分を国・県に返還するものでございます。これは、負担金の額の確定を事業年度、当該年度に行わず、翌年度に行う方式によります過年度精算金というものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

昨年の事業でやったのを、もらい過ぎとつたで返すよということでもいいんですかな、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうことでございましたんで大変だと思います。これはなかなか、後で返さんならんという

ことでございますので、大変ですが、これからもよろしくご対応いただきたいなと思っております。

続いて、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ整備事業1,380万円の増額についての内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、10小学校区に12の放課後児童クラブ、学童保育所がございますが、設置をされておりますが、このうち平成27年度当初に亀山西、亀山東、井田川、川崎の4小学校区において待機児童が発生すると見込まれております。この待機児童の発生を未然に解消するため、当初の予定を前倒しし、本年度中に放課後児童クラブの開設の準備を行うもので、放課後児童クラブ整備事業1,380万円の増額補正をお願いしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この学童保育について、待機児童の可能性が出てくるというのは、今、きょう始まった問題ですが、年度当初にはわかっておったはずでしょう。やはり予算というのは、年度当初につかんで、そこで予算化して事業を進める。急に湧いた問題なら、それは補正でやむを得ないだろうと私は思っておりますが、3つ目にも絡んできますけれども、やはり予算たるものは事業を計画して、先ほどの答弁の中では、待機児童が出てきそうやでこういう事業をするんやということでありますが、やはりこういうのは当初からつかんでおるもんだと私は思っております。

例えば、1つの学校が急にこうなったんやと言われればわかりますが、3つも4つもの学校が同時に待機児童ができるわけがないと私は思っておりますが、もう一度答弁を、考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

昨年の9月に放課後児童クラブだけではなく、その他の子育て支援施策の中でのニーズ調査を行いましたところ、若干名の待機児童が出るということは予測はしておりましたが、開設に至るところまでは想定をしておりませんでした。ところが、本年5月に、改めまして保護者にそれぞれの保育所、私立幼稚園等、関係のところに調査をいたしましたところ、大きく待機児童が発生するということが本年になって明確になってまいりましたので、27年度に開設をしなければならないということで考えましたが、今年度中にその準備を行わないと4月1日には間に合わないということで、年度途中ではございますが、前倒しをして12月に上げさせていただいた次第です。

本来は、当初予算に盛るべきものということは重々承知しておるわけですが、そのような経緯がございますので、どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それぞれの関係者の皆さん方の苦労は私も知っております。

南小学校にも学童保育ができたんですが、そういう中でも非常に、ここに見える豊田議員が中心になってやられた部分はあります。そういう中でも、やはり苦労はそれぞれされておりますが、今回私見たら、ニーズ調査をしたら、もうこんなパンク状態やで、すぐにもこれは事業にかかされると、こんな結構な話はないだろうなというふうに、私は逆に感謝を申し上げておるんです。やはり福祉の体制の中でこういうふうにしたことについては、私は感謝を申し上げますので、今後もよろしくお願ひしたいなと思っております。

それから、次に、もう2分こそございませんが、これは西川議員ともしょっと絡みはたくさんございますが、第10款教育費、第5項社会教育費、第8目町並み保存費、関宿重伝建選定30周年記念事業400万円の増額についてのうちですが、内容は先ほど聞かせていただきました。しかし、こういうなもん、今私が申し上げましたとおりに、やはり当初予算なり、次年度であれば次年度の予算なり、話の中では柱をもらってくるのでという話もあったんですが、そういう中でもやはり十分打ち合わせていただいて、やはり予算立てというのはあくまでも当初やと、臨時に湧いた話は補正で結構ですが、こんなん当然以前からわかっておるものでございますから、そこらについての、今後それぞれの担当で研究して、やはり予算部分の担当をしておる財務部が平素からの指導が足りないんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただ、この鳥居については宗教的にはいかがかなと、1点だけお聞かせ願ひます。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関宿東追分にある鳥居でございますけれども、こちらにつきましては、東追分で東海道から参宮街道が分岐をすることを示す記念物であるというふうに捉えておりまして、こちらのほうにつきましては、県の文化財として東の追分、西の追分という形の中で文化財に指定をされているという形で理解をしております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私の質問に答弁が返ってこなかったと思うんですが、宗教的に鳥居はいかがかなというふうに私は問うたんですが、観光とかいろいろな部分というのは、西川議員の議論の中で私はよくわかりましたんで、その部分だけ確認したいなと思っております。他については、ほかの議案についてもそれぞれの所管の委員会でご検討をお願いしておきますので、その点だけお願ひしたいなと思います。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

ちょっと繰り返しになるかも知れませんが、先ほど申し上げました東の追分の鳥居でございますけれども、旧東海道から分岐する伊勢別街道の起点に建っているモニュメントといいますか、そういった位置づけで考えておりまして、県指定史跡の東の追分、西の追分の構成要素及び亀

山市関宿伝統的建造物群保存地区を構成する工作物としての文化的、法の措置がとられておることから、そういった工作物であるというふうな考えであります。宗教的な施設というふうには考えておりません。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

もう時間がございませんので、先ほどモニュメントと申されましたが、これについては、私、ちょっと考えさせていただきたいなと。終わります。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第74号から議案第92号までの19件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

#### 付 託 議 案 一 覧 表

##### 総務委員会

議案第75号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第76号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第77号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第79号 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について

議案第81号 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

##### 教育民生委員会

議案第80号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第90号 工事請負契約の変更について

##### 産業建設委員会

議案第74号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第91号 市道路線の認定について

##### 予算決算委員会

議案第 82 号 平成 26 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について  
議案第 83 号 平成 26 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 84 号 平成 26 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 85 号 平成 26 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 86 号 平成 26 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 87 号 平成 26 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 88 号 平成 26 年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 89 号 平成 26 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 92 号 新市まちづくり計画の変更について

○議長（前田 稔君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす 10 日は午前 10 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4 時 17 分 散会）



平成26年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成26年12月10日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 今 岡 翔 平 君 | 2 番  | 西 川 憲 行 君 |
| 3 番  | 高 島 真 君   | 4 番  | 新 秀 隆 君   |
| 5 番  | 尾 崎 邦 洋 君 | 6 番  | 中 崎 孝 彦 君 |
| 7 番  | 豊 田 恵 理 君 | 8 番  | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番  | 森 美和子 君   | 10 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 11 番 | 岡 本 公 秀 君 | 12 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 13 番 | 前 田 耕 一 君 | 14 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 15 番 | 前 田 稔 君   | 16 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 17 番 | 小 坂 直 親 君 | 18 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

|           |           |                        |           |
|-----------|-----------|------------------------|-----------|
| 市 長       | 櫻 井 義 之 君 | 副 市 長                  | 広 森 繁 君   |
| 企画総務部長    | 山 本 伸 治 君 | 財 務 部 長                | 上 田 寿 男 君 |
| 財 務 部 参 事 | 神 山 光 弘 君 | 市民文化部長                 | 石 井 敏 行 君 |
| 健康福祉部長    | 伊 藤 誠 一 君 | 環境産業部長                 | 西 口 昌 利 君 |
| 建 設 部 長   | 稲 垣 勝 也 君 | 医療センター<br>事 務 局 長      | 松 井 元 郎 君 |
| 危機管理局長    | 井 分 信 次 君 | 文化振興局長                 | 広 森 洋 子 君 |
| 関 支 所 長   | 坂 口 一 郎 君 | 子 ど も 総 合<br>セ ン タ ー 長 | 若 林 喜美代 君 |
| 上下水道局長    | 高 士 和 也 君 | 会 計 管 理 者<br>(兼)出納室長   | 西 口 美由紀 君 |
| 消 防 長     | 中 根 英 二 君 | 消 防 次 長                | 服 部 和 也 君 |
| 教育委員会委員長  | 肥 田 岩 男 君 | 教 育 長                  | 伊 藤 ふじ子 君 |
| 教 育 次 長   | 佐久間 利 夫 君 | 監 査 委 員                | 渡 部 満 君   |
| 監査委員事務局長  | 栗 田 恵 吾 君 | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長     | 松 村 大 君   |

---

●事務局職員

|         |         |         |   |         |         |
|---------|---------|---------|---|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 浦 野 光 雄 | 書       | 記 | 渡 邊 靖 文 |         |
| 書       | 記       | 高 野 利 人 | 書 | 記       | 新 山 さおり |

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1 番 今岡翔平議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。今岡です。

10月26日に行われました亀山市議会議員選挙で、市民の皆様を選んでいただき、この場に立つことができました。この場で感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それで、私が選挙中に市民の皆さんに約束していたことがありまして、それは若い世代の意見を議会へ伝える、亀山の将来を真剣に考えるということであります。

票数としては1,544人の方から支持をいただいたんですが、私はどんな人が応援をしてくれたかと、大きく2つに分かれて分析ができております。1つが、やはり20代、30代といったこれから亀山市を担っていく若い世代、それからもう1つが、これから自分の子供であったり孫が暮らす亀山市の将来をある意味心配をして、何の実績もなかったんですが、私にかけてくださった先輩方、いずれにしても40年、50年後、それより先まで亀山市で暮らすことを願う人たちが応援してくれたおかげでここに立てていると思っております。私もそうですし、亀山市もそんな大きな期待を背負っていると思います。

そこで、初めての質問なんですけど、そんな大きな期待を背負う亀山市の見通し、それから将来についてのビジョンを市長中心にお尋ねをしたいと思います。

では、質問の1項目ですが、1番、市長としての亀山市の将来像の考え方について、まず市長にお尋ねをいたします。亀山市全体における将来像を教えてください。

○議長（前田 稔君）

1 番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは昨晚、昨日の議員の初めての質問を受けまして、私自身も約24年前であります、市議

会議員に初当選をし、初めて質問に立ったときの、平成3年の6月定例会でありましたが、その議事録を久方ぶりに読み返しをさせていただきました。当時、本市の人口が3万8,000人、バブル崩壊直後の転換期にございまして、将来を見据えたまちがどのように進むべきなのか、このことを当時の今井市長に青く申し上げたことを本当に思い出す機会となったところであります。

さて、亀山市の将来像をどのように描いているかのご質問でございますが、まず市としての将来都市像は、平成19年当時の市議会において議決された亀山市総合計画基本構想において、「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」と定められてございます。

議員のお尋ねは、市長としての将来像はいかにというお尋ねでございますので、この機会に私自身の考え方を申し上げたいと思います。

ご案内のように、昨今の不幸な事件や刹那主義な世相、またみずからを正当化させるため他者を否定、批判する利己主義など、先人から受け継いだ情緒性や社会性が希薄な昨今の社会の情勢、これにつきましては心痛めるものでございます。これらを鑑みまして、本市におきましては地域に根差した自然、文化、技術等が調和する日々の暮らしや、世代を超えたきずなというものに重きを置いて、それを将来世代へと継承させていくという責任に満ちあふれた人が暮らすまち、そんな品格ある地域社会を築きたいと私自身は願っております。

私たちのまち亀山は、鈴鹿山系に代表される豊かな自然環境に恵まれ、歴史が織りなしたたたずまいを残す城下町、宿場町としての顔がでございます。

また、近年の新名神高速道路の開通による交通拠点性が高まり、さらに将来のリニア新幹線停車駅設置の構想など、交通の要衝としての性格を一層強める可能性を秘めております。

一方で、本市の産業構造の特徴であります多様なものづくり、産業の立地、それからWHO提唱の健康都市を目指す健康医療政策を初め、県下を先導する環境、文化、子育て分野の政策、そして何よりも本市最大の強みである市民活動、地域活動が健在でございます。

本市の人口規模は5万人と、三重県内では比較的小さな都市ではございますけれども、私は、ただいま申し上げたこれらまちを形づくる多様な要素がうまく結びついた高い結晶性によりまして、小さくともきらりと輝くまち亀山を実現したいと考えておりますのでございまして、そのことは本当に親から子へ、孫へ、あるいは先輩から後輩へ、本当に地域の資源や文化が磨かれて継承される持続可能な社会をつくり上げたいと、このような思いを強く持たせていただいております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの質問は、いわゆる市長としての亀山市全体における将来像ということで聞かせていただいたんですが、今回、自分が最初にテーマにしました、特に若い世代、これから亀山市を担っていく世代に対しては、どういったことを重点とされるか、どんなまちづくりを目指しているかをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げた中に、やはり地域には、さまざまなすばらしい先人から培われた資源があります。そういうものをしっかり見詰めて、それを磨き上げて、新しい時代の中で時代を切り開いていっていただくような、そういう力を若い世代に本当に強く期待をいたしておるものでございます。

社会を変革させる力を持った若い世代の皆さんの活躍の場や、あるいは貴重な意見というのは、本当にしっかりと受けとめて市政に生かしていきたいというふうに思っておりますし、同時にこれは老壮青、地域社会を構成する高齢者の皆さん、あるいは壮年世代の皆さん、若年世代の皆さん、こういう老壮青の世代間が本当にばらばらにならずに、これがしっかりと尊重し合い、支え合うことができるような、そういうこともあわせ、若い皆さんにも期待をいたしたいというふうに思っております。そういうものが地域社会全体の活力となるような、またその先導役を担っていただけるような若い世代の皆さんの奮闘を、本当に強く期待をいたしたいと思うものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ありがとうございます。

なかなか使っていただいている言葉が難しくて、特にテレビを見ている、もし私が質問に立つことでテレビを見ていただいている若い世代の方がいらっしゃったときに、もう少し市長と若い世代の距離が縮まるような表現をいただければありがたいというふうに思います。

では、2点目に移らせていただきます。

今後激化する地域間競争において、亀山市のセールスポイントは何かということなのですが、これから少子・高齢化が進んでくることによって、働く世代が地域と地域同士でとり合いになるということがよく言われます。例えば、三重県では大学に進学する人の80%は県外に出てしまうんですね。私も実はそうなんですけれども、それで大学を卒業してからどうしようか、どこに住もうかと。例えば、私の場合であれば東京か亀山。大阪、名古屋の大学に進学された方は大阪だったり名古屋だったり、あるいは四日市、鈴鹿というような近隣都市に住もうかと、こういった住む地域の選択という問題が出てきます。

ちなみに、私のように亀山市で生まれて、都心で勤務して、また出身地に戻ってきますよと、そして働いていますというタイプの人間のことをUターン、都会の人が田舎に移住しますよということをアルファベットのI、もう行ったきりなんでIターンと言うらしいんですけれども、今回は私のようなUターンする人間に焦点を絞りたいと思います。

例えば、大学を卒業しました。亀山に帰ろうか迷っている人、Uターンをしようかしまいか迷っている人がいたとすると、亀山市として何を強みとしてアピールするのか。こういった人がいた場合に、亀山市はこんなところがいいところでこんな強みがあるけれどもという事柄を市としてはどういうふうに認識されているのかというのをお尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

議員ご指摘のとおり、人口減少社会の懸念から地域間競争、都市間競争が激化する中、まちが持続的に成長、発展していくためには、亀山市の地域資源や魅力を発信し、人や企業などから選ばれるまちになることが求められていると思います。

そうした中で、本市のセールスポイントでございますが、少し先ほどの市長の答弁とかぶるところでございますが、本市は東海道3宿を有する宿場町や城下町を初めとする歴史・文化や、鈴鹿山系や鈴鹿川に代表される豊かな自然環境、また新名神高速道路の開通により拡充された広域幹線道路ネットワークなど、さまざまなまちとしての魅力や強みを有しています。

また、議員ご指摘の若い世代に目を向けますと、若い世代の定住化を促すきめ細かい教育の実践に向けた市独自の少人数教育の実施や、子育て世代の経済的負担を軽減する中学生までの医療費無料化など、三重県下を先導する教育次世代育成支援策を推進し、子育てに優しいまちとの評価につながっているものと考えております。

こうしたまちの魅力や強み、また本市が行うさまざまな事業の効果を本市のセールスポイントとして実感して、評価していただくことが、本市に住み続けたい、あるいは本市に移り住みたいといった意向の高まりにつながるものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ちなみに、先ほどおっしゃっていただいたその強みという部分は、どこを見ればわかるでしょうか。どういう媒体を使って情報発信をしているかについてお尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市のセールスポイントをどのように情報発信しているかというお尋ねでございますが、まず先ほどご答弁いたしました子育てに優しい等の施策につきましては、総合計画に記述されており、総合計画を策定する際に施策のダイジェスト版等を全戸配付しております。

また、本市を代表する歴史・文化や自然環境などは、5年に1度市勢要覧を発行し、市内外にお伝えをしております。

ほかにもこうしたものを補完するため、市広報で施策の特集記事を掲載しているほか、市ホームページやフェイスブックなども一部掲載させていただいております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ありがとうございます。

つまり、広報であったり、ホームページであったり、総合計画を配っているということなんですが、一般的に考えられる、できることはやっていると捉えました。

私がちょっと調べていく中で、転出者、大学とかに入るときに大学のある都市にもう籍を移してしまうことが多かったり、就職してしまったらもちろん移すんですけど、その転出者に向けてUターンを促進する事業を行っている例として、愛知県の豊田市の小原地区、豊田が北のほうなんです

けど、この小原地区というのは岐阜の県境の北の地区でして、その小原地区がこういった「おぼらのじかん」というフリーペーパーを転出した若者宛てに送るというような施策を行っております。これがすごく偉いと思ったのが、豊田市のホームページにこれを創刊しますよと載っているんですけど、一番偉いと思ったのが、小原に足りないものも載せていきますと。ですので、さっきから私も強み強みと繰り返していますけれども、やっぱり現実問題として住むというふうに考えたときに、その現実問題というのはいつもつきまとうわけございまして、このフリーペーパーに、無料雑誌に関しては足りないものも載せるというふうに明確にホームページに書いてあったと。

ですので、私も亀山市に今から若い世代が住んでもらえるという施策を進めていくときに、もちろんすごくいいことをアピールするのは大事だと思うんですけども、やっぱり何でも物事ってメリット・デメリットがあると思うんで、両面あわせて本当に住んでくれる人というのを集めていく工夫というのををしていただけるとよろしいかなあと思いました。

ちなみに、豊田市は人口が42万人で、亀山の8倍ですかね。全体ではいるんですけども、実は小学校単位の地区で自治がかなり進んでいまして、多くても8万ぐらいまでですかね。この小原地区というのは3,939人ということで4,000人ぐらいなので、2014年11月の時点で4,000人ぐらいの都市なので、言ってしまうと亀山市よりもある意味切迫した状況の地区ではあると思うので、亀山市はまだまだ、もしかしたら新しい試みをする余裕があるのかなというふうに思います。

それでは3つ目の次世代を担う人づくり、教育というところなんですけれども、そもそもUターンをする人間になる前に、どういう教育を受けたか、どういうまちで育ったかということが大きな要因の一つかなと考えまして、市の教育ビジョンの中で、例えばこういった取り組みを行っていれば将来亀山市に戻ってきてくれる人材になるんじゃないかと。あるいは、こんな意識づけて亀山市に戻る人材に育つんじゃないかというような、市のほうで考えられている項目だったり意識づけというのがあれば教えていただければと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

進学等で亀山市を出られたお子さんが再びこの地域に戻ってくるというのには、まずは生まれ育った場所へ帰郷しようという強い意識を持つことが前提となりますので、家庭での意識づけが基本になるものと思いますが、小・中学校におきましても教育で郷土愛を醸成する取り組みを進めることも大切になるものと存じております。

先ほどおっしゃいました亀山市学校教育ビジョンでは、亀山市の学校教育の基本理念をもとに、本市の有する自然や歴史、文化などを学校教育活動の資源として最大限に生かし、家庭や地域と連携を深めることを位置づけており、それぞれの学校におきましては積極的な推進を図っているところでございます。

今後もこれまで各学校が培ってきた地域とのつながりを生かしつつ、子供たちが地域の一員として地域の中で大切に生まれ、主体的に活動できるよう、学校、家庭、地域が一体となった取り組みをさらに進めてまいりたいと存じております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

私はこういうふう認識をしたんですけれども、自分の住んでいる地域を愛することができる子供を育てる取り組みで、行く行くは地元にも戻ってくる人間に育つんじゃないかというふうに見込まれていると解釈したんですが、それは間違っていないですか。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

ありがとうございます。

この教育というところなんですけれども、ほかにも実際問題どうやってすれば地元に戻ってきてくれる、Uターンしてくれる人が育てられるのかというのは、自分も手っ取り早く結構知りたかったもので、いろいろ調べてみたんですけれども、やっぱりさっきおっしゃられたように、キャリア教育というところでは高校生以上にアプローチをしているということが多かったです。市の管轄というのは小・中学校の段階なので、なかなかその管轄を超えるというのは難しいかもしれないですけれども、今後そういった地元に戻る人間を育てる人づくりについて検討いただければと思います。

次に4番目なんですが、若者世代の雇用について、やはりUターンをしてきた若者にとって切っても切り離せないというのが、生計を立てるための職業である。就職の問題であると思います。その雇用について、亀山市のほうでどういったサポートをされているのかということについて伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今議員おっしゃったように、就職は大卒者のUターンの契機となる要因の一つでございまして、そうした視点からの取り組みの展開は、都市の持続性を考える上で大切であるというふう認識いたしておるところでございます。こうした中で、Uターンを希望する大卒予定者への就職支援の取り組みにつきましては、広域的な性格の課題でもございますので、国・県の、例えばみえ新卒応援ハローワーク、あるいはおしごと広場みえ、あるいは人材・Uターンセンターにおいて、就職に関する各種情報の提供を初めインターンシップの実施や、東京、名古屋、大阪の大学に出向いての説明会が実施されておりますほか、北勢地域の商工会議所においても合同就職セミナーが開催されております。

こうしたUターンに関するセミナー等の取り組みにつきまして、その利用も年々定着化している中で、市といたしましては国・県等と役割分担を図りながら、市ホームページから関連サイトへのリンクや関連チラシ等による啓発によりまして、引き続き国・県の取り組みについて情報発信を行ってまいりたいというふうに考えています。



加えまして企業立地の促進、商工業団体への支援、雇用対策協議会を通じた市内事業所への紹介など、継続的に就労の場の確保や雇用促進につながる取り組みを行いまして、若者から見た働く場としての魅力づくりにも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいたように、特にこの職業募集というところが国の管轄、厚生労働省の管轄であって、なかなか難しいところもあると思うんですが、地元で暮らしていくに当たっても柱となる職業というのはすごく重要になると思いますので、市として国・県との連携、できる限りのサポートというのをお願いできればと思います。

では最後に、5番目として上げさせていただいたのが、若い世代の意見を市政に反映させる仕組みづくりについてというところなんですけれども、先ほど最初に申し上げたように、自分が市に対して若い世代の意見を伝えていくと、こういった使命を受けておりまして、自分の個人的な働きの中でできることはやっぱりやっていかなければならないと思うんですが、やはり個人でできることにも限りはあると思っておりまして、こういったこれから亀山市をつくっていく世代の意見がどう反映させられるか、こういう仕組みづくりについて市のほうで何かされているのかをお伺いしたいと思います。

特に、よく文化年の事業でイベントを行われているんですけれども、市がすごく広報を行って参加のしやすいイベントであっても、正直ざっと見渡すとある程度年齢を重ねられた方の割合が多いかなと。若い世代の方の参加が少ないかなと。そういった参加のしやすいイベントですら若い世代の割合が少ないので、ましてその意見を募集する、市政について何か考えるという機会について、特に若い世代というのは集まりづらいかなと思うんですが、その辺も踏まえて取り組みを教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

幅広く市民の方に市政へ参画できるよう、例えば計画策定時に審議会などの各種委員について公募を行ったり、アンケートなどを実施する機会を提供してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のように、若い世代の方々の市政への参画というのは、仕事や子育てなどのさまざまな理由が考えられますが、一部低い状況にあるということは認識をしておるところでございます。

一方で、例えば成人式のように、企画から運営まで全て成人される方々において実施するなど、ターゲットが絞られた事業につきましては、若い世代の方の参画をいただいていることから、このような機会を通じて少しでも市政に関心を持てる機会になればと考えております。

また、市長と直接意見交換を行う「キラリまちづくりトーク」では、市民編も開催しており、これまで亀山青年会議所との意見交換も行うなど、若い世代の方々との意見交換ができる場でもありますことから、PRに努める必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、本市の将来を担う若者の意見を聞き、市政に反映していくことは、大変意義あることと認識しておりますので、今後もさまざまな機会を捉えて若者が市政に参画できるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

いろいろ取り組んでいただいているということなんですけれども、やっぱり難しいところはあるということとして、青年会議所だったり商工会議所の青年部さんだったり、そういう方々と意見交換もされているということも、もちろんこれも大事だと思うんですけれども、ある団体として話す、アプローチするという以上、それぞれの人の属性というのはちょっと偏りがちになるんじゃないかなというのが懸念事項ではあると思います。

じゃあ何かいい方法はあるのかなと思ったときに、市のほうで音頭をとって組織をつくっている、市政に反映していくという例が見つかりまして、2つだけ見つかったんですけれども、新潟県の燕市で、これは企画財政部地域振興課というところなんですけれども、すごいざっくりとした規定、募集要項で、おおむね39歳以下で燕市の未来に力を発揮したい人を募ると。写真を見たら100人ぐらい集まっていまして、これがまず1つ。

それから鳥取市の若者会議というのがありまして、これは鳥取市の企画調整課というところなんですけど、ここは18歳から30歳で人数は20人ぐらい集めているらしいです。こっちは予定と書いてあったんですが、月額で報酬も出ているといったこととして、何が言いたいかというと、ここの会議両方とスケジュールを見てみると、この若者会議の人たちが月1で集まって会議をしたり、そのプロジェクトについて話したりしているんですね。やっぱり参加したい、意見を言いたいという人がある意味無作為に選ぶ方法、それからその人たちをうまく市政に引っ張り込むために、恐らく1年以上スパンはあると思うんですけど、1年、月1回ずつしっかりと集まって引き込んでいくというような仕組みづくりがおもしろいなあと。

ですので、私は亀山市の市政について長期的に考えるという約束をしてここに来ておりますので、市のほうでも長期的に市政を運営する中で、若者の市政参加という機会をご検討いただければと思います。

今回、質問全体を通してかなり大きなテーマを扱いまして、理事者の皆さんにとっては難しくてつかみにくい、正直答えにくいというところもあったと思います。しかし、私、亀山を離れて東京で暮らして、また亀山に戻ってきましたと。ここにいるとおり、市政にかかわろうということを決めたわけなんですけど、そのときに心から知りたかったり気になるなということを質問させていただいたつもりでございます。まだまだ人生経験も勉強も必要ではあるんですけれども、この初心を忘れず、よりよい市政運営のために地道に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早いですが、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

おはようございます。初心を忘れずにいきたいと思います。

今回、私は通学路のこと、そして有害駆除のこと、防犯灯・街路灯のことについて質問をさせていただきたいと思います。

基本的に、私いつも通学路のことを毎回聞かせてもらっておるんですけども、着実に進んでいるのかなというお話も聞いておりますので、それをもう一段と掘り下げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

今回、今政府国会のほうは、人口減少を踏まえて、公立学校の再編を託すために、公立中学校を統廃合しようということを58年ぶりに見直そうということがニュースになり、いろいろ議論もされているところかと思っておりますけれども、その中で通学範囲と学級のことと、2ついろいろ入ってしまして、そのことについて伺います。

今現在、亀山市として通学範囲の基準と実態というのを教えていただきたいのと、そして小学校での一番長い通学児童は一体どれぐらい歩いて通っているのかということと、そして私たちの学区である中部中学校で一番長い自転車通学の地域、またそれ以上の学校はあるのかというのをまず1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

まず基準でございますが、通学範囲の基準につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であることと規定されております。

それと、現在の通学で長い地区ということでございます。まず小学校につきましては、最も遠くから徒歩で通学しているのが亀山東小学校区の菅内町本郷地区の児童で、約3.7キロメートル、所要時間は約50分でございます。続きまして、中学校について最も遠くから自転車で通学しているのが中部中学校の安坂山町坂本地区の生徒で、距離が約10キロメートル、所要時間は約1時間でございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

お聞かせいただきました。ここにもインターネットのほうで、国のほうで基準としてはおおむね小学校で4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロ以内ということで約50分、小学校で約3.7キロメートルで50分とありますけれども、基本的に大人が歩く速度で50分じゃないのかなあと僕は思うておるんです。うちの家から野登小学校まで歩きましたが、距離としてはいささかあれなんですけれども、私大人の足で歩いて約50分ぐらいかかってくるんじゃないかなあと。普通の足ですよ、僕は歩いていくのは、普通の足で歩いて約50分ぐらいかかるのかなあ。先般、私は坂本地区から自転車で、ママチャリで、行きは10キロ、下りが多いですのですうっと行くんですけども、帰り10キロを毎日行き帰りするわけですよ。合計すると20キロという距離を行くわ

けです。

今、亀山の辺法寺から四日市までが約20キロあるわけや。四日市の入り口までは約20キロある。それを毎日行ったり来たりするわけ。それも、私の感想から言えば劣悪な通学路を通っていかねばならない状況に今なっておると思います。それで、改善はしていつてもらえると思うのですが、この小学校の一番長い3.7キロ、そして中部中学校における坂本地区10キロ、もうちょっとあるのかなと僕自分ではかったんですけれども、まあ10キロと言われるなら10キロでも結構ですけれども、行って泊まってくるわけと違うんです。行ったらその日のうちに帰ってくるというのがあれですので、20キロを毎日通っておるということをまずどういう感じなのかなあと、教育委員会はこういうふうに思うておるのかなあと。

そして、国の基準に定めるところにより6キロというのになっていて、それがそのようなことでいいのかなということを教育長に聞きたいんですけれども、教育長にまずそういう環境下におるということをどう思うているのかというのを一度聞きたいんですけど、いかがなものでしょうかね。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

そういった実態があるということでございますけれども、教育委員会といたしましては、安全面や防犯面、地理的な事情や大雨等の気候にも配慮し、実際、中学校におきまして日の出とか日の入りの時刻等も定期的に調べ、部活動などの開始時刻や終了時刻を決定するとともに、教職員による下校指導も行っているところでございます。そういった状況の中で、こちらとして配慮できることについて配慮させていただいているということで、子供たちは元気に通ってきてくれておるというのが実情でございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

子供たちは元気と言われますけれども、子供たち元気に毎日20キロやったらへとへとですな。私やったらもっと痩せていくのと違うかなと思いますけれども、基本的にそれは国が決めておるわけでしょう、6キロ以内、4キロ以内、おおむねでついてもいいと思うんですけれども、それに違反じゃないけど、それを超えて6キロから10キロ、4キロも余分に、1日にすれば8キロですよ。それを余分に自転車をこいでおるというのはどうなのかなあとと思いますけれども、まずもって聞きたいのが、国の定めるところの6キロを無視してやっておるわけでしょう。1日合計8キロ延ばしておるということは、教育長としては元気に行っておるんでいいのかなと先ほど言われましたけれども、もう一度聞きたいです。国の基準が6キロなんです。おおむね6キロやったら4キロ足して10キロでもおおむねというのかなあとと思いますけど、僕はどうも違うと思うんですけれども、国の基準を超えておるという、その1点をどう思われますか、教えてください。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

通学の距離につきましては、個々にさまざまな実態がございますし、全国的に見ても、例えば統

廃合によって距離が長くなったりとか、その部分を子供たちのスクールバスで扱うとか、さまざまな全国的には状況がございます。

この坂本地区の実態がございますけれども、かつては分校とかそういった時代から、いろいろな統廃合を進めてこのような形になってきているというふうな認識をしておりますけれども、子供たちの気持ち、考えを直接聞いたことが私はございませんので、またそういった機会も捉え、子供たちの思い、先ほど今岡議員のお話にございましたけれども、若い世代の考え方、どのように思っているか、また聞きつつ検討させていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうでしょう、先ほども市長が若い世代には期待して、若い世代は大切ですねあというんやったら、そこでまず通学路のことだって大切やったら大切なりにしてあげればいいんです。大切やけど気持ちも聞いていないって、教育長として子供の声を聞くのは僕は一番やと思いますけどね。私、聞いたことないで知らんわって、それも余りにも適当な話かなあと思いますけれども、市長も先ほど言われましたよね、若い世代に期待しておると。それが18歳以上に期待しておるんじゃないくて、小学校から、オギャーと生まれてから、この亀山市民やったら全てに対して期待しておると私は理解しておりますけれども、期待ばかりして、そうしたら学校は自分で行け、元気で行っておるんでええのや、10キロでええのやというのは、僕は到底おかしいと思う。それは地域の事情やと言いますが、地域の事情がある上に、その中に国が定めるところにより6キロ以内というのがある。私は先ほど聞いておるのは、その6キロ以内を超えておると、国の定めるところにより、10キロ走らせておるというのは、教育長としてどう思いますかと聞いておるんです。私は聞いたことないで知らんというのが、それが答えなんでしょうかね。児童に聞いたことないで知らんというのも1つの答えかも知れない。しかしながら、その前で教育長という札を上げて座っておる以上、それではあかんのです、基本的に。そうしたらどうするかというたら、その基準を超えていいのか悪いのか、子供の声を知らんと言われたらそれまでですけども、それもちよっといささかおかしいなあと思いますけれども、国の基準を超えておるという1点に絞って、それでいいのか悪いのか、もう一度お伺いさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

かつて私も遠距離を通った記憶がございますけれども、いろいろなさまざまな考え方があるかと思いますが、私も直接子供たちの声を聞く機会は今現在のところございませんけれども、ずうっとこれまでから管轄のそれぞれの中学校において、学校のほうでさまざまな安全性とかそういったもの、それから子供たちの鍛えるという視点、いろんな角度からこれまで検討もなされてきて、それぞれの学校で対応してきているのは事実でございます。

この距離が適正かどうかということは、一応国の基準といえますか、学校の統廃合も含めた意味合いも持つ中での基準というふうなこともございますので、多方面から検討をしていく必要があるかなというふうには考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ご理解と言われても、ご理解するのかせんのかということ、基本的にはそうなんですよ。6キロと決められたら、おおむね6キロというたら、ある程度1割2割で考えて、6キロやったら6キロでいいと思いますけれども、ただ教育長の言われるのはわかるんですよ、こういう統廃合の事情でこうなっていったというのを基本的にわかるんです。しかしながら、その基準が国として定めてある以上、それを守っていくという責任は、教育長には必ず責任と義務は発生してくる。ましてや道野のほうでも小学生が毎日歩いておるんですけれども、この間言われて見に行ってきたんですけれども、歩道がないカーブが多いところを子供が何十分もかけて歩いておる。そして、池山のほうは舗装もしていない道を走っていく。その辺は改善していただきたいと思いますけれども、それはそれであれなんですけれども、その辺のところを考えていただきたいと思います。

そしてその中で、旧関町ではスクールバス等による通学をしています。そして、旧亀山市では、徒歩通学や自転車通学が多くなっております。関町のスクールバスというのは、僕は遠くなればそれが普通やと思う。それが格段よくしておるとかしていないとかという話じゃなくて、スクールバスの中ではいいと思うんです。そうしたら、関町と亀山、池山でも道野のほうでもよろしいですけれども、その違いを一体どう考えておるのか聞きたいです。それも地域性やと一言で片づけやんと、その違いはどうなのかなあと。池山のほうは小学校はバスのほうで、低学年のほうは通わせていただいているということは重々承知なんですけれども、その辺について旧関町、今の亀山市との違いというのはどう考えてみえるのか一度お伺いしたいと、教育長に聞きたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まず関小学校のスクールバスのことでございますけれども、これは合併前の旧関町時代から運行されているものでございまして、これは坂下小学校を関小学校に統廃合したことを契機として運行されているというふうに担当から聞いております。

関小学校のスクールバスの運行につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の送迎を原則としておりますので、関町坂下地区から学校までは約7キロという距離がございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

統廃合によりそういう結果があつて、旧関町時代からそういうのがされておるというのは、僕はいいことだと思います。旧関町はよくやってきたなあ僕は思います。しかしながら、同じ学校、同じ亀山市の学校に通うておって、亀山市立の小学校、中学校に通うておって、片やバスで送ってもらう、それはもう普通やと思うんですよ。それがええなあとは思いません。それが4キロとかそういう基準を設けてやるというのは普通で、それが当たり前の姿勢やと思います。こっちのほうになると、北部のほうとか菅内、その辺になると道野のほうなりも遠い。やはりそれを是正してい

なければならないと思います。

昨今の学校の登下校時における事件、事故とか考えても、やはりそういう方面にも力を入れて考えて、是正をしていかなければならないとは思いますが、そういう方面について研究を教育委員会としてどうやって是正していこうかなあという、教育長として指示を出されるつもりはあるのかないのかをお聞かせ願いたいと思います。今考えておると言われればそれまでなんですけれども、そういう指示をもう一度、ちょっと考えよというのを指示されるのかというのを伺わせていただきます。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

通学の距離数、それから遠距離の生徒に対しましては、そういう通学手当というのも出させていただいておりますけれども、さまざまな角度から研究をしなければならないということは、もうこれは以前から担当と話しているところでございますので、例えば道路事情が変わってきているとか、いろんなことがございますから、歴史的な経緯も含めて、その部分だけではなしに、さまざまな角度から研究をしなければならないというふうには考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その部分だけと言われましたけど、その部分が解決せえへんなら全体的な解決ありませんやんか。基本的に、あなたはこれして、あなたはこれしてという、そういう采配をしていくのが教育長の仕事なんや。それを研究してくださいよというのは、研究していろいろ考えて、歴史的な背景で、歴史から見ればみんな歩いていっておるもんで、歩いていくのが筋ですやんという答えがもう簡単に出てきますやんか。俺でもわかりますわ、そんなこと。それではあかんです。今の情勢を考えて、考えていくということを指示するべきやと思います。

もう次行きます。次の機会にもっと掘り下げていきたいと思います。

ちょっと質問があれやこれやしますけれども、防犯灯・街路灯についてお聞かせ願いたいと思います。それが通学路にあつての関連でずうっとやっていきますので、一度伺いたいと思います。

防犯灯のほうはLEDに変えてもろうて、まちの中をきれいな状態に保つてもろうておるのは重々承知しております。その中で、防犯灯のことはいいんですけども、街路灯について1点、設置基準とは一体何かというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

街路灯の設置基準ということでご質問をいただきました。

街路灯、道路照明灯ということでございますけれども、おおむね県管理の道路と、また市管理の道路それぞれございます。県管理道路の照明につきましては、道路分類や周辺の状況及び交通量、歩行者数、橋梁や交差点の形状、設置費等総合的に勘案し、道路照明施設設置基準に基づき、現場状況に応じた判断により設置していると県のほうから伺っております。

市のほうの設置基準でございますけれども、現在市では3つの方法により明かりの整備による安全・安心なまちづくりにつながる施策を進めております。道路交通における安全対策の観点から、道路照明灯として主要な交差点、もしくは橋梁等、ナトリウム灯110ワットから200ワットの灯具を設置しております。

次に、集落と集落を結ぶ通学路に、小・中学生の安全対策から、挙動が確認できる程度の明るさ80ワットの灯具を電柱共架などにより通学安全灯として設置しております。

以上が、私ども建設部がかかわる道路照明、または通学安全灯をお答えさせていただきました。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど基準のほうは聞かせていただきました。県にも県道のこと、国道のことは、市のほうにお願いして、市からそのお願いというか申請を出されるということも重々承知しておりますけれども、中部中学校地内で通学される児童の親御さんから、この国道306号線も暗いと。自転車で冬の夕方時暗いですので、何とかこの辺つけてもらえませんかねえという要望をいただいて、こういう話ありますよということを出されて、確かに私どもも行ったら暗いんですよ。それで、その中で稲垣部長のほうに申請をしたと私は思います。その中で県から返ってきた回答を読ませていただきますと、国道306号線沿いで車両の通行が多く、明るい判断し、設置はいたしません。おかしいやんかというの、こんなん。道路があつて歩道があつて、明るいであつて、それは当たり前のことですわ。道路というのは車が走って明るいもんで、それが通行量が多いのでつけませんという話も、それは県からいただいた答えをこっちに来ておるんですけれども、それでああそうですかと引き下がる市のほうも僕はおかしいと思う。いろいろ歩いて車があるところでも、歩道は今やったらマックスバリュとかあの辺の前でもオレンジ色のきれいなライトが夜ついておる。だけど、その中で車で走っておる人は明るいでもいいですわね、ヘッドライトつけて。自転車でも一応つけていますけれども、そういう判断は、僕は県に対して市から猛烈に抗議をするべきやと思いますけれども、建設部長、どうでしょうかね。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今議員がおっしゃってみえる場所につきましても、確かに県管理の道路でございまして、私どもとしてはその旨お伝えをして進達をさせていただいているところでございます。おっしゃるように地域の皆さんの声として再度道路管理者のほうにも要望をさせていただくように努めさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうですね、僕は烈火のごとく怒って県に言うていいと思いますよ。車が通っておるで要らんわ。そんなんやったら自転車の通る道しかライトは要らんやんという話になってきますのでね。その辺のところは確実に、つけてもらうまで言い続ける。僕はここで学びました。やってもらえるま



でこの場で言おうということを念頭に置いてやってください。これはもう頼んでおきます。

次に移ります。

次、亀山市の強みである自然が多いまち亀山市、いいですね。それは確かにいいと思います。その自然の中の強みでありの、逆に反転すれば弱みでありの、獣害の話がよく聞こえてきます。

私の住んでいる辺法寺でも、このごろ、前は10時ごろやったんですけれども、夜の10時ごろに鹿が出てくるようになっていました。このごろちょっとなれてきたのか早くなりまして、8時ごろ出てくるようになってきました。

鹿もイノシシも猿も、本当に現状としては亀山市、被害も多いということで、その辺は執行部の方でも認識されていると思いますけれども、先般、日本哺乳類学会のほうで新しい試み、新しい発見としまして、ゴキブリだんごじゃないんですよ、鹿だんご、鹿あめというのかな、何かそういうのが発表されまして、反すう動物ですね。1回食べてから口に戻している動物、牛とか鹿とかその辺で効くと言われる反すう動物の硝酸塩だんごというのをつくれば、鹿が食べて、それでころっと酸欠になって死んでしまうという試みが、静岡県が開発をされました。今現在、研究はされておる段階ではございますけれども、これは効くのかなあということで、この静岡県も多々そういう被害に遭って、そういうのを考えていこうということで発明をされました。

これはいささかゴキブリだんごとよう似たようで、ある団体からもこういうのはかわいそうじゃないかという声もインターネットのほうで書いてあります。基本的にそういう人は、私は思うんですよね。鹿に鹿せんべいをやってお金を出して鹿を見に行く人。猿にも、いろんな公園に行って猿と戯れてお金を出して遊ぶ人の意見であると思うんです。私たちは日々、鹿、イノシシ、猿の被害が甚大であり、農作物も食べられ、イノシシは田んぼを走るという状況下の中の間人では、おちおちかわいそうやなへちまやなと言うておるような問題でもいささかないのかなと。ちょっとそういう面で真剣に取り組んでいかなければならないのかなあと思います。その中で、農政のほうとしてはこういう資料のほうもいろいろと集めてもろうておるようなんですけれども、そういう実験、取り組みについていろいろ聞いていこうかなあとか、いろいろやっていこうかなあというお考えはあるのでしょうかね。

#### ○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

#### ○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員ご紹介の鹿に対する捕獲方法の話ですが、静岡県で行っておられるのが、硝酸塩入りの餌を食べさせることによって、体内で酸素欠乏を促し駆除する方法でございまして、いわゆるそしやくをする反すう動物、牛とか羊とか、鹿もその反すう動物に入るわけでございますので効果があるというところでございます。この方法につきましては、従来の猟銃やわなによる捕獲に比べて人や他の動物に与える影響が小さく、生態系への影響も少ないというふうに言われております。

実際研究されておるのは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターというところが、2012年度から研究開発が進められておりまして、今議員おっしゃいましたように、本年9月6日に日本哺乳類学会でその研究成果が発表されたということでございます。同センターによりますと、現段階においては製品化に向けてさらなる研究開発に取り組んでいるところであり、法的な整備等も必要であるというところでございました。

当市におきましても、今議員おっしゃいましたように、深刻な農林作物被害をもたらすニホンジカを含む有害鳥獣の対策につきましては、その有効な手だてについて調査・研究を進めているところでございまして、静岡県の新手法につきましても一つの有害獣捕獲対策事例として、今後の研究開発経過に注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

このことについて、それを研究して、今法整備と言われましたけど、どこにも属していないから、法的には何ら問題はあるのかないのかというところで、問題はないだろうという結論を私は聞いておりますけれども、それに当たってのこの亀山市に適合するのかなのかというのもありますけれども、基本的にまずそういうのを研究して、できるもんなら早々に取り入れて、被害をなくしていこうという思いでおるということを僕は確認したと思うておりますので、また今後そういうことがあれば向こうに出向くなり何なりして、資料を集めてこうなのかというのをやって、ここで実験するならしてもらってという考えでおってもらいたいと思います。

時間になりましたので終わりたいと思います。次回もさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時11分 休憩）

---

（午前11時20分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは、子ども・子育て支援新制度についてお聞きしたいというふうに思っております。

日本は、今人口減少時代に突入しておりまして、本年6月に総務省が発表しました1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によりますと、国内の日本人の人口というのは前年同期より約24万3,000人減って約1億2,600万人となっております。これは5年連続で減少しているとのことであります。ある大学の先生によりますと、このまま推移していけば日本の人口は2050年には約9,000万人になるだろうと。そして、そのときの高齢化率は35%を超えるというような推計も出されているところでございます。私が言うまでもなく、人口が減少するということで税収も落ち込み、医療や介護などの社会保障制度が立ち行かなくなることは明らかではないかというふうに考えております。

去る7月の全国知事会議において、人口減少問題を国家の基盤を危うくする重大な議論とした非常事態宣言がまとめられたところでもございます。

三重県におきましても、子ども・少子化対策計画の策定に取り組む有識者会議が、今後１０年後の合計特殊出生率という、この合計特殊出生率というのは、今国の平均が１．４３でございます。三重県は現在１．４９ということでございますが、この１．４９から１．８台まで引き上げる目標が定められたところでもありまして、今後は子ども・子育て支援制度をより充実させまして、子供を産み育てやすい環境づくりが急務であるというふうを考えておるところでございます。このことが人口減少に歯どめをかけることにつながっていくというふうに思うところでもございます。

この正月明けますと、平成２７年４月から、少子化対策の一環として実施される新制度について、今から順次お聞きをしたいというふうに思います。

初めに、幼稚園、保育所への入所、入園手続は変わるのかということでございます。

本市は、現在認定こども園制度は導入していないわけでございますけれども、この新制度がスタートすることによって、現行の幼稚園、保育所への入園、入所手続というのは変わるのかどうか。また、認定こども園が導入された場合に、どのように変わるのかという点についてお聞きしたいと思います。

**○議長（前田 稔君）**

６番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

**○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）**

平成２７年４月から始まる予定とされております子ども・子育て支援新制度におきまして、幼稚園、保育所などの施設を利用していただくためには、入所、入園申請のほかに、新たに支給認定を受けていただくことになります。

この支給認定制度は、平成２７年４月から入園、入所を希望される全ての児童を対象に認定するもので、認定には１号、２号、３号の３つの区分があり、保育所の場合は２号、３号認定を受けていただくことになります。従前と比べまして、入園申請のほかに支給認定事務が加わりますが、手続の方法につきましては、保護者になるべく負担をかけないように、認定の申請と入所申し込みを同時に行ったところでございます。

また、現在保育所に通所しておられる児童につきましても同様に認定が必要となりますことから、保護者の方へ案内をさせていただいたところでございます。

現在のところ亀山市には認定こども園はございませんが、もし認定こども園が設置された場合は、同様に認定を受けていただき、手続を行っていただくということになります。

**○議長（前田 稔君）**

佐久間教育次長。

**○教育次長（佐久間利夫君登壇）**

私のほうからは、幼稚園のほうについて説明させていただきます。

亀山市立幼稚園に関します入園手続でございますが、子ども・子育て支援新制度におきましては、幼稚園に入園するためには、先ほども説明ございましたとおり、市による１号の認定を受けることが必要になります。平成２７年度入園時からこの認定を行います。応募に際しましては、各幼稚園へ入園願書によりお申し込みいただく際に、保育所と同様、認定申請書も同時に提出いただいております。

また、在園児につきましても同様に認定が必要となりますことから、先月、認定申請について文書により保護者の方へ案内させていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そうすると、新制度が導入される27年4月からは、現行制度も認定こども園が導入されても入園手続とか入所手続は若干変わるということで理解をさせていただきました。

次に2つ目でございますが、認定区分には1号認定、2号認定、3号認定というふうにあるんですが、ここではその認定区分のうち1号認定、満3歳以上の小学校就学前の児童であって学校教育のみを受ける子供が1号認定、2号認定というのは満3歳以上の小学校就学前児童であって保育を必要とする子供ということですが、この1号認定、2号認定において、それぞれの利用先が偏れば、希望どおりの園に入れない場合が生じると思うんですが、その辺はどのように対応していくのかということでございます。このことは、現行制度でも認定こども園導入後の幼稚園型、保育所型でも生じると思うんですが、その辺の対応はどのようにされていくのか、されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定こども園の1号、2号認定について、希望に偏りが生じた場合どうするのかというご質問でございますが、県のほうに確認をいたしましたところ、年齢別の定員の範囲内で調整できるのではないかとこのように聞いております。

ただ、定員の区分によって、さまざまな園がございますので一定ではないということで、異なってくることもあるということでございます。

また、定員を超えて希望があった場合は、市町や園の状況によってさまざまに異なっているというようなことございますが、いずれにしましても調整ができる可能性は残っているというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、センター長のほうから答弁いただきましたが、こういうことが、自分はそういう希望をしておったけどこちらに入れないとか、いろんなことが生じてくるということは当然起こり得ることなんですけれども、そういうこともきちっと対応していくということが、少子化対策にも十分つながっていくということですので、その辺の対応というのは、できるだけ保護者の方の希望がかなうように、どういうふうにしていったらいいのかというようなことは今後も考えていただきたいというふうに思います。

それから3つ目でございますけれども、幼稚園と保育所の機能をあわせ備えた認定こども園など、保育の受け皿をふやして待機児童を解消する狙いで平成18年度に導入されました。この認定こども園制度が、三重県内では菰野町と伊勢市であわせて5カ所開設されているということを聞いてお

るんですが、本市において、18年度から8年経過しておるわけでございますけれども、この認定こども園を導入されなかったのは、なぜ導入されなかったかというようなことをちょっと聞きたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成18年度に、いわゆる認定こども園法ができ上がったわけですが、亀山市においてなぜ導入されなかったのかというご質問ですが、当時はまだ国の管轄が厚生労働省と文部科学省の2本立てであったということが大きな理由の一つではないかというふうに捉えております。さまざまな地域の事情等もあったかと思いますが、大きくはこの理由であったというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

私が今、なぜ導入されなかったのかということを知ったのは、認定こども園というのは待機児童をなくすために導入されたということで、私が議員になってからも待機児童の問題というのは、全国的に大きな問題があったんですけど、これが導入されていたら、私もよくわからない部分もあるんですが、これが早期に導入されていたら、待機児童というような問題が、亀山市は余り多くも待機児童というのはなかったんですが、そういうこともクリアできたんじゃないかというふうな思いでちょっとお聞きをしたということでございます。

次に4番目ですが、新制度では認可手続の簡素化などにより、新たな設置や幼稚園、保育所からの移行がしやすくなったということでございますけれども、具体的にどういうふうな変わり方をしたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

従前の制度では、認定こども園の国の管轄が厚生労働省と文部科学省の2本立てであったということで、先ほども申し上げましたが、それによりまして事務等も煩雑でございました。

しかし、子ども・子育て支援関連3法が成立いたしますと、新制度におきまして管轄が内閣府に一本化をされましたことによって、事務手続等が簡素化されたところでございます。新制度の導入によりまして、認定こども園について認可、指導、監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられたこと、また認定こども園の財政措置も施設型給付に一本化されたところが大きく変わったところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

内閣府に今一本化されたということでございますけれども、移行がしやすくなったということが言えると思うんですが、この亀山市におきましてちょっとお聞きしたんですが、5番目にもなるんですが、新制度の移行に従って、亀山市は事業計画というものを策定するということ

ですが、これは平成27年から31年まで5カ年計画で策定するということですが、この中で今後示されるのが、教育民生の資料にもあったんですが、どのような施設、そしてサービスはどのぐらいにするのか、いつまでに整備して実施していくかを定めていくというふうに記載をされております。そしてまた、三重県においても、先日11月の新聞でちょっと見たんですが、三重県においても各市町の認定こども園への移行とか新設予定を取りまとめ中ということで、これが私も確認しておりますが、去る11月には示されたんじゃないかなあと。示すということを県が言っておりますので、示されたかなというふうに思っておるんですけども、この認定こども園の本市への導入時期は、一体どのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本市は平成20年ごろから待機児童が発生しておりますが、この待機児童につきましては、ゼロ歳、1歳、2歳の低年齢児を中心としています。この低年齢児童の受け皿が、本市においては非常に枠が少ないということで、その枠をこれから順次つくっていくことが必要というふうに考えております。その中で、認定こども園についても子ども・子育て支援会議の中でご検討いただいているわけですが、今後、亀山市保育所あり方検討委員会のご提言や子ども・子育て会議の議論を経まして、この待機児童の解消や認定こども園の導入時期について、子ども・子育て支援事業計画の中でお示しをできるよう、ただいま検討しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで事業計画等でもいろいろ示していきたいということでございますけれども、私今思っておるんですが、この認定こども園には幼保連携型と保育所型、それから幼稚園型というふうな3つがあるんですが、この幼保連携型にしていくために、今もセンター長が言われましたけれども、ゼロ歳から3歳児の保育所が不足しておるということで、お聞きするところによりますとゼロから3歳児には今のところ12名ぐらいの待機児童が発生しておるというようなこともお聞きしておるんですが、この幼保連携型は、そういう面もありまして導入には時間もかかると思うんですが、幼稚園型、保育所型については早期に導入できるんじゃないかと、早期に導入したらどうかと思っておるんですけども、その点はどのように考えておるのかということと、あわせてこの事業計画期間5年間あるんですが、その5年間のうちに、幼保連携型も含めて3つの認定こども園というのは、この5年間で導入をされるのかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市子ども・子育て支援事業計画について、今現在、委員の皆さんに審議いただいて策定をしている最中ですが、この中で待機児童、先ほど申し上げましたゼロ、1、2歳児の待機児童の解消につきましては特に中心に話をさせていただいております。この低年齢児童の受け入れ枠を、5年間の間に計画的に少しずつ解消し、待機児童がゼロに近づくように努力してまいりたいという

ことで、ただいま策定中でございます。その中で、認定こども園につきましてもどのように導入していくかについて、また議論をしていただいているところでございますので、幼稚園型、それから保育所型についてもおっしゃっていただきましたが、給食であるとか施設の部屋の面積であるとか、さまざまな条件をクリアしないと、そのような施設として認定を受けることは難しいですので、それも検討の中に入れながら策定をしている最中でございます。また、近々計画について見ていただけるような機会があると思いますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

センター長から答弁いただいたんですけども、新制度とかいろんな子ども・子育て支援は、少子化対策の一環だというふうに思っておるわけでございますけれども、いろんなセンター長が言われる問題もあるかと思えますけれども、これは例えば、今現在12名のゼロ歳から3歳までの待機児童があると、12名の待機児童がなくなったで、それでよしというわけではないというふうに思っております。例えば、こういう幼稚園にしても保育所にしても、まだまだ余裕があるよというぐらゐの施設にしていけないと、本当の少子化対策にはつながっていかんと思うんです。

例えば、今から子供を産んでいただける若いお母さん方、たくさん見えると思うんですが、そういう方が70%以上の人が子育てをしながら働きたいということが、これもうある新聞社の調査でも判明しておるわけでございますから、そういうことで、今現在の待機児童がなくなったらそれでよしというわけじゃなしに、将来に向けて少子化対策として、施設面でまだ余裕があるよというぐらゐの施設の整備の仕方というのは大事なことじゃないかなあというふうに思っておりますので、ぜひともその辺も頭に入れていただいて、今後の対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、学童保育について聞きたいと思います。

学童保育、共働き家庭やひとり親家庭が増加しております。放課後や学校休業日に安全で安心な生活を求める声は、本当に高まっておるということでございまして、学童保育の整備は社会的な大きな課題であるというふうに言われておるところでもございます。

また、保育園を卒園して小学校に入学した子供の8割弱は学童保育を利用するというような推測もされておるわけでございます。

また、児童福祉法の改正により、小学校6年生まで対象年齢が拡大されたと。そしてまた、経過措置はあるものの、児童1人当たりの占用区画は1.65平米以上だと。そしてまた、1つの支援の単位はおおむね40人以下というような条例も制定されました。

このようなことから、今後待機児童が多く出ることが予想されるわけでございますけれども、本市議会で、9月の定例会においても西小と井田川小、川崎小、各校区の運営委員会から新たな施設の設置に関する請願が提出されて採択されたところでもありますけれども、今私が述べたことから鑑みて、今後民間で施設を設置していくということは困難ではないかというふうに思っておるわけでございます。

国の学童保育の整備計画をまとめた国の放課後子ども総合プラン、これ成長戦略の一環で政府がまとめたわけでございますけれども、この中で学校施設の徹底活用が強調されておるわけですから、そしてまた、新設する学童保育の約8割は小学校内で実施するという目標を、この政府の放課後子ど

も総合プランに目標も定められているところでございます。

そしてまた、ちょっと調べてみましたが、この学童保育の運営主体と開設場所についてちょっと調べました。そうしたら、全国の学童保育というのは今2万2,096カ所あるそうです。そのうち市町村が直営で運営をしているというのが8,461カ所。率にしますと38.3%になるんです。そしてまた、開設場所ですね。これについては学校施設内が1万1,815カ所、53.5%です。全国では半数以上が学校施設内で学童保育を運営しておる、開設しておるというような結果も出ておるわけでございます。

そこで、本市の基本方針というのは民設・民営なんですね。今後この開設場所について、一步進んで公設・民営に移行して、開設場所については今後市で対応していくというふうなことにできないのかどうか、どういうふうに考えてみえるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

放課後児童クラブにつきましては、さきの9月議会におきまして関係条例を制定させていただき、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上を図ることとしております。合併以降の既存の放課後児童クラブにつきましては、それぞれの小学校区において地域の特性を踏まえ、地域の皆様方のご尽力によりまして放課後児童クラブを設立いただき運営をしていただいているところでございます。

また、今回放課後児童クラブ整備事業の補正予算を上げさせていただきまして、運営される団体に対し、財政支援を行うことにより待機児童の解消を図るものでございます。

今後につきましても民設・民営を基本とし、開設に当たりましてはできる限り協力、支援をさせていただきますとともに、適切に対応、支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁の中で、民設・民営は堅持していくんだというふうな答弁でございましたけれども、この前段でも私ちょっと述べさせていただいたんですが、この人口減少問題、少子化対策、これは喫緊の課題、日本の本当に大きな問題に直面しておるわけでございますから、学童保育1つについても民にお願いする、福祉法人とかいろんなことがやってもらえばいいんですけど、そういう民に頼る、そんなことをしておったら少子化対策、とても前へ進まないと思うんです。少子化対策は、生憎なことを言うようですけども、歯どめをかけないと大変なことになるということは今の内閣も十分認識しておるわけです。全国の人がそう思っておるわけです。それをいまだに学童保育1つについても民設・民営を堅持していく、それでは亀山市として少子化対策を一体どう思っておるんやというふうなことが、市民の側から見た場合にちょっと疑問になると思っておるわけでございますので、その辺はもう一度考え直していただいて、一足飛びに公設・公営にしてくれというようなことは言いませんが、まず一段階進んで民設・民営から公設・民営に移行していく。子ども・子育て総合プランでも政府もそういうことに目標を定めておるわけですから、その辺のことは今後十分考えていただいて、進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そしてまた、次の質問でございますけれども、今も述べましたが、国がまとめた放課後子ども総



合プランの中で、文部科学省の放課後子ども教室、それから厚生労働省の放課後児童クラブ、学童保育ですが、これを一体的に運営整備していくという考えが盛り込まれておるんです。これについては、学校の空き教室を利用するということでございます。空き教室を利用することによって、今亀山市の平均で学童保育1名当たり1万円ぐらいの保護者の負担があるということをお聞きしておるんですが、運営整備していく、一体的に整備するということで利用料は安くなるという利点が1つあるわけでございますけれども、放課後子ども教室は、地域住民の協力で学習やスポーツ、文化活動など、全児童に実施しておるということでございますけれども、学童保育は放課後に過ごす場を共働き家庭の子どもに提供するということがもともとあるわけございまして、この2つの子ども教室と学童保育を、目的や役割が全然違うのに一体化を不安視するという声も聞いておるわけでございますけれども、この放課後子ども教室と学童保育の一体化について、市としてどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

放課後子ども教室と放課後児童クラブにつきましては、先ほどおっしゃったとおり国から放課後子ども総合プランが示されまして、学校の空き教室の活用や両事業の一体的な運営などについて方向性が記載されております。市内の小学校では、現状におきまして空き教室がない中で、学校区ごとに地域の方々のご尽力によりまして、実態に即した状況でそれぞれの事業を運営いただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、それぞれの設立の経緯の異なる放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体化することは、必ずしも適切ではないものと考えており、むしろ両事業がより密接な連携を図っていくことが基本と考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ質問させていただきまして、答弁もいただいたわけですが、すぐにどうのこうのというのも非常に難しい問題も多々あると思うんですけれども、とにかく少子化対策ということで、今後も市としては今までの慣例とかいろんなものがあるかと思いますが、その辺を一つ壁をぶち破っていただいて、この少子化対策というものにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。質問を終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時53分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず、来年4月から教育委員会制度が変更になることについてであります。

ことし6月に、教育委員会制度を定める法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改悪をされ、来年4月から施行されます。

この法律の改悪は、一言で言うと、安倍政権が今の教育委員会に問題があるからということで、政治権力が教育を支配しようという内容になっております。大変危険な内容であります。政治が教育に果たすべき責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることであります。政治が教育内容に介入し、ゆがめるようなことは絶対にあってはなりません。

もともと教育委員会制度は、戦後住民自治の組織としてスタートし、住民代表の教育委員から成る教育委員会が最高意思決定機関であり、それが教育行政を指揮・監督するというものであります。教育委員会は、国や市長、首長から独立した行政組織である点に最大の特徴があります。

今回この問題を取り上げましたのは、法律は改悪されましたが、伊藤教育長や櫻井市長の見解をただしながら、教育への政治介入を許さず、子供と教育を守るために市民の皆さんと一緒に考えていきたいと考えたからであります。

まず、法律の改悪ということで、加わった3つの要素についてお尋ねをいたします。

1つは、新教育長という制度であります。

これまで教育委員会を代表していたのが教育委員長であります。これをなくして、教育委員会の事務局を統括している教育長に教育委員長の役割を与えて、文字どおり教育長が教育委員会のトップになるということであります。

そこでまず、伊藤教育長は来年4月には任期満了になりますが、この新教育長というのはいつから置くことになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

現在の教育長の任期につきましては、おっしゃるとおり来年2月21日までとなっておりますことから、平成27年2月22日から4年間の任期で現行制度による教育長が就任することになります。27年4月1日から新制度が施行されますが、経過措置によりまして、教育委員長と教育長が併存することとなりますが、現行制度を継続するかどうかにつきましては、現時点では結論に至っておりません。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

新教育長がいつからになるかについては、未定だということであります。

次に、伊藤教育長にお聞きしたいと思います。

今回の新教育長という制度への変更について、どのように受けとめてみえるのかお尋ねをしたい  
と思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

新制度におきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなる  
わけでございますけれども、このことにより教育行政の第一義的な責任者が明確になりますことか  
ら、当然責任は大きなものとなると考えられます。

これまででございますけれども、教育委員長とは常に連絡・連携に密にしております、それぞ  
れの立場と役割により、教育委員会の会議や事務を進めているところでございます。

しかしながら、新制度が教育行政の責任体制の明確化や教育委員会の審議の活性化、そのほか迅  
速な危機管理体制の構築などを図ることを目的としておりますことから、新制度に移行した場合は、  
その制度が機能するように努める必要があろうかと考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、きょう、この場に文部科学省の通知を持ってまいりました。これは、この法律改正がされて  
から出たものでありますけれども、この中にこういうふうに書かれています。教育委員会は引き続  
き合議体の執行機関であるため、その意思決定は教育長及び委員による会議において、出席者の多  
数決によって決せられるものとしており、教育委員会委員による教育長に対するチェック機能の強  
化を強調しております。

この点について、引き続き合議体であって、出席者の多数決で決めるということについて確認を  
したいと思います。間違いないかどうか。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

現在と同様に、合議体で、多数決で決定することとなっております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一本化しても、教育長が独断でやるということとはできないということでもあります。

次に、大綱に移りたいと思います。

法律では、新たに大綱の策定を首長に、市長に義務づけをいたしました。大綱というのはどうい  
うものかということ、自治体の教育の目標とか、施策の根本的な方針というものを定めるというこ  
とです。本来、こうした大綱のようなものは、教育委員会と市長が対等・平等の関係で共同してつく  
るものだというふうに思いますが、法律では市長に決定権を与えております。

そこで、この大綱の作成について、櫻井市長は自分だけでつくるというふうにされるのか、教育  
委員会の独立性を尊重して、協議してつくられるつもりなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本市の場合ですが、今日まで教育委員会と互いの権限を尊重し、独立した執行機関として行政運営を進めてまいったところでございます。例えば、平成22年の4月に教育委員会からの事務委任に基づきまして、文化財保護政策等々の補助執行を行うなど、互いに連携を進めてきたという経過もあるわけでございます。

今回、教育委員会制度につきましては、先ほど議員に触れていただきましたように、大きく変化する部分はございますが、教育委員会が独立した執行機関であることはこれまでと全く変わらないところでございます。

教育長の人事権を持つということによりまして、首長としての影響力が強化されることは確かではございますけれども、互いに独立した執行機関であることを尊重して協議・調整すべきものだと、基本的にそのように考えておるものでございます。

こうした中で、新制度におきまして、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、総合教育会議での協議・調整を経て、首長がそれを策定することと決定をいたしました。これにつきましては、首長の責任として策定するものでございますので、当然その責務はあるわけでございますが、お互いの権限のかかわる部分につきましては、しっかりと教育委員会との協議・調整を図った上で、方向性を共有して進めてまいりたいというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

教育委員会の従来どおりの独立性を尊重して、協議をして進めていくという答弁をいただきました。

文部科学省の通知も、地方公共団体の長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないというふうにうたっておりますし、また調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断をするものである。つまり、市長が判断するものではないということをこの通知の中で明確にうたっておりますので、その立場でやっていただきたいと思います。

もう1つあるんですが、総合教育会議も、先ほどの市長の答弁ですと問題ないかと思うんですが、市長と教育委員会との協議・調整の場ということで、総合教育会議というのが設けられております。大綱の策定であるとか、教育、学術、文化の振興の重点的な施策、それからいじめ自殺など緊急事態での開催というのが想定をされておるわけですが、この大綱の策定の場合には、必ず総合教育会議を開催しなきゃならないというふうになっております。

そこで、この教育会議についても先ほどと同じような考え方なのか、櫻井市長に確認をしておきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この総合教育会議につきましても、先ほどのご質問の大綱を初め教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策などについて、首長と教育委員会とが協議・調整を行う場として法的に設置されるものでございまして、市といたしましても、平成27年度には設置をしたいというふうに基本的に考えておるものでございます。

これにつきましても、先ほどと同様、お互いが独立した執行機関であることを尊重し、お互いの権限のかかわる部分についてしっかりと協議・調整を図る場として、本市としては活用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一通りお聞きしました。

私はこの問題に関して、法律が変わると、大阪の橋本市長のように自分が全て決めるというようなね。それも自分の、いわゆる特定の考え方というのか、そういうものを押しつけてくるような首長もおりますので、あえて確認をさせていただきました。

今回はっきりしたのは、教育委員会、新教育長ができて、あくまでも合議体の執行機関であるということで、教育長1人で全て判断できるということではないということ、それからもう1つは、市長に権限が与えられますけれども、それは教育委員会の独立性をちゃんと尊重した上で協議をしてやるということを確認させていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次は、土曜授業についてお聞きしたいと思います。

この土曜授業ですが、平成25年3月に、文部科学省内に土曜授業に関する検討チームが立ち上げられて、土曜授業のあり方について検討が行われた。6月には中間まとめが公表され、9月に最終まとめが取りまとめをされた。そして、11月29日には学校教育法の施行規則を改正して、土曜日など休日に正規の授業を教育委員会が必要と認める場合はできるようにしたということであります。この間、わずか8カ月であります。長く続いて定着していた学校5日制の検証をすることもなく、一部の人たちの考えで、余りにも急速で乱暴なやり方で押し進められてきたのではないかというふうに私は思っております。亀山市教育委員会でも、平成26年度、今年度から土曜授業をスタートさせております。

そこで、まず1点お聞きしたいんですが、ことし3月に出了れた今年度の土曜授業の取り組みの基本方針についてお聞きしたいと思います。

この基本方針には、土曜授業の活用に関する成果と課題の検証をする研究年度とすると書かれておりますが、検証はされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

平成26年度に実施されました土曜授業の検証につきましては、亀山市土曜授業検討委員会で行

いました。その委員会は、学識経験者、PTA代表、地域代表としまして、亀山市スポーツ連合会の事務局長、校長会代表、幼稚園長代表、教職員代表、そして教育委員会の事務局で構成しております。

検討委員会では、実施内容や実施日数、実施日、教職員の勤務体制等にかかわることについて協議いたしました。協議の参考資料とするために、10月下旬には、小学校2年、4年、6年、中学校1年、2年の児童・生徒及びその保護者に対しましてアンケート調査も実施いたしました。その内容と結果について、委員会で分析・検討し、基本方針の方向性についてまとめていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

検討委員会で検討されて、それから子供たちにもアンケートをやられたということでございます。ところが、私たち議会にはいまだに検証結果が報告をされておられません。

教育長にお聞きしたいんですけれども、検証結果について、ここまで進んでおりながら、議会には報告する必要はないというふうに考えておるのかどうか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

アンケートの結果、協議の内容につきまして、今回の議会で提案といいますか、報告はさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはおかしいですよ。27年度以降の方針というのが、もう既に12月議会の資料として配られているんですよ。我々は当然のことながら、26年度にやった検討結果、検証結果の報告をちゃんと聞いて、その上で27年度の方針はこうですよというふうに示されるもんだというふうに思っておるわけです。

ところが、そういう検証結果の報告は全然されていない。ところが、12月議会になったら27年度以降の亀山市の土曜授業の取り組みについての基本方針というのが配られる。そして、その中には、27年度以降は第3土曜日の午前中に年7回実施することを基本とすると書かれているわけです。これは余りにもひどくないですか。議会に対して、果たしてこの年度、今年度やった結果、ということが問題として出たのか、どうだったのかという検証結果すら報告されていないのに、もう27年度の方針が決まって、しかも家庭にまで配付されている。これは余りにも、私は議会無視と言わざるを得ないと思うんですが、教育長、これは議会無視じゃないですか。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

決して議会を無視するということではございませんが、さまざまな時間的な経過の中で、アンケートの中にもございますように、来年どういうふうに動いていくのかを早く知らせてほしいというご意見が非常に強くございました。

議会の改選と新しい議員さんが選ばれるという段階の中で、こちらといたしましても、議会のほうに報告させていただく手順といたしますか、そういうふうなものが不適切であったのかなというふうに私として反省をいたしているところではございますけれども、アンケートの結果、それから各団体、いろんな保護者の方のお考え、ご要望等も含めまして、それから県内の他市町の状況、考えとかそういったことも参考にさせていただきつつ、来年度の方針を示させていただいたわけですが、これにつきましては、各種いろんな団体との行事の調整等がございまして、こういった形でお示しをさせていただくことになりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

理解できません。我々確かに選挙がありました。でも、11月1日から新しい議員がそろっているんですよ。だから、この12月議会に入る前まで1カ月以上期間があったわけですよ。やろうと思えばできるんですよ、幾らでもそんなことは。言いわけになりませんよ、そんなこと。

だから、そんなやり方をされたら、我々議論できないじゃないですか。そうでしょう。教育委員会だけで検討会を開いて、その中で検証して、その結果、方針を自分たちだけで決めていくと。議会は時間がなかったのだから報告できませんでしたと。済みませんって、済むんですか、こんなこと。ここで謝って済む問題やないですよ、これ。もう既にあなた方がつくった27年度以降の基本方針が家庭に配られているんですよ。ところが、我々はその検証結果すら知らないんですよ。こんなことがあるんですか。市長、どうですか。こんなやり方は議会無視としか言いようがないと思うんですけど、市長、どうですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この土曜授業に関しましては、9月の議会でもご議論があったところでございますが、市議会に対しまして、今定例会の教育民生委員会の関連資料として既に提出をさせていただいて、この機会にご説明をさせていただこうという判断を教育委員会がしたということと理解をいたしております。

ただ、9月以降の日程の中で市議会の改選期がありました。確かに11月の改選後、新体制ができて、開会までの期間、そういう機会がとれたのではないかとというご趣旨であらうかというふうに思いますけれども、当然公の定例会の中で、今回の検証結果、アンケート等々のいろんな意見も踏まえ報告をさせていただいて、その方針の背景をお伝えするという考え方を持っておったというふうに理解をいたします。決して議会軽視という考え方が背景にはあるということではないと思っておりますが、今後もその点は十分留意をして、情報共有していくということにつきましては当然のことであらうと思いますので、指摘は今後しっかり受けとめて対応すべきことだというふうに、これはそのように思うところであります。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、ここに及んでこういうことになってきたら、やっぱり責任をしっかりと感じてもらわなきゃならんと思います、教育長にね。

次に進んでいきますけれども、この土曜授業については、中身の問題に入っていきますけれども、昨年の12月議会で福沢議員が質問をいたしました。その中で、全国の市町村の教育委員会への文科省の調査で、土曜授業が必要でないと回答した教育委員会の理由を3つ挙げて、それについて伺いました。

1つは、教員の勤務体制の調整が困難であるということであります。

2つ目は、部活動の日程との調整が困難であるということ。

3つ目は、地域の教育活動との調整が困難であると、この3つがあったということをおっしゃっていただきました。

今いろいろお聞きしていると、学校の先生方は本当にこの土曜授業へ入る前まででも大変な勤務状況なのに、さらにこの土曜授業が入ってますます大変になったという声は聞かれますし、それから地域のコミュニティやとかスポーツ団体、こういうところも本当に困って見えます。中には本当に苦情を言われたところもあるんだろうと思いますけれども、そこで1点ずつ聞きたいと思いますが、教職員の勤務について、伊藤教育長は昨年の12月議会の答弁で、実施された場合、これは土曜授業ですね。必ず振りかえをとっていただく体制をきちっと保障していくと、このように答弁をされましたが、実際そのとおりきちっと振りかえがとれたのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

そのことにつきましては、9月から実施をしていることですので、実際に、例えば冬季休業中にその振りかえをとるということも含めまして、時期的には調査をしなければならないというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、調査するまでもなく、もうそれぞれの勤務報告は上がっていますよ。だから、それをずうっと見ればわかるやないですか。少なくとも文科省が言っているような、その週のうちに振りかえをとりなさいよということはできていませんよ、これ。実際問題とれていません。

いわゆる長期休業中というのか、冬休みやとか夏休み、こういうときにとれということですがけれども、これも聞いてみますと、とにかく年休すらとれないような状況の中で、それを先にとれと言われている。別にそんなに振りかえをもらわなくても、年休をとにかく使っていくだけでも十分いけるんです。

だから、要はこういうことを入れるに当たって、きちっと振りかえをとっていただける勤務体制



を保障していくと言いながらやれていないですよ、これ。やれていると言えますか、ここで。こういう体制がちゃんととれましたと言えますか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども答弁させていただきましたように、前後16週ということで認められておりますので、その間を利用してぜひとっていただきたいということをお示しさせていただいておりますのと同時に、例えばこれまでですと、夏季休業中、それから冬季休業中もいろんな研修をたくさん入れておりましたけれども、一定期間だけは絶対に、県の研修もそうですし、市の研修もそうですけれども、その期間は絶対に入れないという措置をとる中で提案をさせていただいているところでございますので、この後の集計等を確認させていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もうらちが明きませんので、議長にお願いしたい。

この9月から実施をされていますので、例えば9月の勤務実績、10月の勤務実績、11月の勤務実績は出ているはずですね。それを見れば振りかえがとられたのか、とられていないのかも全部わかると思いますので、教員の振りかえがきちっととれたのか、とれていないのか、こういうことがわかる資料をぜひ提出していただきたいということを、議会として要求をしていただきたいということを議長にお願いをして次に移ります。

それからもう1つ、教育長にお聞きいたします。

中体連の試合とか、それからスポーツ団体との協議というところで、非常に日程調整が課題になってくるんだということも12月議会で答弁をされました。この点についてはちゃんとできたのかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

26年度は検証ということで、そういった調整等のことも含めまして実施させていただいているわけですが、今回、原則第3土曜日ということを考えておりましたが、9月から始めたということもございまして、各学校のそれぞれ地域の行事とか、そういう兼ね合いもございまして、全部が第3土曜日に決まったというわけではなく、それぞれの学校の実態に応じて、あるいはクラブの試合等の兼ね合いもございまして、第3土曜日にそろえるということではなく、今年度進めさせていただきました。

ただ、そういったいろいろな各種団体、試合の日程を組む等を含めまして、やはり同じ日に統一してほしいというご要望もたくさん出ていたことも踏まえまして、今回第3土曜日を原則とするという形で進めていくように来年度考えているわけですが、今年度やりましたいろいろなことをもとに、来年度進めていくということで、そういう調整等もこれからは県下全体で考えられるような状況になってくかというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、私が聞いておるのは、問題は出なかったのかということを知っているわけですよ。ちゃんとできたのかと知っているわけ。できていないですよ。私が聞いておる範囲でも、小学校なんかは特に学校によってそれぞれ決めていますので、例えばスポーツ団体が市の大会をやるのに、どここの小学校はだめ、どここの学校は出られるというようなことが起こってくるわけですよ。だから、そういう問題がやっぱり出ているわけですよ。だから、先ほど言いました教員の勤務体制にしろ、地域の団体との協議にしろ、十分にされないまま入ってしまったということがこういう問題を引き起こしているんだと私は思うんです。なぜこんなに慌ててやらなきゃならないのか。

ましてや今度、27年の方向も議会に報告もせんと、もう次の方針が出ているという。なぜこんなに慌てて次から次にやらんならんのかと。これはやっぱり国や県からせつつかれてやっていると思いませんか。もっと自主性を持ってくださいよ。教育委員会は独自にやれるんですよ、市町村の教育委員会は自分の判断で。やっぱりそういう問題が私は今回出ているんだというふうに思います。

時間の都合で、最後にもう1点お聞きしたいと思いますけれども、家族の時間づくりの問題です。これは市長にお聞きしたいと思う。

これは、私は前から言っていますけど、明らかに市の施策として矛盾しているんじゃないかと。一方で学校のある日に休みをとらせて、家族と一緒に過ごささいよというのが家族の時間づくりですよ。それをやりながらもう一方で、今まで学校5日制で土曜日が休みであったのを、わざわざ学校に子供を来させて授業をやる。一体家庭と一緒に過ごせというのか、学校でもっと勉強せえというのか、これがもう混在しているわけですよ。こういうやり方について、矛盾は感じませんか。家族の時間づくりを進めて土曜授業をやる。矛盾していませんか。私は矛盾していると思う。一度市民にわかるように説明してください、市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この家族の時間づくりの取り組みでございしますが、平成22年度から、当初は官公庁の実証授業としてスタートいたしましたものでございしますが、24年度以降は市独自として取り組ませていただいております。

連休中の1日を学校休業日とすることによって、大型連休を拡大して、家族の時間づくり週間として位置づけましょうと。家族と一緒に過ごすことによります家族のきずなとか、これはそもそも有給休暇の促進とか、ワーク・ライフ・バランスを本当にそれぞれ見詰めるきっかけにさせていただくという意味合いから展開をしてきたものでございます。

そういう意味では、実施後にアンケート調査の報告をさせていただいておりますが、家族にとっていかがでしたかという問い合わせで「とてもよかった」「よかった」が44%、「どちらとも言えない」が33%、「余りよくなかった」「よくなかった」が21%というようなさまざまなご意見が存在しておるのも承知をいたしておるところでございます。

ただ、今、議員が少し前段でおっしゃられた土曜授業との絡みでご指摘をいただいておりますが、全然趣旨が違うところでございますので、そこのご理解いただきたいと思いますところでございます。また、こちらの対象は、市内全ての幼稚園、小学校、中学校でございますので、土曜授業の対象自体は小学校、中学校ということでございますので、幼稚園等々に登園している子供については、土曜授業の影響はないということでございます。

さらに、小・中学校生の学習時間の減につきましては、夏休みに授業の振りかえを行っておりますので、児童・生徒を出席させることで補っておるということで、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く答えになっていませんよ。要は家庭にしてみたら、子供を学校に来させようとしておるのか、家で家族と過ごしなさいよというのか、どちらなんやということなんですよ、亀山市の方針は。家族の時間づくりでわざわざ学校を休みにしてまで家族と過ごしなさいと言うとるわけですよ。もう一方のほうで、今まで学校5日制で土曜日休みやったのを、土曜日も出てきなさいよと、授業をしますとやるわけですよ、これ。明らかに矛盾やないですか。市としてどうなんやということですよ、これは。学校へ来いというのか、家族と過ごせというのか、ここをはっきりさせよと言っているんですよ。あなたの答弁では答えになっていないですよ。これは、本当に土曜授業とあわせて考える必要があると私は思います。

時間が押し迫っていますので、最後の問題に入ります。

最後、市道和賀白川線の整備事業の問題であります。

今回取り上げるのは、国道1号線バイパス、先ほども言われましたけれども、バイパスというよりは今の1号線ですわね。ここから市道亀田小川線までについての、いわゆる短い区間ですけども、この整備の問題です。

和賀白川線というのは、斎場への進入道路のところまではできているわけです。そこから北、市営住宅を通過して、医療センターの前からずうっと小川のほうにつながる亀田小川線という市道がありますけれども、ここに接続する区間のことであります。今年度は、概略設計として500万円の予算が計上されておりますけれども、私が思うのは、今この道路の整備を急ぐ事業なのかということです。

まず、お聞きしたいのは、この市道と和賀白川線の需要予測として私が見ておる限り、車はそんなに通っていないんですね。和賀白川線は開通しましたけれども。それを見て、一体どれぐらいの交通量を見込んであの道路が考えられているのか。また、全体として完成した場合に、どれぐらいの交通量になるのか。交通量の見込みがいつごろの時点の数字なのかということも含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

和賀白川線の北延伸分のご質問でございます。

都市計画道路和賀白川線につきましては、県道鈴鹿関線から鈴鹿川をまたぎ、忍山神社までの約580メートルが本年3月30日に開通し、これで計画延長1,750メートルのうち、1,150メートルが供用開始し、残りが、今議員がおっしゃってみえる国道1号亀山バイパスから市道亀田小川線までの約600メートルでございます。

開通後の交通量につきましては、来年度、5年ごとに全国道路・街路交通情勢調査、いわゆる道路交通センサスが行われますので、国道や県道の主要な地点での交通量の測定がされることから、あわせて市の主要な道路においても交通量調査を予定しております。開通後の和賀白川線については、そのときに数値を把握したいと考えているところでございます。

それと、今の需要予測ということでご質問をいただいた部分でございますけれども、この概略設計を今年行っております。平成22年度の道路交通センサスにおける周辺道路の交通量から推測して、この概略設計における和賀白川線の北延伸区間の計画交通量としては、双方向で約5,000台を予測しております。

○16番（服部孝規君登壇）

1日。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

はい。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、とてもやないけど5,000台って無理なんちゃうかと思います。

1つは、道路は開通したけれども、今どれぐらい交通量があるのかわかっていないということですね。だから、私も部分的にしか見ていないので言えませんけれども、本当に二十何億もかけて道路をつくったにもかかわらず、それほどの交通量はないんじゃないかというふうに感じております。

これを、さらに600メートルですけれどもやることによって、幾らの事業費を考えてみえるのか、どれぐらいの事業費を見込んでみえるのか、この点についてお聞きしたい。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員お尋ねの整備に必要な事業費といたしまして、現在概略設計によって算定を進めているところでございますが、現段階で想定いたします事業費といたしましては、和賀白川線の整備事業に約4億5,000万円、それに関連する整備といたしまして、現在の亀田小川線、住山地区でございますけれども、その整備に約3億5,000万、合わせて8億を見込んでおります。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

和賀白川線600メートルで4億5,000万、それからそれにつながる亀田小川線3億5,000万、この亀田小川線のところは歩道を整備してほしいとか、それから道路が住山の公民館のとこ

ろでS字型になっておるのをもう少し滑らかにしてほしいとかいうような問題がありますので、市道亀田小川線を直すというのはわかりますけれども、私は、4億5,000万をかけて、あと600メートル何としてもつながなきゃならないのかと。そうしないことには、今ここの点の渋滞が解消しませんとか、この辺の人たちが大変困っていますというような事情があるのかどうか、その点どうですか。そういうのはあるのかどうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

和賀白川線につきましては、都市計画決定された道路でありまして、亀山市総合計画や都市マスタープランにおいて、市内道路ネットワークにおける環状線と位置づけ、鈴鹿川南部、亀田小川線、亀田川合線、国道306号線をネットワークに、医療センター、福祉センター等、施設へのアクセスの向上が図られる重要な路線であります。

また、本路線は、南北方向の幹線道路として、鈴鹿川南部から県道鈴鹿関線、旧国道1号、国道1号亀山バイパスと交差し、フラワーロードへ、河川や起伏のある市域を縦断して、広域的な道路ネットワークとして形成されております。

このような和賀白川線は、幹線道路と環状線の両面の機能を有する重要な路線として、昭和59年から、忍山神社から県道白木西町線、次いで白木西町線から国道1号亀山バイパス、そして平成17年から、鈴鹿関線から忍山神社といて計画的に整備もされております。

このことから、今年度概略設計で北延伸分の交通需要や事業費、または接続する亀田小川線の部分的改良の検討をし、事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。やはり道路としてのネットワーク的なものの中で、重要な路線と現在考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあ、きょうは誰に聞いても答えがなっていないですね。聞いたのは、こういうところで渋滞が起こっているから、この道ができることによってこれが改善されますよというのがあるのかと聞いておるんですよ。長々と答弁されましたけど、何もそんなことについては言っていない。

市民は、環状というような走り方はしませんわ、ぐるぐる回るような走り方は。あなた方は環状道路になるというふうに言いますけれども、そうやなくて点から点へ移動したいんですよ、市民は。そのときにどの道を通るのがいいかということであって、ぐるぐる山手線みたいに回るのが便利だということと違いますよ、道路。この問題は。だから、あなた方は環状線ができるというけれども、そんなことは市民は期待していないですよ。要は、点から点へいかに早く移動できるかということが、そのためにこれが必要なのかどうかということを考えるわけですよ。どうもピントがずれていますよ、これ。交通量はわからないし、もう概略設計やって、来年は詳細設計やって、そこからまた工事に入っていくというんですね。もう31年には完成する事業だからというので、今度の合併特例債のあれにも名前が上がっていますわ。こんなことをやっていていいのかということですよ。

最後に、これは市長にお伺いしたいんですよ。

市長は常々、本当に口を開いたら財政が厳しい、こう言われますよ。で、選択と集中だと言われる。果たしてこういう状況の中で、数値的に出ていないですよ。例えば交通量がどれだけで、どこからどういうふうに車が流れてきて、そのことによってこれがつながることによって、600メートルつながることによって改善されるのかということがはっきりしていないですよ、今聞いた限り。なのにこういうことはどんどん進んでいくわけですよ。

こういうことが果たして優先順位として先なのか。私は、4億5,000万あるなら、例えば学校にクーラーをつける。今、ついていない普通教室に全部クーラーをつけて、1億6,500万ですよ。これは補助金を含んでいません。国の補助金が来ればもっと少なくて済みます、市の負担は1億6,500万ですよ。

それから再三言いますが、国民健康保険税の引き下げ、1世帯1万円引き下げるのに6,300万ですよ。なかなかしようとしませんか。それから学童保育、さっきも出ました。1カ所2,000万、3,000万でできるわけですよ、公設の建物は。

こういうことを考えたら、そういうことを置き去りにして、この道路の4億5,000万をやるんですかということですよ、市長。市民には、財政が厳しいから我慢してくださいと言うわけですよ、何百万のお金であっても。いろいろ聞いていますよ。財政がないから断られた、蹴られたという話はね。ところが、こういうところには4億5,000万使うんですよ。方向として、果たしてこの事業、優先順位がそういうものよりも先なのかどうか、市長の見解を聞きたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この和賀白川線については、今思いつきで事業を進めておるということではございませんでして、先ほども答弁しました総合計画、それから都市マスタープランに位置づけをして、非常に中・長期の中で今日事業を展開してきたと。本市にとりましては、南北軸が亀山市は弱いという都市構造を解消していくということで、その中で長年にわたって展開をしてきたもので、順次進めてきたということであります。

今までこの本会議の場でも何度も、議員ではございませんでしたが、数名の議員さんのほうから、この北延伸につきましてのご質問を頂戴いたしてまいりました。その都度、一貫して和賀白川線の重要性でありますとか必要性はご説明を申し上げて、北延伸につきましても進めていく旨のご答弁をさせていただいて、本年概略設計に展開をしてきたという経過でございます。

そこで、例えば学校施設だとか、あるいは福祉への予算の投入でありますとか、下水道であるとか、当然本市が限られた財源の中で四百数十を超える事業を展開して、市民の皆さんのニーズに応えようとしておることの、どの事業を選択するのかということにつきましては、今までもそうありますが、市全体の予算やその時点のさまざまな要因を鑑みまして、全体を眺めた総合的な視点から優先順位を決めて、適切に判断をいたしてまいったところでございます。中・長期で追っかけるもの、現在の課題を解消すべきもの、当然本当に多様で多彩なものがあろうかと思いますが、それを適切に組み合わせて、本市としては見きわめて進めていきたいというふうに考えておるところでございまして、和賀白川線につきましては、公の場でもずうっと申し上げてきた中で今日を迎えて

おるということで、ご理解いただきたいと思います。

当然、他の事業につきましても、可能な限り展開をしていくということも当然のことですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く理解できません。総合計画やマスタープランと言われましたけど、都市計画道路でもそうですよ。30年、40年、計画決定してから、全く手のついていない道路は何本あるんですか。そういう問題もあるわけですよ。あなた、言うんならそれをきちっとやりなさいよ、そんなんやったら。そうはならないでしょう。

それからもう1つ、総合計画で決めた、マスタープランで決めた。確かにそうですよ。それを市が進める、それもそうですよ。ただ、状況が変わってくれば当然見直しをせんらんですよ、これは。決めたらとにかく何があってもやるんだという話ではないんですよ。財政状況が変わってくる、いろんな状況が変わってきますよ。そのときには、やっぱり総合計画で決めたことであっても、マスタープランで決めたことであっても見直しをかけるというのが必要なことじゃないですか。決めたことは何があってもやるということではないでしょう。だから、そういう意味で私は言っているわけですよ。財政状況がこんな状況になってきて、それこそ市民の皆さんが何百万の予算についても、とても財政状況が厳しいのでできませんと言うわけですよ、各部署に聞くと。そういう状況の中であえてこの4億5,000万、私はこの問題について、きちっと採算性もあり、利用もちゃんとあるということが確認できるなら別に構いませんよ。それすらないんですよ、今の段階で。交通量がどれだけになるのかわからない。そういう段階でこれを進めるんですかということ言うわけですよ、私は。それはやっぱり違うでしょうと。だから、そういう根拠がはっきりしたらやってもいいかということになるんですよ。ところが、今の段階でそれはないですよ。だから、やっぱり一旦決めたらとにかく完成するまでやるというようなことは改めていただきたい。そのことを申し上げて終わります。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時52分 休憩）

---

（午後 2時01分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

公明党、新 秀隆でございます。よろしくお願いします。

本日は12月10日でございます。この12月10日というのは、ちょうど30年前の1984

年、重要伝統的建造物群保存地区に選定された日がきょうでございます。通称、今、重伝建選定30周年ということで、このようなパンフレットも出ておりまして、ちょうどこの土曜日の13時15分から、30周年の記念シンポジウムというのも皆様のお手元にも渡っているんじゃないかと思います。

こういう中におきまして、今回新しく新市まちづくりの計画の変更点でもございましたが、その中におきまして、今回の合併特例債の17億2,000万分につきましての7プラス1事業に対して、一番の優先とは先日来から言うておりませんが、一番初めに書かれているのが関の山車会館整備事業のほうでございますが、今ちょうど、先週ですか、まちなみ文化財室長の嶋村室長がしっかりと放送の中で申されている、ちょうど関宿町並み保存30年というところで、そのようなタイトルにおきまして、前編・後編という形で詳しくZTVで放送されております。

この30周年につきましても、NPO東海道関宿町並み保存会理事長の清水孝哉さん、元関町長でございますが、それより30年以上前から、こうやって町並み保存会の皆様が30年の長きにわたり守ってきていただきました。

その中で、中日新聞の12月5日でございますが、清水孝哉さんのお言葉にも、今このときも人が生活するにいがするやろうですね。それと並行して、伝統的な景観をよみがえらせ、守ってきたいんやというふうなお言葉を発せられております。確かに長きにわたり、守ってくるとするのは大変なことだったと思います。

その中で、山車の会館の整備事業ということで来ておりますが、今回の計画について、一つ今回はこの山車の会館につきまして、合併特例債の今後の新たな活動の趣旨というか、そういうふうな背景、まだビジョンが明確ではないとはある程度伺っておりますけど、整備の方向性、またお考え、この辺についてお伺いいたします。

#### ○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

#### ○文化振興局長（広森洋子君登壇）

新議員におかれましては、伝建30周年の記念事業、またシンポジウムのご紹介をいただき、ありがとうございます。それでは答弁のほうをさせていただきます。

関宿で行われております関の山車の祭りの保存・伝承施設でございます関の山車会館でございますが、亀山市第1次総合計画、さらには亀山市歴史的風致維持向上計画におきまして整備を位置づけております。会館は、山車を保存、展示する収蔵施設、祭りばやしを保存・伝承するとともに、公演等を行います練習・発表施設、祭りの概要を公開する展示施設に管理部門等含めた施設を想定しております。

事業には平成21年度に着手し、基本計画の策定等を行ったところでございますが、用地の取得とか、収容する山車の選択などで課題がありまして、現在こういった課題の解決に向けて計画の見直しを進めているところでございます。

#### ○議長（前田 稔君）

新議員。

#### ○4番（新 秀隆君登壇）



方向性とか、趣旨というのは先ほどご説明いただきましたが、これにつきまして、本当にこの関の山というふうな言葉の語源にもなっておりますものでございますが、先ほどおっしゃっておりますイベントができるとか、規模的には平米的な形でいうとどのぐらいを想定されているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

歴史的風致維持向上計画というか、平成21年度に着手しました基本計画の中では、800平米程度というふうな形で考えておりましたけれども、少し今整備計画の見直しを進めておりますので、その場所の条件の中で変わっていくものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

若干の変動はあるということでございますが、800平米をベースにというふうに理解させていただきます。

こういう中におきまして、それぐらいの規模のものをとるということは、4台の山車が置いておける状態というふうな、何とか入るのではないかと思います。まずそういう工事に対しまして、当初、先々月でしたか、全員協議会で説明があったときに若干お伺いいたしましたが、その工事を進めるに当たって隣接する道路ですね。今回想定的には、町並みに隣接する土地だと思うんですけど、そうすると、町並みをトラックがぶんぶん走るのかということについて、その点はということだったんですけど、そのときは、局長のほうからは、それは建設関係のことだというふうなお言葉がちょっとあったんですけど、今回それにつきましても、重伝建の建造物群の中をどのように動かしていくか。そして、建設の問題ではありますけど、その辺の町並みを考慮して、工事についてどのような形で隣接する道路整備を進めていかれるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほどもお答えいたしましたとおり、現在計画の見直しを進めている段階でございますので、整備用地が確定しました折には、関係部局とも十分に協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

用地を決めてから道を考えるということでございますが、やはり決めてからというよりは、その道も選定の基準の中に入れて、そういうのは選定していくべきではないかなと私は思います。

そういう中におきまして、現在伝建30周年ということで、先ほどもありましたけど、パンフレットにも出ております非常にきれいなしゅくというか、白壁があるところが写真に写っておるわけですけど、やはり私も町なかを歩いていきますと、こんなにきれいにあるのはそうそうなくて、

確かに白壁を塗ってあるんですが、剥げ落ちて、そしてまた瓦についても実際に落ちてきて、本当に当たらなくてよかったなという、過去に、過去といってもここ1年の間なんですけど、そういうのも町並みにお住まいいただいている方からもご連絡をいただき、早急に市のほうで対応をとっていただいた。これも応急的なことなんですけど、今恒久的な形にも来ておると思います。

そういう中におきまして、空き家対策ということで、昨年1年間、産業建設委員会におきまして、テーマとしていろいろ取り組んできたわけですが、最終的には法的な領域になってきて、難しいものが出てきたわけですが、今回の特別措置法が先月11月18日に可決されたわけですが、そういう中では、大きく概要的なものも、総務省のほうからも、こういうものが出ております。

その中からですけど、概要の中に1つございますけど、第6条に当たってまいりまして、その4項目めにございますけど、今回は全体的な空き家のことではなく、私、本日はちょっと町並みの重伝建に絡むところに焦点を置いて、皆さん思っていたきたいと思います。

その4項目めに書いてあるのは、6条の4項目めにあるのが、市町村は都道府県知事に対し、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言、その他必要な援助を求めることができるというふうなことがあります。

確かに通常の建屋に比べると、この重伝建に縛られている条件もいろいろあると思うんですけど、その点につきまして、この町並みに簡単にはちょっと手をつけられないというふうに聞いております。ここ30年間の間で修理とおっしゃるのが、これは建造物にふさわしい姿に戻すのを修理と。そして周囲の町並みと調和をするよう改造する工事を修景と。今現在の関宿町並み保存30周年の中のテレビのほうでも、嶋村室長がおっしゃっていましたが、こうやって30年間の中で延べ600件、全体の50%が完了してきていると。そういう中で安易に手を加えるということは、確かに今回の法令で定められている中で勝手にできるものではございませんが、こういう新しい方向性が出たところで、町並みの空き家の対策、どのように安心・安全に観光客の方に来ていただいてもらいたいか、その辺についてどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関宿内にある空き家につきましては、現状変更行為が規制されるなどの制限がある一方で、固定資産税の減免や改修等の補助金交付の支援措置を行っているところでございます。

個々の伝統的建造物は、所有者、管理者等が適切に管理することが基本というふうには考えておりますが、市といたしましても、こういった支援措置を活用し、所有者、管理者等が行う改修等を支援することで、空き家の解消につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そのような対応で、近々の状況で瓦が人の歩くところに落ちてきておる現実の中で、先ほど答弁いただいた内容で対応がとっていけるものなのか、その辺についての自信的なものを伺います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

ちょっと重複するかも知れませんが、個々の建物につきましては、やはり所有者とか管理者の責任においてやっていただくということが本来であるというふうに考えておりますが、一方で修理等を行う場合には、そういった補助金制度も活用いただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに補助金につきましては、通常の空き家の対策についての公平さというところにつきましては、かなり懸念される部分が残ります。実際にいろいろまちの方から通報いただき、亀山宿、関宿、坂下宿というふうな形で、非常に亀山市はそのような形で、宿場町ということで売りを出しておるわけです。

亀山でも、せんだって瓦が落ちそうなもので、建設部の方がバリケードのようなもので補強はしていただきましたが、なかなかやはりその家の持ち主の方と連絡がとれないとか、とれたところで金銭的な問題があるとかいうところがあります。これは今後、やはり実際に瓦が落ちてきたという事実を自分が把握しておるだけに、本当に安心して観光客の方に歩いていただくために、もちろん子供たちも通る通学路でもあります。市民もみんな歩く道でございます。

そういうふうなことを考えると、やはりいかに情報収集を、ネットワークを広げて把握し、そして迅速に対応できるか。その辺について今後の課題といたしたいと。継続して、私もまた取り組んでいきたいなと思っております。

続きまして2つ目のところでございますが、観光振興の助成事業についてでございますが、他の同僚議員の方からも観光についてのアプローチ、また社会に向けての発信、この辺について、今現在いろいろ私も、今までも、過去にも伺ってききましたが、インターネット、そして掲示板等があったと思うんですけど、現在におきまして、新たな何か新しい企画的なものは出されたのか、その点について伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

市の観光振興に当たりましては、平成21年に策定いたしました亀山市観光振興ビジョンを基本に各施策を進めておりまして、広報活動としましては、亀山市観光協会、あるいは市内の関係団体、三重県及び北勢地区の市町との連携を図るなどして、亀山市の魅力を発信するシティプロモーション事業を進めているところでございます。

具体的には、市及び観光協会のホームページやフェイスブック、ウェブ動画の配信といったインターネットを活用した情報発信、また市広報紙や観光パンフレット、ポスター、チラシといった紙媒体を使った情報発信、そのほかケーブルテレビの活用であったり、県内外での各地イベントでのPR、さらには新聞、テレビといったマスコミへの情報提供など、さまざまな手法により、全国の方々、また市内の方々に亀山市の魅力をお伝えしてきているところでございます。

新しいところということでございますが、一つは、本年度は6月に東京にございます三重県の首都圏営業拠点施設、三重テラスのほうへ行きまして、6月には6日間にわたりまして、三重7宿と関宿重伝建選定30周年記念展といったイベントを開催して、関宿の魅力をPRしてまいりました。

また、本年は、北勢地域の市町のほうで連携しまして、北勢市町のゆるキャラが集まりまして、北伊勢DEもてなし隊といったグループをつくりまして、各地のイベントにも参加をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに、それは前回からもずうっと続いておるとは思うんですけど、インターネット、フェイスブック、SNSをいろいろ利用しての発信ということでございますが、内容的にもせっかく亀山ラーメンとかB級グルメで、結構今までもよい成績をおさめてきたというのがありますので、そういう食の発信の部分で三重テラスのほうを利用されたとか、北勢地域というふうな形で、いろんな各方面に亀山市が出ていくという面につきましては、2項目めに上げさせていただきました他市との共同事業についてでございますが、一昨年でございましたか、鈴鹿山麓無限会議開催とか、そちらのほうで、そのときはちょうど菰野町が主催でやられて、これは鈴鹿山麓をキーワードといたしまして、8市町、いなべ市、菰野町、四日市、鈴鹿市、亀山市、そして滋賀県に及びましては、東近江市、日野町、お隣の甲賀市という8市町によりまして集っておるわけでございますが、そのときにちょうど櫻井市長がおっしゃった、特に今回は鈴鹿山麓というキーワードで、県境をまたいだ広域のネットワークが強化されていくという意味で、大変期待をしておりますということで前にもご紹介いただいたわけでございますが、非常に北勢地域のみならず、県外にも足を延ばされ、そして先日11月30日でございますが、これはヤマトタケルノミコトの白鳥伝説の開催ということで、ここでも3市交流事業というところで、奈良県の御所市の東川市長、そして大阪の羽曳野市の田中副市長とかに来ていただいて、これは平成10年、もう長きにわたり、聞くところによると住民の方の主体で繰り広げられて現在にまで来ておるというところで、ちょうど30日に井田川の駅からずうっと歩かれて、白鳥の神社のほうへ行かれたという。で、いろんな駅とか、駐車場2カ所ぐらいでいろいろな催し物もされたと。しっかりそういうのもケーブルテレビで発信はされておるんですけど、やはりその辺はまだまだローカル的なところがございます。

こういうところにつきまして、今後の他市との共同の展開は、現在の行っていること、そしてまた今後の方向性として、いま一度大きな展開があるものかどうか、その点について伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

観光振興に関する広域的な連携ということでございますが、現在亀山市が観光分野において他市町と連携している取り組みにつきましては、代表的なものとしましては、先ほど申しましたが、県が事務局となり、県と北勢市町の10市町で構成している三重県観光キャンペーンの北勢地域部会というのがございまして、この主な取り組みとしましては、共通パンフレットの作成、あるいは北

勢市町のゆるキャラでつくる北伊勢DEもてなし隊による北伊勢PR動画の作成、また県内外で開催されるイベントに参加してのPRなど、連携した活動を行っているところでございます。

そのほか、北勢市町の10市町で組織する北伊勢広域観光推進協議会がございまして、この加盟市町をめぐる花と食の回廊スタンプラリーの開催、あるいは各地観光施設での共同PRなどを行っています。

また、さらに伊賀市、甲賀市、亀山市による広域連携推進会議「いこか」におきましても、観光部会を設けまして、構成市町での開催イベントに観光物産ブースを出展するなどして観光PRに努めているところでもあります。また、先ほどご紹介いただきました大阪府羽曳野市、また奈良県御所市との間で、3市交流というのを進めているところでございます。

今後につきましてですが、引き続き北勢地区の市町といった地域的なつながりによる連携、あるいは東海道やヤマトタケルといった共通テーマによる連携、こういったものによりまして、広域的な連携というのをより多く進めていきたいと思っているところでございます。

#### ○議長（前田 稔君）

新議員。

#### ○4番（新 秀隆君登壇）

いろんな新たな分野に挑戦いただいております。

しかし、思うに、亀山市内においてもいろんないいところがたくさんあります。やっぱり白鳥伝説のある能褒野のほうの点とか、そしてまたいろんな東海道をつなぐものがそれぞれ点になっておると。これを線に結んで、まさに観光のつながりをつけていけるものはないのかと。最終的には私の考えで、せっかくいろんな方に来ていただくんですけど、やっぱり何らかお金を落としていただけるような、市が潤うような、また楽しく潤うような形を目指せないものかと思います。

その点につきまして、新規事業という点につきましては、先ほどの話にちょっと戻りますが、これから山車の会館もつくる予定でございますが、催し的なものは、そこでちょっとイベント的なものがないかということ。確かに亀山市は、かんこ踊り、また灯おどり、いろいろなものもございます。そして、いろんなところで別々にやっておりますけど、山車の会館の前とか、そういうところでやることによって観光客の方にも、またそれに付随して、近場でいろんな新規商品の販売とか開発について、今よく聞くのはジネンジョがというんですけど、年間を通して亀山の代名詞的な、確かにろうそくというのは世界的に有名にはなっております。そういうふうなキャンドルハウスとか、とても若い方にも人気があるし、今は遊び心でいろんなキャラクター、もしくは井とか、おすしとか、ビールとか、いろんな形のものも開発されてきております。やはりろうそくのまちでもありますので、そういうことを加味して単なる建造物をつくるだけではなく、そこに集まるものに波及効果が生まれるような新規事業についての現在のお考えをお伺いいたします。

#### ○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

#### ○環境産業部長（西口昌利君登壇）

新規商品、物産の関係でございますので、環境産業部のほうから答弁申し上げます。

亀山にちなんだ新商品開発につきましては、ここ数年間の主な取り組みを見てみますと、先ほど議員もおっしゃいました亀山商工会議所を中心に展開された、かめやま自然薯プロジェクトやろう

そくを生かした新特産品プロジェクトを初め、関係団体等が連携した組織や関係者グループによるものとして、そのほかに亀山みそ焼きうどんであるとか、亀山茶ペットボトル、それから議員も申されましたけれども、亀山ラーメン、そのほかに亀山紅茶の商品化等がございます。ほかにも地域資源を使った最近の商品として、地元銘菓と亀山茶とのコラボ商品が上げられるというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○４番（新 秀隆君登壇）

まだまだいろいろ商工会の皆様にも大変お世話いただいております。

そういう中で、市としてコラボできて、また新たな展開ができるものを望むものでございます。

わかりました。その辺は結構でございます。最後のところに移らせていただきます。

生きがいの持てる福祉の展開というところについてでございますが、高齢者及び障がい者、障がい児のタクシー料金の助成事業について伺いいたします。

今回の発端は、今まで地域性によってタクシーの料金は格差が必要ではないかというふうなことをずうっと言い続けてまいりましたが、やはり財政厳しき折というのもきちっと頭に入れていかなくはいけないと思っております。

そのような中で、ここ３年ばかりを見ますと、予算に対して大体２，８００万、２，９００万円ぐらいの予算がついてきております。現在も、先月の所管説明の中でもございましたんですけど、今回はちょっと予算に対して大分進んできておりますが、過去の予算について実績的なもの、この傾向について、その点について、まずは実績をお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

タクシー料金助成事業にかかわる予算と実績ということで、平成２３年度につきましては、予算額２，８２０万に対して決算額２，６５２万１，５００円、平成２４年度は２，８７０万に対して２，５９４万６，９６０円、さらに２５年度は２，７５０万円に対しまして決算額２，５３１万２，３６０円という状況でございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○４番（新 秀隆君登壇）

今、伺いするところによりますと、２，８００万から２，９００万に対して、２，６００万、２，５００万レベルの金額で、年度を決算で締めておられます。若干予算に対して下回っているという実績、下回っているんなら少し上げてもいいんじゃないかという思いも確かにあるわけですが、やっぱり地域性、そしてまた収入による格差、この辺について私が思うに、やはり前々から言っているように、例えば病院の近いところにおる人は歩いてでも行けるじゃないかと。遠いところの人、例えば極端に言うと、加太から歯医者へ行こうと思っただけでも、大分ＪＲとかバスとかを利用しなくては、一本では行けないとかいう問題も出てきております。

ただ単に、そこで思うのは、タクシーの助成の料金だけでよいのだろうかというところに至るわ

けなんでございますが、今後の現状も踏まえて、今後の展開について、新たな構想的なものはございますでしょうか。その点について、今現在の状況でよろしいのでお答えいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

タクシー料金の助成事業そもそものが、この事業を進めております大もとになりますのが、高齢者や障がいのある方が外出されて、社会参加されるきっかけの一つになればというふうな趣旨で設けさせてもらっております。ただ、議員が申されますとおり、利用率のことであつたり、さまざまな課題も出てきております。

その中で、平成23年度に実施されました事業仕分け、あるいは今回実施しましたザ・点検亀山モデルの中でも、事業を一回見直したらどうやというふうな指摘もされておるところでございます。部内でも協議しておりますが、議員が言われますように、いろいろなところへ出るきっかけとなること以外にも、例えば高齢者や障がい者の生活支援の一部になるようなものがないか、あるいはそういう場合に所得について考慮すべきことがないかとか、そういうことも含めて、現在新たな展開を模索しているところでございます。27年度には見直し、検討するというふうな考えで現在取り組んでおるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今までは、全く見直しの余地がないとずうっと言われ続けていたんですけど、タクシー料金だけに限らず、大きなグローバル的な形で見て、検討の段階にご答弁いただきましたが、やはりこれから高齢者が急増してくる世の中でございます。それこそ地域包括ケアシステムも踏まえて、そういう中で高齢者、そして弱者に対する思いをしっかりと丁寧に、一つずつ内容的には吟味していかなくてはいけない時代だと思っておりますので、先ほどよいご答弁いただきましたので、期待をして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時38分 休憩）

---

（午後 2時48分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

大きく3点上げさせていただきましたが、まず認知症予防についてという項目からさせていただきます。

今回、認知症、主に認知症の予防についてということです。

近年、認知症の話題はとても身近でよく聞きますし、私の周りでも関心を持っている方、心配されている方はたくさんいらっしゃいます。認知症になったご本人だけでなく、ご家族もまた大変な思いをされることになりますし、また認知症の方がふえると介護保険が増加し、市の財政を圧迫することにもつながります。

私が認知症についていろいろと調べ出したのは2年前くらいからですが、自分もよく知っている方が認知症になられ、本人だけでなく、ご家族の方も大変な苦勞とつらい思いをされているのを見て、これは大変な問題だと思いました。家族が常に見ていなければならなかったり、また物忘れなどで意思の疎通がうまく図れず、けんかが絶えなかったり、家庭の中でとても問題が起こってくる。ひどくなると自分の子供さんのことも忘れてしまったり、介護を頑張らせてされているけど、自分のことを忘れられてしまったりと、とてもつらい思いをされている方もいらっしゃいました。

そこでお聞きいたしますが、現在亀山市ではどのくらいの認知症の方いらっしゃるのか。数値でわかるようでしたらば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

認知症の方の数値でございますが、65歳以上の高齢者の認知症の人の現状をはかる指標というのがございまして、一般的に介護保険制度の要介護認定の際に用いられる高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度をあらわす名称、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準というのがございます。これにおきまして、Ⅱ以上とされた方の総数が認知症高齢者数として上げられているところでございます。平成26年9月30日現在で亀山市内における、先ほど申し上げました基準Ⅱ以上の方は、1,501人という現状でございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど指標の中でいただいた数が、1,501人ということでございました。

実際の数を把握するのは大変難しいこととは思いますが、例えば鈴鹿亀山地区の広域連合の資料を見せいただきましたら、介護認定を受けた人のうちの認定者の原因疾患が、脳血管疾患に次いで認知症というのがやっぱり上がっておりました。認知症はそのぐらい多いということがわかるんですが、次に取り組みについてお聞きをしたいと思います。

亀山市でも、認知症の対策、認知症問題の対策としてさまざまな取り組みが行われていると思いますが、具体的にどのようなことをされているのかをお聞きいたします。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）



亀山市におきます認知症高齢者に対する取り組みといたしましては、広域連合から介護保険事業のうち、介護予防事業や地域包括支援センター事業を受託しておりまして、各地域で出前講座や介護予防教室を実施する中で認知症予防対策を進めております。さらに認知症の方やその家族からの相談を受け付け、必要な医療や介護サービスにつなげておるところでございます。

具体的にもう少し申し上げますと、地域包括支援センターでは、従来から申し上げておりますが、認知症サポーター養成講座を平成25年度におきましては8回開催いたしまして、認知症について正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者であります認知症サポーターを養成しておるところでございます。25年度末現在で1,095人を養成したところでございます。さらに、広報やパンフレットの配付、認知症講演会等で認知症に対する正しい知識の取得や理解の普及・促進に努めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、出前講座、介護サービス、そして認知症サポーターさん、よくお名前を聞かせていただきますけれども、そういったもの、また広報やパンフレット、啓発についてもさまざまされているのも、私も見ておりますのでわかります。

しかしながら、認知症になって以降のこの前の段階に、やっぱり予防というのがとても大事になってくると思います。現在、認知症は早期発見が鍵と全国的にも言われております。そのためには認知症であるのかどうか、軽度認知症かどうかなどをはかるためのスクリーニングが大切になってくるんですけれども、実際に認知症かどうか、本人が認知症かしらとか、またご家族の方がうちの親は認知症かもしれないと思ったとしても、本人でしたらそれを認めたくないという方もいらっしゃるし、ご家族の方もそれを本人に伝えるというのがとても難しいというふうに考えます。

また、病院に行くのが怖いと思われる方もいらっしゃるでしょうし、例えばMRIなど、そういった脳ドックなどを受けると10万円ほどかかってしまったりすることもありますし、さまざまな原因でそのまま放置してしまう。過ごしているうちに状況が悪化していき、中度・重度の認知症まで進行していくということが多いと聞いております。

現在、国の示すオレンジプランの中でも、認知症の予防に重点が置かれております。認知症は、75歳以上になると急増するとわかっておりますけれども、平均寿命が延び続けている日本では、認知症の数が今後もますますふえていくことがわかっております。それに対応するために、認知症への理解を深めること、認知症の啓発、認知症サポーターを育成することは確かに重要なことですが、しかしながら、もっと重要で、もっと早急に取り組むべきことは、認知症の予防、すなわち早期発見です。

そこでお尋ねいたしますが、亀山市では、認知症予備群とされるMCI（軽度認知障害）ですが、このスクリーニングについて何か取り組んでいるのかどうかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

現在、鈴鹿亀山地区広域連合におきまして、第6期介護保険事業計画の策定作業を進めておるところでございます。その中では、介護保険制度の改正に伴って、平成30年4月をめぐりに、地域包括支援センターで実施していくべき認知症対策の強化といたしまして、認知症サポート医や保健師等の専門職が認知症高齢者への訪問、アセスメント等を行うようなことを検討しておりまして、これらについての事業展開、どういうふうにやっていくかということを現在検討しておるところでございますが、議員申されますMC I（軽度認知障害）につきましては、スクリーニングのツールというのがございまして、前回の議会でしたかね、軽度認知症障害診断ツール、ミレニアというのもございます。さらに、集団認知機能検査、ファイブ・コグ、あるいは認知症アセスメントシート、このようなものが、実際にいろんな種類のツールが出ておりますので、費用対効果も考えながら導入についても検討しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

亀山市のほうでも早期認知症の発見に関するさまざまなツールをお調べいただき、そしてまた実際実施をされる方向で進んでいるということをお聞きさせていただきました。

私もいろいろ調べている中で、本当に現在さまざまな早期認知症発見のツールがございます。よく聞かれますのが、福井の若狭町モデルという、訪問支援をして専用のチェックシートで看護師さんが自宅に行きチェックをする、そして出前講座をしたりする場合や、あと鳥取県の琴浦町のタッチパネル式の物忘れチェックテストはたった4分でできるということで、簡素化してできるよということで、そういったこともされているところもございました。

また、先ほどミレニアという名前でありましたけれども、尾張旭市は亀山市と同じように健康都市宣言されておるところで、こちらのほうでは「あたまの元気まる」といって、10分間ぐらいでオペレーターの方による口頭チェックを行って、その認知症の度合いをはかるというものでございます。

いろいろさまざまございまして、私も実際に受けてみようと思って、それこそ尾張旭市さんで健康まつりのときに、「あたまの元気まる」のチェックをしてきました。こんな感じで出てくるんですけども、いろいろチェックを受けまして、その中で総合評価として問題は見つかりませんということですけども、点数がつくんですね。私の場合は71点だったんですけども、それははかり方としまして、50点を下回ってしまうとちょっと正常との境界線に位置していますとか、それ以下になってくると軽度認知障害の疑いがありますとか、そういったさまざまなものが結果で出てきます。これ、結果が出てしまうだけでは、出てしまった方はとても心配なんですけれども、実際、軽度認知障害というのは認知症ではないということがまず本当に一番大事なことですけれども、まだ普通に、平常に生活ができて、そしてまたそれがわかったらそれに対していろいろな、例えばスポーツをしたりとか、ビタミンをとったりとか、さまざまなその後のチェックをしていく、これが一番大事になってくると聞いております。

今、幾つか上げさせていただきましたけれども、やっぱり課題がございまして、例えば今さっきも言いましたけれども、脳ドックを受けてしまうと3万円から10万円ぐらいかかってしまったり、

また例えばファイブ・コグ、こういったものだと時間がすごくかかってしまうとか、あとは専門の看護師さんが必要であるとか、お金がかかる、精度が低い、さまざまな問題を抱えています。その中でどれが一番亀山市に合っているのか、そういったものはきちんと把握しつつ、選んでいただければと思います。

いろいろ調査していただいて、亀山市に合ったものと言ったんですけれども、それよりまた大事なことがもう1つございまして、スクリーニングの後、見つかった後が大変だとほかの自治体もおっしゃっております。

どういうことかという、ちょっと今も言いましたけれども、軽度認知障害のチェックにひっかった場合、本当に落ち込んでしまう方がとても多いそうです。それによっていろいろ相談が来たりとかしてパンクしてしまって、そういうのはやめてしまったという自治体も聞いたことがございます。そこまできちんとケアまでするためには、医師会や保健師さんとの連携というのが大切になってくると思います。この辺の見つかった後のケアとかについては、考えられているのかどうか、お答えください。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げました広域連合で第6期介護保険事業計画、これの策定作業をしておりますが、実際、従来の介護予防教室や出前講座での認知症予防をさらに強化していきながら、軽度認知障害の人が認知症に移行しないような予防策をあわせて実施していく必要があるのは、議員の申されるとおりであると思います。

それで、広域連合とこれからさらに連携、調整しながら必要な対策をまだまだ検討していきたいというふうに考えておりますが、議員申されますように、認知症予備軍であったり、認知症になりやすい予防策というのも実際にございます。認知症になりやすい生活習慣であったり、鍛えていただく方法、個々に鍛えることによって認知症になりやすい、そのようなこともございますので、こういうことを積極的にPRもしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今回、認知症の予防ということでテーマを組んでお聞きをさせていただきました。

この予防というのは、もちろん軽度認知障害のまず洗い出しから、スクリーニングと、あとは最後のその後のケア、この2つが連携してできるものだと思っておりますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

その次に移りたいと思います。

続きまして、保育のあり方について、大きくテーマを上げさせていただきました。

これは、私つい最近、保育園に入れなくて困っているお母さん方から相談を受けたからこの質問にさせていただいたんですけれども、つい最近ご相談、保育所に入れないわというお母さんがいらっしゃって、その二、三週間後にまた別の地区のお母さんから相談を受けました。

その方々が言うには、ほかにもそういう方がいらっしゃるというお声でした。実際はどうか

なあと、思って今回聞かせていただくんですけども、現在何名の待機児童さん、保育園に入れないお子さんがいらっしゃるのかどうかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童についてのご質問ということでお答えさせていただきます。

待機児童とは、保育に欠けるため、保育所への入所申し込みをしているにもかかわらず、希望する複数の保育所において、あきがない理由により保育所に入所できない状態にある児童をいいます。

厚生労働省の統計では、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、第1希望の保育所に入所するために待機している児童や、亀山市の待機児童館「ばんび」のような地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は待機児童から除かれます。簡単に申し上げますと、2つ以上の保育所を希望しているが、あきがなく入所できない児童で、しかも就労の条件を満たさないことから「ばんび」にも入所できない、そういった児童のことを待機児童といいます。

現在ですが、本年4月1日現在で5人、直近の11月1日現在では12人で、その内訳でございますが、ゼロ歳児が7名、1歳児が4名、2歳児が1名ということで、いずれもゼロ歳から2歳の低年齢児童となっております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど、待機児童の児童数についてお聞きをいたしました。11月1日直近で12名というお答えをいただいております。この数え方についてもお聞きしようと思ったんですけども、先ほどお答えをいただきました。

つい最近、朝日新聞さんのほうで、隠れ待機児童3万人という記事がありました。これ、ほかの産経さんのほうでも私実は見ておまして、これは政令市や都市部での公表のものなんですけれども、隠れ待機児童、つまり待機児童数としてはカウントされていないけれども、認可保育所に申し込んだけれども入ることができていない、潜在的な待機児童さんのことをいうんですけれども、それが公表してある3.8倍あると数値に出ております。

ちょっとわかりにくいので、記事のところから読み上げるんですけども、皆さんもご存知だと思います。昨年の春に、政令市で横浜が待機児童ゼロというふうに出ていたと思いますけれども、すごく話題には上がっておりますけれども、認可保育所に申し込んだけれども入ることができない児童というだけでしたならば、実はことしの2014年の4月の段階では2,384名いらっしゃいます。何でこんなに差があるのかといいますと、例えば休職中であるとか育休関連のことで、育休だからとかいう理由になってくると待機児童にカウントされない、そういうさまざまな自治体ごとにカウントの仕方が違うことによってこういった差が出るということがこの記事の中には書かれています。例えばですけども、横浜のほうではそうって、休職中だから、育休中だからということで除いてゼロになったと言われています。

一方で、去年の全国ワーストワンの世田谷区は、ことしも過去最高の1,109人の待機児童。しかしながら、やはりこの区長さんが言うには、定義を変えて激減させたら本当の需要が見えな

くなるとおっしゃっています。また、杉並区さんでは2つの数を公表しております。国の定義、つまり認可保育所に申し込んだが入れないという場合、それから実態を踏まえた場合、57名、そして116名というふうに変わっています。こういった公表を2つしたのは、やむなく退職したり、育休延長した数を算定しないと実態と乖離してしまうからという理由だそうです。

私がこのようなカウントの仕方についてご質問をさせていただきましたのは、実は相談を受けた人たちも産休から育休へ変わったために、待機児童館から退園するように言われたというふうにおっしゃっていました。育児休暇中、育休延長、こういうものはカウントされていないのか、こういったことについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

**○議長（前田 稔君）**

若林センター長。

**○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）**

個々の事例によってさまざまでございますので、一概にこうですということはなかなか申し上げにくいんですけれども、確かに育児休暇から復帰してなかなか保育所に入れないという方もお見えになるわけですが、一定の条件が整えば待機児童館「ばんび」に入っていただくということを行っております。ただ、その条件に満たない場合の方々については、これまでそれぞれのご家庭によって、何がしかの方法でやり切っていただけたのだらうと思いますが、そういうことも難しくなってきた現状がきっと豊田議員がおっしゃるようなことにつながっているのだらうと推測いたします。

**○議長（前田 稔君）**

豊田議員。

**○7番（豊田恵理君登壇）**

確かに基準がないことには、どうしても全員のお子さんが入れるというわけでもございませんし、もちろん基準はとても必要だと思います。

そして、今もお話の中にありましたが、やはり個々でいろいろ家庭の中には事情がありまして、私が相談を受けたのも、例えば本人は会社に勤めているけれども、家が自営業で2人の子供を一緒に見られないとか、さまざまその家庭によって事情が違うと思うんです。ただ、こういった相談については、やはりここでは子ども家庭室、亀山市では窓口がございましてけれども、そういった個々のきちんとした事情がある、それをきちんと踏まえながら対応していくしかないと思います。

そこで、ニーズについてお聞きをしたいんですけれども、現在の亀山市の窓口に、保育所の入所についてはどのような相談やニーズがあるのかということに対してお答えください。

**○議長（前田 稔君）**

若林センター長。

**○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）**

まず、月々の保育所の入所申し込み件数ですが、本年度は平均で毎月52件の申し込みがございまして。これら入所申し込みの理由の多くが就労によるものですが、その中でも最近はやむを得ないからという理由から入所申し込みが増加をしております。希望する複数の保育所に入所できなかった場合、どうしたらよいのかといったような相談を受けるケースが多くなっております。

現在のところは、市としましては、保護者の就労状況に応じて保育に欠ける度合い、または緊急

性が高い児童の保護者には待機児童館「ばんび」のご案内をしており、またこれらに該当しない保護者には、今のところ私立保育所が実施しております一時保育や認可外保育所の利用のご案内をするなどの対応をしているところでございます。

亀山市の場合は、5歳未満のお子さんが非常にふえておりまして、平成18年には2,701名でしたが、平成26年では2,901名と200名ほど増加をしております。そういった関係もありまして、少子化の時代とはいえ、亀山では子供がふえているという状況で、入所申し込みにも拍車がかかっているということでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

現在、亀山市のほうではお子さんがとてもどんどんふえてきているということで本当にすばらしいことだと思っております。

その中で、やっぱり子供の環境、保育の環境というのは本当に平等であるべきだと思いますけれども、実際待機児童として困っていらっしゃる方もいらっしゃる。とにかくこれは早急に対処すべきことだと思っているのですけれども、市長にお聞きをしたいと思います。

亀山市の保育のあり方、今待機児童さんがまだいらっしゃる、そしてこれからもどんどんふえていきそう、こういう中で保育のあり方を今後どうしていくのか、どう市長は考えられているのかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように、平成27年の4月から子ども・子育て支援新制度がスタートをいたします。

この支援法の施行に伴いまして、9月の議会でもお認めいただきましたが、関係する3条例を制定いたしました。これによりまして、いわゆる就学前の子供たちの質の高い乳幼児期の教育と保育の総合的な保育、ここの領域の充実を一層亀山市としては図っていきたいというふうに考えてございます。

一方で、今子供が亀山市は非常にふえておるという実態がありまして、大変喜んでおるところでございますし、午前中も中崎議員が少し触れてご紹介いただきましたが、国の合計特殊出生率が1.41、県が1.47、本市が平成24年で1.56と、三重県下の14市の中ではこの1.56というのは一番高い出生率を誇っておるところでございます。川越町さんの2とか、どこでしたか、御浜町の3.16という自治体もあるわけでございますが、市としてはやっぱり亀山市が一番であるということで、今日までさまざまな後期計画での実施計画で、戦略プロジェクトとして子ども輝きプロジェクトとか、それから関連する事業を重点的に展開いたしてまいりました。一定の効果がつつあるんだろうというふうに思っておるところでございますが、今議員ご指摘をいただきましたさまざまな環境の変化やニーズの変化が生じておるところでございます。

そういうことも踏まえまして、新年度の行政経営方針におきましても、教育と子ども・子育て支援施策を重点方針の一つとして位置づけまして、来年度の予算編成に生かしていきたいと考えてござ

ざいます。さらに、ご案内の、現在子ども・子育て会議で審議をいただきながら策定いたしております子ども・子育て支援事業計画におきましても、この方針を反映するよう指示をいたして、現在その作業を進めておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後多様化する保護者のニーズをしっかりと把握させていただいて、どこまで何がどのように課題の解消になるのかというのは難しいところでございますが、保育の量的拡大と確保を図っていくという目的のもとに、最善の施策、課題の解消と改善につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

亀山市としましては、私としては、公設・公営、市としてしっかり保育のあり方を見ていただきたいという部分もございますが、現実それが難しい部分も確かにございます。

先ほども、ちょっとセンター長の答弁の中にも認可外保育園もあるということでお話を伺っております。こういった連携も本当に大事ですし、とにかく今いらっしゃる、そしてこれから生まれてくるお子さんの保育の環境を、しっかり平等性を確保しながら取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、最後に空き家の問題について質問をさせていただきたいと思います。

空き家対策の特別措置法が、先月可決・成立をしましたが、市として今後どう対応していくのかについてお答えをください。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

空き家対策につきましては、これまでも、議会でも申し上げましたとおり、三重県県土整備部主催の廃屋研究会における調査・研究並びに国の動向や情報収集などを行ってまいりました。

今回、空き家対策の推進に係る特別措置法が平成26年11月27日に公布されたことから、市として今後の対応についてどうするのかということでございますけれども、今後は、法で規制されております国が定める基本指針が平成27年2月末までに策定され、ガイドラインは27年5月末までに作成されると聞いております。基本指針は、市が定める空き家等対策計画に関する事項や空き家等に関する施策の実施に関する基本的な事項を定めるものでございます。

一方、ガイドラインは、市が空き家対策を進めやすくするために、特定空き家の具体的な判断基準や所有者への助言や指導などの手続を進める方法を盛り込んだものと示されております。

市といたしましても、このような基本指針、ガイドラインが定められました後、法で定められている協議会、これは市町が設置するということになっております協議会を早期に組織し、空き家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行い、今まで研究、情報収集してまいりました空き家等に関する施策を、国及び県からの情報の提供、技術の助言などをいただきながら財政上の措置も考えていただき、総合的に、計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどのお話で、基本指針が国のほうから来年2月までに、そしてガイドラインのほうが来年5月までに定められたら協議会を組織して、早期に進めていただけるというご答弁をいただきました。

本当に早期に頑張っていただきたいなと思います。空き家問題についてはもうずうっと取り組んでおりますけれども、やはりなかなか進みにくいところ、確かに国の法律があったりとか、さまざまいろいろな問題がございましたけれども、今回このように特別措置法が可決したことによって、随分またこの動きも変わってくると思います。2月、5月とおっしゃいましたけれども、早急に対策を整えていただきたいと思っております。

6月定例会にて、空き家対策について質問をさせていただきました。

そのときも言いましたけれども、空き家対策は、まちづくりと直結していると私は思っております。そして、市長の答弁の中にも、空き家対策について今後もしっかり取り組んでいく、また大きな課題の一つというふうに認識をしておると。で、頑張っていきたいというふうに思っているとご答弁いただきました。

この空き家対策、亀山市においても、先ほど子ども・子育てについても重点的にやっていくというお話でしたけれども、私、この空き家対策についても重点的に取り組んでいただきたいと思っております。主要事業として取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長としてはどのようにお考えか、お答えをください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今般の特措法の成立は、非常に私どもにとりましても力強く思います。

この2年間、県と各市町村と本当に研究会で積み上げてきたものもごございます。なかなか難しい課題もたくさんございますが、今後の動きもしっかり把握させていただいて、本市として適切な施策、あるいは制度が組み込めますように、さまざまな角度から検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす１１日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 ３時２５分 散会）

平成26年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成26年12月11日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 今 岡 翔 平 君 | 2 番  | 西 川 憲 行 君 |
| 3 番  | 高 島 真 君   | 4 番  | 新 秀 隆 君   |
| 5 番  | 尾 崎 邦 洋 君 | 6 番  | 中 崎 孝 彦 君 |
| 7 番  | 豊 田 恵 理 君 | 8 番  | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番  | 森 美和子 君   | 10 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 11 番 | 岡 本 公 秀 君 | 12 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 13 番 | 前 田 耕 一 君 | 14 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 15 番 | 前 田 稔 君   | 16 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 17 番 | 小 坂 直 親 君 | 18 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

|           |           |                      |           |
|-----------|-----------|----------------------|-----------|
| 市 長       | 櫻 井 義 之 君 | 副 市 長                | 広 森 繁 君   |
| 企画総務部長    | 山 本 伸 治 君 | 財 務 部 長              | 上 田 寿 男 君 |
| 財 務 部 参 事 | 神 山 光 弘 君 | 市民文化部長               | 石 井 敏 行 君 |
| 健康福祉部長    | 伊 藤 誠 一 君 | 環境産業部長               | 西 口 昌 利 君 |
| 建 設 部 長   | 稲 垣 勝 也 君 | 医療センター<br>事 務 局 長    | 松 井 元 郎 君 |
| 危機管理局長    | 井 分 信 次 君 | 文化振興局長               | 広 森 洋 子 君 |
| 関 支 所 長   | 坂 口 一 郎 君 | 子ども総合<br>セ ン タ ー 長   | 若 林 喜美代 君 |
| 上下水道局長    | 高 士 和 也 君 | 会 計 管 理 者<br>(兼)出納室長 | 西 口 美由紀 君 |
| 消 防 長     | 中 根 英 二 君 | 消 防 次 長              | 服 部 和 也 君 |
| 教育委員会委員長  | 肥 田 岩 男 君 | 教 育 長                | 伊 藤 ふじ子 君 |
| 教 育 次 長   | 佐久間 利 夫 君 | 監 査 委 員              | 渡 部 満 君   |
| 監査委員事務局長  | 栗 田 恵 吾 君 | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長   | 松 村 大 君   |

---

●事務局職員

|       |       |       |   |       |        |
|-------|-------|-------|---|-------|--------|
| 事務局 長 | 浦野 光雄 | 書     | 記 | 渡邊 靖文 |        |
| 書     | 記     | 山川 美香 | 書 | 記     | 村主 健太郎 |

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

おはようございます。ぼぶらの西川でございます。

10月の選挙を終えまして、2期目に入らせていただきました。早くも質疑を2回させていただきまして、3回目のここへ立つ場をいただきましたことを感謝しております。市民の皆様には、まだまだ働いていないとよく言われましたので、一生懸命働くことで市民の皆様の信頼をとっていききたいなと思っております。

初心に返りまして、亀山の将来像についてということで、本日は一般質問を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問の要点は、今回出されました新市まちづくり計画の変更についてという点と、先日行われました行政改革の一環、「ザ・点検～亀山モデル～」についてであります。

それでは、通告の中で出しております新市まちづくり計画の変更についてでございますが、4点出させていただいているんですけれども、きょうはそこから、まずきのうまでの質疑・質問の中で多くのことが明らかにされてまいりましたので、その重複する部分を除いていきたいと思います。この計画の変更については、合併特例債を活用していくための変更であるという説明がなされました。そして、合併特例債の変更のためであるので、この計画自体の存在意義はかなり薄れているんだという説明もございましたので、今回出されました合併特例債の活用についてという4番目の項目を最初にさせていただきたいと思いますので、ちょっと理事者の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

今回、この変更点については合併特例債の活用予定事業、7つ予算を含めて書いてあります。その7つプラスワンといいますか、もう一つ亀山駅前整備が書かれておりまして、これらは1億円以上の事業で、31年までに使える事業という説明がございました。これについては、きのう、おとこの話の中でされておりました。まず、この中で新設されるものとしては関の山車会館、それから認定こども園という2つが新設なのかなあと感じました。これらの新設についての計画が、場所はどこに建てるのか、あるいは規模はどういうふうになっているのか。関の山車会館については規

模はおっしゃられていましたけれども、認定こども園については規模も言われていません。それから、この2つについては合併特例債を使う以外に交付金や補助金などでほかのメニュー、国や県からの支援があるのかなのかという点について、またあるのであれば、どの程度の交付割合がいただけるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず、関の山車会館につきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画、また後期基本計画第1次実施計画に位置づけ、事業の進捗を図ってきたところでございますが、用地取得などさまざまな課題がありますことから、実施計画への位置づけを廃止し、改めてコンセプトなど整備計画の見直しを図ることとしたところでございます。

このほど課題整理を進める中で、平成31年度には事業の完了が見込める段階へと進むことができてきましたことから、市の歴史・文化資源の中心的なものの一つである関の山車についての保存・伝承の拠点整備として、歴史・文化資源を通じた一体感の醸成を図る事業であることから、新たに施策を追記いたしましたところでございます。

合併特例債以外の他の財源といたしましては、社会資本整備交付金でありますとか文化庁の補助金、これ恐らくそれぞれ2分の1の補助があるというふうに考えておりますし、また一方で関宿にぎわいづくり基金、こういったものの活用ということも検討の材料になるというふうに考えております。

続きまして、認定こども園の整備事業でございますが、認定こども園整備事業につきましては、国における社会保障と税の一体改革の一環として、平成27年度から子ども・子育て支援新制度への移行が予定されております。こうした中、本市におきましては、低年齢児保育の需要の伸びが見込まれ、就学前児童を支える施設の必要性が高まっていると考えておりますことから、今回計画変更をいたしております。

なお、本事業に合併特例債を活用する場合には、用地取得費や園舎等の整備などの施設整備費となつてまいると考えております。

なお、昨日も答弁がございましたように、詳細なことにつきましては、本年度策定をいたします子ども・子育て支援事業計画においてお示しをさせていただきたいと存じます。

（「使えるメニューはないんですか」の声あり）

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

失礼しました。

地方債といたしまして、社会福祉施設整備事業という起債の活用が考えられるところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今確認させていただきました。

次に確認させていただくのが、改修事業として西野公園が上がっています。こちらについては、第76回国民体育大会に合わせての改修を予定しているというふうに書き込みがなされておりますので、この中で亀山市で行われる国民体育大会の競技、それからその競技に合わせた改修ということで改修内容も限定されるのか、あるいは全面改修なのかという点。

それから、この体育大会があるので改修していかないかんということは、これ時限が決まっているということなので、31年というわけではなくて、いつまでにしなければいけないのか、その点についてお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

おはようございます。

まず、第76回国民体育大会の競技内容でございますけれども、平成33年に三重県で開催が内々定しております第76回国民体育大会につきましては、本市における開催競技種目として、三重県準備委員会からウエイトリフティング及び軟式野球の選定結果通知をいただいております。なお正式決定は、来年秋以降に実施されます中央競技団体の正規視察を受けて最終決定されることとなっております。このため、西野公園の体育館及び野球場グラウンド改修が必要と考えておりますが、詳細につきましては、中央競技団体の視察による指導等も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

あと、33年に行われるということで、それまでに視察があるということなので、何年度までに体育館の改修あるいはグラウンドの改修をしなきゃいけないのかという点は決まっていらないのか。

それから、体育大会に関しては、補助金とか国からの交付メニューはほかにあるのかないのか、お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

国体のほうが平成33年度でございますので、それまでに改修が必要というふうには考えております。内容の詳細につきましては、先ほど申し上げたとおり、中央競技団体の視察を受けて時期等につきましても詰めていきたいと思っております。

それと、国の補助金でございますが、スポーツ施設整備に係る県や国の制度についてでございますが、国の補助金といたしましては社会体育施設整備費補助金がございます。また、三重県の補助制度といたしましては、広域的拠点スポーツ施設整備費補助金及び国体開催における施設整備補助制度の創設に向けて検討がされております。

そのうち、広域的拠点スポーツ施設整備費補助金につきましては、これは国民体育大会に関係するものでございますが、補助対象がアリーナとか観客施設等の要件がございますので、本市の体育

館は該当いたしません。

もう一方の国体開催における施設整備補助制度の補助対象事業につきましては、細かく割と厳しい状況でございまして、市町が行う競技施設整備事業のうち、日体協の国民体育大会施設基準並びに本県準備委員会の競技施設基準を満たすために行う必要最小限の整備事業、また国体競技大会時における参加者の危険防止のために行う必要不可欠な整備事業、その他、中央競技団体正規視察時の指摘事項に基づいて行う必要最小限の整備事業のいずれかに該当する事業となっておりますので、このことから、三重県の補助制度の活用にはかなり限定されたものになると認識しております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

西野公園の体育館やグラウンドの整備については、補助メニューはないことはないけれども、余り使い勝手がよくない、あるいは最小限ということで金額も少ないだろうというふうに確認させていただきました。

次に、亀山駅周辺再生整備事業がプラスワンで上がっているわけですが、こちらの方は、金額もまだ記載はされておられません。機運が高まってきたら、あるいは市民のほうからの、今やってみえる亀山駅周辺整備の内容が決まってきたら優先的に充当するというふうな書かれ方です。

具体的には、この充当という使い方ですけれども、このお金を何に使うのか。今までの、新設だから建てる、あるいは用地を購入する、西野公園も改修するというので、金額を見て、ああこういうことに使うんやというのは比較的わかりやすいんですけども、亀山駅周辺再生整備事業と漠然と書かれていますと、駅舎の建てかえなのか、駐車場の整備なのかというのはちょっとわかりづらいので、この点についてはどのような事業を計画してみえるのか。それから、それについてもまた補助金があるのかないのかという点についてお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

亀山駅周辺整備の事業についての優先的な充当ということでお尋ねいただいております。

基本的には、議員申されるとおり、事業熟度が高まった時点で優先的に充当することとさせていただきます。このことから、本年5月に亀山駅周辺市街地総合再生基本計画を地域の皆さんとつくるなど、官民一体となって現在取り組んでおるところでございます。今後も、さらに地域の関係者と協議を進め、事業の熟度を高めてまいりたいと存じます。

その中で公が担うもの、また民間が行うもの、また公と民間が協働で取り組むものといった役割を明確にした上で、例えば現状の道路が狭いとか、さらに駅前の広場がどうか、これはこれから煮詰めさせていただく部分でございますけれども、当然公が担う部分の公共施設について、用地買収を含めて充当していくものと考えているところでございます。

それと、補助的なメニューとしましては国交省の再開発事業、また社会資本整備事業等の充当も考えられるところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今聞かせていただきました亀山駅前周辺再生整備事業ですね。明確には何をするかは決まっていないけれども、今の協議の中で公がするもの、民間がするものと分けた上で、公の部分にお金を使っていくんだという極めてアバウトな回答かなあと思うんですけども、次にもう1点、今現在進行中の事業の中で野村布気線整備事業があります。こちらのほうは現在着工がおくれている、お金のほうも12億円ほど余っているというか、使えていない状況が続いているわけですけども、本来、この合併特例債は26年度末完了予定で10年前から動かしているお金だと思います。東北の震災があって5年間延長されましたので、まだ使えるわけですけども、計画が早くからでき上がっていて、まだ完成していないということは、まだ何か問題があるんだろうなあという点は、今までずっと話が出てきています。

きょうお聞きしたいのは、これ用地買収が今問題になっていますけど、用地買収が今後いつできるかは別として、着工が始まったと。そうしたら完成まで何年間、工期はどれぐらいを予定して、この野村布気線整備事業はかかってみえるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

野村布気線の工事着工から完成までの工事期間というふうなことでお尋ねいただいております。この野村布気線、延長900メートルございます。それを、工区を含めて順調に工事を進めたものと想定いたしますと、3年を見込んでおります。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今確認させていただきましたら、3年間かかるということでした。合併特例債は、途中までかかったとしても、途中までかかった金額は出していただけるんですけども、基本的には、年度末までに使い切ったお金が合併特例債としていただけるということで私は認識しているんですけども、そうすると3年間かかるということは、31年度までにとすることは、少なくとも27年度末、28年度には着工をかけなあかんところと考えるところでありますけれども、その認識については間違いないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

3年間ということですので、それに向けて頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今それぞれの事業について、今回出てきた事業、それから野村布気線など、今までに書かれている事業についての確認をさせていただきました。それぞれにやっぱり時限が決まっているという点、



31年度までに使わなければいけないという点が大きくあります。それから、合併特例債以外のもので充当できる交付金やメニューがあるかという確認をさせていただきましたが、ほとんどのものがあるという回答があったのかなと。その交付率や金額については合併特例債ほど使い勝手がいいわけではありませんけれども、合併特例債でなければならないということではないということが確認できたのかなあとと思っています。

次に、それはそれとして置いておいて、この策定を変更していくという目的については、今までありましたように、この事業を使うために目的変更するんだと。その認識で答弁もあったのかなあとと思うんですけれども、再度確認させてください。新市まちづくり計画を今回変更するということは、新市まちづくり計画そのものを見直すのではなくて、あくまでも今回上がってきた7つプラスワンの8つの事業を行うための計画変更なんだと、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、今回31年度まで延長されたことによりまして、7事業プラス駅前ということで8つの事業を追加させていただきました。この事業を行うのと、あと既存の事業、これを31年度までにいかに活用できるかということを検討してまいるということで、この7事業プラス1事業についても、当然その中に含まれておるということでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

認識に間違いはないと。そうすると、今回の事業をやっていく上では、全部の事業をやっていくと、当然残高17億円ほどのお金では足りない。合併特例債の残高は17億ぐらいですので、足りないということになってまいりますので、当然ほかの補助金も含めて計画されていくんだらうなど。そして、それも今後計画がなされていくと。これは、私から考えると、中・長期的な財政見通しとしてどうなのかなあと。何の担保もない中で計画だけを進めていっているというふうに感じるところなんですけれども。それから、きのうまでの答弁の中で、優先順位は決まっていないというお答えをいただいておりますので、となると、今確認した中で、まだ計画は来年度以降決めていきます、来年度の計画で入りますとかいう答弁が先ほど皆さんされたと思うんですけれども、優先順位が決まっていない中で計画も決まっていない、規模も予算も最低限の部分しか決まっていない中では優先順位の決めようがないと思うんですけれども、そうすると準備のできた事業から優先的にやっていく、そういう認識なのか。あるいは、この事業を集中的にやっていくために早く計画策定を進めていく、どういうおつもりなのかをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、今回の合併特例債の発行予定額は残り17億2,000万ということで、今回活用を想定しております事業26億2,000万、これに駅前整備ということを加えて、当然おさまるべきものではないということでございます。これにつきましては、新市まちづくり計画の

既存事業と新たに追加した事業をしっかりと精査した上で、今度策定をいたします後期基本計画第2次実施計画と、次期総合計画の中でお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

後期基本計画第2次実施計画の中で示していただけると。そこにはもう優先順位も書かれている、そういう認識でいいわけですね。そうしたら、今の段階では、総枠は決めたけれども優先順位は決めていない。個々の事業についてもまだ細部は決めていない。来年にはそれを決めるんだと。今回はとにかく期日が迫っているので、何とかしてこの計画変更することで期日を延長することが最大の目的だと。そういう場当たり的な考え方で、場当たり的というとあれですかね。でも、実際この計画変更に当たった期間がもう何年間もあったわけですね。実際23年度ぐらいから議論はされている時間があると思うんですけれども、その点について議論をされてこなかった点、それから近々になってというか、本当に期限が迫ってきた中での計画変更、そして来年度にならなければ優先順位も計画の細部もわからないという点についての、何というんですか、執行部側の責任といいますか、進め方というものについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、当初は平成26年度までの事業ということで、これが5年間延長されたということで、まず1つは事業を追加させていただいたところがございます。ただ議員ご指摘のとおり、その中でも野村布気線のように進んでいない事業等も確かにございますもので、これについては鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、今回予算編成をする中で、第2次実施計画が来年の2月ないし3月にお示しをさせていただきます。その中では、第2次実施計画の事業を進める時期・規模については、しっかりと第2次実施計画の中でお示しをさせていただきたいと考えておりますもので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

亀山市の市長に櫻井市長がなられて5年たったわけですが、市長が、この合併特例債に関しては、市庁舎建設計画については凍結されました。これについての市長の見解としては、市庁舎建設以上に優先すべき政策課題があるんだと。だからこそ今一旦凍結して、そしてまたいつも言われておりますように、あれもこれもやるんじゃないくて、あれかこれか選択をして、そこに集中することによって予算や人や物を有効に最大限利用していくんだということを言われています。そうすると、こうやって今回8つ上がってきて、予算規模も大きいし、まさにあれやこれやと入ってきているように感じるんですけれども、本当にここに選択の、今の段階で優先順位が決まっていないということは選択もされていないということですね。各要望に応じて、これも上げよう、これも上げよう、とりあえず上げておくと26年度末までに使い切らなアカン合併特例債を31年に延長

できやんというような受けとめ方をどうしてもしてしまうんですけども、その点について、やっぱり市長がいつも言われています選択と集中の中で、この事業はどうしてもやらなあかんのやと。市庁舎建設よりも優先すべき政策課題なんだという説得力にちょっと欠けるように私は感じます。その点について、市長の見解をお伺いしたいんですけども、お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

西川議員のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、今回の新市まちづくり計画の変更によって、新たに活用可能とする事業を今回7つプラス1を上げさせていただいたところでございますが、今回の計画変更によって合併特例債の活用を決定するものではない、このことは申し上げてまいったところであります。現時点で、優先順位も従来の事業も含めて決定しておるものではないということも申し上げてまいりました。今後の中・長期の計画の策定の過程でこれらを明確にし、お示しをさせていただくということの中で選択と集中を図っていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、議員がご就任される以前の、21年からのさまざまな新市まちづくり計画並びに合併特例債活用事業についての議論はさまざまな場面で公の場で議論を重ねさせていただいて、また議会の皆様のご理解をいただきながら施策を決定し、予算を決めて展開をいたしてまいりました。当初、この合併特例債活用可能の96億を、ほとんどこの5つの事業の中で約96億近くを活用しようという当初の計画でございました。庁舎建設には23億程度充当する。それから今回、和賀白川線が、現時点では23億の計画になっておりますが、当時としては30億を超える和賀白川線の計画で、合併特例債の活用も現時点以上の金額を想定されておりました。しかし、和賀白川線につきましては、斜張橋から現在のああいふシンプルな橋に設計の変更とかいろんな対応をさせていただいて、約10億円のコスト縮減を図らせていただいたところでございます。圧縮をしたというふうにご理解いただきたいと思います。

庁舎の23億とあわせて、かなりの部分を、今市民のニーズや優先すべき事業に展開をしようということで、北東分署や、それから白川小学校の耐震に回して活用してきたというのが今日までの経過でございます。この点はぜひご理解をいただきたいと存じます。

今後、選択と集中、先ほど申しあげました本市の後期基本計画の第2次実施計画の策定の中で、そしてその後には29年以降の次期総合計画の中で、これは優先順位でありますとか、明確に年次計画をまた議会の皆様、市民の皆様にお示しをさせていただいて、有効にどれをどのように財源を組み合わせ活用していくのが一番ベストなのか、合併特例債に限らずですね。やっぱりそこはしっかり見きわめてまいりたいと思いますので、その点は、こういうプロセスがあるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私も議員になって日が浅いものですから、今までのプロセスについて余り詳しく知っているわけ

ではありませんので、今ご説明いただいたように、市長は市長として集中と選択をやってきたというふうに理解はされます。先ほども、和賀白川線も10億円圧縮して橋の形を変えてという話がありました。ただ、北東分署を建てられたという話もありました。北東分署も、ただ予算規模を削って当初の計画より一回り小さくしたりとか、それから和賀白川線も橋の形を変えることで予算を減額して、圧縮したというふうに言われましたけれども、ある意味、それによって使い勝手が悪くなったという反面もあると思うんですね。だから、本当に集中と選択というのは考え方の違いであって、財源を優先するのか、市民の使い勝手、それから恒久的に使えるよいものをつくっていくかという部分にお金をかけるかどうかという部分も、これはやはり人それぞれの価値観というものがありますので、違ってくる中での話だとは思いますが、その経過、経緯については理解はさせていただきます。ただ今回変えていく中でも、やはり選択と集中という中で、これが市民にとって大事なんだというお考えを示していただきたいなあというのが私の思いであります。

それで、特に今回亀山市は新市になって、旧亀山市、旧関町というのは、どちらかという駅を中心にとまっていた丸い形なのかなあとは私は感じるんですけども、今回、旧亀山、旧関町が合併することによって、東海道沿いといいますか、旧東海道に沿った東西に長い、細長いまちができ上がってしまったと。そうやってきた中で、今回書かれている計画もほとんどがその東海道沿いの建物といいますか、施設といいますか、そういうものが中心になってくると。し尿処理施設とかちょっと郊外にあるものもありますけれども、関の山車会館もそうですし、西野公園もそうですし、そういう中では、やっぱり亀山市全体の都市計画というもので考えていかなければいけないのかなあという思いもあります。

亀山市都市マスタープランでは、都市づくりに向けた課題の中には、利便性の向上が重要な課題だと書かれています。都市機能が分散する効率性の悪い都市ではなくて、都市機能に適切な拠点性を持たせながら集約化を図ることが必要だというふうに、この亀山市都市マスタープランには書かれています。私もそのとおりだと思って、コンパクトシティという考え方も市長も前言われていたと思うんですけども、そういう意味では、施設の分散化というものも考えていかなあかんのかなあ。

それから、市街地の形成については、北東分署などをつくることによって、北東部については今後も発展の期待がかかっていくので、亀山市の注目も集まっているのかなあ。それに対して南東部、鈴鹿川南部については施設もなく、それから都市計画では多機能なゾーンとして保全と活用をする。自然保護地域として活用していくんだということも書かれていますけれども、活用が10年間何もされていないという点もありますので、やはり亀山市全体を見て、それから今後のお金の使い方も含めて、これはまたあした予算決算委員会の中で大きくは取り上げていけるとおもいますので、させていただきたいなあと思っておりますので、時間の関係がありますので、次の質問のほうに移らせていただきます。

2項目めは、事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」についてであります。

こちらのほうは、先月あいの2階の会議室で行われておりました。私も見に行かせていただきました。9月議会においても、私はこんなのやって意味があるのかと。もっと開放的にやったほうがいいんじゃないの。あるいは、一般公開することで市の職員の方々が言いたいことも言えないんじゃないのかというような意見を申し上げました。実際にやっているのを見てくださいという上

田部長の答弁もありましたので、この事業をやった成果について、当局のほうはどのように思われているのか、お答えいただきたい。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

まず、11月23日に実施いたしました事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」に市民の皆様を初め、議員各位にお越しいただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。

さて、事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」の成果でございますが、中堅職員である評価者と事業担当者による前向きな意見交換ができたものと認識をいたしております。事業を評価するに当たりましては、15名の評価者は事前に全体研修会を初め、各班に分かれての勉強会や他市の事業仕分けの見学などを行い、「ザ・点検～亀山モデル～」に取り組む意義を認識した上で、各対象事業の内容を十分把握し、問題や改善点の整理をするなど入念に準備をいたしたところでございます。

また、各担当室におきましても、事務事業評価における事業の検証に加えて事業のさらなる検証を行い、自室での見直し案を持って「ザ・点検～亀山モデル～」に臨む室もあったところでございます。

本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しておりますが、さまざまな環境変化の中においても、市民生活の安定の確保に必要な事業を着実に提供するという地方自治体としての責務は不変のものであるというふうに考えています。こうした責務を効率的・効果的に果たすためには、不断の改革の取り組みが必要であると考えているところでございます。この改革の取り組みを進める上で大切なことは、職員みずからが課題や問題点を認識し、改善に取り組むことが必要であるというふうに考えます。このことから、今般の「ザ・点検～亀山モデル～」において、中堅職員としての評価者と事業担当者による前向きな意見交換ができたことは、今後の行財政改革を進める上で成果があったというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

上田部長の答弁によれば、成果は非常にあったというお答えをいただきました。私も9月議会で質問して、反対やと言った以上、どんなものか見に行こうと思って、ちょっと時間をつくらせていただいて見に行かせていただきました。確かに評価者と、それから事業担当者による議論の中では、非常に有意義なもの、前向きなものが多かったのかなあという感じは受けました。この成果をどのように捉えるのかと。この事業自体、点検という形でやったこと自体については、私は非常に成果があったんだろうなと。それから、職員同士の中で、1つの事業に対する担当室だけではなく横の連携ができて、横で研究が進むことによって、違う角度からその事業を見直すこともできたんだろうなというふうに考えています。

では、あとはこの成果があった結論なんですけれども、18事業について今回点検が行われたわけでありまして。結果としては、ホームページ情報発信事業を除く残り17は要改善であったわけで

すね。ホームページ事業については、現状維持もしくは拡大という前向きな結論ですけれども、それ以外は要改善です。要改善の中には、結果を見ればわかりますけれども、不要が2、要改善が3、多数決によって要改善となった事業もあれば、5人が5人とも要改善にした事業とか、要改善の中にも、改善の方向性というものが前向きな改善なのか、いやいややめていく方向に改善しようよという部分があったというふうに私は感じました。その捉え方は人それぞれかもしれませんが、一人一人の評価員の思いが入っているとは思いますが、ただ結果だけを受ければ、要改善が17事業であったということです。この改善の方向性について、部長のほうは、行財政改革としてはどのように考えてみえるのかなあということですね。これをどう受けとめたのか。そして、要改善と出た以上は、改善をせなあかんと思うんですよね。いい方向であれ悪い方向であれ、不要にしていくなのか、もっと充実させていくのかとはいえ、改善という以上は、今の現状のままではあかんということですから、どのように改善していくか。じゃあ、それはいつまでに改善をなされるのか。9月議会で私が質問したときは、市長は予算範囲でできるものについては、27年度予算から反映をしたいというふうにお答えをいただきました。けれども、当初は10月の頭にやる予定だったものが、11月の下旬にずれ込んでいますので、当然来年度予算に反映できるかという点、多分ちょっと難しい部分があると思います。けれども、これを成果があったと市当局が受けとめて、しかも、改善も今後も進めていかなあかんというふうにもおっしゃられていますので、では、この改善をどのように、いつ、誰がやっていくのか。その点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

このザ・点検の結果の活用でございますが、判定結果及び班としての統一意見をまとめ、これに対するまず担当部署の考え方を整理した上で行財政改革推進本部会議で確認し、見直しを行うこととしており、判定結果を有効に活用してまいりたいと考えています。現在、各部に対して、12月19日までに方向性の整理をしていただくようお願いをいたしているところでございます。

なお、担当部署においては、判定結果及び意見に対して異論がある場合や、行財政改革推進本部会議での確認において、外部点検の必要があると判断した場合においては、平成27年度に外部委員による外部点検を実施し、その結果により見直しを進めてまいります。この全体といたしましては、外部点検までに見直しプロセスや方向性を明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私が思っていたより具体的な答弁をいただきましたので、ちょっと驚いておりますが、もう既に12月19日に方向性の整理を指示しているということであるので、12月19日までにね。来年外部点検があると。私1点ちょっと勘違いしていましたのが、外部点検はこの18事業全て行なうのかなあと思っていましたけど、今のお話ですと、本部会議等に出てきて改善をしていく中で、外部点検が必要だと認めたものに対してのみ外部点検をされるのかという点をもう一度確認したい。

それと27年度、その外部点検をやられる時期はいつごろを予定しているのか。何月とまではいなくても、いつごろというのがわかればちょっとご答弁いただきたい。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、外部点検にかける場合は、先ほど申し上げましたとおり、いろんな意見をいただいております。その意見に対して各部・室の中で考えてやっていくというのは、その中で判断をしていく。しかし、市民の意見も聞きたいとか、行財政改革推進本部会議の中で少し市民の意見も聞いたほうがいいんじゃないか、進める上で。そういうことについては、外部点検にかけていきたいというふうに思っています。時期でございますが、平成27年度も18事業を内部点検いたします。その事業の結果もあわせて外部点検をしようというふうに思っています。でも、28年度予算には反映をさせていきたいという思いもございますから、夏ごろまでには、できたら外部点検を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

そうですね、来年18事業、もう一回内部点検をされるということなんですね。そうすると、今言われたように外部点検は夏ごろ。そうすると、もう一回やる18事業については、夏までにやっていくと。夏までにやって、当然方向性の整理をして、また本部会議も開いた上で外部点検にかける。2年分あわせてかけるということですね。そして、28年度にはその結果を踏まえた上で予算反映なり事業の見直しを行って、この亀山モデルについては一旦事業は終結するということになるんですかね。またそれから新たな点検するための事業を浮き彫りにしていった中で出していくと。それが、今現在やっていく行財政改革の中での一つの方向性だというふうに考えてよろしいのかなあと思います。

今言われたように、各部・室でしっかりとまず方向性を整理していただいて改善点を出していくということが大事でありますし、それについて外部点検で見直されるということもありますけれども、やはりその点については議会に対してもしっかりとこの点が問題なんだというふうに出てきたという方向性、この間の結果ですね。きのうも、服部議員が教育委員会に対して土曜授業の検証結果を議会には提示していないというような話がありましたけれども、やっぱり行財政改革も大事な一つの議論の対象になると思いますので、議会に対しても資料を早く出していただいて、議会の中でもそれぞれの事業に対する思い、意見というものがあると思いますので、我々にも議会としての議論の場を与えていただきたいと思います。

そういう意味では、この資料を議会に出していただきたいと私は思うんですけれども、いつごろ出していただいて、できればやっぱり外部点検にかけるまでのほうが僕はいいと思うんですけれども、あるいはことしの分だけ、来年の分だけと別々でもいいんですけれども、やっぱり議会の中で議論する場としての、この間も言われていましたけれども、この結果を、結果表、一覧表だけではなく、どのような細部にわたった見直し案も含めた結果を議会のほうにはいつ提出していただけるか、お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられたとおり、行財政改革を進める上で大切なことは、情報を皆さん方にオープンにしていくこと。それを市民の皆さんを初め、議員の皆さんも一緒になって考えていく必要があるんだろうというふうに考えています。そのことから、まだ各部・室からは出てきておりませんし、本部会議も開いておりませんが、まとまり次第、全員協議会等でお見せを、配付なり情報を提供させていただきたいというふうに思っております。このことは、やはり行財政改革を進めるということは、みんなでいろんなどうということなんだということを情報を共有していただいて、それでいろんな意見をいただいて、それで考えていくことがとても大事やというふうに思っていますので、その思いでは変わりはありませんので、なるべく早くまとまり次第、お出しをしていきたいというふうに考えています。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

早くというよりも、しっかりとしたものをつくっていただいて、また本当に取捨選択をしていただいて、先ほどの合併特例債の中でもありました。市長は選択と集中をされるということなので、やっぱり切っていく事業も必要だと思うんですよ。行財政改革をしていく中で、ある程度年数がたってきて、もう不要になってきたという判断をしていた評価員も点検の中でもいました。不要決定というところに票を入れていた方も何人か、それぞれの事業にいたわけですから、その中で、今こそ市の行財政改革に対する姿勢とか、それから思い、そういうものがこの結果として反映されてくるのかなあと。そして、市長の言われる集中と選択、どこを選択するんだと。市民の声、それから今回は職員の声を聞いたわけですから、また議会の声を聞いていただいて、よりよい行財政改革をやっていただけたらなあと、そんな願いを最後につけ加えまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時49分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。おはようございます。

本日は、平成27年度の予算編成方針につきまして、5点ほどお尋ねしたいと思います。

我が国の経済状況でございますけど、ちょっと風邪ぎみで済みません、ご迷惑をかけます。あれ



はたしか2008年のリーマンショックですね、アメリカのサブプライムローンでございましたか。当時の日本円の額に換算しますと、約64兆円ほどですか。大変な世界的な経済危機がございまして、あの当時で平均株価が千五、六百円だと思うんですけど、それが一遍に暴落いたしまして、大変な時期でございました。それからほぼ6年ぐらいが経過したわけでございます。そういった中で、現在、株価もその当時以前より、今ちょうど1万7,000円ぐらいあるんですかな。かなり戻りまして、大企業等々にとりましてはかなり業績も上がっておると。そういった状況の中でございすけど、先般GDPですか、国内総生産が1.9%マイナスということで、大変厳しい状況でございす。そういった中でも、当亀山市も税収が年々減っている状況の中で、大変厳しい予算編成を迫られると考えておるところでございます。

そういった中、亀山市ももう12月に入りましたので、いろいろ新年度予算に関しましても、あらかた大枠がまとまってきていると予測もしておるところでもございます。そういった中で、今回平成27年度予算編成につきまして、その考え方、いろいろ税収が落ち込んでいる中、いろいろ行財政を取り巻く環境も大変だと思うんですが、まずその予算編成の考え方と目指す方向性につきまして、市長にお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

14番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

予算編成の考え方を問うということでございました。

まず、昨今の経済状況でございますけれども、少し今議員も触れていただきましたが、内閣府の景気ウォッチャー調査の平成26年11月の調査が先般8日に発表されました。その中では、景気はこのところ回復に弱さが見られるとまとめられてございます。

本市におきましては、平成27年度は土地家屋の固定資産の評価がえ及び設備の償却による固定資産税の減収が見込まれますとともに、合併後10年の経過によりまして、普通交付税の合併算定がえによります、いただいていた分が段階的に来年度から5カ年かけて最終的にはゼロになるわけでございますが、その減額が始まる年ということになります。

このような中での平成27年度の予算編成の考え方でございますが、本市の持続的成長と市民の暮らしの質、QOLの向上を目指して、クオリティー・オブ・ライフの向上を目指して、後期基本計画を着実に進めるとともに、新しい自治の仕組みづくりと、教育、子ども・子育て支援施策の推進に重点的に取り組むことといたしております。さらに、持続可能な行財政運営を図るため、施策や事業の選択と集中による財源の有効活用を図るとともに、歳入に見合った歳出の実現に向けて、歳入の確保と歳出の削減に徹底的に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、今後予想されます一層厳しい財政局面に備えまして、職員一人一人が創意と各部署の英知を結集して、5つの重点事項を重視して取り組んでまいりたいと考えております。

1つは、第1次総合計画後期基本計画の着実な推進。2つに、徹底した行財政改革の実践。3つ

に、中・長期的な視点による予算編成。4つに、基金の有効活用による財源確保。5つに、公共下水道事業の企業会計への移行。この5点を重視して、バランスのある予算編成をいたしてまいりたいと考えるものであります。

これら以外にも、当然議会のご意見、議決機関、あるいは監査委員からも意見や指摘事項を頂戴しておりますので、その趣旨を十分検討の上、対処方法を明確にしているのに対して的確に対応してまいりたいと考えるものでございます。

さらに、例年のことでございますが、標準予算の削減目標を定めて、これに向かって設定をして、それに向かってしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

以上の観点で、27年度の予算編成に臨んでまいっておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

昨年と極端に変わった面はないと、そのように感じますが、新しい5点の中も確認させていただきました。その予算編成の手法等はいろいろあると思うんですけれども、当市におきましても、亀山市の場合は積み上げ方式ですね。それをずっとやってみえると思います。いわゆる部・室におきまして、実施しようとする事業の予算を要求して、それらの予算要求に対しまして財務部が査定いたしまして、その後市長の査定を通して、それで予算案をまとめるといった手法をやってみえると思います。それ以外にも、一律カット方式や、その他方法はいろいろあると考えるところでございます。

例えばさっきから随分出てくるお話で、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルド、そういうことも当然行われていると思います。それ以外に、例えばほかの手法の一つとして、財政の健全化のために歳出総額を抑えるためにも枠配分方式というのがあると聞いております。つまり、一部を各部・室ごとに財源を配分して、その範囲内において、各部・室の責任において、その事業を選択して、計画的にその財源不足を解消するというものでございますけど、三重県では、この枠配分方式というのを採用していると、そのようにも聞いております。そういった中で、当市ではそういった手法を今回の予算編成にも取り入れるとか、そういったお考えはないのか、伺います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度の予算編成におきましては、議員ご指摘の枠配分方式による予算の一律削減という手法は採用しておりませんので、これまでどおりの一件一件の積み上げ方式による予算調整を行ってまいり所存でございます。

本市は人口5万人、一般会計の予算規模が200億円程度であり、これまでの積み上げ方式による一元管理が最も効率的であると考えているところでございます。そのような中で、標準予算の経常的経費の目標額設定については一律に削減するものではなく、決算額による事業費の精査に加え、事業の見直しや1室1事務改善など、創意工夫をした取り組みにより各部・室単位に設定をいたしたところでございます。このことで、財政構造の硬直化を招く大きな要因となる標準予算のうち、

経常的な経費については、前年度に対して約１億円の削減を目標として、部を基本単位として目標達成に取り組むことといたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

小規模市町村では、なかなか枠配分方式は当てはまらないと、そのように理解させていただきました。そうやけど、とにかく最少の経費で最大の効果を上げれるように努力していただきたいと思うところでございます。

次に、２番目の中期財政見通しとの整合ということでございます。

この予算編成の重点事項として、中・長期的な視点による予算編成をすることとなっております。つまり、第２次実施計画の計画事業費を含めた中期財政見通しを策定し、中・長期的な財政運営の視点により作成するというものでございます。平成２７年度の中期財政見通しによりますと、ここに以前にいただきました中期財政見通しがございますね。これを見させていただきますと、この表でございますけど、平成２７年、２８年、この中期財政見通しも２８年で終了するわけでございますけど、この来年の２７年の予測でございますけど、投資的経費の部分がほとんど上がってないということでございます。そういった中で、総額が予算規模として約１８８億となっておりますわけでございますけど、この予算規模としてはこういう額でございますけど、平成２７年度はこの額を上回ると考えるところでございますけど、それについてお尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員申されました平成２４年２月に策定した現在の中期財政見通しにおきましては、平成２７年度、２８年度は第２次実施計画になっておりますので、事業費は計上していないところでございます。現在、標準予算の要求を受けたところでございますが、政策予算となる第２次実施計画を企画総務部で策定中でございますので、現時点での予算総額は把握をし切れていない状況でございます。

また、特別会計、企業会計は１２月末の予算要求としておりますことから、全体の総額は、その１８８億よりは多くなるだろうというのは予測をいたしておりますが、総額は今のところわかっていないというようなところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

総額がわかっていないということでございますが、各種特別会計やら企業会計についても、まだ完全に把握していないと、そのようなお答えでした。昨年が２０１億ということで、この中期財政見通しに沿ったような形の予算を組まれたわけでございますけど、今のところわかっていないということでございますけど、ほぼ概略で昨年より超えるかどうかと、その辺の見込みは、そこまではわからないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほどから議論をされています第2次実施計画の年度割も決まっておりませんし、どの事業を選択していくのかも決まっておりません状況でございますので、予算総額は今のところ把握はできない状況にあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

もうあと二月ですので、ある程度は把握していただきたいと思うところでございます。

次に、総合計画の後期基本計画第2次実施計画、先ほど言われたもの、第2次実施計画ですね。これも中期財政見通しも平成28年度までということでございます。総合計画も当然そうでございますが、行革大綱は本年で、平成26年度で終了ということございまして、予算編成方針によりますと中期財政見通しを策定すると、そのような記述がございました。この中期財政見通しはいつごろまでに策定されて、我々にいつごろ提示していただけるのか、それについて伺います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しにつきましては、後期基本計画の第2次実施計画事業費を反映した形で策定をいたし、新年度予算案と同時にお示しをしたいと、今のところ考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。ということは、新年度予算のときに出していただけると、そういうことでございますな。

それでは、3番目の平成27年度の税収見込みについてお尋ねしたいと思います。

例年、この時期には、今後いろいろ厳しい財政状況が続く予測がされる中、昨年度は税収もよかったわけでございますけど、25年度決算ですが。税収を上げるのは大変厳しいものだと思っております。そういった中で、主要な市内の事業所に対しまして、決算見込み額の調査を毎年されていると思います。また、その税収にもいろいろ種類があるわけでございますけど、個人の住民税、法人市民税、あと特に大きいのは固定資産税の償却資産と、そのようにも考えております。

そういった中、対策といたしまして、いろいろ企業の設備投資の状況やら国の制度改革の状況、経済の動向等もいろいろ勘案しながら見きわめていくのが大変重要だと思っておりますが、平成26年、ことしでございますけど、先般お聞きしたときには、市内の100社以上の会社に対しまして調査を行われたと、そういうことも聞いておりますが、来年の平成27年度の税収見込みでございますけど、どのように予測されているのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２７年度の税収見込みにつきましては、国の税制改正の動きが衆議院選挙の影響により年明けとなったことから、その内容につきましては不透明な部分があるところでございます。

なお、平成２７年度の市税収入の見通しでございますが、法人市民税と固定資産税の償却資産につきましては、現在法人主要事業所１０８社、設備投資につきましては主要な事業所５８社に対し調査を行っているところでございます。このことから、見通しは年明けとなるところでございます。しかし、法人市民税につきましては、平成２６年度に地方税法の一部改正により、法人市民税の税率が１２．３％から９．７％に引き下げられたことにより減収となることを予測しているところでございます。

次に、個人市民税でございますが、給与及び年金の平均収入額は、平成２４年度以降わずかながら下降傾向にありますが、定年退職後も再就職される方が多く、納税義務者数は増加傾向にございます。そのため、１人当たりの平均収入は減少するものの、全体としての納税義務者数がふえることから、少しではございますが、増収が見込まれるというふうに予測をいたしておるところでございます。また、固定資産税の土地・家屋につきましては、平成２７年度は評価がえの年に当たりますことから、地価下落、評価がえ等により、約１億数千万円の減収を見込んでいるところでございます。

今後におきましては、国の税制改正の動向を注視するとともに、法人市民税と固定資産税の償却資産における調査を分析し、的確な税収見込みを立てていきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。今のところでは、そういうところだと思いますが、先ほど１０８社と５８社、足しますと１６６社ですか。年々その調査の対象の会社の対象数はふえておると、そのように努力されておるとは思います。市税や国保も、滞納額というのが年々増加しておるのはご承知のとおりでございます。また、外国人や市外に在住している方の滞納額もふえております。そういった中で、大変厳しい状況になっておりますので、新たな収納対策というのも必要だと考えるところではございますが、本年も庁内で滞納整理機動班会議とか私債権の対策会議、それから滞納処分の判定委員会等々、庁内連携されていろいろそういった対応をされていると聞いておりますけど、この成果はあったのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

滞納対策のための庁内連携といたしましては、滞納の重複事案の確認、対策・検討を行う滞納整理機動班会議、私債権の適切な管理を行う私債権対策会議、弁護士や税理士などが委員となり、滞納処分や三重地方税管理回収機構への移管等の検討や方針決定を行う滞納処分等判定委員会により、庁内連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

まず滞納整理機動班会議は、平成２６年度、今までに重複事案７５件について議論をしてきたところでございます。私債権対策会議も年３回実施をいたしておるところでございます。滞納処分等判定委員会は月１回開催をいたしまして、今年度は１８件のうち９件について滞納回収の方向へ導

くことができたところでもございます。また、三重地方税管理回収機構へ10月に3件移管し、12月に5件の移管を予定いたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。先ほども質問したんですが、成果があったのかどうか、その辺についても再度お尋ねします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

関係部署が連携をして取り組むことで、成果が出ているように考えております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

この3つの会議ほか、回収機構等々利用されて頑張ってみえるということでございましたが、滞納がふえる中、これ以外に例えば庁内にプロジェクトチームを立ち上げるとか、次年度は何か特別なそういった収納対策を考えてみえるのかみえないのか、それにつきましてお尋ねします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度は、先ほど申し上げた以外に個人住民税特別滞納整理班への、これは県の機関でございますが、三重県総務部税収確保課内にあります個人住民税特別滞納整理班に職員1名を派遣し、県職員と連携して個人住民税の滞納分につきまして徴収業務を行っております。10月末時点で、市民税・県民税合わせて約4,500万の徴収につながっており、効果が出ていると考えているところでございます。

来年度でございますが、今のところ、今のこのいろんな会議を活用するのと、債権管理の一元化もまとめてまいりましたので、少し他部署との連携を強化しがてら進めていきたいというふう考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。現在、その税外収入の確保に努めると。積極的に努力するということも記述がございました。つまり、税外収入の確保といいますのは、公有財産の有効活用・処分による財源確保でございますけど、行政財産といたしまして利活用が見込まれない財産につきまして、売却処分や貸し付けを推進するというものでございますけど、どれほどの財源が確保できたのか、数字的にわかればお伺いしたいと思います。

それと、広告収入等の広告導入事業ですね。ホームページのバナー広告、これも四、五年前からやってみえると思うんですけど、その実績について、この2点お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

税外収入であります市有財産の売却・貸し付けについて、ご説明をまずいたしたいというふうに思います。

平成26年度の現時点における収入見込み額を申し上げますと、売却につきましては、一般国道306号交通安全対策に伴う土地売り払い約1,250万円、用途廃止をされた法定外公共物の売り払い約62万円、合計約1,300万円の収入を見込んでおるところでございます。貸し付けにつきましては、庁舎内における自動販売機設置場所の貸し付けや土地の貸し付けを含めまして、合計で約716万円の収入を見込んでいるところでございます。また、先ほど議員おっしゃられました平成26年度のホームページのバナー広告収入は、54万円となると見込んでいるところでございます。

今後におきましても、利活用の見込めない財産におきましては、引き続き売却や貸し付けを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。わかりました。

また本年度、平成26年でございますけれども、4月から個人住民税の普通徴収から特別徴収に変わったわけでございますけど、これにつきましても税収アップにつながったと思うんですが、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

個人住民税の特別徴収を行っていない事業主に対し、特別徴収義務者の指定を行ったことで、亀山市では特別徴収の納税者が前年に比しまして約5,000人増の約2万1,000人となったところでございます。この特別徴収における収納率は、毎年99.9%ほどと非常に高く、特別徴収の納税者が増加することで普通徴収を含んだ個人市民税全体の収納率も向上するものと考えております。10月末現在の状況では、個人市民税の現年分の収納率は52.24%で、前年に比べて1.24%減となっております。これは、普通徴収の納期が年4期であり、特別徴収は年12期であることから、10月末で納期到来分が普通徴収が全体の4分の3、特別徴収が3分の1であるため、現時点では前年度よりも収納率が低くなっているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

特徴が5,000人ふえたということで、ええことだと思います。

それと次に、滞納者に対しまして、先般、昨年でしたかな、お尋ねしたときにも、文書催告をする場合に、その封筒の色を2ないし3色に変えられていろいろ努力されておると、そういうことを

お聞きしたんですけど、封筒の色を変えたことに対しまして、その成果はあったのか。

それともう1点、ポルトガル語とスペイン語のできる外国人通訳の方1名を新しく配属されて対応されていると、そのように聞いておるところでございますが、その成果もあったのか。この2点について、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

昨年10月から新たな取り組みとして文書催告を送付する際に、受け取った人の目にとまりやすいように黄色の封筒を使用することを始めたところでございます。本年度につきましては、新たにピンク色の封筒を5月から使用することに取り組んだところでもございます。その結果、多くの方が封筒の中身を見ていただき、納付や納付相談につなげることができたというふうに考えているところでございます。

次に、外国人通訳の配置の成果でございますが、外国人の方の滞納が年々増加する中、その対策が必要になったことから、平成25年度から納税室にポルトガル語とスペイン語が話せる外国人通訳者1名を配置いたしましたところであり、窓口や電話での対応、文書や電話での催告などにおいて、職員と連携を図りながら滞納整理に取り組んでいます。本年度は2年目となり、外国人の方への周知も広まってきたことから、電話や窓口での対応件数が増加してきたところございまして、外国人の方々にも、ここへ行けば言葉が通じるんだということで、少し広がりが出てきたように感じているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。成果もあったということで理解させていただきました。

4番目の経常収支比率85%以下ということを目指すことについてということでございますが、平成25年度の一般会計の決算、これは市税収入の回復やら経常的経費の削減ということによりまして、プライマリーバランスが黒字に転化したと、ここに報告にもございました。

そういった中、財政の健全性というのは一定程度確保できたわけでございますけど、一方では、依然として経常収支比率が目標としております85%以下、なかなか85%には行かないという状況でございますね。そういった中、財政構造の硬直化とそういうことを改善するために、経常的経費の削減に取り組むと以前から言ってみえるわけでございますが、今回具体的にどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられたとおり、平成25年度決算における経常収支比率は市税約10億円の増収などにより、前年度の93.5%から5ポイント回復した88.5%となったところでございます。平成27年度予算編成方針においては、歳出の見積もりに当たっては、緊急性や費用対効果の視点に立ち、事業ありきの観念から脱却し、徹底的に見直しを行うこととしており、特に経常収支比率8



５％以下を目指し、経常的・定型的な事業の削減に取り組むことといたしております。

具体的には、標準予算のうち、経常的な経費の削減目標を前年度に対して約１億円として設定し取り組むとともに、１室１事務改善により事務の改善を行い、経費の削減を行ってまいります。また、職員の創意工夫と意識改革により、効率的な執行を徹底することで経常的な経費の削減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。この経常収支比率８５％以下を目指すというのは行革大綱にも載っていますね。そういった中で、この行革大綱も今年度で終了、平成２６年度で終了となるということでございますが、平成２７年度以降新しく策定されると思いますけど、これも中期財政見通しもされるということをお聞きしたんですけど、この行革大綱はいつ策定されるのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在の行財政改革大綱は平成２６年度までが計画期間でございます、次の行財政改革大綱の策定に向け、現在作業を進めておるところでございます。議員の皆様方に素案をお示しできるのが、今の段階で来年の２月ごろには素案をご提示いたしたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

来年の２月ごろ提示していただけるということでございます。この行財政改革大綱も、先ほど言ったように終了するわけでございますけど、以前、この前の平成１８年からの行財政改革大綱の５カ年のがございまして、この行革大綱の中で記載があるわけでございますけど、平成１７年度から平成２１年度までの５カ年の実施計画期間に９０件の実施計画を掲げ、そのうち期間内に達成した計画が８３件、未達成となった計画が７件で、達成率が９２％となっていますと、そのような記述がございまして。前回の行革大綱は９２％の達成率ということでございましたが、現時点でわかれば、今回の行革大綱の検証でございますけれども、どのようなお考えを持てられますか、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在の行財政改革大綱後期実施計画に掲げる事業の達成状況でございますが、現時点で５９事業に対して、達成事業数、完了予定も含みますと約４８事業となっているところでございまして、八十数％という達成状況のところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

八十数%の達成率ということでお伺いいたしました。昨年といいますか、前回の計画よりは少し落ちていると、そのように理解させていただきました。

最後でございますけれども、5番目の社会保障と税の一体改革、盛んに現在言われていることでございますけど、この中身といたしましては、社会保障の充実と安定と、そのための安定財源の確保と、財政健全化の同時達成を目指すものがこの改革であると、そのように聞いております。そういった中で、少子化対策や医療・年金・介護等々の関連法案が出たということでございますが、当市もこの改革による国・県の新たな制度改正等の情報収集に努め、的確に予算に反映すると、そのようにここに書いてございました。本年度4月より消費税が増税されまして、8%になったわけでございます。その8%になった影響と、それともう1点でございますけど、消費税2%が1年半見送りになったわけでございますが、それによる平成27年度予算編成に対する影響につきまして、この2点につきましてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年4月からの消費税率5%から8%への引き上げによる平成26年度の歳出への影響でございますが、当初予算では、工事請負費や委託料など消費税課税対象経費の増加額は約1億7,000万円となっております。一方、歳入におきましては、前年比で地方消費税交付金1億2,900万円の増額及び自動車取得税交付金4,300万円の減額により、差し引き8,600万円の増額を見込んでいるところでございます。引き上げ分の地方消費税については、医療・介護保険等の社会保障給付や教育、子ども子育て支援等に要する経費として、社会保障施策に要する経費に充当することとされておりますが、地方消費税交付金につきましては、個人消費の弱さが見られることなど、年度末の交付まで不確定な部分もありますことから、現時点での予測は難しいところでございます。

次の10%へ増税が先送りになったことについての影響でございます。平成27年10月からの消費税率8%から10%への引き上げによる平成27年度の歳出への影響としては、約6,000万円程度の増加があるだろうと予測をいたしましたところでございます。この額の圧縮も含めて標準予算の目標額を設定いたしましたところでございます。消費税率の再度の引き上げは、11月に平成29年4月へと見送りと判断されましたが、現時点では、国が策定する平成27年度の地方財政計画も発表されておらず、地方消費税交付金や地方交付税など未確定でありますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。まだちょっと未確定ということで理解させていただきました。

とにかく今後歳入面において、先ほど市長からもご答弁がありましたんですけど、固定資産の評価がえ、土地家屋ですね、それもありますし、そういった状況の中で償却による減収も言われました。それと普通交付税の合併算定がえによりまして、平成31年に向かって約8億円減額になるということも先ほど市長からございましたんですけど、なかなかその財源不足が大変予測される中で、

このさらなる行財政改革の徹底というのは大変だと、急務だと考えております。いろいろ同僚議員からも、その予算の使い方につきましては慎重にと先ほどからいろんなご質問もございます。特に、事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドですか、とにかく税金の本当の有効利用を考えていただきまして新年度予算編成を行っていただきたいと、そのように要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時39分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、きょうは米価の暴落について、そして介護保険要支援者の訪問介護・通所介護のこれからについて、そして認定こども園についての3点についてお伺いします。

米価暴落について、まず1点目、お伺いしたいと思います。

お買い物かごに入れてきたのは米価ですね。今回、非常に2014年度の米価が下がったということで、同じようにお水を500入れたのとお米を500入れたのでは、このお水、大体100円から150円くらいで売っていると思うんですけれども、これは岩手県のひとめぼれの単価なんですけど、ぱんぱんに入れて56円、お水がどんなに安く見積もっても100円。88回の手間をかけるお米のほうがお水よりも安いということは、今までも安かったんですけれども、特に今回安かったということで大問題になっていますので、これについて質問したいと思います。

2014年度米の概算金といって、生産者が農協に出荷をするときに受け取るお米の値段の目安なんだそうですけれども、これが全国的に1万円を切って、平均で20%から25%も下がりました。農家が米をつくって米食えねえと、まさにそのとおり、むしろ旗を掲げて怒り心頭の行動を繰り返しています。なかなかニュースにはなりません。

米価の暴落の原因は、前年度のお米が余っているからということで言われていますけれども、そのお米が余っている大もとは、やはりTPPを前提に米価を市場に丸投げして、価格に影響を与える対策はとらないとするアベノミクスの農政だと思います。昨年まで10アール当たり1万5,000円の直接支払交付金についても廃止の方向で半減されています、今、価格下落に対する補填金制度も廃止されました。安倍政権が強行した消費税の8%への増税、これまた円安による飼料や肥料、燃料、資材などの高騰、これら全てが農家を苦しめております。経営の見通しが立たずに、既に離農が進んでおります。日本共産党の国会議員団は、9月24日に政府に緊急申し入れをいたしました。特に1つ、過剰米の市場隔離をして需給調整に直ちに乗り出すこと、そして直接支払交付金の半減措置を撤回して、農家の経営安定対策をとることを求めたところであります。

そこで、亀山市のことについてお聞きしたいと思います。

この市内での米価は一体どうだったのか。そして、去年と比較してどうなのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

8 番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

少子・高齢化や食生活の多様化等に伴いまして、今議員もおっしゃいましたように、主食用米は全国的に消費が低迷いたしまして過剰在庫となっております。そのような中、鈴鹿農協によります 26 年産米の一番標準的な概算金、コシヒカリの 1 等米 60 キロで申し上げますと、26 年産米は 9,200 円の概算金でございました。同じく 25 年産米の価格は 1 万 1,700 円でございましたので、昨年より 2,500 円の減額となったところでございます。市内の生産者からも、ことしの 1 万円を下回る価格については非常に厳しいという声をお聞きいたしておりますし、大規模生産者においても、今後戦略作物等への転換を検討せざるを得ないというご意見もございますし、特に小規模農家等においては、農業意欲の減退につながるものが心配されるところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8 番（福沢美由紀君登壇）

1 俵 9,200 円ということで、マイナス 2,500 円であるということでした。

それでは、これが例えば 1 俵幾らあれば、生産に係る費用ととんとんになるのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

生産経費に見合った米価のご質問だと思いますが、各農業者それぞれの経営規模とか生産の方法などによりまして大きく異なりますので、一概に設定することはできませんが、参考までに農林水産省の農業経営統計調査がございまして、これが 25 年産米の生産費の調査がございまして、それによりますと、60 キログラム当たり、全国全ての、それから経営規模関係なく全ての平均したものが 1 万 5,229 円となっております。また、市内の多くは 0.5 ヘクタール未満の作付規模の農家が一番多ございますので、0.5 ヘクタール未満の農家で申し上げますと、60 キログラム当たり 2 万 4,905 円という調査結果が出ております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8 番（福沢美由紀君登壇）

この 1 万 5,229 円にしても、特にこの亀山市の状況に応じた値としては 2 万 4,905 円ということにしても非常に開きがあるわけなんですけれども、この状況で、先ほど市内からお声も頂戴しておる、農業者からの声も頂戴しておる、多分農協にも、お金をもらう直接の相手ですので、特にたくさん届いているでしょうし、農業委員さんとしてのお立場もきっとあると思うんですけど

も、この農協と農業委員も潰されようとしている中で、市の働きというのはこれから本当に重要になってくるんだろうと思います。

ここで、本当に国の施策の、何でもそうなんですけど、国保にしても何にしても国がきちんとしてくれば、こんなに市独自で悩むこともないのかもしれませんが、緊急対策的にこの国の失政に対して市がやれることはないんだろうかということをまず次にお聞きしたいんですけども、この状況を何とか農家を助けるために、亀山市としてできる可能性のあることはないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市といたしまして、米価下落に対する直接的な支援といたしましては、ないのが現状でございます。しかし一方、国においては米価変動に対する農家への影響緩和対策といたしまして、経営所得安定対策の米・畑作物の収入減少影響緩和対策——いわゆるナラシ対策でございますが——に加入している認定農業者や集落営農組織に対して、標準的収入を下回った場合にその差額の一部が補填をされます。

また一方、小規模農家等に対しては、今年度に限り特例措置として、26年産の経営所得安定対策の米の直接支払交付金に加入し、円滑化対策にも加入している農家には、補填分を交付する対策が実施されます。また、稲作農家に対する融資の円滑化や実質無利子化、既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請、米の直接支払交付金の年内支払い、生産出荷団体への早期の仮渡金の要請を行っているといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

国の施策もお伺いしました。

私もちょっと調べてみましたところ、少しではありますが、県・市・町・村などで、やはりこの状態はもう大変なことであるからと取り組みがされているところもあるようですので、ご紹介をしたいと思います。

秋田県、島根県については激変緩和補助金の創設がされた。また、秋田の村なんですけれども、東成瀬村については、26年度のお金と去年との差というのではなくて、去年から5年間を足して平均した分との差について補填をする補助金が創設されたということですね。あと仙北市は概算金の下落対策として、市独自で60キログラム当たり200円を上乗せするという事で補助金を計上したということですね。そういうふうに、市としても何とか離農を防ぐためにもしようとする動きが少し出てきているようなんですけれども、今回に限らず、やはりどんどん離農は進んでいる。私自身も、自分の住んでいる地域はたくさんお米をつくっているところではありますが、やはり皆さん言うのは、この機械が壊れたら終わりやとか、先祖からもろうとる土地やでしゃあなしにつくっておるのやという声もよく聞きます。次の代にという声がなかなか聞けないところなんですけれども、今回の緊急対策ということについてもぜひ考えていただきたいし、長い目で見た離農対策ということについても、ここで改めてお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

議員おっしゃるように、米価の下落については農業者の生産意欲をそぎ、その経営に負担を強いことが懸念されるところでございます。特に収穫量の少ない中山間地域等で、なおかつ小規模な農家においては、さらにその影響が大きいものというふうに考えております。

市といたしましても引き続き、先ほど申し上げました経営所得安定対策等への加入促進や担い手農家への農地集約、集落営農化、新規就農者への支援等に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

国の農業政策としては、どうしても集落営農化、大きいところへまとめて、そこを支援していこうという動きがあるようなんですけれども、先ほどご答弁でおっしゃったように、そこが大多数ではないんですね、亀山はね。亀山はというか、日本は家族で細々と丁寧に農業をやってきた国です。そこをやはり全部集落営農化できる所はいいですけど、地形のこともありますし、いろんな事情がある中で、やはり家族農業も手だてをしていくということは、亀山の場合、特に必要なんではないかと思えますし、あと国の施策に対して、やはり国保と一緒に物を言っていくという立場も必要なのではないかと思えます。お米が余ったと言いながら、義務ではないミニマムアクセス米の輸入はしている状況、本当に過剰米に対する政府のやり方についてはきちんと物を言っていかなければいけないのではないのでしょうか。国のやることなんですけれども、アメリカでさえ、やはり主要な農産物については生産費と価格の差額をきちんと補填する制度で農家を守っています。そういうふうな農政になるように、本当に任せっぱなしにするのではなくて、私たち議会もそうですけれども、調べたら議会としても意見書を上げているところもありましたので、議会としての仕事もあります。農業者ともしっかり話ししていくことも大事なんですけれども、市としましても、やっぱり国に対してぜひとも物を言っていただきたいと思うんですけれども、市長、一言いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

今日の農業を取り巻く環境というのはご指摘のとおりでございますし、亀山市の特徴もまさにご指摘のとおりでございます。現状の中で、今日までもそうございましたが、いろんな課題に対して国の農政をどのようにあるべきなのか、私どもは地方自治体の立場からこれからも要請をしたり、要望をしたり、提言をしてまいりたいと思っておりますので、先ほどおっしゃっていただきましたように、議会として地方六団体が多分共通の思いを多く持っておるんだろうと思っておりますので、引き続き関係機関へ要請行動がとれるように連携をいたしてまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ぜひともお願いしたいと思いますし、亀山市としても、先ほど市民からの声もありますという話もありましたけれども、件数とかをちょっとお伺いしてみますと、やっぱり農家の方が何かあったときに市役所に相談に行こうということではなくて、やはり自分たちで解決したり、農協さんとか、そこら辺でとまっている。一緒に農政を考えていくというスタンスに、やっぱりこれから市としてもしっかりと受け皿になっていくという気持ちで頑張っていたきたいなということを今回思いました。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

介護保険の要支援者の訪問介護・通所介護のこれからについて。

訪問介護というのは、ホームヘルプサービス、通所介護というのはデイサービスという形で、皆さんもう大分なじんできて親しみのある介護制度になってきていますけれども、これが今回、さきの通常国会で医療・介護総合法という法律が安倍自公政権によって可決・強行されました。この法律は、ちょっと見てみるだけで、やはり多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、また入院患者さんの追い出し、今までもしてきましたけれども、さらに強化するという事など、公的介護や医療保障を根底から崩す大改悪であると思います。法案は成立はしましたが、高齢者をこれから守っていくためには、自治体の取り組みが大変重要と感じました。今まで介護については、ここですと鈴鹿亀山地区広域連合議会で議論をしてまいりました。しかし今回、この6期の計画からの総合法によって、とくに要支援者の訪問介護・通所介護については保険給付から外して、市町村が実施している地域支援事業に移すとしています。亀山市も、これは介護は広域でということではなくて、これからは主体的に実施していくようなことになっていくんだと思いますので、今回質問に上げさせていただきました。

今回の法改定によっては、このホームヘルプサービスやデイサービスだけでなく、特養の入所を例えば原則介護度3以上に制限するであるとか、利用料を人によっては1割から2割に引き上げるとか、いろんな値上げのことやらたくさん問題があるわけなんですけれども、今回は特に市が直接実施することになってくるであろう新総合事業についてのみの質問とさせていただきます。

まずは、この新総合事業へ転換するということについてなんですけれども、一体どういう内容なのか、わかる範囲でご説明を願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

基本的な部分につきましては、先ほど福沢議員が言われたとおりで、今回のいわゆる総合事業といいますのは、介護予防・日常生活支援総合事業でございます。主な点につきましては、介護保険認定における要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防と日常生活への支援とを、途切れなく提供する仕組みというふうな考え方で、地域支援事業の中に組み込まれた事業でございます。

今回、この介護予防給付の中の、先ほど言われました訪問介護・通所介護を介護予防と介護予防事業を再編・充実して、地域支援事業として実施されるものでございます。もう少し具体的に申し上げますと、先ほど申されました要支援1、2ですね、これが地域支援事業の中に入ってきてまして、これまでの介護予防事業等と組み合わせて、もう少し市独自の地域性に応じた展開ができる仕組み

になるというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

多分わからなかったと思うんですけれども、もうひとつ意味がわかりにくかったと思うんですけれども、まずは市内の要介護・要支援、認定されている方の人数、大体どれぐらいの人の話なのかということを知るために、人数をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

介護認定におきます要支援1、2の方の数でございますが、要支援1の認定者数が277人、要支援2の認定者数318人で、合計595人でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

595人といいますと、高齢者の数としてもどうやろう、1割ぐらいかな。私、事業者にも、例えば通所介護に行ってみえる方で、どれぐらいの方が要支援ですかと聞くと、少な目なんです。やっぱり要介護の人のほうが多いんですけれども、やはり場所によって違いますけれども、何人かが必ずこの通所介護で訓練をしたり、皆さんと話しすることによってお元気でいられるということで、その人にとっても貴重ですし、実は事業所にとっても、例えばこの人たちがずっと違うところに行ってしまうとなると、非常に営業というか運営も大変になってくるということの心配もされています。この600人近い方が、ただいま例えばホームヘルプサービスや通所介護を受けておられる方がいらっしゃると思うんですけれども、その方が、例えば新しい方法になったときに、変わったからといって、それをやめさせられたり、もうこれからは行けませんよということが起こってくるのかどうかということをまず1点確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず、先ほど申し上げました新総合事業への移行に関しましてですが、法律によりまして27年4月からの移行というふうに定められておりますが、実施が困難な市町村にあつては平成29年4月からの実施とすることができるとということで、広域連合、それを構成する亀山市、鈴鹿市におきまして具体的な調整をしておるところですので、まだきちとしたことがお答え申し上げることができないんですが、国会等の議論を踏まえて申し上げますと、財源構成等も変わらないし、これまでのサービスについては、維持にとどまることはあってもサービスが低下することはないというふうなことを厚生労働省は申しておりますし、私どもも当然そのようにしたいということで、現サービスを受けてみえる方については、少なくとも現行サービスの維持はするというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）



福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

現行のサービスは、来年すぐ、この4月すぐということではなくて、2年間の準備期間を経て29年度ということになる可能性が高いわけなんですけれども、29年度になったとしても、それまで受けていた介護を急に引き上げられるというようなことはないということをお聞きしました。

29年度に移行するまでに、要するにこの新総合事業というのが今までと違って、今までは例えば1次予防、2次予防ということで、要支援になりそうな人という方を特に見つけ出して、その人が介護状態にならないようにという予防のこともやっていたし、要支援1、2の方の予防もするわけなんですけれども、それを今まで事業者さんにホームヘルプサービスや通所介護でお世話になるだけではなくて、この新しい事業の一番の目玉は、これを地域のボランティアやサロン活動などの、直接保険ではなくて、そういう安いサービスも選択肢に入れて予防事業しなさいよということだと思うんですけどね。そうしますと、市としては今までどおりではなくて、そういう多様なサービスというものを用意しなければならないという準備が要すると思うんですけども、それに対してはどのように考えておられますか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げましたように、これから2年の間に実施方法や、それから利用者負担とか、さまざまな基準を設定した上で議員の言われるようなことにも取り組んでいく必要があると考えておりますが、地域で住みやすいまちを目指して、ボランティアとかサロン活動が充実するようなことも含めて展開していく必要があると考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

専門的な今までどおりのサービスと、ボランティアなどの多様なサービスの二手に分かれる。それを例えば介護を受けたいんやわということでご相談に来られた方が、どっちに行くかというのを振り分ける人がいると思うし、例えば多様なサービスが、本当に予防事業にふさわしいかどうかというのをあらかじめ見ておかなきゃいけないと思いますし、先ほど準備もするというのもありましたけれども、予防支援センターというのが以前あったときには、定期的に皆さんが集まってみえて、お迎えもあってということもあったんですけども、それがなくなってサロンというのを社協さんが力を入れてくださってつくってもらっていますけれども、私は時々その数とか内容をチェックさせてもらっていますけれども、非常に数はふえたなということもあったんですけども、やはり週1回とか週2回とか、予防事業に使えるような規模でやっていたいているというところはどれほどあるのかなというのはちょっと疑問なので、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

市内のサロンの総数につきましては、45カ所ございます。議員言われる週1回、月4回以上、

実際に活動しているサロンにつきましては、5カ所でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今、週1回以上しているところが5カ所あると。そのほかにも、例えばいろんな地域とかいろんなところでやってみるところもあるのかもしれませんが、私はそういうところがふえていくということはとっても大事なことだと思うんです。イベントじゃなくて、居場所があるということが、やはり自分の近くであるということはとっても大事なことであります。ただそれを介護として入れかえるというか、それはプラスアルファだと思うんですね。介護というのは、専門的な目で、専門的な手でされるものであって、週1回、週2回通所している方も、例えば地域のサロン活動にも参加するということで選択肢がふえるのならわかるんですけども、安上がりなところに入れかえていくという考え方については納得できないところなんです。

市の担当の皆さん、特に4番窓口には何かあったら必ず相談に行きますので、そういうつもりでないことは重々わかるんですけども、残念ながら国はこの介護保険制度を変えることによって何を狙っているかという、やはりコストダウンです。そして、ガイドライン案を見てみましても、やはり市町村は以下のような取り組みによって効率的な事業実施に努めなさいということが書いてあって、やはり低廉なサービスの利用・普及をなさい。そして、認定に至らない高齢者をふやなさい。自立を促進しなさいということを言っているわけですね。やっぱり今までどおりの専門的なサービスに全て行くんじゃないで、できるだけお金のかからない多様なサービスに振り分けなさいということを国が言っていますし、あと、認定に至らない高齢者の増加ということについては、言ってきた方、みんな認定して要介護認定を受けさせないということも言われているんですね。そうすることによってどういうことが起こるかという、やっぱり高齢者というのは、そのときは元気でも、だんだんだんだんとかげんが悪くなってくることもあるんですけども、専門家に見てもらうチャンスが、やっぱりそこで認定を受けないとなくなりますので、本当に見落としてしまったり、介護度が悪くなってしまうことはこれから考えられます。

そして、その自立の促進というのが、これが一番ちょっと腹が立つんですけども、要するに、今の要支援者というのが要支援状態に至る原因について、国が考えているのは、自立意欲がないからだ。自立の向上を皆さんによって図りなさいということを言っているわけですね。お掃除をお手伝いするのも、例えばほうきにかえたらできるんちゃうとか、もう少し声をかけたらできるんでないとか、買い物だったらかごつきの歩行車を活用したら1人で行けると違うかということなどをどんどん自分でできるように改善していきなさいということなんですけれども、私はこれは1つの考え方としてはありますけれども、高齢者が何で要支援に至ったかということをアセスメントすると、やっぱりそれは病気であったり、けがであったり、障がいであったり、認知症であったり、特に脳なんていうのは、どこをどんなふうに障がいするかによって意欲にも障がいが出てくるわけですよね。そういうことを何か一律に自立を、意欲を持たしたら自分でできるようになるんちゃうかということで、大きく3つ市町村やんなさいということでガイドライン案にうたってあるんです。安上がりサービスに流し込みなさいと。そういう中で、市町が頑張って高齢者を守っていかなくちゃいけないわけなんですけれども、そういうところについてはどのようにお考えでしょうか。お考

え方をお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員先ほど申されたように、自立支援につなげるというふうなこともうたい文句にしておりますが、介護度合いが進まない、維持する、あるいは少しでもよくなる、そういうことを目指すものであると考えておりますが、先ほど申し上げました支援事業の中で基盤整備、要するにサロン活動やそういうものに対する基盤整備に対する助成等についても検討する余地はあると考えておりますが、そこらについては、これからまだまだ調整する必要があると思っておりますが、基盤整備あるいは介護予防等の充実、生活支援サービスなんかの充実をしていくことによって、私ども考えておりますのは、これまでよりもより市町村の地域性を生かしたサービスができると、選択肢が広がるというふうな事業展開ができるように考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

思いとしては、サービスがよくなる、広がる、高齢者が本当の意味で自立ができるように支援していくという思いを持っていただいているということは理解しました。

1つ確認をしたいんですけれども、認定に至らない高齢者をふやしなさいという国の言い方ですと、認定の仕方が変わるんだと思うんですけれども、どういうことが、今までだったら例えば4番窓口に行ったら認定をしましょうかという話になってくると思うんですけれども、そこがどういうふうになるのかというのを、今わかっている範囲で聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

現在わかっている範囲でという前提でお答えさせていただきますが、要支援1、2あるいは介護1から5については、これまでどおりの認定というふうを考えておりまして、それに至らないそれまでの方については、市のほうでチェックリストをもとに判定していくというふうになるかというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今までですと、認定をするに当たっていろんなチェックがあつて、それによって認定が決まってきたわけなんですけれども、認定という道ではなくて、チェックをするだけで介護サービスが受けられる道ができるという意味ですか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

要介護の認定を受けなくても介護サービスが受けられるということの言葉だけを聞くと、いいことのようにも思われますし、現在、この間も少し調べたところ、津市などでは、要介護認定を受けなくても、例えば通所介護が受けられてというプラスアルファでやってみえるところも既にあるようなので、いいほうに向けばいいんですけど、1つやっぱり心配なのは、例えばお医者さんに行ったときに、待合室で問診票を書いただけで、専門の方でもない方が、あなたもうお医者さんに見せなくていいですよということで帰されるようなことになっては困るんです。本当にわかる人がチェックリストを見てもらって、この人に合ったサービスはこれだなということで、たとえ介護認定にされなくても、するということも必要でしょうし、できれば私は望む方にはしっかり介護認定をしてあげるといのか、介護認定を受ける権利は剥奪しないという方向でやってほしいと思います。

それから最後にちょっとお伺いしますが、既にモデル事業として、日本中で40カ所以上の市町がこの総合事業に取り組んでおられるそうなんですけれども、そこで起こっていることをご紹介したいんですけれども、やはり私がこうやって懸念をしているように、高齢化率が上がっているのに認定を受ける人の数が減って、認定率が減っているという問題があるところ。それから、サービスを申し込んでもなかなか受けさせてもらえない。非常にサービスを受けるハードルが高くなった、こういう声があります。モデル事業をされている山梨県にある北杜市ですけれども、モデル事業に取り組んだことによって非常に大変になっているという例もあります。

ぜひとも、これから2年間ありますので、しっかり2年間の間検討するという方向性はとてもいいことだと思いますので、そういうモデル事業をしたところの例もしっかり調べて、亀山市の高齢者が安心して介護サービスを受けられるように、望んだら要介護認定を受けられるように、本当に専門家にきちっと見てもらえて質の高い介護を受けられるように、ぜひともこの準備を進めていただきたいと思います。広域連合の副連合長である市長にも一言お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど来より触れていただいておりますが、私どもは鈴鹿亀山地区広域連合として、そしてそれぞれ亀山市、鈴鹿市、役割分担をしっかりとまずは整理させていただいた上で、本当にこの地域の高齢者の皆さんの健康とか、あるいは生きがいとか、これがしっかりサポートできるような仕組みを29年4月に向けて準備をいたしてまいりたいと考えておりますので、さまざまな課題もあろうかと思っておりますけれども、しっかりと研究をして、その体制をそれぞれに準備していきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今回の介護制度が大きく変わることについてもそうですし、今から質問します子ども・子育ての制度が変わることもそうなんですけれども、国がやろうとしていることは、やはりコストを下げる

ことなんですね。そしてそこから、やっぱり下げようと思うと人を減らさなくちゃいけないので、専門家を少なくするということがどの分野でもされています。認定こども園のことを今からしますけれども、認定こども園だけに限らず、小規模の保育についても、専門的な保育士さんでなくても小さな保育園だったらやれるようになってきます。こういうことが国が行おうとしているんですけども、ぜひとも地方自治体でしっかりと亀山市民を、大人も子供も高齢者も守っていただきたいと思います。

認定こども園のことを最後に1つお聞きします。

9月定例会で条例が制定されましたので、そのときに私はこの制度が変わることについて、認定こども園に保育園が変わることについて、いろんな懸念材料がありますよということで質疑をさせていただいたところです。それ以降、認定こども園に係る議論の経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定こども園につきましては、本年度に策定を予定しております子ども・子育て支援事業計画の中で検討させていただいているところでございます。9月定例会以降では、11月25日に開催をしました子ども・子育て会議において、現在策定中の子ども・子育て支援事業計画全体を審議していただいた中で、その内容全体についてご確認いただいたものと考えております。また、これまでの子ども・子育て会議の中で、本年1月16日開催の会議において、認定こども園の是非について熱心に協議をしていただいております。さらに8月18日開催の会議において、教育・保育の確保方策の基本的な考え方についての項目でも議論をいただきましたので、それらをもとに、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

11月25日の会議には、私も傍聴に伺ったんですけども、厚みのある資料、その事業計画案に対して本当に短い時間で皆さんが見なくちゃいけないので、その日は何ら認定こども園に対する議論はなかったんですね。その前に、いろんな議論があったというお答えでしたので、議論の内容についてお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、本年1月16日開催の会議におきまして、認定こども園のメリット・デメリット等について各委員の皆さんに審議をいただいております。その中で、よい面であるところの部分についても議論がありましたし、いやいやそこはというような議論ももちろんございましたが、全体としては認定こども園のメリットについて皆さん知っていただいて、その中で例えば認定こども園についてそのものを反対するわけではないけれども、例えば先生が減らされるようなことがあっては困りますねというような、例えばですけども、そういった意見も中にはござい

ました。そういう議論を経て、議員傍聴に来ていただきました11月25日開催の会議の中で全体をご確認いただいたというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

1月に議論を、メリット・デメリットについてお話をされたということですが、多分私は内容について、それではやはり心配だから調べて研修にも行って、この9月にいろんなことを、これからの議論の足しにしてもらおうと思って質疑をしたんですけれども、例えば認定こども園に取り組んだ事業者さんが事業を廃止しているところがたくさんありましたよという話もしました。そういうところについて内容的にどうだったのか、公立だったのか、私立だったのかとかお調べになったのかとか、本当に保育園がなくなって認定こども園になりますので、きちんと地方自治体の責務としてはどうなんだという議論がされたのかどうかとか、直接契約になることについて、いろんな問題が出てくると思うんだけど、どうなのかという話を私はかなり細かくさせてもらったつもりなんですけれども、議会が終わった後、話をする機会が11月25日しかないのであれば、担当部の中で話をされたのかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

9月の定例会以降どうであったかということでございますが、会議におきましては10月と11月に2回会議を開催しておりますが、もちろんそれまでに庁内、部内でもしっかりと議論させていただいておりますし、これまでもこども園等の視察も行っておりますので、そういった中での審議というふうに、協議をしていただいているというふうに認識をしているところです。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

また詳しくは委員会でも聞けますのでお伺いしますけれども、1つ確認したいんですけれども、認定こども園といいますと、どうしても亀山市にはアスレがありますので、あそこが幼稚園と保育園が合築されていますので、一番移るとなればなりやすいのかなと思います。あの案の中でも、そういうことも少しあったように思うんですけれども、実際ことは、アスレで今まで園長先生が幼稚園と保育園と2人だったのに、お1人にことは整理をされましたね。そういうことで、今のままの幼稚園と保育園のままで園長が1人というのと、例えば認定保育園に変えてしまうのではメリット・デメリット、どのように考えておられますか。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

アスレにつきましては、合築の園舎でございますので、保育園長と幼稚園の園長が兼務であるということについて指示系統が一本化されておまして、同じ就学前のお子さんを保育・教育しているということで何ら問題はないというふうに感じております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

認定こども園に変えなくても何ら問題がないということですか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定こども園を導入するのかどうかということにつきましては、何も決定をしているものではないので、ここでお答えするということではございません。子ども・子育て支援事業計画の中で、またお示しできるものがあればしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

議論の経過の内容が、私も詳しく聞かせてもらえなかったので、今ちょっと突然アスレのことを言いましたけれども、認定こども園にということの新市まちづくりの中でも少し項目も上がっていましたし、やっぱり多かれ少なかれ想定をしているのであれば、こうやって1人に園長を統一したことによって、例えばどうなるのかということはある程度想定してみえると思うし、やっぱりそこら辺は本当にぎりぎりになるまで何も出さないというのではなくて、丁寧に情報はお出ししていただきたいし、最後に申し上げますけれども、委員会などで案の段階で資料を全部回収してしまうというやり方ではなくて、やはり経過も市民に広く私は提示していただきたいし、認定こども園という新しいことをやるわけですから、委員さんも家に持ち帰って勉強していただきたいし、もっとわかりやすい具体的な情報をぜひともこうやって議会の中でも出していただきたいなと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時53分 休憩）

---

（午後 2時03分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従い一般質問を行わせていただきたいと思います。

通告順位がちょっと食い違いますが、その点はお許し願いたいと思います。

まず最初に、公共施設の遊具の管理についてでございます。

学校、幼稚園、保育園の遊具の点検についてでございますけれども、最初に各施設の遊具は何の目的を持って設置されておるのか。また、設置するに当たって設置面積における設置数の基準があ

るのかどうか。それについて質問する前にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

遊具に関しましては、文部科学省によります施設整備指針におきまして、幼稚園では遊具、小・中学校では固定施設として扱われておりますので、幼稚園と学校では若干異なるわけですが、遊具の主な設置目的といたしましては、子供の体力、運動能力向上はもちろんのこと、子供同士が遊びを通じて身体的、精神的、社会的な面を成長させるとともに、多様な遊びの機会を提供する中で、みずからの創造性や主体性を向上させることにあると考えております。

面積のほうでございますが、施設の面積に基づく遊具の設置基準というのはございません。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所のほうでございますが、保育所指針というものに目的が書かれております。同様でございますが、子供たちの多様な遊びを広げ、想像力や主体性を持って子供たちが遊びに取り組めるように、また心身ともに健康な体をつくるために遊具が設置されているものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

その中で、各遊具について点検が毎年行われておると思うんですけれども、点検結果でいろいろな業者が指標を出しています。A B C Dで分かれておるんですけれども、Aは健全であり修繕の必要はない、使用可能、Bは部分的に異常があり部分修理が必要である、Cは重要な箇所部分に部分的な異常があり部分修理が必要であると（使用禁止、場合によっては使用可）、Dは主要部材等に異常があり危険なため緊急に修繕または撤去、更新が必要であると、これは使用禁止というようなことで分けております。

点検結果表をいただいておりますけれども、小・中学校においてはCの対応が必要であるのが29、それからDが8つと、37基ということで、小・中学校、幼稚園分で165基あるということを知っております。

ところが私もこの点検を見ると、例えば南小学校、滑り台使用禁止。昼生小学校、3連鉄棒使用禁止、5連鉄棒使用禁止、それからもう1つ、複合遊具至急修繕が必要と、上り棒使用禁止。井田川小学校、シーソー、上り棒使用禁止。川崎小学校、鉄棒遊具、チェンクライム、シーソー、4連鉄棒使用禁止。野登小学校、あばら木使用禁止、撤去、更新、ジャングルジム使用禁止。白川小学校、懸垂、シーソー、8連鉄棒、2連ブランコ使用禁止。神辺小学校、木製遊具、6連鉄棒使用禁止。関小学校、つり輪使用禁止、それから複合遊具、撤去及び更新を推進する。加太小学校、うんてい、3連鉄棒使用禁止。井田川幼稚園においては、ジャングルジム使用禁止。ほかにもあるかと思うんですけれども、こういうのは使用禁止、修繕が必要という段階で、教育委員会はこの報



告を受けてどういうふうな対応をされておるのか。よく新聞紙上で小学校、幼稚園で、また市の公園等で、遊具の使用によって、子供が遊んでおったと。で、指を二、三本落としたと、脳震盪を起こしたと、長期入院を要したと。その費用に恐らく、損害賠償で何百万、何千万の要求を受けるときがようあると思うんです。それは市長もご存じだと思うんですけれども、今ざっと市内9小学校、1幼稚園の事例を上げたんですけれども、そういうふうの使用禁止やということであるのにもかかわらず、行政として、教育委員会から、または各学校関係者から要望があったのに、なぜそのまま放置してあるのか。ちょっとその点。

教育委員会は財政当局にそのことについて予算要求をしておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。まず教育委員会から、どのように対処しているか。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほどご説明ありましたとおり、点検によりまして指摘事項が多数に上っておりまして、撤去が必要なものと判断されたものにつきましては、使わないように処置をしてございます。そして、体育の授業で使う鉄棒など使用頻度の高い遊具から優先的に修繕を行う。緊急度を考慮して順次修繕を進めているところでございます。

予算のほうにつきましては、たくさんある関係で全部が一度にというのは難しいんですが、予算のある範囲内で修繕を行っております。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、市内の保育所には85基の遊具が設置されております。これらの遊具については年4回、業者委託により点検を実施しておりますが、2回目の点検結果について、まずお知らせをさせていただきます。

保育所の全遊具85基のうち、使用に全く問題のない、ちょっと教育委員会と判定の言い方が異なりますが、全く問題のないC判定が70基、一部劣化が見られるB判定が14基、劣化が見られ修繕が必要なA判定が1基となっております。なお、この1基は第一愛護園の滑り台ということでございます。A及びBの判定結果となっているものの全てについて、速やかに修繕を行うこととしております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、市長にお伺いしたい。

市長も各学校へ順番に行くと思うけれども、卒業式や入学式、運動会でいろんなことで行って見えるけれども、ちなみに私は関ですもん関小学校の事例を挙げますと、関小学校の複合遊具は1年半以上使用禁止のテープが張ってありました。最近それが撤去されたと。この遊具設置は、子供たちの体力向上、多様な教育というような内容のことを今教育委員会から報告があったんですけれども、1年半撤去されなんだ。教育委員会が予算要望をしたにもかかわらず、予算をつけなかった

んか、市長がそれを見落としたんか、そんなことは関係ないと思っておるのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたい、市長。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

予算のことですので、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、緊急性とか修繕のものについて、いろんなところの検査をしていただいて、不適合やとか、速やかに直しなさいということが上がった案件については、財政のほうでは査定の中でオーケーをさせていただいておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今申し上げたやろ。1年半テープが巻いてある。そうすると予算というのは2年かかるのかな。緊急性を要するんやったら、年度内補正なり、年度内に予備費の充用なりして、それを対応するのが子供たちのためと違うんかな。どうかな、上田君、教えて。1年半もたって予算つけやんてどういうことや。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

関小学校の遊具の件でございますけれども、議員からそんなご質問をいただいたときに、財務としては速やかに今の予算でないならば補正予算をお願いしたいと。既存の予算が、そういう緊急性があるならば速やかに撤去なり改修をお願いしたいというものは、私のほうから申し入れをしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

どっちなんや。わからん。教育委員会から予算要望をするんでしょう。そして財政がつけるんでしょう、違うのかな。教育委員会はその業務を怠ったんかな、予算要望を。それを聞かせて。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

教育委員会といたしましては、修繕箇所がたくさんありました関係で、順次行っておったという状況でございます。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

予算要望をしたんか。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

予算要求しております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

予算要求しておってもつけやんのは財務やないかな。違いますか。財務がオーケー出さんで1年半撤去もされやんと、更新しなさいという評価が出ておんのに財務が出さんだということかな。市長はそんなことを聞いておんのか、聞いてへんだのかな、そういうようなことがあったんか。教えて、市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

今回のご質問のやりとりの中で、そういう状況があったというふうに認識をさせていただいております。

教育委員会におきましても、全遊具165基ございますので、定期的に調査をして、先ほどご指摘いただいた使用不可が29存在をしておったと。これは修繕済みが15、未対応が10ということですが、順次状況の中で対応していくということでございました。議員ご指摘の、ちょうど関小の遊具が1年余にわたりまして対応がおくれたというご指摘を今頂戴しておるわけでございますが、そういう順次修繕を進めていく過程で少し遅くなったということは大変申しわけないと思っておりますが、本当に数が多いですので、ここは計画的に今後もしっかり対応させていただきたいというふうに市当局も考えておるところであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やりとりの中で認識してもらってたら困るわな。今データをもろうた中で165基の中で29基、全体の16%ですよ。それが箇所が多いというもんでもないでしょう。子供たちは1年1年大きくなっていくんだし、6年生は卒業していくんや。だから、点検業者から指摘された段階で教育委員会からこういうようなことで直したい、保育園、幼稚園から直したいという要望やったら、早急に対応して、子供たちの遊具を設置する目的に沿うことをやっていくのが次世代の子供たちのための教育であり、保育であるのと違うかな。私はそういうふうに思うけどな。あなたの答弁やったら、今わかったわと。金がないでと。金なら10億を去年積んだやないかな。私はそれが気になって仕方がない。昼生にしろ、川崎にしろ、白川かな、みんな2,000万もあったらできる仕事やがな、こんなもん全て。二、三千万あったら。それができやんのかな。ほかのこともあるもんでこればかりやっておれへんけれども、教育委員会もしっかりしてほしい。金をくれと。財政がなかったら、ないことないわさ。45億も財政調整基金を持っておって。金をためるのは好きやけれども、使うのが嫌いなことではあかん。これは徹底して遊具の点検、指摘を受けたら、使用禁止の遊具が亀山市内の各小・中、幼稚園、保育園、点検、使用禁止というのがない施設管理というのはきちっと継続してほしいと思います。こんなことで数字が上がってくることがおかしい。これはしっかりやってください。もう一遍これはずっと検証していきますわね。

次、市内道路における安全対策ですけれども、市内各所に横断歩道の白線表示の不明瞭な箇所が

多々見受けられる。その認識は持っておるのかどうか、一遍教えてください。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員ご指摘の横断歩道、停止線、とまれの文字、センターラインの黄色の部分につきましては、道路管理者でなく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第9条に基づき、亀山警察署が維持管理をしていただいております。市といたしましても、通常の道路パトロール、市民からの通報など、該当箇所につきましては、亀山警察署へ進達しているところでございます。また、亀山警察交通課職員並びに交番勤務の職員による点検も行われております。

このような手順を踏まえて、年2回の該当箇所の集約を行い、三重県交通規制課によって修繕等をいただいているところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

年2回亀山警察がやって、市も点検しているらしいですけれども、余りにも多過ぎるやないかな、箇所が。これは警察の管轄やで市は言うだけやと。市はパトロールやる中でどんどん言うていっておるのかな。市のパトロールと申し出と、年大体何回ぐらいやられるのかな。そこを教えて。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

年の回数については、現在ちょっと把握しておりません。ただ、亀山警察との打ち合わせの中で、年2回の修繕工事につきましての実績数を現在いただいておりますので、ご答弁させていただきます。

平成24年度には55カ所、25年度に75カ所、26年度に43カ所を予定しておりますが、現在18カ所を完了済みというふうな数字をいただいております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、私はこの旧1号線、関まで帰ってくのに亀山バイパス、1号線ですな。あそこはどこでとまっていいかわからんらしい。感知式やけどね。横断歩道かて剥げたところが多々見える。それが75カ所が全てクリアできとるのかって、これ積み上げですよ、毎年。24年55カ所、25年が75カ所、26年が43カ所。積み上げて残してきたのもここに入れてやっているんでしょう。年度年度を積み重ねてやってきておると。その中で2年間きちっと明示していないのが放置してある場所があって、トータルが43やないかと私は思うけれども、そういうふうに理解してよろしいかな。どうですか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

確かに年の積み上げではございますし、年によつての損耗というものもあるのは現状でございます。議員ご指摘の太岡寺の旧1号線と国道1号線のバイパスの交差点の停止線につきましては、亀山警察に確認させていただいたところ、今年度対応箇所というふうなことで伺っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市民の安心・安全なまちづくりの一環として、道路上の表示してある横断歩道、停止線、それが全て通行者に明確になるようにするのも市としての役目やと私は思う。

もう1つお尋ねしたいんですけども、306のフラワーとの交差点のところ、あそこは交差点ですよ。あそこに横断歩道が、交差点というのは4方向に横断歩道があるのが普通やと思うけれども、あそこは一部しかないんですよ、1カ所。そういう認識してみえる。本来ならあの交差点は横断者の歩いておる表示をした信号をつけて、横断歩道をつけるのが本来あの交通量の多い306。東名阪が渋滞のとき、あのフラワーは物すごい渋滞ですよ。そのところに横断歩道がないのは、市長、川崎に盆踊り行かはるでよう知っておるやろけども、その箇所、元県議員としてフラワーのことも関与されたけれども、306とフラワーとの交差点状況を市長は認識してござる。確認したい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

交差点の状況は認識をさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

認識をしておるということですね。何が何でも真っ先にあそこは横断歩道をつけるように、また警報機をつけるのがあなたの仕事やと私は思っておる。わかっておってほったらかしたのは、5年間ほったらかしてあるけど。極力市長がそっちのほうへ言っておくんなはれ、要望を。どうしてもつけてくれと。ほかにも当然通行量の多いところは、横断歩道の設置が必要な箇所がたくさんあると思う、まだ。地域要望が出ておると思う。それに対して、公安委員会のほうへ亀山警察を通じて申し入れておる。地区のPTAとか、地区から要望しておる箇所がたくさんあると思うけれども、必ず公安委員会、当該警察から返ってくるのは随時今後検討してまいりますという返事やわさ。

こういうようなことはあかんけれども、昔々私の家の前の方がたまたま国道1号線を横断するときに、信号のないところで横断されたと。残念なことにそこでお亡くなりになったと。それから信号がついたんです。そんな箇所が全国至るところにあるんですよ。だから、つけるべきところについてなかったもので、不慮の事故が起こったということが多々あるんですよ。そこら辺の認識度合い、市長、どうですか。持ってみえるのか。ちょっと聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

交通安全対策として、確かに議員おっしゃる、例えば横断歩道あるいは信号機の設置、こういう

ものがしっかり整備されるということは大変重要であろうと思います。同時に亀山市内にも複数カ所、地域からのご要望やPTA、私ども行政として認識させていただいておるものにつきましても、その都度市長名で亀山警察のほうへ進達をさせていただいて、今日に至っております。

15年ぐらい前の信号機の設置ですと、それこそ県内120基という時代がありましたが、現在予算の関係もあろうかと思いますが、全県で30基程度というふうに伺っておるところでございます。三重県予算全体の中での対応を今日までも頂戴はしておるわけでございますが、県警の交通規制課の権限におきまして、こういう交通安全施設の整備につきましても、今後も市としましては、地域の思いも含め、危険箇所や問題箇所につきましても、今後も亀山警察のほうへ要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は公安委員会とのいろんな協議の内容を聞いたんです。公安委員会としては、横断歩道の白線を設置する旨の意向は持っておるが、その横断歩道を設置することによって横断者が待機をする場所が必要であると。待機をする土地が必要であるから、その点については当該市で確保していただいたら横断歩道の設置はやぶさかでないというようなことを聞いておるんですけどな。

地域の横断者の安全確保をするためには、ただ公安委員会に要望するだけではだめなんですよ。今申し上げたように、待機をする場所は当該市で確保してくださいと。借地でも何でもいいと思う。そういうような努力があつてこそ横断歩道というのができるんです。それが一つ私の聞いてきた知恵としてあなたに授けますさかいに、その旨の方針で一遍取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく。しかと言いましたでな。

次に、改選前に9月議会でも質問させていただいたけれども、再度お伺いさせていただきたい。普通教室に空調設備をつけるという考え方は、改選前と同じ考えかどうか。市長に伺いたい。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

空調機の普通教室への整備導入について、改選前というのはこの議会の改選前と後ということで理解させていただきますが、9月議会でもここでご質問いただいてご答弁させていただきましたが、同様の考え方を持たせていただいております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長はつける気はないみたいですけど、それなら教育委員会にお伺いしたい。

まず教育委員長さん、以前に私は教育委員長さん、前の方かわかりませんが、子供たちの快適な学校環境のためには、熱中症とかいろんなことを言われておる中、部屋の中でも熱中症にかかるわけですね。快適なサマースクール、いろんな部分的にはついておるけれども、今地球温暖化云々ということ言われておる中で、教育委員長として学校施設は今の状況でいいのかどうか。空

調はつけるべきかどうかということについては、前の教育長さんはやっぱり必要やと思いますけど  
なというような答弁をいただいておりますけれども、お考えがありましたら教育委員長及び教育長に普  
通教室の空調が必要かどうかということを一遍お伺いしたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（前田 稔君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

学校への空調機の設置の件でございますけれども、川崎小学校の件につきまして絞って申し上げ  
ますと、現在基本設計中でございまして、今後の設計の提案を見ながら、事業全体にかかります  
財源、ランニングコスト、イニシャルコスト等々考えながら考えていきたいというところでござい  
ます。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

以前にたしか服部議員から非常に夏は暑いということで、教育委員会の考え方はどうなのかとい  
うふうにしてお尋ねいただいたときにご答弁申し上げましたけれども、やはり昨今の暑さというの  
は今まで自分たちが子供のころとは比較にならないぐらい暑くなってきているという状態は私ども  
も認識しておりますので、そのときにもご答弁申し上げたと思いますけれども、そういった気温の  
こととか、気象状況を判断しながら考えさせていただきたいという、この前の答弁と同じでござい  
ます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

別に市長に歩調を合わさんでええの、こっち側は。教育委員長さんは財源、ランニングコスト  
云々言われた。教育長さんも何かわけのわからん答弁をされたけど、要するに気象状況でしょう。  
教育委員会としては、子供たちが学ぶ学校、普通教室につけてやりたいのか、やりたくないのか、そ  
れを聞かせてください。つけるべきやと思うておんのか。いや、そんなの必要ないと思うておんのか。  
財源とかそんなの関係ない。ランニングコストとか関係ない。これはこっちが考えることや。  
教育委員会として、これからの時代、子供たちは家へ帰ったらクーラーががんがんきいたところで  
勉強しておるの。塾へ行ってもががんがんきいたところで勉強しておるの。ただ、学校へ行って38  
度の教室で子供たちに劣悪な環境で教育をさせていいと、教育委員会は思っておるのか思っていない  
のか、それを聞きたい。イエスカノーか。

○議長（前田 稔君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

空調機の設置につきましては、可能な限り必要ではないかと考えております。しかしながら、自  
然の風と室内の換気、建物の断熱性等々いろんな方面から総合的に考えなければならないと、この  
ように思っております。

先般も豊田市に行ってまいりました。豊田市の学校につきましても、新しい学校を改築しており

ましたが、全室空調設備はついておりませんでした。非常にそういうことで参考になりました。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

子供たちが生活していく中で、常に教室だけにいるということではございませんで、外にも当然出て運動場に遊びに行くという、そういったときにそういう気温の差が体に及ぼす影響とか、そういった健康面、それから体力づくりの面でもさまざまな角度から考えていく必要があるかと思っております。今年度、各教室の温度を測定もした結果も出ておりますけれども、そういったものも参考にしながら今後考えさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

教育委員長、最初の言葉だけでよかったの。あとは余分なの、豊田がどうのこうのと。よそのところがつけてなかったらつけやんのやな。よそが何にもせんなら何にもせんということやな。違うやろうがな。川崎小学校は新築しますのや。新築するで、私はこの間言うたですやんか、9月にも。後からつけたら1.5倍要りまっせと、費用が。今つけておけば、2,900万のものが2,500万ぐらいで済みますよと。26億の予算で建てんのやったら、2,500万はたかが知れておるがな。将来の子供たちのために、そんな投資はあれやがな。今岡君が里帰りするためにはどうやということで、小学校のときにちゃんと手当てしてもらった。やっぱりこの恩は私が成人になったときには亀山市に返さんならんと。なぜやというと、やっぱり市長の力で私がこうやって勉強できて、これだけの一人前にしてもろうたんは、あのときクーラーがあったから一生懸命勉強できたんやと、暑い中やなかったから。それも一つの恩返しやとなるけどな。教育長ももうちょっと考えてくれやんと、増築のときは僕は言うてなかった。あくまでも新築ですのや、川崎は。

これからまたもう1つ質問すんのやけれども、川崎地区はこれからまだまだ伸びる地区や、川崎・能褒野地区は。この川崎小学校へ来る親御さんらが家を建てて、そこで子供らを産んで、亀山市は出生率が1.59あって、市長、14市で私のところが一番上ですわと空自慢したけれども、あそこでもっと子供を産んでくれる若い世代がずっと住んでくれたら、必ずその親は学校を見ますよ、学校の設備状況を。そのときに川崎小学校を新築して、側はええけど中身は空っぽとなる、私は。中身を重視するということは、空調も管理した中での学校づくりをして、子供たちの学習環境を整えるというのが教育の一環なんですよ。教育長、それ頼みますに。教育長も教育委員長も。

市長は均衡性を図るとかどうとか言うもんで、ややこしくなってくるの。あれもこれも順次手をつけていかな、一遍に物事ができるわけないの。積み木でも一つずつ積んでいかなあかんの。蹴っ飛ばされたら終わりやと私は思っておる。市長、本当に空調はつける気持ちはないんかな。もう一遍聞く。川崎小学校に。あんたの一言やがな。教育委員会はああやって言うたけど、教育行政は。教育委員長がこれはあったほうがいいと思いますけれども、豊田市はなかったと言うたけれども、本音はそっちや。最初に言うてもうた。あなたがよっしゃつけようと言う決断だけでええんやがな。つけなはれ。

○議長（前田 稔君）



櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員おっしゃるように、一遍に物事はいかへんと、積み上げが大事だと、そのように思います。基本的には否定しておるのではなくて、9月議会でも申し上げましたが、議員は今空調の設備だけおっしゃっておられますが、今回の川崎小学校の良好な学校設備につきましては、9月にも申し上げましたけれども、設計業者からもさまざまな提案をいただいて、現在コストの問題もありますし、その効果等々十分な検討を教育委員会サイドで今積み上げてもらっておるところでございます。

いずれにいたしましても、現時点におきましては9月と余り考え方や状況は変わっておりませんが、さまざまな面から検討を積み上げて、しかるべき時期に判断をさせていただきたいというふうに考えております。このことは9月にも申し上げたとおりでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

しかるべきときはあなたが終わるときにならんように頼みますわ。

それなら、合併特例債で本当に庁舎はやめですか。今回、新市まちづくり計画でわけのわからん変更が出とるんやけど、私はよう理解せんけれども。合併協で最大の事業である庁舎建設をあなたが市長就任5年前に凍結をした。だけど、合併協の最大の目玉やった。西川議員には合併協でのプロセスをあなたは知らんけれどもと言うんやけれども、わしは知っとんでの、合併協議の以前から。10年前に私もおりましたでな。合併協のことを、内容を知らんのは、市長こそほとんど知らんと思う。あのときの職員の感覚、平成26年完成目途の庁舎建設が最大の課題やと思う。いみじくも櫻井市長が市長に就任したときに凍結をされた。そのときにどの役職に見えたかわからんけれども、一遍今そこに座ってみえる関係者に聞かせてもらいたいけれども、合併協で庁舎建設を建てるというときにある程度期待したと思うな。広森副市長、それから伊藤健康福祉部長、それから上田財務部長。あのとき期待したと思う、26年には庁舎が建つと。市長がかわったでしやあないと思ったけれども、10年前の思いを一遍聞かせてもらいたい。今の庁舎のあり方がいいのか悪いのか。今の迷路みたいな庁舎が決していいとは思っておらんけれどもと思ってみえるやろう。福祉にしろ、上下水道にしろ、分散しておる。これが果たしていいのかと。やはり市民の利便を図るためには庁舎を建てて、この本庁舎を新築して、そこで市民の人が福祉部門、上下水道部門も全て事務手続等が終えるようにするのが新亀山市のビジョンやったと私は思うけれども、違いますかな。一遍聞かせて。

○議長（前田 稔君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

庁舎建設に関しまして、私は42年間この庁舎とお付き合いをさせていただいております。前田中市長時代には私みずからこの庁舎の耐震補強事業にも携わってまいりましたし、また庁内の検討委員会ではございましたけれども、新庁舎の建設基本計画の策定にも携わってまいりました。当時は庁舎は改築ありきということで進んでおりましたので、合併特例債の活用期限、平成26年度でございますが、これまでに改築をする計画というような形にしております。

その後、櫻井市長となりまして、その方向性も変わってまいりまして、これまでに庁舎の大規模改修などメンテナンスも行ってきております。今直ちに改築が必要というふうに考えておりませんが、ただ将来的にはいずれ改築をしなければならないときが来るとの認識でございます。他の部長も同じような認識であろうかというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

代表してそこで言うたら、ほかの人に聞いてもあかんけれども、市民の利便性を図るためには特例債を、わしも一生懸命こうやって議会へ上がってきて、26年には完成して、27年にはいい庁舎でこんな議論がでんのかないかという思いがあった。歯を食いしばってここまで来ましたけれども、私がおる間には新庁舎には入れやんと思うけどな。櫻井市長も入れやんようになったらおもしろいけどな。

そして、そこで提案なんですけれども、住環境整備についてお尋ねしたと思います、最後に。

亀山市の上水道の給水状況について、亀山市の上水道の区域別給水状況をお示し願いたいと思います。ちょっと時間がないもんで、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

亀山市全体と第4水源地、これは川崎、能褒野等へ給水する水源地でございますが、取水能力と給水量についてご答弁させていただきます。

亀山市は自己水源である11カ所の水源地と、北勢広域水道事業から供給されている浄水受水を含めて上水道の給水を行っております。亀山市の北勢広域水道事業を除く自己水源全体の取水能力は1日当たり3万300立方メートルで、平成25年度の実績では1日当たり最大給水量は1万9,000立方メートルでありましたので、取水能力の6割程度で給水を行っております。

第4水源地の取水能力は1日当たり6,500立方メートルで、平成25年度の実績では1日当たりの最大給水量は4,700立方メートルでありますので、取水能力の7割程度で給水を行っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、手元に資料として出させてもろたんですけれども、確かに亀山市全体では3万五、六千の給水能力があると。だけど、特に今問題になっておるのが第4水源地の濁り、それから給水に対する支障があると思う。あわせて、坂下地区にも上水での給水の支障があると。この2カ所でいろんな問題が起こっておると。

まず、川崎、能褒野地区の給水状況で、私が一番問題にしておるのは、この表にも出させてもろうように、特に丸で囲んだだけやなしに、これは一つの例として丸で囲ませていただきました。この丸で囲った部分で、ここら辺で接続しておらんと。接続しておらんことによってループ化がなされておらんと。だから、末端では水圧を維持はしておるけれども、何らかのときに支障を起こす。

それを解消するためにはループ化というのが必要なんです。水が常に循環しておる。

以前に関町のときに、白木一色のときにループ化に上水がなくなってなかったんです。一部地権者のご理解が得られんだところで、なっていませんでした。そのときに集落排水事業をやったときに、どうせ穴を掘るんやから、溝を掘るんやからループ化をすべきやということで、ループ化をしました。それによって白木一色地区の水圧低下というのは防止できました。それから、加太の水道のところもそうでした。取水口はプールみたいなところで取水しておったんですけども、夏場になっては給水ができなかった。だから、貯水槽を梶ヶ坂の山の上へつくって、水圧低下を防いで水量の確保をやって、住民の不便さを解消したというようなことを関町はやってきました。

当亀山市、新亀山市ですけれども、この川崎、能褒野地区では、これはほかにも地図を持っておるんですけども、一部の地図なんですけれども、これを接続することによって、ループ化することによって水圧低下を防ぐという手法がある。いかがですか。一遍担当局長さん、そこら辺の思いをちょっと聞かせていただけたらありがたいです。時間がないので簡潔にお願いします。

○議長（前田 稔君）

高士水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

第4水源地につきましては、みどり町やみずほ台、川崎、能褒野もそうでございますけど、かなり広い範囲で給水を行っております。また、川崎、能褒野地区につきましては、安楽川をまたいでいる能褒野橋と太田橋に水道管を展開して給水しております。先ほどの図面のところにつきましては、一部川崎加圧ポンプ場で圧を加え給水している地区がございます。ループになっていないというのが現実でございますが、当地区につきましては水圧調査を実施した結果、規定の水圧基準値を満たす数値は確保できております。

しかしながら、地域の方から、特に夕食時等では水圧が弱いといったご意見も伺っております。このようなことから安定した給水を行うためにも、本年度、流量測定等の調査業務を発注して調査を実施し、その調査結果をもとに対策を講じてまいりたいと。議員おっしゃられるループ化も重要なことかと思っておりますが、そういった調査結果を踏まえて対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちょうど担当局はループ化に対する認識を、準備で今調査もやってもろうておる。これこそ川崎地区におけるまちづくりなんです。17億2,600万の合併特例債の一部を、山車に4億何ぼも使うんやったら、ここに4億の金を入れてみなはれ。それなら安定供給が図れると、そんな思いが私はあんのやけどな。それが合併特例債による新市のまちづくりの礎になるわけ。今、川崎地区で各農地に欠けたところ、家を建てる場合には個人負担で給水をせんならん。給水管を引っ張らんならん。それを防いで、川崎、能褒野地域にこの人らが寄ってくる。それで、先ほど申し上げたように川崎小学校は空調ができた。どんどんこういう若い者が寄ってくるわけ。それがまちづくりの基本やと私は思っておる。合併特例債をここへ投入するというのがあれだと思う。今も第4水源はほかのは6割能力やけれども、7割能力です。恐らく第4水源をつくった段階においては、みずき

が丘８００戸の想定があったかないかという部分もある。ちょっと問題やぞ。そういうようなことも認識してほしい。

私はここに市債残高一覧表を平成２６年１１月２０日現在の資料を持っています。この中で、普通交付税の算入基準になるものはどうやということであるんですけれども、水道事業会計分においてはほとんどペケ。交付税対象外の仕事ですよ。それで、市債発行をしておる。それに合併特例債を使用したら、このループ化というのは４億か５億あったら十分できる。そこへ投入して行って、この地域の活性化を図ると。西川君は南部もあわせて言いますけれども、あれもこれもでなく、まずここへ手をつけるのが、今、亀山市のやる急務やと私は思っておる。坂下の分については聞き漏らしましたので再度やりますけれども、ここに市庁舎凍結分のたとえ４分の１の４億から５億を投入する考えは市長はないか。その計画、調査をした段階でその判断ができるかどうか、一遍お聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、ご指摘の川崎地区の水道管のネットワーク、亀山市には３５０キロを超える水道管が埋設をされております。それぞれ課題を地域それぞれに持っておる中の一つでありまして、本市は２３年から年間４億の水道管の改良等々の事業を１０年間にわたりまして、総額約４０億の水道ビジョンに基づいて改良、改善を進めてきておるところでありまして、川崎の改良につきましても、先ほど局長が申しましたいろんな視点からの検討の中で、今後もしっかり前進させていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

１８番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後 ３時０１分 休憩）

---

（午後 ３時１０分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番 宮崎勝郎議員。

宮崎勝郎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

宮崎でございます。

大分お疲れだと思いますが、もう少しおつき合いのほどお願いしたいと思います。

私は、今回は市の行政の現況報告の中から主にお聞かせ願いたいということで確認したいと思っておりますが、その前に安倍政権の中で地方創生相というような大臣もつくられた地方創生法案、いわゆる正規の法案については、解散前にまち・ひと・しごと創生法の法案が成立したわけでございますが、その中身において、その趣旨としては、我が国における急速な少子・高齢化の進展に対応、さらには人口減少に歯どめをかけるとともに、東京一極集中ということを避けるための法案だ

と私は思っておりますが、その中身についてお聞かせ願いたいと思っております。

まず、まち・ひと・しごと創生法の目的は何であったのか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まち・ひと・しごと創生法の目的ということでございますが、先ほど議員申されたように、人口減少、超高齢化社会という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組むものとし、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生するため、その理念を定めたまち・ひと・しごと創生法がさきの国会で可決、成立いたしましたところでございます。

議員お尋ねの本法律の目的でございますが、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としたものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それでは、次に基本理念についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まち・ひと・しごと創生法に掲げる基本理念につきましては、7つの基本理念がございます。主なものを3点上げさせていただきたいと思います。

1つといたしましては、国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境の整備を図ること。

1つ、仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

1つ、地域の特性を生かした創業の促進、事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出することでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それでは、目的と理念を聞かせていただいた。その中で、特にこの法案については地域創生に向けた法案と思われます。地方創生という名でございますので、この地方に多分いろいろな施策等も考えてこいということもあるだろうと思いますので、そこで亀山市長としてこの法案についての受けとめはどうであるのか、お尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

今回のまち・ひと・しごと創生法の法案の成立は、人口減少とか超高齢化社会を迎えるこの日本、あるいはこの地域にとりまして、問題解決に向けた大きな一歩を踏み出す機会になったというふうに思っております、ある意味地方サイドにおきまして、この地方創生について、今までもそうなんですが、もう1回みずから考えて、そして責任を持って取り組むことがさらに重要になってくるというふうに認識をいたしておるところでございます。

国においては、ご案内のように人口の現状と将来の姿を示すこととして、50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期人口ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画でありますひと・もの・しごと総合戦略を定めることとして、この策定に年度内に取りかかるというふうに伺っております。

一方で都道府県でありますとか市町村におきまして、総合戦略の策定は、こちらは努力義務ということになってはおるんですが、今後地方の取り組みに対しまして国からの支援を受ける上において、大変重要な計画になるんだろうというふうに予測をいたしております。したがって、私もといたしましても、将来予測を踏まえた人口ビジョンの策定とか、今後県も総合戦略を策定してまいりますので、これも見きわめて、本市におけますまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度より着手を現在予定いたしております、次期の総合計画の策定とあわせて取りまとめていきたいというふうに現時点で考えてございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いを聞かせていただきましたが、これからいろいろ国から、また県から、それぞれのお達しも来ると思いますし、また亀山市としても市長の思いの中にも出ておりましたが、今後十分検討して進めていただきたいなど、かように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それじゃあ次に、市の行政の現況報告をいただきましたが、その中で7点ほどお聞かせ願いたい。

まず1点目に、人事方針を定められましたが、内容としてはどのようなものか。今の組織、機構の中での方針を変えるのかどうかというのも確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご質問の人事行政方針でございますが、まずこれは今年度初めて策定をしたものでございまして、今後毎年この時期にお示しをしていこうと考えております。

この人事行政方針は、これまでの行政経営の重点方針、予算編成方針とともに、行政経営を支えるものとして、主に人事や組織に関し、平成27年度の方針を明確に掲げる必要があるとの認識から策定に至ったものでございます。現在の組織について、すぐに変更するという考えは持っておりません。まずは現在の組織を検証させていただくというところから始めさせていただきたいと

いうふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。私は、今までの組織の検証をまだ余りせずにこの方針が立てられたのかと。その方針の中には組織機構も検証するという、また予算立ての中での方針ということを確認させていただきました。

それから2点目ですが、合併10周年の節目を迎え、新たなステージに向けた自治体経営をどのようにするのかの考えを伺います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市は、平成17年1月の新市合併以来、この10年間を全力で駆け抜けてまいりました。その間、リーマンショックの影響などにより、行財政運営においては歳入環境が厳しさを増すなど、急激な変化に対応すべく試行錯誤を重ね、難局を乗り越え、新市の一体感の醸成と一定の財政健全化を確保してきたところでございます。このほど合併10周年を迎えるに当たり、この10年間の歩みを礎に次なるステージに臨むこととなります。少子・超高齢化社会の進展、地域経済・雇用の活性化、地方分権改革などの喫緊の政策課題を克服しつつ、今後予想される一層厳しい財政局面に備え、これらに対応すべく時代にふさわしい自治体経営を行ってまいります。

また、今後、現在策定中の総合計画後期基本計画第2次実施計画及び第2次亀山市行財政改革大綱を着実に進め、限りある経営資源を生かした自治体経営を行い、希望と信頼の市政を前進させるため、5万市民の愛着と誇りが高まり、一層の幸福実感の向上につながるよう、次の段階へと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

今まで10年間にはいろいろな苦難もあったと思いますが、それを乗り越えて今の10年を迎えた。そのことについても、今、方針も聞かせていただきました。いろいろ社会の中にも変動もございます。先ほどまち・ひと・しごと創生法のこと聞きましたが、そういうのも絡んできて非常に今から自治体経営については大変だと思いますが、よろしく願いしたいなと思っております。

それから3点目ですが、リニア中央新幹線の整備について、名古屋―東京間は工事に着手というぐらいの時期に来ておりますけれども、東京―大阪間の全線同時開業及び市内停車駅誘致に向けての今後さらなる取り組みをしていくのか、お伺いしたいなと思っております。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、東京―名古屋間につきましては、既に事業認可を受け、今月１７日から建設工事が着工される見込みと聞いております。

一方、名古屋―大阪間につきましては、いまだ概略ルート、駅位置は公表されていない状況下であり、本市といたしましても全線同時開業を目指す上において非常に重要な時期と認識をしておるところでございます。

このことから、引き続きリニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の取り組みを基軸とし、本年度より全県的な取り組みとなりましたリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を初め関係団体とも連携を図りながら、早期着工と市内停車駅誘致に向けて、関係機関に働きかけをさらに強化していきます。

また、基金につきましても目標額の達成に向け、財政状況を考慮した中で引き続き積み立てを行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

リニア中央新幹線の亀山駅誘致、また全線開通については、我々自民党の議員としても今まで隣接市と考える会を発足いたしまして最初はやってきておったんですが、ここまで来ると我々だけの力ではいけないと思いますので、それぞれの自治体の力をかり、早く同時開通のめどをつけていただくように、さらなる誘致運動を図っていただきたいな、かように思っております。よろしくお願い申し上げます。

それから次に４点目ですが、生きがいを持てる福祉の展開についてのスポーツ振興及び施設の充実についてのお考えをお伺いいたしますが、スポーツについては私の後で前田議員が深く熱を持って質問されると思います。先般もソフトボール競技を私はやっておりますので、全国レベルの大会を亀山市でいたしました。その中で、チーム数が幸い少なかったんで何とかＢ＆Ｇのグラウンドと西野公園のグラウンドを使わせていただいて成功裏におさめたわけでございますけれども、去年は全中連のソフトボール大会がございました。東野公園のソフトボール場を整備していただいてやってきたわけでございますが、今後大きな大会、亀山市が５万の都市になって、亀山市の環境、またスポーツ環境のほうもソフトボール場があるというイメージが全国的に強うございまして、ソフトボールも大きな大会もたくさん来るわけでございます。当初は宿泊施設がないので断っておったんですが、最近は宿泊施設も充実されまして、選手等の宿泊は考えなくても済むということで、今後そういうような競技スポーツなり、または生涯スポーツも含めまして来ていただくなり、また市民の皆さん方が楽しんでいただくなり、スポーツをする上には、私は施設が今の施設では到底無理やと思います。今後その施設の充実について考え等、またスポーツ振興についての考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

スポーツの振興、また運動施設の整備につきましては、平成２４年３月に策定いたしました亀山市スポーツ推進計画に基づき行っておりまして、施設につきましては施設の老朽化やバリアフリ



一化、災害時等の安全確保などに対応した整備改修に取り組んでまいりました。また、先ほど議員のほうからもご案内ございましたように、全国中学校体育大会、全国中学校ソフトボール大会開催のために東野公園ソフトボール場の改修工事を行ったところでございます。現在、来年度に開催が予定しております天皇賜杯全日本軟式野球大会に向けて、西野公園野球場の改修工事を行っております。全国規模の大会を開催する場合には、試合前の練習のためのサブ施設、控室等が必要であるものと考えますし、また競技ルールの変更等によりコートや競技場等の広さがこれまで以上に求められる競技等もございますが、例えば新たな施設の整備であったり、現施設を拡張するといったことについては難しいものと判断しているところでございます。

なお、三重国体に向けての整備など、施設にかかわる必要な改修や環境改善については対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

答弁の中で、施設は難しいという答弁がございました。私はちょっと肩を落とします。やはりこれから国体誘致もございます。そういう中で、国体は聞くところによると屋外競技、一つは軟式野球もあると思いますけれども、そういう正規のグラウンドをつくれとは私は言いませんけれども、多目的の広いグラウンドがあればいいかなというふうに私は思っておりますが、この後、先ほども言いましたように前田議員がいろいろ尋ねていただきますので、私はここで終えさせていただきます。

次に、子育て支援の一環である放課後児童クラブの充実についてでございます。これについて、1日2日前からも議論が出ておりますが、再度お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、10小学校区に12の放課後児童クラブが設置されておりますが、このうち平成27年度当初に4小学校区において待機児童が発生するということが見込まれております。この待機児童の発生を未然に解消するため、当初の予定を前倒しをし、今年度中に開設の準備を行うもので、本議会に放課後児童クラブ整備事業1,380万円の増額補正をお願いしているところでございます。これからも放課後児童クラブの充実に向け、力を尽くしてまいりたいと存じております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この件については、今までも皆さん方のご意見も出されております。やはり学童保育のことだと思いますので、待機児童の解消に向けて力強い答弁をいただきましたので、私は安心いたしました。

それから、次に6点目でございます。かめやま文化年2014について、「亀山トリエンナーレ ART KAMEYAMA 2014」と、それから「古代浪漫ミュージカル TAKERU」の催しがあったわけでございますが、その辺についての市としての成果はどうであったと感じておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

かめやま文化年２０１４のリーディング事業の３つの事業のうち、「亀山トリエンナーレ ART KAMEYAMA 2014」につきましては、今回は会場を東町商店街から西町まで拡大し、旧館家住宅や加藤家屋敷跡などを活用した現代アートの展示や亀山市芸術文化協会とのコラボレーションなど、さまざまな企画に取り組み、これまで以上に多くの方にご来場いただき、大変好評でありました。

また、「古代浪漫ミュージカル TAKERU」につきましては、亀山市文化大使であります小嶋希恵氏に脚本、演出をご担当いただき、本市にゆかりのあるヤマトタケルをテーマにした新作作品をプロと一般参加者による共演により公演され、大変すばらしかったとさまざまな方面から感激の声をいただいております。

かめやま文化年のリーディング事業として、人材の育成や交流の促進、新たな文化の発見、本市が有するすばらしい文化遺産、地域の資源の再発見につながったものと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

好評であったということをお聞かせいただきました。特に「亀山トリエンナーレ ART KAMEYAMA」については、数年前からやられておって人気もあったわけでございます。東町の商店街においても活力も出てきたという店主さんも聞いておりますし、例えば空き店舗においてのウインドーを借りて展示物があるとか、またいろいろな場所で展示物をされたということも聞いておりまして、私の耳には好評に聞いております。これが東町の発展にもつながれば、また西町の発展につながれば、さらに効果が出てくることかなというふうに、文化のほうと、また産業のほうともいろいろ相談してもらって、今後さらに続けていただきたいのと、かようにも思っておりますし、ちょっと苦言が一つございます。

この中でART KAMEYAMAに来られた方が、作品をつくって始末するときに、ごみをほりに行ったら有料であったと。亀山の行事に協力して参加させてもらったのに有料であったという他市の芸術家の方から耳にいたしましたので、今後そういうようなことを、主催者は当然実行委員会だと思いますが、市としてもそういうことはお手伝いできないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

東町商店街を中心に展開されましたART KAMEYAMA 2014につきましては、先ほども議員がおっしゃいましたように、商店街とアートとの独創性あるコラボレーション事業として定着もございまして、リニューアルしたアーケード施設や空き店舗の活用促進を初め商店街の魅力や一体感の醸成につながる取り組みであったというふうに考えております。

議員おっしゃった発生したごみの話でございますが、このイベントだけではなしに、いろんなイ

イベントにつきまして発生した廃棄物につきましては、市の総合環境センターのほうで有料で原則お引き受けいたしておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。ほかのイベントについても同様でございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の答弁の中でのごみの扱いについては、これからそういうようなことをされる皆さん方が参加するためにも、気持ちよく受け入れなければならんと思いますので、実行委員会は補助金で対応されておるとは思いますけれども、そこらは意思疎通ができていないのかなというふうに思っておりますので、実行委員会へのそういう連絡もしてやっていただきたいなと。個人さんがそんなようなことを愚痴にこぼされてみえましたんで、私はここであえて皆さんに今後の対応をお願いしたいなというふうに思っております。家庭ごみであれば知れておりますけれども、かなり金額的にも2万数千円たという話を私も耳にしましたんで、なかなかそれだけ要ると参加者がこれからはないだろうというふうな思いがございますので、今後できる限り受け入れなんかも考えていただきたいなというふうに言っておきますが、いかがですか。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

イベントに際してごみの廃棄が出るということにつきまして、今回につきましてもごみの搬入等につきましては協議のほうもこちらのほうでさせていただいたりしておりますし、ごみの整理といたしますか、材料を例えば細かく切るとか、そういった支援のほうはさせていただいておるんですけれども、何分減免のほうができないということでございましたので、そういったことについて少し申し伝えのほうが不十分であったかなというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今後、私は是正してくれと頼んでおるんですよ。今回の場合はやむを得ません。2万幾ら払って始末してもろうたみたいやで。今後、気持ちよく参加されるためにもこれから考えてはどうかという提言しています。それに対して、今までどおりという返答ですか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたように、市内各所で開催される各種のイベントにつきましては、その発生した廃棄物につきましては有料でお引き受けをいたしております。今回の、もし減免ということになれば、現在減免措置については、例えば災害を受けた方のごみについては減免させていただいた例もございますが、そのような場合と少し違いますし、全てのイベントについて統一的な考え方になりますので、少し難しいものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そんな答弁私は聞いていませんよ。わかっていますわ、そんなことは。私は検討してくれと言うて提言しておるんですよ。検討できないということですね。私が提言しておることに対してできないということですね。もう一度確認したい。市長、その思い、一遍感じ取ってください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご指摘、ご提言の思いというのは、参加いただいた皆さんが気持ちよくこれからも参加いただくために、そういう方策はどうだというご趣旨であらうかというふうに思います。それは受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、今、部長が申し上げたのは、さまざまな市内で開催のイベント大小、それから主催が共同のものもあり、あるいは地域の民間のものもあり、さまざまなものがありますので、そこを一定の基本的な従来の考え方は基本に持ちながら、なかなかこれを整理していくというのは難しいということを少し現時点で答弁をさせていただいたと思います。

議員のご趣旨については、しっかり受けとめさせていただいて、今後に生かしていきたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それじゃあ7点目でございます。先般、議案質疑の中でも伺いたしましたが、歴史、文化の継承について、関宿の東の追分鳥居の建てかえをどのようにするのか、伺いたいと思います。いろいろな議員さんが尋ねられて、多少はわかってきたんですが、再度ここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

東の追分の鳥居は、江戸時代の中期、元禄年間ごろに東海道から伊勢へ向かう参宮街道が分岐する東追分に建てられました。江戸時代後期、嘉永2年には伊勢神宮式年遷宮と時期を合わせて建てかえが行われ、昭和5年には伊勢神宮内宮宇治橋の鳥居の旧材の交付を受けて建てかえが行われています。以後、20年に1度の建てかえが慣例化し、建てかえの折には用材を住民総出で運ぶお木曳き行事も同時に行われるようになりました。また、東追分の鳥居は関宿の名所の一つとして浮世絵などにも取り上げられております。こうした歴史を踏まえて、東の追分は交通上の遺跡として三重県史跡に指定されております。

以上のことから、関宿の特徴的な伝統行事として建てかえ、お木曳き行事を実施するものです。

まず、鳥居の建てかえにつきましては、10月3日に伊勢神宮で行われました旧鳥居交付式で旧

材の交付を既に受けており、今後はこれを運搬し、土に埋まり腐朽している箇所は補修などを行います。そして、平成27年、来年5月末に現鳥居を解体し、6月初旬には新鳥居を建設する予定です。

一方、お木曳き行事は新鳥居建設に用いる材料を引く行事で、平成27年5月30日の土曜日に開催されます。地域住民に加えまして、市民、見学の方々にも加わっていただき、西の追分から東の追分まで約1.8キロメートルを皆さんの力で引く予定であります。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

議案質疑のときにも多少触れましたが、我々鳥居というたら宮さん、宗教的なもんかなということですが、この鳥居については何か観光とか、いろいろな話も聞きます。そこら辺の確認だけしたいと思いますが、よろしいか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

議案質疑の際にモニュメントという形でお答えをさせていただきましたけれども、モニュメントということについては、日本では記念物と一般的に訳されておりまして、独立記念日等の事象であったり、地域の特徴的場所を示すといった目的があり、形態も凱旋門や銅像、彫刻など多岐にわたっておりますが、この存在が都市やまちのイメージをつくり、ランドマークとなるものでございます。

まさに東の追分の鳥居は、伊勢神宮との直接的な所有関係はなく、旧東海道から分岐する旧伊勢別街道の起点に立ち、江戸時代から旅人たちがここから伊勢方面に向かうといった伊勢方面への入り口であることの象徴性を示しております。また、常夜灯などもこういった性格のものと考えております。こうした記念物が鳥居の形となったこと、また20年に1度の建てかえが行われることは、伊勢方面の象徴的な存在である伊勢神宮を暗喩するものとして考えられたのではないかと思います。その用材を伊勢神宮から交付を受けることについては、歴史上は昭和5年の建てかえから行われるようになったもので、東の追分の鳥居に伊勢神宮との関係性をより強くイメージさせるため行われるようになったものと考えられます。

以上により、東の追分の鳥居は関宿が東海道から伊勢方面への玄関口であることを象徴的に示す歴史・文化遺産として高い価値を有するとともに、強い情報発信力を持ち、観光面での活用も期待できる文化的資産と考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくいろいろ聞かせていただいて、ありがとうございました。よくわかりました。

それじゃあ次に、教育行政（現況報告）について3点ほどお伺いいたします。

まず、教育行政の中での現況報告では、道徳教育に係ることが報告されております。その中で、道徳教育の推進について亀山市はどのように考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

平成26年10月21日に開催されました中央教育審議会におきまして、道徳に係る教育課程の改善等についてが文部科学大臣に答申されました。この答申では、道徳の時間を特別の教科道徳、仮称でございますが、として新たに位置づけることや、検定教科書を導入すること等について提言がなされたところでございます。

亀山市におきましては、平成24年度から3年間、三重県の道徳教育総合支援事業を受託しまして、研究推進校での取り組みの成果を公開授業、研究会等でほかの学校に広めておるところでございます。また、道徳教育にかかわる講師を招聘し、市主催での道徳教育研修会を年2回実施するとともに、外部講師を各学校の研修会に派遣するなど、道徳教育の推進を図る取り組みを積極的に行っているところでございます。

今後につきましても、教育委員会といたしましては、2018年度の道徳の教科化に向けまして、道徳教育の改善等にかかわる国の動向に注視するとともに、全ての教員が道徳教育に関する指導力を向上するため、市全体で教職員研修の充実を図るなどしてまいりたいと存じております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当市においては、24年から3年間、先進校の研究もされてきておったんですが、その中にも道徳教育の講師を招いてとか、教職員の指導力を身につける、向上させるということでございました。亀山市は前向きに、当然国の中央教育審議会での答申もございしますが、今後亀山市としてどのようにやっていくのか、教育長の考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど次長がご答弁申し上げましたけれども、特にこの数年力を入れて道徳教育の推進ということで、研究指定校も設けまして、それから畿央大学の島先生もお迎えしまして、私も講演も拝聴させていただきましたけれども、まず教職員自体がそういった道徳の授業について力をつけていくということが大前提かと思っております。

それから、文科省のほうで今までは「心のノート」というものを配られておりましたけれども、ことし4月から「私たちの道徳」という、正式に教科書ではございませんけれども、それに近いものが配付されておまして、それについても研究を進めながら、今現在進めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

教育長のお考えも聞かせていただきました。今後、この道徳教育については大変難しい問題も出てくると思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、次に学力向上をどのように行うものか、お伺いしたいと思っております。

学力向上については、推進計画を策定して関係機関に発信いたしました。さらに学校力、教師力の向上、学習環境が厳しい児童・生徒への学習支援、家庭への働きかけの3点を重点的な取り組みに定めてやっていくということになっておりますけれども、今後亀山市としてどのようにしていくのか、お伺いしたいと思っております。

けさほどの新聞を見せていただいたら、三重県議会で教育警察委員会、いわゆる常任委員会の中で学力問題が協議されておりました。その中でいろいろな課題も出ておりますけれども、そういうなんも聞いておられるかちょっとわかりませんけれども、亀山市として今後どのように取り組まれていくのか。先ほど櫻井議員の教育環境、エアコンの問題も出ておりましたけれども、そういうような問題も学習環境の整備の中に入ってくる。この学力向上のための一環だと私は思いますが、そこら辺の考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今回、学力向上推進計画をつくらせていただいたのは、平成26年度の全国学力学習状況調査の結果が全国平均や三重県平均を下回るという結果でありましたことを真摯に受けとめまして、市内の子供たちの学力向上に向けた取り組みをより確かなものにするため、亀山市学力向上推進計画を11月に策定したところでございます。

本計画は、学校力、教師力の向上、そして児童・生徒への学習支援、家庭への働きかけを3つの重点的な取り組みとするものでございます。この取り組みにつきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年を本格実施期間としておりますが、今後できるところから今年度につきましても順次進めてまいりたいと考えております。学力と申しましても、勉強の成績だけではございませんので、総合的に高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ3カ年にかけてやっていくということでございます。先ほども言いましたように、学習環境の整備というのも非常にこれのためにも大事なと私も思っておりますので、そこらは十分考えていただいて、それから先ほど言いました県議会の常任委員会の中での話ですが、この学習状況調査の教科結果を全29市町村教委が公表し、各学校の公表も99%に達したという中で、また児童・生徒の質問調査結果は全29市町が公表したが、学校質問紙調査結果は13市町で公表されず、各学校も7割の小・中学校が公表してなかったということですが、亀山はどうでしたか。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山につきましては、12月3日にホームページのほうで公表したところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございます。

この学力向上については、県の鈴木知事も大分力を入れていくというような意向も持っておられますので、亀山市としてもさらなる努力を皆さん方にさせていただいて、全国平均を下回っておっては情けない話だと私は思っています。いずれにしても、下もなければ上もないというのはわかるんですが、1着がおればどべもおるのはわかるんですが、全国平均より上げていただくような、さらなる努力をお願いしたいなと、かように思っております。よろしくお願いいたします。

それから、最後になりましたが、幼稚園の防犯訓練について伺わせていただきたいと思います。この幼稚園につきましても、多分子育ての中での一環か、生涯学習のほうで報告されております。その中で、生涯学習で何で報告がされておるのか、ちょっと私は合点がいきませんでした。幼稚園の防犯訓練であれば、学校教育ではないのかなというふうに自分は思ったんでお尋ねしたわけでございますけれども、そこら辺のお考えをちょっとお聞かせ願いたいなと。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今回、現況報告で報告させていただきました幼稚園におきます防犯訓練につきましては、例年それぞれの幼稚園が年間を通じて計画的に実施しております防犯・防災訓練の中で、亀山警察署、そして教育研究室、青少年総合支援センターが連携して実施したものでございます。

当日は実際に不審者が侵入した場合を想定しまして、職員が園児の避難誘導、不審者の行動阻止、警察などへの通報といった一連の動きを確認するとともに、その後、園児に向けては警察署員や青少年総合支援センターの職員から連れ去り防止や日常生活での注意事項について周知させていただいたところでございます。

幼稚園、小・中学校の防犯などの訓練の実施につきましては、教育研究室が所管しているところではございますが、今回の事例につきましては青少年総合支援センターが担う地域の子供たちの安心・安全にかかわる事項との位置づけから、生涯学習室の事項としてご報告させていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回の案件については、聞かせていただいて理解はさせていただきました。

やはり幼稚園なり学校なりの今後の訓練なども、やはりそのような体制でやっていくのかというのを確認したいなと思っておりますし、例えば小学校なんかで刺股でのいつき訓練等々がはやりました。はやったというのか、行われました。そういうような中でも、今でもこの補導センターか、そこらの関係の指導を受けてやっていくのかどうか。今後どうしていくのか。学校教育の中でやっていくのかどうか、確認だけしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。



○教育次長（佐久間利夫君登壇）

小学校のほうでも防犯訓練は行っておりまして、同じように不審者侵入等を想定した防犯訓練で、それぞれの学校が作成する学校安全計画に基づいて、不審者対応とか保護者への引き渡し訓練などを実施しているところでございます。

幼稚園につきましても、刺股等を使った不審者への対応の訓練をしております。今後につきましても、青少年総合支援センターの協力を得て実施していきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

いずれにしましても、子供の安全を守るということで、それぞれ学校教育にしろ生涯学習でも結構です。どこでも結構でございますので、その点よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時02分 休憩）

---

（午後 4時11分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 前田耕一議員。

前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

元市民クラブの前田でございます。

きょうは久しぶりの質問になるんですけれども、3点の質問を予定しておりますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、かめやま文化年事業についてでございますけれども、ことし4月から新たに始まって、立派な文化年カレンダーまでつくっていただいて、案内をいただいているんですけれども、現在においても十分に理解できない部分があります。

その中で、事業がメイン事業、あるいはリーディング事業、それから関連事業ということで、たくさん計画してもらっておりますので、まず事業別の開催の目的と、その意義について確認をしたいと思います。メインとリーディングの中でリーディングにつきましては、今、宮崎議員の質問に対してある程度答弁が出ておりますので、時間の都合もありますしということで、とりあえずメインの事業についての目的と、その意義について具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、かめやま文化年全体のことについて少し触れさせていただきたいと思いますが、かめやま文化年でございますが、オープニングセレモニーで市長からキックオフ宣言をいたしましたように、文化の力は私たちの心に感動と創造の喜びや潤いを与え、豊かな人間性を育む源泉となり、伝統的な歴史、風土、行事、魅力的な景観産業、個性的な生活習慣、教育などはまちのアイデンティティを形成し、市民の地域に対する愛着や誇りを育み、まちづくりの原動力につながっていきます。このように文化が人や社会に作用する力……。

○13番（前田耕一君登壇）

前置きはよろしいわ。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

この文化年を展開するために、テーマ全体に影響するような発信力の高い文化年全体をリードするのをリーディング事業として各回ごとのキーワード、これは3年ごとに「みつめる」「つながる」「かがやく」となっておりますけれども、各回のキーワードに即した事業をメイン事業としております。

それでは、メイン事業につきましては先ほど申し上げましたように、基本構想でお示ししておりますように、「みつめる」「つながる」「かがやく」を全体期間を通じて共通したテーマとして3年に1度をめどに文化年を開催し、段階的に進めることで市民の文化力の向上を図ることとしております。スタートとなりますかめやま文化年2014のキーワードは「みつめる」として、市民の皆様が市内の文化資源を見詰め、私たちが受け継いできた暮らしの中の文化を再発見、再認識することによって、文化の魅力や価値観を一緒に共有することを目指しております。このことから、かめやま文化年2014運営委員会で検討いただき、メイン事業は地域の特色が色濃く反映され、市民の暮らしに密接に関係している食、産業、スポーツ・健康の3つの文化を主軸とした事業に取り組むこととしました。

具体的な事業としましては、食に関する文化ではお茶を、産業に関する文化はあかりの文化など、スポーツ・健康に関する文化は誰でも気軽にできる運動としてラジオ体操に焦点を当て、それぞれ事業を展開いたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

長々と説明いただきましたので、理解できたかなと思ったんですけども、やっぱり本来のところが十分理解できなかったんで改めて確認したいと思いますが、まずキーワードの「みつめる」ということで今年度はスタートしているんですけども、「みつめる」ということの定義についてちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今年度のキーワードは「みつめる」ということで、地域の文化は人々の暮らしと風土とか習慣、風習、風景から生み出されており、その土地にしかない魅力を持っております。こうした日々の暮

らしの中で見なれた周囲の町並みや歴史的な景観、祭りや伝統芸能、スポーツ・健康、さらには地場産業など身近なもの、当たり前にあるものを改めて見詰めることで、この土地でこの季節にしか見ることのできない暮らしの中の文化を再発見することができるということでございます。ですので、今回スタートということでございますので、これらの文化に目を向けて新しい視点で見詰めることは、これまでとは異なった亀山市の文化の価値を再認識することにつながります。さらには市民一人一人が初めて出会う文化に触れることで、自分の新しい一面を再発見したり、新たな生活サイクルを創出し、生きがいを得ることができるというふうな形でキーワードを「みつめる」としております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

またいろいろと長々と説明いただきましたけど、私が今質問しているのは「みつめる」というのはどういう意味ですかということですから、簡単に説明いただきたいと思います。「みつめる」の意味です。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

簡単に言いますと、市内の地域資源について再発見、再認識をしていただく機会とすることというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私の認識の中では「みつめる」という言葉は、一般的にじっと見詰めるとか、凝視するというような意味で理解はしておりました。今、局長から答弁いただいた中身ではちょっと意味が違うんじゃないかなと。そんな中で、メイン事業の中でお茶関連、それからラジオ体操、イリュージョン合わせて6つのメイン事業は述べてもらってありますけれども、その中でラジオ体操、なぜ今の時期にNHKさんが中心になったラジオ体操を文化年2014のメイン事業の一つに上げたのか、ご説明いただきたいと思います。ラジオ体操といたら、今さらという言葉を使ったら語弊があるかわかりませんが、小学校でも中学校でも、それから地域で夏休みなんかも含めて相当広範囲に日ごろからなれ親しんでいただいております。それから、それ以降にスポーツ関連なんかも含めると、そこから発展してブラジル体操とかも含めて、いろいろと体操は発展してきたと思うんですけれども、今この時期になぜラジオ体操を入れたのか、ご答弁お願いします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

ラジオ体操についてでございますけれども、今回のスポーツ・健康の中では、誰でも気軽にできる運動ということでラジオ体操に焦点を当てて取り組んでおります。ラジオ体操につきましては、スポーツですけれども、スポーツにつきましては、ふだんの暮らしの中で文化という視点というの

は、なかなか皆さんお気づきにならないかなと思いますけれども、スポーツ基本法の基本理念の中でスポーツは世界共通の人類の文化であるとうたわれております。このことから、いつでもどこでも誰でも気軽にできる運動としてラジオ体操を通じて暮らしの中の文化の気づきを促すとともに、スポーツを始めるきっかけづくりにもと考え、取り組んだものでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ラジオ体操は確かに重要なスポーツというよりも運動、あるいはスポーツをするためのインターバルも含めて準備体操がラジオ体操、結構あちこちで使われておりますし、朝早起きして体を動かしてというのは健康維持のために確かに重要な運動の一つかと思いますが、文化年の事業として今回取り入れていただいて、今後どう展開していくのか。このラジオ体操を契機にして、スポーツがどのように普及していくかということについて、具体的なお考えというのは持っておられるでしょうか。今後どうされるか、お示しいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化年につきましては、まず文化の気づきということで、スポーツが文化であるということをまず気づいていただくという形で考えておりますが、このラジオ体操を8月にさせていただいたことで、市内の中では多くの団体とか個人でもラジオ体操をされていることがわかりましたし、長い方ですと30年以上ずっと続けていらっしゃる、地域の方で取り組んでいらっしゃるという方も改めてわかりました。また、この8月を契機に地域の中で子供たちと一緒にラジオ体操に取り組むということもお聞きしております。また、今、広報のほうで今後もう少しラジオ体操というか、スポーツのきっかけとしてのラジオ体操ということで、写真と映像等の募集もさせていただくという形で今回は考えております。

もちろん文化年でございますので、少しスポーツの振興という面では合致するものではございませんけれども、スポーツ推進計画の中では一人一人のライフスタイルに応じてスポーツに取り組む人口の拡大というのを考えておりますので、これを機会にいろんな形でスポーツに取り組んでいただける。スポーツであったり、健康づくりに取り組んでいただけるような形でやっていければというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ラジオ体操を今回1日したから、それを機会に健康づくりをスタートしようとか、ラジオ体操をやったからスポーツを始めようかという方はいないですよ。逆ですよ。スポーツするには、まず基本的なところからラジオ体操がスタートかなというようなことで、逆の発想でいくんじゃないですか、普通は。

それと、今回のこの事業であちこちでいろいろと体操をしている方がわかったと、いるということが今やっとわかったというのは遅いですわね、担当局としては。こんなことずうっと昔から把握

しているべきものじゃないですか。その辺の認識は新たにしてもらわんといかんと思います。

それから、映像を募集して云々というようなことがありますけれども、具体的にどんなことですか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化年の最後にフィナーレを予定しておりますけれども、その中でこれまで8月の時点でいろいろご紹介した地域の方とか団体の方のご紹介もさせていただきましたけれども、それ以外で取り組んでいる方について、今広報のほうで写真であったりとか、映像であったりとかを募集しまして、フィナーレのほうで活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

わかりました。私はもっとラジオ体操の中身だけで新たな何らかの形で映像をまとめたCDでもつくるのかなと思ったら、そうじゃなくて文化年の映像ということですね。ありがとうございます。

では、次にピュアイリュージョン、これが私も認識不足なところがあったかもわかりませんが、多門櫓の映像とか、その辺が全然認識もなく、あんどんにつきましては早くからつくっているのは理解していたんですけれども、これのスタートから経緯について簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

簡単にということでございましたので、それぞれの具体的な事業の中身につきましては、運営委員会の中で部会を設けておりまして、そこの中で意見をいただきながら進めてまいりました。産業に関する文化ということで、亀山市の代表的な産業としてろうそくがございますことから、あかりに関する文化を見詰めるということで、一つはろうそくということと、また新しいあかりの文化として、最近話題のプロジェクトマッピングを企画して、新旧両方のあかりの文化に触れていただくことを目的として計画しております。そのことにつきましては、4月に発行いたしましたカレンダーの中でそういった形ですという形でご案内をさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

立派なチラシをつくっていただいて、それを見せていただいて、果たしてどんなものができるかなと期待もしておったんですけれども、多門櫓の白壁、壁面を使って映像を投影して、それを皆さんに鑑賞してもらおうというのはわかるんですけれども、このチラシを見ますと投影場所は東側の壁となっておりました。そして、亀中のグラウンドが駐車場で、西小へ2,000個のキャンドルナイトということでしたね。

私は、田中病院のところの三差路から市役所の前までは通行どめになっておりましたので、当然

それから投影は東側の壁ですから、あの道路から東側のほうの鑑賞をできるのかなと思っていたら、あそこは使用できないということで、西小学校の校庭から斜めに映像を鑑賞する、見るというんですか、なっておりますけれども、なぜああいうやり方にしたんですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今回のあかりの文化として取り組みました「KAMEYAMA Pure illusion～粉ちょう城のあかり化粧～」は、プロジェクションマッピングとあんどんによるキャンドルナイトの催しでございますけれども、投影する場所、また当日の参加人数の見込みなどから亀山西小学校のグラウンドを会場にプロジェクションマッピングを旧亀山城多門櫓に投影し、あんどんを西小学校グラウンドに展示して、グラウンド内でごらんいただくこととしました。

このグラウンド内でごらんいただくに当たりましては、運営委員会の中でもいろいろアイデアも出していただきながら、ボランティアの方のお手伝いも得て、ライブ映像の投影なども行って、少しでも見やすいような形で進めております。

なぜグラウンド内かといいますと、この事業につきましてはあかりの文化ということでございますので、夜間の開催ということで関係機関とも事前協議を行い、来場者の皆様の安全を確保しながら、皆さんがご一緒にごらんいただくために周辺道路の一部交通規制なども行っておりますが、見ていただいた方はわかると思いますけれども、全体が道路から見られる箇所は一部だったと思います。ご来場の方の西小学校のグラウンドの中で、多分ほとんどいっぱいだったので2,000人は超えているかなと思うんですけど、発表としては2,000人にさせていただいておりますけれども、2,000人の方がその道路内で皆が一緒に見れるというような状況ではございませんでしたので、グラウンド内から安全に見ていただくということで開催をしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

投影している正面から見ずに、わざわざ斜めから見るのであれば、東側の壁を使う必要はないですわな。極端な話、亀中のグラウンドから、ちょっと高さはあるかわかりませんが、そういう努力をすれば、そういうことも含めてやればいいわけで、そして車両通行どめもする必要はございませんわね、使わないのであれば。なぜそういう形をとって、安全確保とおっしゃいますけれども、安全確保のために通行どめにしたわけでしょう、車が来ないように。であれば、十分東側の道路から鑑賞できるわけですね。そのところについては、どのような経過があるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

部会のほうで、昨年計画をさせていただいた折に、亀山城のいろんな面からどういうふうな形で投影できるかというのを映像に取り組んでいただく方とも話をしながら検討いたしました。

その中で、当然亀中の正面からというのも一つの案としてはあったわけですがけれども、ご存じのように角度とかも含めて、正面からですとかなり高さのものをしないと投影できないということと、それともう1つ、道路の通行どめのことなんですけれども、警察との協議の中で、一番の課題というのは車を運転する方が脇見運転すると、そういうことについて安全上の確保の観点からそういったことは好ましくないということでした。もし亀中側からするにしても、もちろんそういった高いところでの機材が確保できたとしても、そういった脇見運転するのを防ぐためには交通規制は必要になってきますし、そちらですとかなりの交通規制が必要になってまいります。こちらにつきましても、特に正面の市役所の前の道で東から亀山城へ向かう道路のほうが特に映像が出ますので、そういったところで脇見運転が発生するというようなことをご指摘をいただきまして、好ましくないということでしたので、それでしたら皆さんが安全に、それも1点あって交通規制はさせていただきます。

ただ、通行量が非常に多いところでございますので、時間的にも極力少なくして迂回路等の渋滞もありますので、なるべく短くはしております。

それと、当日見ていただいた方はご存じだと思いますけれど、正面ですと木がありまして、実は去年のときは葉っぱがなかったんです、全然。全然なかったの、ある程度見えるかなという期待もしておったんですけど、今回葉っぱが結構あって、正面からは見えなかったです。もし見えるとすれば、西小学校の運動場側のところのフェンス、その辺ですので、2,000人の方が道路から見ただくことは不可能というふうに考えたところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

いろいろと説明というか言いわけかわかりませんが、お聞きしましたけれども、私が聞いた範囲でははっきり申しまして結構不評でした。斜めからやったらやっぱり見にくいなということもありまして、その辺のところでもしどうしてもだめであれば、もうちょっと手法を考えると、やっもらうのが適切じゃなかったかと思っておりますので、その程度でこの質問を終わらせてもらって、関連してこの実施済み事業の成果と検証の中で、メイン事業6事業の中で、今イリュージョンのほうにつきましては約1,800人か2,000人の参加者とお聞きしましたけれども、あとのラジオ体操も大体1,000人ぐらいかなとお伺いしておりますけれども、まだ完全に全部終わってないですけども、お茶関連のメイン事業、参加者はどんなもんやったんか、確認したいと思っております。人数だけ教えてください。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、メイン事業でございますが、お茶関係とあかりとスポーツの関係と、それとオープニングとフィナーレの5事業になります。

その中で、オープニングにつきましては500名程度かなと思っております。お茶につきましては茶学校形式で年間を通じた学校ですので、まだ最終までいっておりませんが、延べで430名ぐらいの方がご参加をいただいております。それと先ほどのピュアイリュージョンのほうは、

当日は2,000名を超える方がご来場いただいたと思いますけれども、それにかかわってあんどんづくりも2,000人ぐらいかかわっておりますし、プレイベントで棚田のあかりのイベントをしております、そちらにつきましても100名程度来ております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

長々と何回も何回もしゃべって答弁をいただくんで、私は自分がどこをどうやって説明したらいいかわかんようになってしまいまして、冷静になって戻りますけれども、実施済み事業、メイン事業がありますけれども、これ当初にある程度は予算立てしておると思うんですけれども、このメイン事業の予算、オープニングとフィナーレは別として、それ以外の6事業になると思うんですけれども、その後お茶リンピックはまだかな。どのぐらいの予算を予定してこの事業を遂行してきたか、額だけ教えてください。ほかは要りません。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

繰り返して申しわけないんですけど、オープニングとフィナーレと1、2、3ですので、5事業ですので、5事業で692万5,000円ですので、それを大体1事業に当てはめると140万円になるんですけれども、大体140万円をめぐり少し事業によってでこぼこをつけてやっているというところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ですから、その事業の大体じゃなしに、ある程度予算立てしてあるでしょう。だから、それを教えてくださいと。例えば、ラジオ体操であれば幾らの予算であった、イリュージョンであれば幾らの予算であったというのは出ているでしょう。それを確認したいんです。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

それでは、補助金の中の内訳がオープニングとしては126万円、食の文化が200万円、産業の文化が200万円、スポーツ・健康に関する事業として120万円、フィナーレとして46万5,000円ですので、合わせて692万5,000円を予定しております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

申しわけございませんけれども、スポーツのほうは飛ばさせていただきます、3点目は。

市民活動応援制度について確認をしたいと思います。

この制度につきましては、25年からスタートして、現在57団体が登録をしていると確認しているんですけれども、具体的な内容についてまず確認したいんですけれども、制度の概要につま



しては説明いただくと長くなるので要りません。登録団体の現況について、どういう団体が何団体ぐらい。57団体というのはわかっておりますけれども、これが平成25年度何団体、26年度何団体とか、それをそのまま現在存続しているかどうかも含めて、団体数だけまず確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

団体は、去年は2回募集しておりまして、第1回目と第2回目で、1回目が43団体で、第2回目として14団体で、合わせて57団体でございます。部門別で分類をさせていただきますと、健康が1団体、福祉6団体、環境4団体、教育5団体、文化が33団体、スポーツ2団体、防災が1団体、子育て3団体、国際交流1団体、その他1団体となっております。全体の半数以上が文化関連の団体となっておりますのでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

その団体の審査をして認められたら登録団体になるわけですが、この制度の概要の中には、登録の要件の中に、社会貢献的な活動をしている市民活動団体という言葉が使っているんですね。その登録団体、57団体を見てみますと、一般的なサークル活動をしている団体も結構入っているんですね。この辺はどのようにしてチェックして、登録を認めたかどうか。例えば写真クラブとか俳句のクラブ、ごく一般的なサークル活動、自分らの趣味のサークル活動をやっているところも結構多いと思いますけれども、こういうところが社会貢献的な活動をしているかどうかの確認はどうやってして認めているのでしょうか。それをまず確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

登録団体につきましては、まず社会貢献的な活動を行う団体であり、かつ10項目の全ての要件を満たす基準としております。社会貢献的な活動といいますのは、社会の役に立つとかいう方だと思いますので、多くの方が自分の趣味だけではなくて、いろんなところでご披露いただいたりとか、そういうことによって、いろんな方がお見えになりますので、そういった中で地域の中で貢献をされているというふうな形で考えております。趣味的なサークルだからといって、社会貢献的にはならないというふうには考えておりません。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

だから、私は社会貢献的な活動は具体的にどういうことを例えばやってみえるかということは検証しているんですかということを確認しているんですよ。

それで2点目の質問に入りたいと思うんですけれども、この登録団体申請とその審査方法について確認したいと思います。

まず、市民活動応援制度審査検証委員会というのが設けられておって、そこが申請された団体を確認して、登録団体として認めるとなっておるとお聞きしておりますけれども、この委員会というのはどういう組織なのか、これをまず確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

要綱の中で市民活動応援制度審査検証委員会というのを定めておりまして、市民活動団体の登録審査及び市民活動応援制度の検証を行うために設置をいたしております、委員10名で構成しております。構成員としましては、学識経験者、市民活動団体に識見を有する者、公募選出者、地区コミュニティ連絡協議会の代表者、自治会連合会の代表者、社会福祉協議会の職員、その他市長が必要と認める者となっております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

この場所でどなたがメンバーかというのは、多分お聞きするわけにいきませんので、あえてお聞きはしませんけれども、このメンバー10名の方が構成員となって検証されて、登録団体に認定したと理解をしておりますけれども、審査方法、申請書類、まずはそこから、どのような書式があって、それから資格要件の確認とか中身はどうやってチェックされるのか。書類上だけなのか、それとも実際にその団体の代表なりと面接するとか、あるいは活動している現場へ行って、現場でその活動内容を確認して、それによって10の要件に合致したと確認したのかどうかも含めて、その辺のところをどうやってして、検証委員会というのをわざわざつくってやってきたわけですから、進めてきたのか、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

この制度でございますけれども、発足に当たって団体の事務作業の煩雑化にならないようにということも行なって設けた制度でございますので、申請についても余り負担のないような形で考えておりまして、こちらのほうの添付書類などについても担当のほうでサポートをさせていただいておりますのでございます。

申請書でございますけれども、こちらのほうは要綱の中で申請書の用紙を示しておりますけれども、活動の部門であったりとか、サービスの提供の内容ですね。それと確認ということで、要件の確認についてはチェックリストを設けて申告をいただくという形で考えております。

それと活動の状況につきましては、活動の冊子等で掲載しておりますので、写真等団体の活動ができるものの提供をお願いしているところでございます。

また、ここの中で申請につきましては、先ほど申し上げましたように、余り活動団体で事務的にたけたところがあるというわけでもございませんので、多くの市民団体を応援するということから、なるべく事務の煩雑化を避けたような形の様式をしております。そういったチェックリストをしながら、様式の中ではそういった申請の中で誤りがあった場合には、この活動応援交付金の全部

または一部を直ちに返還するとか、登録の抹消が行われても異議がありませんとかいうことも設けながらしている制度でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

3点目、市民活動応援券の発行状況について確認をしたいと思います。

これは私の認識というより、パンフの中には、コミュニティ単位で応援券を発行して、それをコミュニティを中心に使ってもらうということになっておりまして、1コミュニティ300枚プラス人口で対応するというので、そのような認識をしておるんですけども、これ昨年の10月からスタートして、ちょうど1年たったと考えておるんですけども、現在まだ発行枚数というのは、各コミュニティで統計をとっていますから数は把握できないと思うんですけども、事務局のほうで発券された応援券の枚数ってどんなもんですか。

それと、あわせて各コミュニティでどのぐらい消化されているか。中間報告みたいなもので、何らかの数字を把握されているかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず枚数でございますけれども、議員おっしゃられましたように、その地域の人口プラス300枚ということで、全部で5万7,255枚でございますが、当初はコミュニティのほうに一旦全部お渡ししてお使いいただく予定でございましたけれども、コミュニティのほうから使う都度持ってきてほしいと。なかなか預かっておくのは大変なので、こちらから要請があるたびに持っていかせていただいておりますので、今は。ですので、コミュニティのほうにお届けして、それが即配付をいただくという状況のところですので、配付済みの枚数としましては12月8日現在で3万2,340枚でございます。率にしますと、5万7,255枚に対して3万2,340枚でございますので、56.5%ということでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

発券枚数は3万2,300ということで、これはこの数字としてはコミュニティのほうへ送ってもらった枚数だからいいんですけども、問題はこれが各コミュニティでどうやって有効に生かされているかどうかということが大事なことだと思うんですね。

それで、私もたまたま自分の地元のコミュニティが南部ですので、南部でお聞きしたら、600枚交付を受けたと。それで、実際には496枚使ったと。後処理に困っておんのやと、どうしようかな、あと半年ですわね。という答えが返ってきました。それで、方法としてはコミュニティとしての団体事業としてはないんやけれども、コミュニティで事業をして、そこへ参加していただいた方に応援券を配って、それによってそれこそ消化しよかというような感じなんですよ。1枚渡すのがいいんやろうか、2枚がいいやろうか、3枚渡したら早くなくなるでいいなとか、そんな認識のことをぼろっと漏らされました。やっているということじゃないですよ。

ということは、ほかの地域でもそうやってして自分のところで受けた券をまとめて2枚なり3枚渡すようなケースもあるというようなことでした。それが正しいのかどうかというのは私で判断できませんけれども、やっぱり本来の目的と違うんじゃないかなという感じもして、かといってそんなおかしいやないかということもできませんので、そんなもんということで話は終わっているんですけども、そこら辺について、これ逆に理事者側で、例えば事務局のほうで確認せいといって無理なことですからね。無理かわかんけれども、こういうケースも起こっているんですね。ということは、この制度が十分動いているかどうかといったら、その辺ちょっと首をかしげるようなところもあるんじゃないかなと。

それで応援券をもらったと、どうしたらいいの。あいあいとかみらいのほうへ行ったら、こういうところがありますから、そこへ自分が思ったところへ入れてもらったというけど、行きませんわね、なかなか。1枚2枚持って。それで、各コミュニティでイベントをやっているときに、箱を持って回ってもらうらしいですね。そして、そこで56か57の入れるところがあって、そこへ好きなところへ入れてと、あんたここへ入れてやってというような形で入れてくれているみたいなんですけれども、そういう対応をして無駄がないように対応しているとお聞きしているんですけども、箱と言うたらいいんか袋かわかりませんが、それを持って各コミュニティとかイベント会場へ行かれるのは、どこがやっておられるんですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今の寄附ボックスですね、団体に入れていただくボックスが活動センターにありますので、コミュニティのほうからなかなかそこまで行くのは大変だということの要望をいただきましたので、こちらのほうで寄附ボードといいますか、先ほどお示しいただいたようなものをつくって、行事のときにうちの職員が持っていかせていただいて、そこで団体も知らないという方もお見えになりますので、そこでこういった団体であるということも含めて、お示しをしながら入れていただくということもやっております。

それと、もし希望に応じては、なかなかコミュニティのほうからこの制度を紹介するのは大変ですわと言われる場合もございますので、その場合には私どもの職員が行って、制度であるとか団体の説明などもさせていただくというようなこともやっております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

寄附ボードを職員が持って会場へ行くんですか。寄附を受けるのは各団体ですわね。団体がなぜ行きませんの。いただきたいところが行ったらいいわけでしょう。それを職員が、多分それをすれば休日出勤ですな。日曜日か土曜日が多いですから。平日は余りやってないと思うんですけども、そんなときになぜわざわざ、寄附を受ける団体が57団体もあるんでしょう。その辺のメンバーさん、あるいはスタッフは別として、うちの団体はぜひこういう形で応援券の寄附が欲しいなと思ったら、その団体がそこへ行けばいいわけですから。それをわざわざ職員が持って、そこまで至れり尽くせりする必要はあるんですか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

寄附ボードにつきましては、その日に行くということではなくて、事前に持っていかにせていただいておりますので、例えば日曜日でしたら金曜日に持っていかにせていただくとか、そういうような形で対応させていただいております。

それと、まずやっぱりこの制度がなかなか市民の方にまで定着しておりませんというのが第1点でございますし、どんな団体があるかということもなかなか、どんな活動をされているかということもなかなか知られていない市民の方が多いと思いますので、まず第1回目としてそういったPRも含めてさせていただいておりますが、議員がおっしゃられましたように、団体がみずからPRをしていただくということはすごく大事なことだというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ですから、当日持っていこうが、事前に持っていこうが、それは団体の人が自分のところの団体に寄附が欲しいというのであれば、そういうこのコミュニティでは、あるいは会場でこういうイベントがあるという情報を事務局で発信してもらえれば、その団体はそこまで出向けばいいわけですから。そういうことをやっていくための各団体も努力をすべきかと思うんです。それをせずに、ただ単に待っておって、はい頂戴、はいいただきました、ありがとうございますじゃなしに、そういう行動というのはとるべきと違うかなと。

私がなぜ今回こんな質問させてもらったかといいますと、いろいろあちこちの団体、コミュニティのお話聞いた中では、何か戸惑っているところが多い、これも事実です。じゃあどれぐらい周知をされているかなといった場合には、まだ目に見えて一般家庭まで周知が行き渡ってないというかな。確かに立派な冊子もできまして、この冊子はできましたけれども、そのときに終わりですわ。もらったらかどこかへしまっておく。大事にせないかなとかあって、どうしても毎週とか毎月目を通すわけやないですから、どうしても会場での説明が要りますよね。そのときには職員が行かないかんと思うんですわね、事務局のほうから。だから、二度手間が起こってしまうと。少々ずうずうしくてもいいから、登録団体が行って、私のところへ入れてちょうだいと言ってもいいわけでしょう。だから、そういうような自助努力も当然進めていくべきじゃないかと思うんですけれども、中には忙しいから行けやんとか、ちょっと遠いから無理やという団体もあるかもしれません。それはそれでよろしいじゃないですか、努力してないわけですから。例えば亀山の北のほうでイベントをやっていたと。関からは行くの無理やとか、うちは南部の地区にある活動団体やけれども、ちょっと無理ですわと言ったら、自分のところの地域でイベントがあるときまで待っておればいいわけでしょう。そういう形で対応を進めていくように指導していったほうがいいと思います。何でわざわざ行政のほうから担当者がボックスなり持っていって、あるいはボードを持っていって、ここへ入れてくださいよ、ここへ入れてくださいよという必要があるんですか。基本的にはみらいのほうへ持ってきていただいて投票というシステムになっているわけですから、それができやん方のために便宜を払うといえは便宜を払うわけですが、そうするのはたくさんの結果が欲しい活動団体がそ

のための努力をすればいいだけのことやと思いますので、ぜひその辺のことも改めて考えていってもらうべきじゃないかと思います。

まだこれ事業が始まって3月31日までで、言ってみれば初年度の事業はとりあえずおさまるわけでございますね。終わって、それで換金されて、5月6月にはその結果の収入が活動団体に得られるということで、そこでよかったという団体もあれば、全然反応がなかったなという団体もあるかと思います。そこら辺で今後どうやってしてこの制度が進んでいくかというのは楽しみに見ておりますけれども、こんなぎょうさん50も60も団体なくてもいいんですね。10でも20でもいいので、本当に熱心に活動されて、そして資金的な余裕がないという団体がぜひこの制度を有効に活用できるようになれば、それがベストかと思いますので、ぜひそんなところもあわせて検討していただいて、2年目3年目と続いていくように期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

冒頭申しましたけれども、一番したかったスポーツ振興と施設整備の今後については、次回に回させていただきますので、またそのときにはよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす12日から18日までの7日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

あす12日から18日までの7日間は休会とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの19日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時00分 散会）

平成26年12月19日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成26年12月19日（金）午後2時 開議

- |   |    |           |                                      |
|---|----|-----------|--------------------------------------|
| 第 | 1  | 議案第74号    | 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について          |
| 第 | 2  | 議案第75号    | 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  |
| 第 | 3  | 議案第76号    | 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について          |
| 第 | 4  | 議案第77号    | 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について  |
| 第 | 5  | 議案第78号    | 亀山市職員給与条例の一部改正について                   |
| 第 | 6  | 議案第79号    | 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について |
| 第 | 7  | 議案第80号    | 亀山市国民健康保険条例の一部改正について                 |
| 第 | 8  | 議案第81号    | 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について      |
| 第 | 9  | 議案第82号    | 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について           |
| 第 | 10 | 議案第83号    | 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について   |
| 第 | 11 | 議案第84号    | 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について  |
| 第 | 12 | 議案第85号    | 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について   |
| 第 | 13 | 議案第86号    | 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 第 | 14 | 議案第87号    | 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について         |
| 第 | 15 | 議案第88号    | 平成26年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について      |
| 第 | 16 | 議案第89号    | 平成26年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について         |
| 第 | 17 | 議案第90号    | 工事請負契約の変更について                        |
| 第 | 18 | 議案第91号    | 市道路線の認定について                          |
| 第 | 19 | 議案第92号    | 新市まちづくり計画の変更について                     |
| 第 | 20 | 議案第93号    | 亀山市教育委員会委員の任命について                    |
| 第 | 21 | 議案第94号    | 人権擁護委員の候補者の推薦同意について                  |
| 第 | 22 | 議員提出議案第4号 | 学童保育所の充実のため「公設を基本とする」ことを求める決議        |
| 第 | 23 | 閉会中の継続調査  | について                                 |

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1 番

今 岡 翔 平 君

2 番

西 川 憲 行 君



|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 3 番  | 高 島 真 君   | 4 番  | 新 秀 隆 君   |
| 5 番  | 尾 崎 邦 洋 君 | 6 番  | 中 崎 孝 彦 君 |
| 7 番  | 豊 田 恵 理 君 | 8 番  | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番  | 森 美和子 君   | 10 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 11 番 | 岡 本 公 秀 君 | 12 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 13 番 | 前 田 耕 一 君 | 14 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 15 番 | 前 田 稔 君   | 16 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 17 番 | 小 坂 直 親 君 | 18 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

|                 |             |               |             |
|-----------------|-------------|---------------|-------------|
| 市 長             | 櫻 井 義 之 君   | 副 市 長         | 広 森 繁 君     |
| 企 画 総 務 部 長     | 山 本 伸 治 君   | 財 務 部 長       | 上 田 寿 男 君   |
| 財 務 部 参 事       | 神 山 光 弘 君   | 市 民 文 化 部 長   | 石 井 敏 行 君   |
| 健 康 福 祉 部 長     | 伊 藤 誠 一 君   | 環 境 産 業 部 長   | 西 口 昌 利 君   |
| 建 設 部 長         | 稲 垣 勝 也 君   | 医 療 セ ン タ ー   | 松 井 元 郎 君   |
| 危 機 管 理 局 長     | 井 分 信 次 君   | 事 務 局 長       | 広 森 洋 子 君   |
| 関 支 所 長         | 坂 口 一 郎 君   | 文 化 振 興 局 長   | 若 林 喜 美 代 君 |
| 上 下 水 道 局 長     | 高 士 和 也 君   | 子 ど も 総 合     | 西 口 美 由 紀 君 |
| 消 防 長           | 中 根 英 二 君   | セ ン タ ー 長     | 服 部 和 也 君   |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 肥 田 岩 男 君   | 会 計 管 理 者     | 伊 藤 ふ じ 子 君 |
| 教 育 次 長         | 佐 久 間 利 夫 君 | （ 兼 ） 出 納 室 長 | 渡 部 満 君     |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 栗 田 恵 吾 君   | 消 防 次 長       | 松 村 大 君     |
|                 |             | 教 育 長         |             |
|                 |             | 監 査 委 員       |             |
|                 |             | 選 挙 管 理 委 員 会 |             |
|                 |             | 事 務 局 長       |             |

●事務局職員

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 浦 野 光 雄 | 書 記 | 渡 邊 靖 文 |
| 書 記     | 山 川 美 香 |     |         |

●会議の次第

（午後 2 時 0 0 分 開会）

○議長（前田 稔君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る9日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第74号から日程第19、議案第92号までの19件を一括議題とします。

#### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

|        |                                      |      |
|--------|--------------------------------------|------|
| 議案第75号 | 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  | 原案可決 |
| 議案第76号 | 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について          | 原案可決 |
| 議案第77号 | 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について  | 原案可決 |
| 議案第78号 | 亀山市職員給与条例の一部改正について                   | 原案可決 |
| 議案第79号 | 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第81号 | 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について      | 原案可決 |

平成26年12月17日

総務委員会委員長 中 村 嘉 孝

亀山市議会議長 前 田 稔 様

---

#### 教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

|        |                      |      |
|--------|----------------------|------|
| 議案第80号 | 亀山市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 |
|--------|----------------------|------|

議案第 90 号 工事請負契約の変更について

原案可決

平成 26 年 12 月 16 日

教育民生委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 前 田 稔 様

---

#### 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 104 条の規定により報告します。

#### 記

議案第 74 号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

原案可決

議案第 91 号 市道路線の認定について

原案可決

平成 26 年 12 月 15 日

産業建設委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 前 田 稔 様

---

#### 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 104 条の規定により報告します。

#### 記

議案第 92 号 新市まちづくり計画の変更について

原案可決

平成 26 年 12 月 12 日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議員 前 田 稔 様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

|        |                                     |      |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第82号 | 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について          | 原案可決 |
| 議案第83号 | 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  | 原案可決 |
| 議案第84号 | 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| 議案第85号 | 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について  | 原案可決 |
| 議案第86号 | 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について   | 原案可決 |
| 議案第87号 | 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について        | 原案可決 |
| 議案第88号 | 平成26年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について     | 原案可決 |
| 議案第89号 | 平成26年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について        | 原案可決 |

平成26年12月19日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議員 前 田 稔 様

○議長（前田 稔君）

初めに、中村嘉孝総務委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る9日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、17日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第 75 号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第 76 号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第 77 号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について及び議案第 78 号亀山市職員給与条例の一部改正について、市長及び副市長並びに議会の議員については期末手当の支給月数を引き上げ、教育長については勤勉手当の支給月数を引き上げていることについての質疑があり、これについては、人事院勧告では勤勉手当の支給月数を引き上げることとなっているが、議会の議員と特別職には勤勉手当がないため、国の取り扱いに準拠して期末手当の支給月数を引き上げるとの答弁でありました。

次に、55 歳を超える高年齢層職員の昇給抑制及び給料表の改定の根拠について質疑があり、これについては、国家公務員の給与制度に準拠して定めるとの答弁でありました。

次に、他市における昇給抑制制度の導入状況について質疑があり、これについては、県内 13 市中 6 市が実施済み、1 市が検討中、6 市が未実施という状況であるとの答弁でありました。

次に、55 歳を超える高年齢層職員の昇給抑制の制度導入は、職務に対する職員のモチベーションを低下させるのではないかとの質疑があり、これについては、勤務成績をフェアに判断し、55 歳を超える職員のモチベーションが低下しないよう制度運用を図っていくとの答弁でありました。

次に、昇給抑制制度の目的について質疑があり、これについては、再任用職員の雇用の原資とすることも大きな要素であるとの答弁でありました。

次に、条例の施行日が平成 26 年 12 月 1 日であるが、なぜ 11 月 28 日の開会日に先議を求めなかったのか質疑があり、これについては、今回の改正は増額をする場合であるため先議を求めなかったが、今後施行日を勘案して対応を検討するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、各議案について原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

なお、議案第 78 号亀山市職員給与条例の一部改正について、市の職員が生計を立てていく上で 55 歳を超える職員に対する昇給抑制制度は好ましくなく、今後検討してほしいとの意見を申し添えたところであります。

次に、議案第 79 号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について、やむを得ない理由があると認められる場合においては延滞金額を減額し、または免除することができるとあるが、その理由と適用見込みについて質疑があり、これについては、災害等により著しく資力を喪失した場合や生活保護を受けた場合であり、市税と同様の運用であるとの答弁でありました。

次に、延滞金の計算方法について質疑があり、これについては、延滞金は納期限の翌日から納付した日の日数に応じて計算し、率は納期限の翌日から 1 カ月が 7.3 % になり、それ以降が 14.6 % になるが、平成 25 年度の地方税法の改正により、平成 26 年 1 月から 12 月までの間は最初の 1 カ月が 2.9 % になり、それ以降が 9.2 % になるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第 81 号亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案どおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、岡本公秀教育民生委員会委員長。

○11番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、9日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第80号亀山市国民健康保険条例の一部改正について、産科医療補償制度掛金が減額されるが、その理由について質疑があり、これについては、制度に加入している医療機関等での出産の場合に支給するもので、補償対象者の推計の最大値を前提とし、1分娩当たり2万4,000円が必要となるが、剰余金から10年間8,000円が充当されることから1万6,000円に減額となるとの答弁でありました。

次に、病院や医院、助産所、自宅出産など、さまざまなケースがあるが、補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合の支給総額について質疑があり、これについては、平成26年5月末の医療機関等の制度の加入率は病院、助産所が100%、診療所が99.6%となっており、未加入の医療機関等で出産された場合は改正後の出産一時金の40万4,000円が上限額となるとの答弁でありました。

次に、財源について質疑があり、これについては、以前は国からの補助もあったが、現在は国民健康保険事業特別会計で全額支出しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第90号工事請負契約の変更については、審査の過程では質疑等はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、新 秀隆産業建設委員会委員長。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る9日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、15日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定については、下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには財政的管理が不可欠であり、公共下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するため本条例を制定するものであるが、現在、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3つの手法により下水道事業を行っているが、公共下水道事業の会計制度に財務規定等を適用をし経済性を求める前に、下水道事業自体の見直しをするべきではないかとの質疑があり、これについては、多大なインフラ整備に経費を必要とする公共下水道事業を展開していく上で、世代間の公平性や次世代への負担などがある中、健全で持続可能な事業を展開してい

くには、従来の会計制度から複式簿記を適用した公会計制度へ移行することが重要であるとの答弁でありました。

また、会計制度に財務規定等を導入することで、一般会計からの繰り入れに変更があるのかとの質疑があり、これについては、今この時点で答弁はできないが、繰り入れのルールは今もあり、今後、より一層ルールを明確にし、その上で判断していくことが重要であるという答弁でありました。

また、一般財源を投入する必要性や意味を明確にしなければ、使用料の値上げにつながるのではないかと質疑があり、これについては、可能な限り受益者の負担を下げつつきょうまで来たが、事業自体を健全に持続させていくことが重要と考えており、今後の事業展開についてしっかり見きわめていくとの答弁でありました。

次に、公共下水道事業の今後について、整備が不可能な地域には地域合併浄化槽を設置し、市が管理するという考えはないのかとの質疑があり、これについては、来年度見直しを予定している生活排水処理アクションプログラムの中で検討していくとの答弁でありました。

また、都市計画税を公共下水道事業の公債費償還額に充てているが、都市計画に使用すべきではないのかとの質疑があり、これについては、都市計画税の活用として上下水道も位置づけられており、財源として有効に活用していくとの答弁でありました。

また、討論では、公共下水道において独立採算性を求めるには無理があり、事業手法の見直しや一般会計からの繰り入れに対する考え方も明確ではない中で、平成27年度から適用していくことに現時点では賛成できないという反対討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第91号市道路線の認定については、審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（前田 稔君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

#### ○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で付託のありました議案第82号から議案第89号までの平成26年度各会計補正予算の8議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、15日に産業建設分科会、16日に教育民生分科会、17日に総務分科会を開催し、審査を行いました。そして本日、市長、副市長初め、関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対し、本町公園トイレの復旧工事のおくれについて、災害復旧事業に関する受益者分担金の考え方について、西小学校区、東小学校区及び川崎小学校区の学童保育所の整備に関する考え方について、関宿重伝建選定30周年記念事業に関する補助金の算出根拠及び予算計上の時期についての質疑がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

また、同じく付託のありました議案第92号新市まちづくり計画の変更については、12日に当委員会を開催し、担当部長から付託議案及び定例会資料について説明を受けた後、質疑に入り、審

査を尽くしました。

まず、新市まちづくり計画を変更するに当たっての住民参画の状況について質疑があり、これについては、当初計画は合併後の新市の基本方針になることから、さまざまな形で住民参画の機会があったが、総合計画が作成された段階で計画の意義を総合計画に移行しており、現在は合併特例債の活用根拠となっていることから市民参画の手法はとっておらず、今回変更する事業については第1次総合計画第2次実施計画及び次期総合計画策定時に市民に議論いただくとの答弁でありました。

次に、第1次総合計画第2次実施計画に活用予定事業を盛り込むには慎重な審議が必要と考えるが、その見解について質疑があり、これについては事業内容などは決定したものではなく、他の財源の活用も含めた慎重な審議が必要と考えているとの答弁でありました。

次に、合併特例債活用予定事業について、合併特例債と他の財源を活用する場合や、合併特例債を活用しない場合の財源のシミュレーションを示すべきではないかとの質疑があり、これについては、現段階で想定できるものについてシミュレーションを行っており、示すことは可能であるとの答弁でありました。

次に、合併特例債活用後の財政負担は活用期限である平成31年度以降となることから、平成31年度以降の財政見通しを示すべきではないかとの質疑があり、これについては、現在、行財政改革大綱の見直しを進めており、第1次総合計画第2次実施計画も策定する中で、それらを含めた財政計画を示すとの答弁でありました。

次に、この議案については、合併特例債の活用予定事業の内容が具体化した中で議論すべきと考えるが、3月定例会への提案では間に合わないのかとの質疑があり、これについては、平成27年度予算編成及び第1次総合計画第2次実施計画の策定に連動するので今定例会への提案としたとの答弁でありました。

次に、平成23年の国からの合併特例債の活用期限延長についての通達以降、これまでも計画変更の意思を示す機会があったと思うが、なぜこの時期の提案になったのかとの質疑があり、これについては、これまで二元代表制の仕組みの中で総務委員会で概略を示すなど、手続に基づいて展開してきているとの答弁でありました。

次に、一般財源や特定財源で検討していた事業を合併特例債の活用予定事業に変更する理由について質疑があり、これについては、第1次総合計画第2次実施計画に位置づけていく中で、どの財源を活用するのがよいのか検討するものであるとの答弁でありました。

また、継続審査の申し出がありましたが、賛成者少数で否決されました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成者多数で可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（前田 稔君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（前田 稔君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。



次に、議案第74号から議案第92号までの19件について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

#### ○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第79号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

まず、議案第74号です。

この議案は、公共下水道事業を来年度から、現在の特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した企業会計に移行しようというものです。下水道事業は、条例案の第2条で明記されているように、汚水を排除し処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的とした事業であり、企業の経済性の発揮はこの前提の上で最大限求められるものです。この目的に照らせば、公共下水道事業は独立採算制とはいえ、利潤を生み出す事業ではなく、採算のとりにくいところでも事業をやらなければならない性格のものです。この点について、総務省の地方公営企業法の適用に関する研究会報告書では、全ての経費を独立採算で処理するという完全な意味での独立採算はとられていないと述べています。

反対する理由の第1は、今のまま地方公営企業法の財務規定等が適用されれば、これまでの一般会計からの繰り入れが制限され、その分不足する歳入を補うために使用料の値上げが想定されることです。この一般会計からの繰り入れを今後どうするのかを櫻井市長にたどしましたが、明確な答弁はありませんでした。また、汚水処理費用が計算されることにより、現在の下水道使用料との比較ができ、使用料の値上げにつながるからです。完全な意味での独立採算はとらないと言いながら、こうした数字がひとり歩きし、使用料の値上げの議論になっていくことは容易に考えられることです。下水道事業が環境の向上を目的とし、採算が合わなくてもやらなければならない事業であれば、国や自治体の財政支援があっても当然であり、単純に汚水処理費用に見合う使用料に引き上げることは道理に合いません。

反対の第2の理由は、会計制度で経済性の発揮を求めながら、事業の手法は旧態依然としたもので見直しもされていないことです。下水道事業は公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3つの手法で行われています。経済性の発揮を会計制度で求める前に、見直し採算の合いにくい地域には浄化槽を使うなど、まず現在の事業の手法を見直すほうが先です。こうした事業手法の見直しをしないまま会計制度だけを変えれば、汚水処理費用と使用料との開きで使用料の値上げにつながります。

反対の理由の第3は、下水道普及率が50%の段階でこうした企業会計への移行を行えば、これまで特別会計で実施してきた地域の人の負担とこれから実施する地域の人の負担に不公平性が生ずることです。これまでの特別会計では、一般会計からの繰り入れで歳入のかなりの部分を賄ってきましたが、企業会計になれば、一般会計からの繰り入れが制限され、何度も言いますが、使用料の値上げにつながらざるを得ません。こうした会計制度の変更はもっと普及率が進んだ時点でやるべきです。

以上のとおり、現時点での課題、問題点を持ったまま来年度から会計制度を移行することは問題があり、市民の立場から見て、この議案には反対するものです。

次に、議案第79号です。

地方自治法231条の3には、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者に対し、期限を指定して督促しなければならないと定められています。しかし、手数料や延滞金については徴収することができるとあり、どうしても徴収しなければならないものではなく、手数料、延滞金のどちらでもよいこととなっています。今回の条例改正は、保育所保護者負担金や公共下水道使用料などの税外収入金を期限後に納付する場合に、1通当たり50円の督促手数料徴収にかわり、納期限の次の日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収するというものです。負担が非常に重いものになるこの条例改正、議案質疑でいただきましたが、対象となるのはわずかな人数であり、延滞金となったときに対象となるケースはさらにわずかなものになるとの答弁でした。

幼稚園の保育料の滞納はここ数年ありませんし、保育所保護者負担金については、了承があれば児童手当からの天引きが可能となったため、今後滞納も減少する見込みであります。一番多い公共下水道料金についても、上水道と一括で督促されており、停水などのペナルティーがあり、直接対応する機会もありますし、住所が不明になり滞納するケースが多いようですので、当局が言うような早期の納付を促す効果については疑問であり、さらに延滞金により滞納額がふえるだけです。

以上のように、延滞金を課さないと一元管理が不可能というのは徴収する側からだけの考えであり、効果についても大いに疑問のあるこの条例改正には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の下水道事業における企業会計の導入については、第1次亀山市総合計画後期基本計画の上下水道の整備の中の施策の方向で、企業会計の導入について明確に記載され、平成24年には亀山市下水道事業地方公営企業法基本計画書にも基づき、公共下水道について平成27年度からの公営企業法の財務規定の適用についても、今日までの委員会でも十分説明を受けてきた経緯も考慮する必要があるのではないかと考えております。また、国からも平成31年度までに特別会計から企業会計に移行する旨の通達があり、県内外の自治体においても企業会計化への動きが活発になってきておるのも事実であります。

このような背景を含め、企業会計化の導入による財務管理は、将来の下水道事業の持続可能な経営を支えていく上で大変必要であります。我々議会への、また市民への説明責任も十分果たすことはできるものと考えております。今後の下水道事業の展開につきまして、市においては財政的にも大きな影響を及ぼすことが見込まれる中、理事者側には整備手法の問題などについて財政面、計画面も含めた十分な検討を要望しておきますが、今回の公共下水道の企業会計への移行に関しては賛成をいたすものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論いたします。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議案第92号新市まちづくり計画の変更について、会派ぱぷらを代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由として、そもそも新市まちづくり計画とは、市のまちづくりの基本方針を定め、新市の方向性を示す極めて重要で市の最上位計画と認識しております。その中で、今回の提案は5年間延長された合併特例債に充当できるであろう8つの想定事業を列記し、その事業実施が可能になるよう、県との協議の中でその枠どりや事業の担保をとっておこうとする極めて手続的で事務的な提案にとどまっています。

本来、市の最上位計画である新市まちづくり計画の変更にあたっての提案は、1つ、その事業が旧市町の一体感の醸成につながっていく事業なのか。2つ目、事業計画や事業費は適切か。3つ目、他の事業で、市にとって喫緊に必要で重要な事業なのか。4つ目、発行可能額約17億2,000万円の中で何の事業を優先するのか。5つ目に、他の補助金や有効な事業債の活用の中で市として最も有利な活用は何なのか。6つ目に、そして最も最優先に活用するとうたっている亀山駅周辺再生整備事業がおおよそ幾らかかって、どの範囲で合併特例債の活用を行おうとするものか。これらの視点で、議会とけんけんがくがくと議論、審議できる材料、資料を持ち合わせて議会に提案するのが二元代表制の中での提案者たる市長に必要な覚悟であり、責務であると考えております。

ただただ、今回は枠組みの担保をとるだけの議案提出であって、個別の事業については第2次実施計画や予算提出のときに審議してくれという議案提案であっては、自主自立が求められる地方自治体の議会の審議内容としては余りにも軽々であり、議会軽視と言わざるを得ない。その意味において、我が会派ぱぷらは予算決算委員会において、より慎重な審議が必要ということで継続審査の提案をしましたが、委員会の採決において、残念ながら認めていただくことができませんでしたので、あえてその立場で反対の立場をとらざるを得ません。

そもそも、亀山市が平成17年1月11日に誕生し、合併前にいろんな合併協議の中で新市まちづくり計画が協議されました。合併後、10年経過し、この27年1月11日に文化会館において10周年記念がとり行われるような予定を聞いておりますが、市長の判断によってその庁舎が凍結になっております、本来なら27年1月11日に新庁舎のロビーにおいて10周年記念をするのが、この最初に申し上げた旧市町の一体感を醸成する大事業であったと私は認識しております。

どうか議員各位の皆さん、亀山市議会として、いま一度この議案を可決することによって、大きな既成事実をつくることであり、議会審議のあり方に大切な落とし物、忘れ物をするような気がしてなりません。議員の皆さんにあっては、いま一度この議案の重さと市長の説明責任の必要性を再認識していただくようお願い申し上げまして、私の反対の討論に対して、議員各位の賛同を切に求めまして反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決を

行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合はその議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、討論のありました議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第74号亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第79号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第79号亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第92号新市まちづくり計画の変更について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第92号新市まちづくり計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第 75 号から議案第 78 号まで及び議案第 80 号から議案第 91 号までの 16 件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

全会一致であります。

議案第 75 号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 76 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第 77 号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第 78 号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第 80 号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 81 号 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

議案第 82 号 平成 26 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 83 号 平成 26 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 84 号 平成 26 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 85 号 平成 26 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 86 号 平成 26 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 87 号 平成 26 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 88 号 平成 26 年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 89 号 平成 26 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 90 号 工事請負契約の変更について

議案第 91 号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第 20、議案第 93 号及び日程第 21、議案第 94 号の 2 件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 93 号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の伊藤ふじ子氏は、平成 27 年 2 月 21 日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 27 年 2 月 22 日から 4 年間でございます。

続きまして、議案第 94 号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の内山玉雄氏は、平成 27 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員と

して推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成27年4月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたところでございますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、議案第93号亀山市教育委員会委員の任命について、通告に従い質疑をいたします。

この4年間、教育長として仕事をされてきましたが、評価できない重大な問題が幾つかあります。

1つは、南小学校の学童保育所について、学校の敷地外が望ましいという教育委員会の従来の答弁を無視した答弁をされた。このことであります。もう1つは、私一般質問でも取り上げましたが、土曜授業の進め方が余りにも乱暴だという点であります。この2つの点について、重大な問題であるというふうに思っております。

そこで、櫻井市長にこの問題をどういうふうに考えて再任の提案をされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この4年間、伊藤教育長には教育行政全般についてしっかりと真摯に取り組んでいただいたものと、このように認識をいたしておるものでございます。その中で、今議員がご指摘いただいた昨年9月の定例会での南小学校の学童保育所についての発言でございますけれども、これはあくまで政策形成過程においてなされた発言であろうかと思いますし、現実問題として、現在は学校敷地の中に設置をさせていただいたものでございます。

さらにもう1点、土曜授業の賛否につきまして議員お触れいただきました。この問題につきましても、全国的にも賛否両論さまざまなご見解があるかというふうに承知をいたしておるものではございますが、亀山市教育委員会としての的確にしっかり取り組んでいただけてきたというふうに考えておるものであります。

今回、伊藤ふじ子氏を教育委員として再任をお願いいたしておりますのは、今日に至ります本市の学力向上への取り組み、さらに新教育委員会制度への移行、川崎小学校の建設及び幼稚園と保育園の一体的取り組みなど、山積するさまざまな子供たちの周辺の問題につきまして、本市の教育行政を取り巻く大きな諸課題に的確に対応いただけるものというふうに考えておるものでござ

いまして、今回の提案につきましては、深いご理解を頂戴したいと考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきましたが、1つは南小学校の問題については、あの答弁があって、本当に議会の中、それから地域、いろんなところから批判やらそういうものが噴出したんですよ。結局、教育民生委員会の中で訂正をせざるを得なかったという経緯があるということですね。だから、やっぱりあの問題は、私は重要な問題だというふうに思っています。

それから、土曜授業については、勘違いされているようですけれども、賛否についてどうこう言っているものではないです。きちんと検証して、その結果として来年度の方針、来年度以降の方針を出すべきものを、その検証すら示されてないんですよ。だから、そんな進め方が本当に子供のこと、生徒のこと、それから保護者のこと、地域の人、もちろん議会も含めて、きちっと考えられた形での進められ方なのかという、このことを問うているのであって、土曜授業の賛否を問うているのではないということ、このことを申し上げておきたいと思います。

余りにも見解が異なりますので、私は納得できませんが、質疑はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

以上で、予定しておりました通告による質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号及び議案第94号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議案第93号及び議案第94号の2件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時53分 休憩）

---

（午後 3時03分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第93号及び議案第94号の2件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第93号亀山市教育委員会委員の任命について、反対の立場

で討論します。

この議案は、来年２月２１日に教育委員として任期満了となる伊藤ふじ子氏を再任するため議会の同意を求めるものであります。

この４年間、伊藤ふじ子氏は教育長として仕事をしてきました。私たち議員団はこの４年間の活動ぶりをつぶさに見詰め、評価した結果、今後４年間、教育委員として再任することに同意できないという結論に達しました。理由は主に次の２点であります。

まず、昨年９月議会で、南小学校の敷地内に学童保育所の設置を求める保護者や地域の人たちの強い要望に対して、これまでの教育委員会の見解を無視して、個人的意見でしかない学校の敷地外が望ましいと答弁したことであります。この答弁に対して、議会を初め、南小の保護者や地域の人たちから強く批判の声が上がったのは当然のことであります。伊藤教育長や教育委員会は、その後の教育民生委員会でこの発言を訂正しましたが、こうした混乱を引き起こした責任は重大であり、教育長としての資質が問われる問題であります。

もう１つの反対の理由は、土曜授業をめぐる進め方が余りにも乱暴なものだったということでもあります。一般質問でただしましたが、今年度の土曜授業はその成果と課題を検証する研究年度という位置づけで行われました。ところが、議会に今年度の検証の結果の報告が全くされないまま、平成２７年度以降の基本方針が示されました。土曜授業については、教職員の勤務体制の問題や地域の団体の行事などの調整の問題など、実施するためには十分に検討すべき課題がありました。

こうした課題がどうだったのか、問題点は出なかったのか検証した上で、来年度以降の方針を決めるべきであります。そうした検証が十分されないまま、議会への報告もないまま、来年度以降の方針を決めるという今回のやり方は余りにも乱暴なやり方と言わざるを得ません。こうした議会無視の姿勢や、土曜授業であらわれた教育現場や児童・生徒、保護者、さらに地域の人たちのことより、国や県が進めることに忠実に従っていくということを優先するという姿勢は、教育長としての資質を疑うものであります。

以上のとおり、児童・生徒や教職員、地域の人たちの立場から見て問題のあるこの議案には反対するものであります。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（前田 稔君）

１６番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第９３号亀山市教育委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第９３号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の、議案第９４号について、起立により採決を行います。



本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第94号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、議員提出議案第4号学童保育所の充実のため「公設を基本とする」ことを求める決議についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいま上程いただきました議員提出議案第4号学童保育所の充実のため「公設を基本とする」ことを求める決議について、決議の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

学童保育所の充実のため「公設を基本とする」ことを求める決議。

現在、急速な少子・高齢化及び核家族化が進展する中で、子供たちを取り巻く環境は大きく変化してきている。中でも、社会情勢を反映して、共働きの家庭やひとり親家庭が増加し、放課後や学校休業日に「安全で安心な生活」を求める声は高まっており、学童保育所の整備は社会的な課題となっている。

政府は、女性の活躍推進を成長戦略の中核と位置づけ、全ての女性が輝く社会づくりに取り組んでおり、亀山市においても、女性が働きやすい環境の整備が急がれている。

これまで、亀山市議会では、平成24年に教育民生委員会が学童保育所を所管事務調査のテーマに設定し、調査・研究を行った結果、「学童保育所の施設については公設を基本とする」ことを櫻井市長に提言した。しかし、その後も市長は「民設民営を基本とする」姿勢を変えていない。

そのような中、亀山市では、来年度において、わかっているだけで100名近い待機児童が見込まれており、3カ所の学童保育所が新たな施設整備に取り組んだが、既存の補助金枠（500万円）で、土地・建物の確保は困難で、うち2カ所の学童保育所は整備を断念せざるを得なかったとのことである。また、本年9月に制定された亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にうたわれるように条件整備をするには、さらに困難をきわめる。老朽化の進んだ施設の更新も喫緊の課題であるが、やはり「民設民営を基本とする」枠内での支援では前進しない。

よって、亀山市議会として、学童保育所の充実のために議会の提言を生かし、施設整備は「公設を基本」として進めるよう強く求めここに決議する。

これをもって、提案理由の説明といたしますので、よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

提案理由の説明は終わりました。

これより、本案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いて、お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

本案は常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、本案について討論を行います。通告はありませんので討論は終結し、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第4号学童保育所の充実のため「公設を基本とする」ことを求める決議は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

#### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

#### 記

1. 事 件 「収納率向上対策」について
2. 理 由 市税等の収納対策について検証を行うとともに、早期納付を促進する効果的な取り組みについて調査・研究を行う。
3. 期 間 平成26年12月17日～平成27年9月30日

平成26年12月17日

亀山市議会議長 前 田 稔 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「まちづくり観光」について
2. 理 由 亀山市の観光資源の発掘・再確認を行うとともに、情報発信や行政のかかわり方について調査・研究を行う。
3. 期 間 平成26年12月16日～平成27年9月30日

平成26年12月16日

教育民生委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 前 田 稔 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「下水道事業の公営企業会計」について
2. 理 由 亀山市の公共下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するとともに、将来的には農業集落排水事業への導入の方向性も示されていることから、公営企業会計について調査・研究を行う。

3. 期 間 平成26年12月15日～平成27年9月30日

平成26年12月15日

産業建設委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 前 田 稔 様

○議長（前田 稔君）

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

平成26年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 3時14分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月19日

議 長 前 田 稔

2 番 西 川 憲 行

11 番 岡 本 公 秀